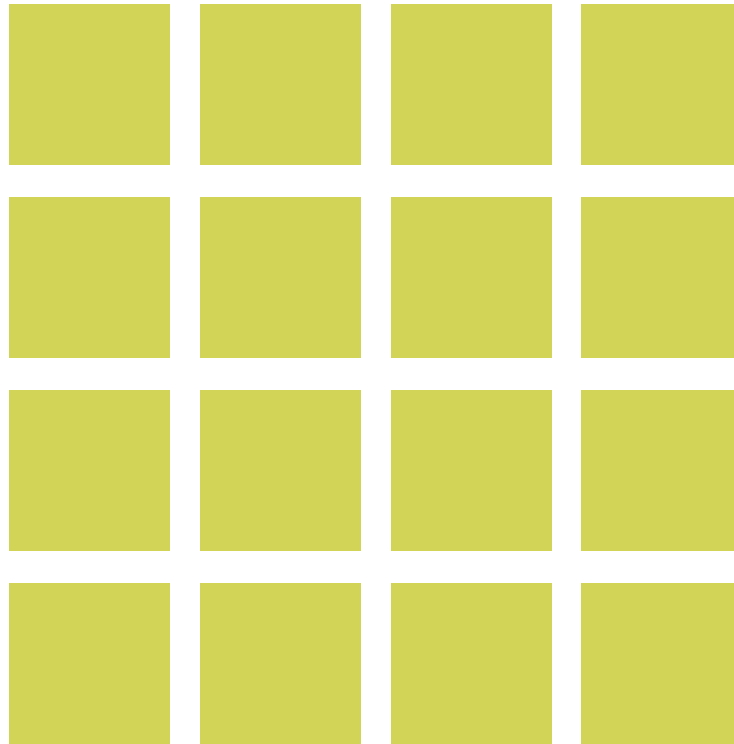


教育課程の編成に関する基礎的研究
報告書 4

諸外国における教育課程の基準
— 近年の動向を踏まえて —



平成 25(2013) 年 3 月

研究代表者 勝野 頼彦
(国立教育政策研究所教育課程研究センター長)

は し が き

国立教育政策研究所のプロジェクト研究「教育課程の編成に関する基礎的研究」（平成 21～25 年度）は、社会の変化の主な動向等に着目しつつ今後求められる資質・能力を効果的に育成する観点から、研究開発学校等の事例の分析や国際調査等を通じて、将来の教育課程の基本原理等を構想することにより、今後の編成に寄与する選択肢や基礎的な資料を得ることなどをねらいとしている。この報告書は、国際研究班の平成 24 年度における研究成果をまとめたものである。

今後の教育課程の基本原理を検討するに当たって参考となる諸外国の教育課程の基準の動向については、これまでも報告書 1 「諸外国における教育課程の基準と学習評価」（平成 21 年度）、報告書 2 「教育課程の諸外国における教育課程の基準」（平成 22 年度）において把握を行ってきた。その後も、継続的に調査研究を行ってきた中で、近年、一部の国において、大きな変化が報告されており、本年度、再度、まとめることが必要となった。まとめにあたっては、報告書 2 の調査項目を用いることとした。今回の報告書では、調査対象国として韓国を加えるとともに近年の変化を明らかにし、各国の最新の情報を収集することとした。

本報告書が今後我が国で教育課程編成の在り方を検討する上で基礎的な資料として活用されることを願うとともに、本研究の実施にご協力いただいた方々に心より感謝申し上げたい。

平成 25 年 3 月

研究代表者
国立教育政策研究所
教育課程研究センター長

勝 野 頼 彦

研究組織（平成25年3月現在）

【研究代表者】

勝野 頼彦（国立教育政策研究所教育課程研究センター長）

【委員】

青木 麻衣子（北海道大学留学生センター 講師）
新井 浅浩（城西大学経営学部 教授）
池田 充裕（山梨県立大学人間福祉学部 准教授）
池野 範男（広島大学大学院教育学研究科 教授）
上原 秀一（宇都宮大学教育学部 准教授）
河崎 美保（追手門学院大学心理学部 講師）
木下 博義（広島大学大学院教育学研究科 准教授）
金 東煜（大邱教育大学科学教育科 教授）
坂野 慎二（玉川大学教育学部 教授）
佐々木 毅（国立教育政策研究所 名誉所員）
杉田 かおり（筑波大学人間系・教育学域 特任研究員）
名取 一好（国立教育政策研究所 名誉所員）
日暮 トモ子（有明教育芸術短期大学子ども教育学科 准教授）
山崎 直也（国際教養大学国際教養学部 准教授）
渡邊 あや（熊本大学大学教育機能開発総合研究センター 准教授）

棚木 紀雄（文部科学省 初等中等教育局教育課程課 教育課程研究開発分析官
兼 国立教育政策研究所 教育課程研究センター基礎研究部 総括研究官）
萬谷 宏之（国立教育政策研究所 研究企画開発部 部長）
宮内 健二（国立教育政策研究所 教育課程研究センター研究開発部 部長）
赤堀 博行（国立教育政策研究所 教育課程研究センター研究開発部 教育課程調査官）
一見 真理子（国立教育政策研究所 国際研究・協力部 総括研究官）
笠井 健一（国立教育政策研究所 教育課程研究センター研究開発部 教育課程調査官）
河合 久（国立教育政策研究所 教育課程研究センター基礎研究部 総括研究官）
今村 聡子（国立教育政策研究所 教育課程研究センター基礎研究部 総括研究官）
二井 正浩（国立教育政策研究所 教育課程研究センター基礎研究部 総括研究官）
松尾 知明（国立教育政策研究所 初等中等教育研究部 総括研究官）
水戸部 修治（国立教育政策研究所 教育課程研究センター基礎研究部・研究開発部 教育課程調査官）

【オブザーバー】

大金 伸光（文部科学省 初等中等教育局教育課程課 教育課程企画室長）
橋田 裕（文部科学省 初等中等教育局 教育課程課教育課程企画室 専門官）
篠原 康正（文部科学省 生涯政策局調査企画課 外国調査官）
岸本 睦久（文部科学省 生涯政策局調査企画課 専門官）
高谷 亜由子（文部科学省 生涯政策局調査企画課 外国調査第二係長）
新井 聡（文部科学省 生涯政策局調査企画課 専門職）
小島 佳子（文部科学省 生涯政策局調査企画課 専門職）
松本 麻人（文部科学省 生涯政策局調査企画課 専門職）

【事務局】

角屋 重樹（国立教育政策研究所 教育課程研究センター基礎研究部 部長）
工藤 文三（国立教育政策研究所 初等中等教育研究部 部長）
猿田 祐嗣（国立教育政策研究所 教育課程研究センター 総合研究官）
後藤 顕一（国立教育政策研究所 教育課程研究センター基礎研究部 総括研究官）
松原 憲治（国立教育政策研究所 教育課程研究センター基礎研究部 総括研究官）
西野 真由美（国立教育政策研究所 教育課程研究センター基礎研究部 総括研究官）
白水 始（国立教育政策研究所 初等中等教育研究部 総括研究官）

目 次

はしがき	i
研究組織	ii
研究概要	iv
I 諸外国における各教科等の種類と授業時数等	1
諸外国の教科の履修について	2
諸外国の教育課程の概要	4
II 諸外国の教育課程の基準の概要	27
アメリカ合衆国	29
イギリス	53
フランス	79
ドイツ	91
フィンランド	105
オーストラリア	121
シンガポール	131
中 国	147
台 湾	159
韓 国	169
III 研究のまとめ 早見表	179

研究概要

本年度の研究は、昨年の研究結果を踏まえ、下記に示す調査項目の枠組みに沿って、各国担当の委員を中心に調査研究を実施した。

<調査項目>

- 1 教育課程の基準の概要
 - (1) 教育課程の基準設定の主体
(国、州、自治体等)
 - (2) 教育課程の基準に係わる法令
(どの内容を法律で決め、どの内容を行政機関の定める政令等で決めているか)
 - (3) 教育課程の基準の性格
 - (4) 教育課程の基準の範囲と内容
 - ア 授業日、授業時数、1単位時間の規定
 - イ 教科等の種類と学年配置
 - ウ 各教科等の目標、内容等の示し方
 - エ その他
 - (5) 改訂の周期と最新の改訂年次
 - (6) 日本と比較した特色
 - (7) 近年の教育課程の基準にかかわる動き
 - (8) その他
- 2 基準の改訂と普及について
 - (1) 基準の改訂の手続き、方法
 - (2) 基準の普及の方法
- 3 教育課程の評価の方法
(教育課程の基準の評価、教育課程の実施状況の評価の方法等)
- 4 児童生徒の学習の評価
 - (1) 基準設定の主体
 - (2) 基準設定の方法
 - (3) 評価方法の種類
 - (4) 評価の内容
 - (5) 評価の結果と課程の修了との関連
 - (6) 学習の記録の様式の設定主体
 - (7) 保護者への通知方法
 - (8) 近年の動き
- 5 その他

I 諸外国における各教科等の種類と授業時数等

- ・ 諸外国の教科の履修について
- ・ 諸外国の教育課程の概要
※ 「近年の動向」を追加

諸外国の教科等の履修について

教科等	日本		アメリカ 小：ワシントンDC 中：ミシガン		イギリス イングランド		フランス		ドイツ ベルリン市	
	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中
国語	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
社会	○	◎	◎	◎	※2	※2	◎	◎	○	◎
算数・数学	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
理科	○	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	○	◎
生活	△						△世界の発見			
音楽	◎	◎	□	□	◎	◎	◎芸術を含む	◎	◎	◎
図画工作	◎			□						
美術		◎	□	□	◎	◎	◎	◎	◎	◎
家庭	○※1	◎		□	※3	※3				
技術		◎		□	◎	◎	○	◎		
体育	◎	◎	□	□	◎	◎	◎	◎	◎	◎
保健体育	○	◎		□						
健康教育				□						
情報				□	◎※4	◎※4				
外国語	○	◎		□	☆	◎	◎	◎	○	◎
総合的な学習の時間	◎	◎						○発見過程		
シチズンシップ					▲☆	◎	○			
道徳	◎	◎			□※5	□※5	○			
宗教					◎	◎				
特別活動	◎	◎						◎学級生活の時間		
進路指導				□	○	◎				
選択教科等		●						●		●プロフィール
その他				単位制	☆性教育	◎性教育		◎個別学習指導1年	◎事実教授	

◎・・・必修 ○・・・中高学年で必修 △・・・低学年で必修 ●・・・選択
▲・・・低学年選択 ☆・・・高学年選択 □・・・学校裁量

※1 5年～ ※2 地理、歴史、市民性の各教科で実施され、日本の社会に相当する教科概念はない。

※3 技術を含む。日本の家庭に相当する教科概念はない。

※4 ICTからコンピュータ（Computing）への名称変更の可能性あり。

※5 人格・社会性・健康・経済教育として、学校裁量で時間を設置している。

教科等	フィンランド		オーストラリア (ビクトリア州)		シンガポール		中国		台湾		韓国	
	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中
国語	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎※9	◎※9	◎	◎
社会	○	◎	◎	◎	◎	△	○※6	◎	○	◎	○	◎
算数・数学	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
理科	◎	◎	◎	◎	○	△☆	○	◎	○※10	◎※10	○	◎
生活							△※6		△			
音楽	◎	◎	◎	◎	◎	△☆	● 必修選択	● 必修選択	○ 芸術と 人文	◎ 芸術と 人文	○	◎
図画工作	◎ 手工	◎ 手工			◎				○ 芸術と 人文			
美術	◎	◎	◎	◎	◎	△☆	● 必修選択	● 必修選択		◎ 芸術と 人文	○	◎
家庭		◎				△	○※8	◎※8	□※11	□※11		◎
技術	◎ 手工	◎ 手工				△☆	○※8	◎※8	○※10	◎※10		◎
体育	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎
保健体育			◎	◎	◎				◎ 健康と 体育	◎ 健康と 体育		
健康教育		◎										
情報			◎	◎		●	○ 総合実 践活動 ※8	◎ 総合実 践活動 ※8	□ ※12	□ ※12		
外国語	○	◎	○	◎	◎	●	○	◎	○	◎	○	◎
総合的な 学習の時間							○ 総合実 践活動 ※8	◎ 総合実 践活動 ※8	◎	◎		
シチズン シップ			○	◎	◎	◎			※13	※13		
道徳					◎	◎	◎※6	◎※7	※13	※13	○	◎
宗教	◎	◎										
特別活動					◎	◎	◎	◎				
進路指導		◎				◎						
選択教科等	◎	◎			☆	☆			□	□		◎
その他	◎ 芸術系選 択科目	◎ 芸術系選 択科目	○ コミュニ ケーション ○ 思考法 ○ 個別学習	◎ コミュニ ケーション ◎ 思考法 ◎ 個別学習	◎ 母語	◎ 母語	□ 「地方 と学校 裁量の 時間」枠 あり	□ 「地方 と学校 裁量の 時間」枠 あり			○ 実科 ◎ 創 意的体 験活動	◎ 創 意的体 験活動

◎・・・必修 ○・・・中高学年で必修 △・・・低学年で必修 ●・・・選択

▲・・・低学年選択 ☆・・・高学年選択

□・・・学校裁量

- ※6 品德と生活／品德と社会 ※7 品德思想
 ※8 情報（「情報技術」と家庭／技術（「労働技術」）の内容は「総合実践活動」に含まれる。
 ※9 「国語（文）」（標準中国語）と各エスニック・グループの言語からなる
 ※10 自然と生活の科学技術
 ※11 「家政教育」が教科横断的に取り組むべき7つの重要議題の1つとされる
 ※12 「情報教育」が教科横断的に取り組むべき7つの重要議題の1つとされる
 ※13 社会学習領域に含まれる

教科の対応関係について：各国の教科構成の事情はそれぞれであり、あくまで目安として示している。

日 本

1. 目的・目標（つきたい力）

- ・ 人格の完成を目指し、教育基本法及び学校教育法に定める目標を達成する。
 - ・ 上記法令に従い、生きる力の育成を目指す。（学習指導要領）
- ※ 生きる力：確かな学力（基礎的・基本的な知識・技能，思考力，判断力，表現力，主体的に学習に取り組む態度など），豊かな人間性，健康や体力など

2. 教科等の種類と授業時数等（小学校 2011 年度，中学校 2012 年度から実施）

教科等	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年	教科等	第1学年	第2学年	第3学年
国 語	306	315	245	245	175	175	国 語	140	140	105
社 会	—	—	70	90	100	105	社 会	105	105	140
算 数	136	175	175	175	175	175	数 学	140	105	140
理 科	—	—	90	105	105	105	理 科	105	140	140
生 活	102	105	—	—	—	—	—	—	—	—
音 楽	68	70	60	60	50	50	音 楽	45	35	35
図画工作	68	70	60	60	50	50	美 術	45	35	35
家 庭	—	—	—	—	60	55	技術・家庭	70	70	35
体 育	102	105	105	105	90	90	保健体育	105	105	105
外国語活動	—	—	—	—	35	35	外国語	140	140	140
道 徳	34	35	35	35	35	35	道 徳	35	35	35
総合的な学習の時間	—	—	70	70	70	70	総合的な学習の時間	50	70	70
特別活動	34	35	35	35	35	35	特別活動	35	35	35
総授業時数	850	910	945	980	980	980	総授業時数	1015	1015	1015

- ・ 本表の時数は単位時間。1 単位時間は、小学校は 4 5 分，中学校は 5 0 分。）
- ・ これらのほか，中学校では選択教科を開設することができる（時数は，各学校が設定）。
- ・ 特別活動については，学級活動に充てる時数のみ本表に示されている。児童会・生徒会活動，クラブ活動及び学校行事に充てる時数は，各学校が設定。

・授業時数等

教育課程を構成する各教科等の種類並びに各学年の年間標準総授業時数及び各教科等の年間標準授業時数は、学校教育法施行規則で定められている（上掲表参照）。

学校における各教科等の授業の1単位時間は、各学校が設定できる。

各教科等の授業は、年間35週以上にわたって行うよう計画することとされている。ただし、各教科等や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、特定の期間に行うことができる。

年間授業日数についての定めはない。

3. 特記事項

平成18年(2006年)に教育基本法が改正され、新たに教育の目標等が規定された。同法第2条は、知・徳・体の調和のとれた発達を基本としつつ、個人の自立、他者や社会との関係、自然や環境との関係、日本の伝統や文化を基盤として国際社会を生きる日本人という観点から具体的な教育の目標が定められた。また、平成19年(2007年)に学校教育法が改正され、義務教育の目標が具体的に示されるとともに、小・中・高等学校等においては、「生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない」と定められた。

このような目標の実現を目指し、知識基盤社会など社会の変化に対応するとともに、内外の学力調査の結果にみられた課題を改善する観点から、平成20年(2008年)、学習指導要領が改訂され、順次実施に移されている。

アメリカ合衆国

1. 目的・目標（つけたい力）

（オバマ大統領演説 2009 年）

教育改革の 5 つの領域を挙げ、その中の「よりすぐれたスタンダードと評価の奨励」では、スタンダードの質を高め世界トップクラスに引き上げて、教育水準を高めていくことが必要であるとし、評価にあたっては「問題解決、批判的思考、企業家精神、創造性などの 21 世紀スキルを測定するものでなければならない」としている。

（松尾知明著『アメリカの現代教育改革』（東信堂，2010，p197）

2. 教科等の種類と授業時数等（小学校：ワシントン DC 中学校：ミシガン州）

	小学校 (例) ワシントン DC	1 年生～ 6 年生	中学校 (ミシガン州の例)
必修教科	英語	約 270 時間	単位制となっており、高校卒業までの最小履修単位数は決められているが、年間授業時数に関する規定はない。 すべての教科について学年ごとのベンチマークおよび指導すべき内容の詳細が示されているが配当時間等の記載はない。学校区の基準においては、各教科・各学年のベンチマーク、教授すべき内容、ならびに他教科との内容の関連等について詳細に示しているが、州の基準と同様に配当時間等の記載はない。
	算数	約 180 時間	
	社会	約 135 時間	
	科学	約 135 時間	
各学校裁量	音楽	約 36 時間	
	図画工作	約 36 時間	
	体育	約 36 時間	
	※実態は多様 ※数字は、科目ごと 1 単位あたりの時間から算出した年間の時間		

（「学校の授業時間に関する国際比較調査」報告書（同研究会：平成 15 年 3 月）

・授業時数等

通常、最小授業日数は多くの州で決められており、概ね 180 日前後であるが、各学区や学校段階ではそれぞれの事情により異なっている場合が多い。1 日当たり最低授業時間も多くの州で決められてはいるが、その内容は大きく異なる。教育段階ごとに細かく規定している州もあれば、そうでない州もあり、全米州教育長協議会（CCSSO）によると、概ね、1 日あたり 5 時間以上、年間 900 時間以上の州は 36 州（2008 年）である。なお、授業時数を規定していない州も、2008 年の段階で 12 州ある。

ミシガン州の場合は、州や学区のカリキュラムフレームワークや教育課程基準の中での授業時数の規定はないが、州法（Michigan Compiled Laws: MCL 388.1701）によると、年間授業時数は、幼稚園が 549 時間、小学校以降が 1098 時間とされている（2008 年）。

3. 特記事項

州ごとに教育課程基準が作成されていて、教科内容はそれぞれ異なる。教科内容の改訂に際しても教科別で全教科が一斉に改訂されるわけではない。

高校の卒業要件は、CCSSO（2008年）のデータによると、6州を除く多くの州で規定されており、高校教育の質保証の観点から、卒業認定試験も28州で行われている。卒業要件に含まれる主要教科以外の教科の単位数は州により多様である。

4. 日本と比較した特色

州ごとに教育課程基準が作成されていて、教科内容はそれぞれ異なる。教科内容の改訂に際しても教科別で全教科が一斉に改訂されるわけではない。

ミシガン州のカリキュラムフレームワークにおいては、各学校区および学校のカリキュラム開発のための詳細な情報が提供されてはいるが、いずれの場合においても拘束力はなく、基本的には各学校の自主的な取り組みが優先されている。しかし、学校区の基準は、その規模にもよるが各学校のカリキュラム作成の場面である程度の影響力を持っている。また、ミシガン州でも、NCLB法により、州の統一試験や予算配分などの関係から、州の基準が各学校におけるカリキュラムの作成に徐々にではあるが影響を与えて始めている。こうした傾向は、ほぼすべての州で同様であると思われる。

5. 近年の動向

2010年6月に全米共通学力基準（Common Core State Standards: CCSS）が公表された。CCSSは、全米州知事会（National Governors Association）と全米州教育長協議会（Council of Chief State School Officers）が、教育関係団体等の意見をききながら策定したもので、英語（English language arts: ELA）と数学の基準が示され、現在までにELAは46州が、数学は45州が採用を決定している。

CCSSは、国際的な調査を踏まえ、児童生徒がグローバル競争に負けないようにすること、高校卒業までに大学や職場に入ってから十分に活動できる力（college and career readiness）を身につけさせることなどを目指している。

連邦政府は、教育予算獲得競争（Race to the Top）資金により、College and Career Ready Standardを採り入れる州政府に資金を提供したり、全米共通学力基準（CCSS）の評価をするためのテスト開発グループ（PARCCとSmarter Balanced）に資金を提供したりして、CCSSの推進を支援している。

No Child Left Behind（NCLB）法（2014年までに全生徒が英語と数学において熟達レベルに達する）については、目標達成が極めて困難になったことから、オバマ大統領は、いくつかの条件を満たせば、NCLBをWaiver（免除）できる道を示した。州政府がWaiverの承認を得るには、College and Career Ready Standardを採り入れたシステムに移行すること、つまり、全米共通学力基準（CCSS）を採用することという条件も含まれている。2013年2月末までに34州がWaiverを得ている。

イギリス

1. 目的・目標 (つきたい力)

(a) 学校および社会における児童生徒の精神的 (spiritual)、道徳的、文化的、知的 (mental)、身体的発達を促し、(b) 在学中の児童生徒をその後の人生における機会、責任、経験に向けて準備させる (2002 年教育法第 78 条)。

2. 教科等の種類と授業時数等

2014 年 9 月から実施予定の草案による。教科の授業時間数については、学校の裁量に委ねられている。

教科		キー・ステージ 1	キー・ステージ 2	キー・ステージ 3
		第 1・2 学年 (5~7 歳)	第 3~6 学年 (7~11 歳)	第 7~9 学年 (11~14 歳)
中心 教科	英語	必修	必修	必修
	算数/数学	必修	必修	必修
	理科	必修	必修	必修
基礎 教科	美術・デザイン	必修	必修	必修
	市民性	選択	選択	必修
	デザイン・技術	必修	必修	必修
	地理	必修	必修	必修
	歴史	必修	必修	必修
	コンピュータ	必修	必修	必修
	近代外国語	選択	必修	必修
	音楽	必修	必修	必修
	体育	必修	必修	必修
	宗教	必修	必修	必修
	PSHE	選択	選択	選択

年間授業日数については 1996 年教育法第 444 条第 6 項 c により、児童生徒が出席すべき最低日数は 200 日と規定されている。

3. 特記事項

2010年5月の労働党から保守党・自由民主党の連立政権への政権交代直後、それまでの子ども学校家庭省が教育省に名称変更された。連立政権は学校カリキュラムとナショナル・カリキュラムが区別されるべきであることを強調し、ナショナル・カリキュラムはすべての児童生徒が共通に学ぶべき主要教科の最低限の内容に係るものであり、学校カリキュラムは学校と教師が自由に開発し実行に移すべきものであることを強調している。

4. 日本と比較した特色

連立政権の下で、ナショナル・カリキュラムに即して教育を行わなければならないとされる学校が減少しているが、それらの学校でもナショナル・カリキュラムは目安として機能している。外部試験が学校のカリキュラム編成に大きな影響力を持っている。どのように教えるかよりも、どのような結果を出すかが重視される。

教科の編成についての考え方が異なり、日本の社会に相当する分野は地理、歴史、市民性の3つの教科で教えられている。また、家庭に相当する教育はないが、食物や衣料についての分野は技術に含まれている。食事についての教育が特に強調され、技術の必修の分野に含まれている。また宗教が法定の教科である。

学校の提供する授業について時間配当を初めとする細かい規定がない点も注目される。このため、例えば英語と英文学、あるいは演劇を同一の教科の枠の中で開設してもよいし、別個の授業として開設してもよい。さらに音楽やICTなどの他の教科と合わせて合科的な授業を行うことも自由である。学校の規模や、第6年級の有無などにより、学校が開設できる教科にかなりの違いがみられ、それぞれの学校の特徴となっている一方で、生徒の要求に十分にこたえられない事例も見られる。上級の学年では、他の学校の授業を受けてもよいので、異なる特色をもった学校間の交流によってこれらの問題を克服しようとする取り組みもなされている。

5. 近年の動向

イギリス(イングランド)における教育課程—ナショナル・カリキュラムをめぐっては、1997年から2010年までの労働党政権の下で進行していた改訂作業が廃棄され、2010年5月に成立した保守党と自由民主党による連立政権の下で、改めて抜本的な作業が急速に進行しており、2014年秋の学期から新しい教育課程による教育が始まる予定である。2011年12月に新しい教育課程の専門家の委員会による枠組み案が発表された後、さらに2013年2月には教育省によって関係方面との協議資料として、より具体的なカリキュラムの枠組みが発表された。その中で、これまでカリキュラムの開発、普及に役割を果たしてきた資格・カリキュラム開発機関(QCDA)が2012年3月に廃止されるなど、開発、普及をめぐる制度的な枠組みも大きく変更されてきた。

カリキュラム改訂にあたっては、2011年11月に成立した教育法の規定を受けて、学習内容を決定する際には、学力の国際比較テストで高い得点を出している国々のそれらをよく研究した上で、高い水準を期待した内容を示すこととしている。その大まかな方向性は、労働党政権がスキルを重視していたのに対して、事実を踏まえた知識を強調し、カリキュラムの実施にあたっては学校や教師によりより多くの自由を与えることである。さらに、既存の公営学校の多くが地方当局から独立した新しい経営形態の学校に転換し、それらの学校はナショナル・カリキュラムに従って教育を行うことを義務付けられないようになっていることも注目される。

カリキュラムの改訂と並行して、「イングランド・バカロレア資格」の導入を軸とする資格制度の改革が進められ、そこでもアカデミックな教科に重点が置かれようとしていることが特徴である。

フランス

1. 目的・目標（つきたい力）

就学を成功裏に達成し、教育を継続し、人格及び職業に関わる将来を構築し以て社会生活に成功するために習得が不可欠な知識技能全体から成る共通基礎知識技能の獲得に必要な手段を、児童・生徒に最低限保障しなければならない。（「共通基礎知識技能」について、法律（教育法典第L. 122-1-1条））

2. 教科等の種類と授業時数等（小中学校の週当たり授業時数）

	基礎学習期 （小学校第 1, 2 学年）	深化学習期 （小学校第 3 ～5 学年）	適応期 中学校 第1学年	中間期 中学校 第2・3学年	進路指導期 中学校 第4学年
教科	週間時間	週間時間	週間時間	週間時間	週間時間
フランス語	10時間	8時間	5時間	4時間	4.5時間
数学	5時間	5時間	4時間	3.5時間	4時間
芸術及び芸術史	9 時間	—	美術 1 時間 音楽 1 時間	美術 1 時間 音楽 1 時間	美術 1 時間 音楽 1 時間
世界の発見		—			
体育			4時間	3時間	3時間
外国語			第一 4 時間 第二 —	第一 3 時間 第二(3 学年のみ) 3 時間	第一 3 時間 第二 3 時間
実験科学技術		11 時間	技術 1.5 時間	技術 1.5 時間	技術 2 時間
人文的教養 — 芸術及び芸術史 — 歴史・地理・公 民道徳教育			生物・地学 1.5 物理・化学 0	生物・地学 1.5 物理・化学 1.5	生物・地学 1.5 物理・化学 2
個別学習			歴史・地理・ 公民 3 時間	歴史・地理・ 公民 3 時間	歴史・地理・ 公民 3.5 時間
個別学習			2 時間	—	—
発見過程			—	2 時間	—
学級生活の時間			年 1 0 時間	年 1 0 時間	年 1 0 時間
自由選択教科				中間期、進路指導期に（ラテン語、地域語、第二外国語、古典語、職業体験）設定されている。	
計	24 時間	24 時間	27 時間	25 時間・28 時間	28.5 時間

出典：小学校は、2008年6月9日省令

中学校は、1996年5月29日省令（2002年1月14日改正）（第1学年）、1996年12月26日省令（2002年1月14日改正）（第2, 3学年）、2004年7月2日省令（第4学年）

・授業時数等

1 単位時間の規定はなく、1 時間は 60 分である。ただし、実際には各学校の裁量で授業時間は 55 分ないし 50 分で定められているものとみられる。

3. 特記事項

小学校では、従来、学校週 5 日制（月、火、木、金、土）のほかに一部地域で学校週 4 日制（月、火、木、金）が行われていたが、2008 年に週 4 日制へと統一された。これに伴い、週授業時数が 26 時間から 24 時間に削減された。

4. 日本と比較した特色

- ① 小学校から原級留置が行われており厳格な課程主義が採用されていること
- ② 義務教育段階において「共通基礎知識技能」に基づいて教育課程の基準が設定されていること
- ③ 後期中等教育段階で普通科の中にも複数のコースがあること、などを挙げることができる。

5. 近年の動向

2002 年の大統領選挙で保守派のシラク大統領が再選され、保革共存が解消し、保守政権が誕生した。シラク大統領は、社会党ミッテラン大統領の下で制定された教育基本法（ジョスパン法）に代わる新しい教育基本法として学校基本計画法（フィヨン法）を 2005 年に制定した。2005 年学校基本計画法（フィヨン法）により「共通基礎知識技能」の制度が設けられたのに伴い、小中学校の学習指導要領の全面改訂が進められている。小学校では、従来、学校週 5 日制（月、火、木、金、土）のほかに一部地域で学校週 4 日制（月、火、木、金）が行われていたが、2008 年に週 4 日制へと統一された。これに伴い、週授業時数が 26 時間から 24 時間に削減された。

高等学校においても、2010 年以降、教育課程の基準の全面改訂が進められている。

職業高等学校の修業年限が、2009 年に 2 年又は 4 年から 2 年又は 3 年へと変更されたのに伴い、教育課程の基準の全面改訂が進められている。従来、職業高等学校には、2 年制の職業資格取得課程とその修了後に進学する 2 年制の職業バカロレア取得課程が設けられており、修業年限は 2 年又は 4 年であった。職業バカロレアは、3 年制の高等学校で取得する普通バカロレア・技術バカロレアと同等の資格である。新制度においては、職業バカロレア取得の年限を 3 年に短縮するため、職業高等学校には、入学後 2 年で職業資格を取得する職業資格取得課程に並置する形で、入学後 3 年で職業バカロレアを取得する職業バカロレア取得課程が置かれることとなり、修業年限が 2 年又は 3 年に改められた。

その後、2012 年には社会党のオランド大統領に政権交代した。オランド大統領は、フィヨン法に代わる教育基本法の制定を目指している。

ドイツ

1. 目的・目標（つきたい力）

学校は、職業的及び人格的発達課題に立ち向かい、自分の生活を積極的につくり、社会的文化的経済的生活に責任を持って参加し、社会の将来をともにつくるために、決定を自分で行い、自立的に学習する立場となるよう、知識、能力、技能、世界観を伝達するものとする。
 （ベルリン市：学校法第3条に[教育目的 Bildungs- und Erziehungsziele]）

※ドイツ基本法第7条に教育関連事項があるが、連邦レベルで教育の目的は規定されていない。教育の目的は各州の所管事項である。

2. 教科等の種類と授業時数等 ベルリン市基礎学校の週当たりの授業時数（2005年）

授業科目	学校開始段階		学年			
	1	2	3	4	5	6
ドイツ語	(6)	(7)	7	7	5	5
事実教授	13(2)	14(2)	3	5		
算数	(5)	(5)	5	5	5	5
芸術	2	2	2	2	2	2
音楽	2	2	2	2	2	2
スポーツ	3	3	3	3	3	3
外国語			2	3	4	5
理科					4	4
地理					3	3
歴史/政治教育						
重点教育						
合計時数	20	21	24	27	30	31
トルコ語を母語とする場合のトルコ語	5	5	5	5	3	3

*なお、ベルリン市の場合、年間授業時数での規定もあるが、年間40週として計算されており、授業時数はこの40倍になっている。(Quelle: Grundschulverordnung-GsVO vom 19. Januar 2005)

表2 ベルリン市ギムナジウムの週当たりの授業時数（2005年から）

授業科目/学習領域	学年毎の週時数			
	7	8	9	10
必修授業				
ドイツ語	4	4	4	4
数学	4	4	4	4
第1外国語	3	3	3	3
学習領域 理科				
生物			2	2
化学	4	4	2	2
物理			2	2
学習領域 社会科学				
歴史/公民	2	2	2	2
地理	1	1	1	1
倫理	2	2	2	2
音楽	2	3	3	3
芸術	2			
スポーツ	3	3	3(2)	(2)
選択必修授業	-	-	2(5)	2(5)
プロフィールの時間	2	3	2(-)	2(-)
合計	33	33	34(34)	34(34)

*なお、ベルリン市の場合、年間授業時数での規定もあるが、年間40週として計算されており、授業時数はこの40倍になっている。

・授業時数等

① 総授業時数の規定・週当たりで授業時数が定められている。年間総授業時数は規定されていない。

② 各教科等の配当授業時数の規定

各州の文部省が週当たりの授業時数を定めている場合が多い。一般に年間時数では考えられていない。年間の授業を行う週は、一般に38週で考えられているが、行事やプロジェクト授業等でここから授業時数が減少する。学年毎ではなく、複数学年を括りとして授業時数を規定する州が多い。

③ 1単位時間

授業の単位時間は45分である。

3. 日本と比較した特色

州毎に異なる規程が存在するドイツと日本を比較することは、難しい。しかし諸能力を明示した上で教育内容を定める傾向がみとれる。ベルリン市の事例でいえば、諸能力（コンピテンシー）が提示され、その水準が設定され、それに対応した内容が提示されている。ベルリン市の提示した諸能力（コンピテンシー）は、全体を行動能力として示し、具体的には、①事実能力、②方法的能力、③社会的能力、④個人的能力に区分している。

4. 近年の動向

2001年12月の「PISAショック」以降、ドイツでは急速に教育改革が進められている。KMK（常設文部大臣会議）は、各学校の終了段階における教育水準（スタンダード）を提示し、各州の学習指導要領はこの教育水準に準拠して作成されることが合意された。これまでにKMKに作成された教育スタンダードは、第4学年（基礎学校）終了時（ドイツ語、算数）、第9学年（ハウプトシューレ）終了時（ドイツ語、数学、外国語）、第10学年（実科学校）終了時（ドイツ語、数学、外国語（英語/仏語）、理科（物理、化学、生物）、第13(12)学年（ギムナジウム）終了時（ドイツ語、数学、外国語（英語/仏語））。

各州は、それぞれの学習指導要領をこの教育スタンダードに合わせて作成するように求められている。ドイツ（ドイツ連邦共和国）は、16の州からなる連邦国家である。教育に関する事項はドイツ基本法第7条第1項により、各州の事項とされている。このため、学習指導要領等の教育課程の基準は、各州で作成する。共通の学習指導要領を作成する州も現れた。

2008年に改訂されたノルトライン・ヴェストファーレン州基礎学校の学習指導要領では、獲得すべき能力と知識、教科等の種類、各教科の課題と目標、各教科の内容と重点、各教科で獲得が期待される能力、支援と評価等が規定されている。

評価手法として、全州共通のテストが実施されるとともに、州統一のアビトゥア試験（高校卒業試験であり、同時に大学入学資格でもある）を実施する州がほとんどとなっている。

フィンランド

1. 目的・目標 (つきたい力)

「人として、社会の一員としての成長」「生きるために必要な知識と技能」「教育の機会均等の推進と生涯学習の基盤づくり」(基礎教育における国家目標と授業時数に関する政令) という3項目に編成したコンピテンシー

2. 教科等の種類と授業時数等 (授業時数配分に関する国の基準)

(1) 現行の教育課程基準

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	合計
母語	14		14			14				42
A言語 8					8				16
B言語 6									6
算数・数学	6		12			14				32
環境	9				3		7			31
生物・地理										
物理・化学					2		7			
健康教育					3					
宗教/倫理	6					5				11
歴史・社会 3					7				10
音楽	26			4-		3-			56	
美術				4-		4-				
工芸				4-		7-				
体育				8-			10-			
家庭科 3									3
進路指導 (キャリア教育) 2									2
選択科目	(13)									13
最小授業時間数	19	19	23	23	24	24	30	30	30	222
自由選択 (A言語) (6)					(6)				(12)

※ 数字の横の-はその数字が最小限のものであることを示している。

※ A言語及びB言語は、母語以外の言語教育に関する科目であり、いずれかに第二公用語を含むことが規定されている。

出典：Valtionevoston asetus perusopetuslaissa tarkoitettujen opetuksen valtakunnallisista tavoitteista ja perusopetuksen tuntijaosta 1435/2001.

「基礎教育法施行規則」(Perusopetusasetus)において、週当たりの最低授業時間数が記されている。これによると、最低授業時間の基準は、基礎学校1-2年生19時間、3-4年生23時間、5-6年生は24時間、7年生以上30時間である。多くの自治体は、これよりも若干多い時間数を自治体の最低授業時間数として、基準を示している。但し、同規則の該当箇所は2012年に修正されている(次項参照)。

また、同規則第4条2項には、1日当たりの授業時間数の上限が示されている。これによると、基礎学校1-2年生は1日5時間まで、3年生以上は7時間までである。但し、7-9年生については、一時的であれば、さらに1時間の増加が認められている。

1単位時間についても、同規則において、最低45分とすることが定められている(第3条4項)。

(2) 次期教育課程基準 (2016年施行予定)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	合計
母語	14		18			10				42
A言語 9					7				16
B言語 2									6
算数・数学	6		15			11				32
環境	4		10			7			31	
生物・地理										
物理・化学	7									
健康教育	3									
宗教/倫理	2		5			3				10
歴史・社会 5					7				12
音楽	2		4			2			56	
美術	2		5			2				
手工芸	4		5			2				
体育	4		9			7				
家庭科 3									3

芸術系選択科目	6			5			11			
進路指導 (キャリア教育)			2			2			
選択科目	9						9			
最小授業時間数	19	19	22	24	25	25	29	29	30	222
自由選択 (A 言語)			(12)			(12)			
自由選択 (B 言語)			(4)			(4)			

※ A 言語及びB 言語は、母語以外の言語教育に関する科目であり、いずれかに第二公用語を含むことが規定されている。

出典：Valtioneuvoston asetus perusopetuslaissa tarkoitettujen opetuksen valtakunnallisista tavoitteista ja perusopetuksen tuntijaosta 422/2012.

前述のとおり、週当たりの最低授業時間数を定めた「基礎教育法施行規則」(Perusopetusasetus) の該当箇所は、教育課程基準の改訂を前に、2012 年、修正されている。これによると、最低授業時間の基準は、1－2 年生 19 時間、3 年生 22 時間、4 年生 24 時間、5－6 年生は、週当たり 25 時間、7－8 年生 29 時間、9 年生 30 時間である。その他の記述については、変更はない。

3. 日本と比較した特色

教育課程の内容に限定すると、学年区分ごとに望ましい成果が規定され、到達目標として、また、評価基準としての機能を担っている点に特徴がある。また、教科内容以外では、補習や家庭と学校の連携など子どもの学習支援体制や私学教育を含む特徴的な教育方法に基づく教育について明記している点は、フィンランドにおいても新たに盛り込まれた記述であり、また、日本とは異なる点でもある。

4. 近年の動向

教育課程基準の改訂の基盤となる「基礎教育法に基づく国家目標と授業時数に関する政令」(Valtioneuvoston asetus perusopetuslaissa tarkoitettujen opetuksen valtakunnallisista tavoitteista ja perusopetuksen tuntijaosta) が 2012 年 6 月、国会において承認され、基礎教育教育課程基準の改訂に向けた動きが具体化している。

上記のとおり、基礎学校の教育課程基準の改訂の基盤となる「基礎教育法に基づく国家目標と授業時数に関する政令」(Valtioneuvoston asetus perusopetuslaissa tarkoitettujen opetuksen valtakunnallisista tavoitteista ja perusopetuksen tuntijaosta) が 2012 年 6 月、国会において承認された (422/2012)。なお、教育課程基準に関するワーキンググループにおける本政令について議論は、『未来の基礎教育－国家目標と授業時数配分』(Tulevaisuuden perusopetus -valtakunnalliset tavoitteet ja tuntijako) として報告書にまとめられている。

新たな政令の下定められた国家目標は、現行カリキュラム同様、「人として、社会の一員としての成長」「生きるために必要な知識と技能」「教育の機会均等の推進と生涯学習の基盤づくり」という 3 つの項目のもとに設定されている。

授業時数については、当初時間増の方針であったが、財政的な問題等もあり、合計時間数は現状が維持されている。また、同時に学年ごとの最小授業時間数を定めている基礎教育法施行規則 (Perusopetus asetus) 第 3 条も改正されている。

表 1：基礎教育法施行規則改正前後の学年別週あたりの授業時間数に関する規定の比較

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	合計
改正前	19	19	23	23	24	24	30	30	30	222
改正後	19	19	22	24	25	25	29	29	30	222
変化	0	0	-1	+1	+1	+1	-1	-1	0	

具体的な変化

- 1) 各教科の授業時間に関して、環境、歴史・社会、芸術系科目が増加し、環境以外の理科系科目、宗教／倫理が減少している。
- 2) 芸術系選択科目が新設された一方、従来の選択科目の授業時間は減少している。
- 3) 最小授業時間数には含まれない自由選択の B 言語が新たに設定されている。
- 4) 各学年の授業時間数では、第 4－第 6 学年の授業時間数が増加し、第 3、第 7、第 8 学年の授業時間数が減少している。
- 5) 授業時間数における学年区分は、現行の教育課程基準においては第 1・2 学年、第 3－5 学年、第 6－9 学年という区分が主であったが、新たな教育課程基準では第 1・2 学年、第 3－6 学年、第 7－第 9 学年という、伝統的な区分に戻っている。
- 6) 授業時間数の配分においても、学年別の配分に関する規定が以前より強化されている。

オーストラリア

1. 目的・目標 (つきたい力)

現在開発中の「オーストラリアのカリキュラム」では、国家教育指針「メルボルン宣言」(2008年)で掲げられた「学校教育が公正さと卓越性を促進し、すべてのオーストラリア人が成功した学習者、自信に満ちた創造的な個人、活動的で分別のある市民(citizens)になる」ことがねらいとされている。そのため、「オーストラリアのカリキュラム」は、教科に基づいた学習領域(discipline-based learning areas)のほか、汎用的能力(general capabilities)、領域横断的な優先事項(cross-curriculum priorities)の三領域で構成される。「汎用的能力」は、学習領域をまたがって開発・応用される必要のある知識、スキル、行動および態度を示したものであり、具体的には、リテラシー、ニューメラシー、ICT技能、批判的・創造的思考力、倫理的行動、異文化理解、個人的・社会的能力の七つの知識、スキル等が含まれる。また、「領域横断的な優先事項」には、すべてのオーストラリア人の子どもが学習すべき現代的課題として、アボリジナルおよびトレス海峡島嶼民の歴史と文化、アジアおよびアジアとのかわり、持続可能性の三つが含まれている。なお、「オーストラリアへのカリキュラム」への段階的移行に伴い、各州政府は現在、現行の州教育課程基準との調整に従事している。ビクトリア州の新たな教育課程基準(AusVELS)では、上記三領域は、現段階では、「教科ごとの学習」、「身体的・個人的・社会的学習」、「領域横断的な優先事項」と理念的に代替可能だと見なされている。

2. 教科等の種類と授業時数等

表. AusVELS (ビクトリア州学校教育課程基準) でスタンダードの設定されている学習領域

AusVELS レベル (FはFoundation)	F	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
身体的・個人的・社会的学習											
シヴィック・シティズンシップ教育				○	○	○	○	○	○	○	○
健康と身体の学習	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
対人関係の発達	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
個別学習				○	○	○	○	○	○	○	○
教科ごとの学習											
芸術 (Arts)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
英語 (AC)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
人文科学				○	○						
人文科学－経済学						○	○	○	○	○	○
人文科学－地理学						○	○	○	○	○	○
人文科学－歴史 (AC)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
言語 (Pathway 1, 2が存在)						○	○	○	○	○	○
数学 (AC)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
理科 (AC)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
教科の枠を超えた学習											
コミュニケーション						○	○	○	○	○	○
デザイン・創造性・科学技術				○	○	○	○	○	○	○	○
ICT		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
思考法				○	○	○	○	○	○	○	○

※オーストラリアでは、学校教育カリキュラムは、基本的に、各学校が開発・実施するものとされている。そのため、これらはいくまでもスタンダードの提示であり、必ずしも各学年で提供される教科を示すものではない。なお、表中 (AC) は「オーストラリアのカリキュラム」(現在開発中で段階的導入が決まっているナショナル・カリキュラム) を示す。

出所: AusVELS ウェブサイト (<http://ausvels.vcaa.vic.edu.au/>) より作成

・授業時数等

州立学校では、1週間の授業時数が少なくとも25時間なければならないと規定している（「学校教育に関する政策・助言の手引き（School Policy and Advisory Guide）」）。ただし、1単位時間についての規定は、明文化されていない。

3. 特記事項

オーストラリアでは、学校教育カリキュラムは、基本的に、各学校が開発・実施するものとされている。そのため、AusVELSで示されるのは、焦点をあてるべき学習の内容とスタンダードの提示であり、必ずしも各学年で提供される教科を示すものではない。特にビクトリア州では、「学校全体でのカリキュラム計画（whole school curriculum plan）」が重視されており、各学校は、その地理的・社会経済的状况を考慮しつつ、児童生徒一人ひとりの発達・成長に即したカリキュラムの開発が求められている。また、AusVELSでも、ナショナル・カリキュラムである「オーストラリアのカリキュラム」でも、「汎用的能力」（VELSでは「身体的・個人的・社会的学習」が類似）および「領域横断的な優先事項」が、教科の学習と同様、重要視されている点も特徴である。

4. 日本と比較した特色

- ①カリキュラム開発の主体があくまでも学校・教員にあるため、教育課程基準が教員向け資料やモデル校での実践例、教員研修等とあわせて提供されていること
- ②近年ではその蓄積および活用を容易にするため電子媒体のみでの配信を行っていること
- ③教科の枠を超えて身に付けるべき「汎用的能力」の育成が重視されており、それを軸にしてもカリキュラムが構成し直せる（表示可能である）こと

5. 近年の動向

オーストラリアでは、2008年以降、ナショナル・カリキュラム（「オーストラリアのカリキュラム」）の開発が段階的に進められている。2013年には、第一段階として、英語、算数・数学、歴史、科学の四教科がすでに一年間の試行期間を経て、一部の州を除き各州で導入・実施されている。その後、第二段階として地理、言語、芸術の三教科が、さらに第三段階として保健体育、シティズンシップ教育、経済とビジネス、科学技術および後期中等教育のカリキュラムが随時開発・導入される予定である。

ナショナル・カリキュラムの開発・導入は、国家教育指針「メルボルン宣言」（2008年）で掲げられた「学校教育が公正さと卓越性を促進し、すべてのオーストラリア人が成功した学習者、自信に満ちた創造的な個人、活動的で分別ある市民（citizens）になる」との目標を実現する上で必要不可欠な行動領域の一つと見なされている。そのため、「オーストラリアのカリキュラム」では、教科に基づいた学習領域（discipline-based learning areas）とともに、汎用的能力（general capabilities）、領域横断的な優先事項（cross-curriculum priorities）がその構成要素として同等に重視されている。

「汎用的能力」は、学習領域をまたがって開発・応用される必要のある知識、スキル、行動および態度を示したものであり、具体的にはリテラシー、ニューメラシー、ICT技能、批判的・創造的思考力、倫理的行動、異文化理解、個人的・社会的能力の七つの知識、スキル等が含まれる。また、「領域横断的な優先事項」には、すべてのオーストラリア人の子どもが学習すべき現代的課題として、アボリジナルおよびトレス海峡島嶼民の歴史と文化、アジアおよびアジアとのかかわり、持続可能性の三つが含まれている。

シンガポール

1. 目的・目標（つきたい力）

教育到達目標（Desired Outcomes of Education: DOE）が学校種ごとにあり、例えば小学校では以下の通りである。

- ・ 善悪を区別する・他者と共有し、その立場を尊重する・他者と友情を築く
- ・ 物事に対して生き生きと好奇心を抱く・自分で考え、表現する・仕事に誇りを持つ
- ・ 健康的な生活習慣を形成する・シンガポールを愛する

1990年代後半から、「考える学校、学ぶ国家」(Thinking School, Learning Nation) のスローガンを掲げて、全ての個人が持つ多様な能力の中に“革新力”や“創業精神”(Innovation & Enterprise: I&E) を芽吹かせることで、自国の経済発展に結びつけようという戦略が取られ始めている。2002年11月、教育省はDOEの理念を効果的に運用するためにワーキングチームを立ち上げ、翌03年10月に「ブルー・スカイ」(Blue Sky) フレームワークを発表した。DOEの目標群はともすると総花的な面があったが、ブルー・スカイでは、「革新・創業精神」(spirit of Innovation and enterprise: I&E) の育成に焦点化することで、具体的な達成への道筋を示そうと図っている。I&Eの定義—基本的な技能・資質は以下4点である。

- ① 知的な好奇心と進取の精神…仮説を立て、探究・検証し、独創的に考える力
- ② 強固な人格…情熱、忍耐力、剛健さ、克服力を強く備えた人間性
- ③ 勇気…曖昧さに対峙し、新しい発想で物事を考え、リスクを計算して生き抜く力
- ④ 奉仕精神 …チームに奉仕し、チームを率い、一つのチームとして闘う意欲、コミュニティへの報恩の心

2. 教科等の種類と授業時数等

1単位時間は、小学校は30分、中学校では35-40分である。CCAを除いた、1日の授業時数は原則10時限である。つまり、小学校の場合は、10時限×30分で1日の授業時間は5時間となる。

小学校（6年間）

教科	基礎段階（1-4学年）	オリエンテーション段階（5・6年）
英語	32%	基礎段階の教科のうち、英語、民族母語、数学、理科については、上級、標準、基礎の3段階から選択して履修
民族母語	26%	
数学	22%	
理科	各教科合計で20%（理科については3年次より）	
公民・道徳		
美術・工芸		
音楽		
保健		
社会		
体育		

中学校「普通（学術）(Normal (Academic))」コース（5年間）

【言語科目】 英語、民族母語（標準／上級／基礎から選択）、第三言語（マレー語、中国語から選択）
【人文・芸術科目】 (1・2年次) 地理、歴史、英文学、ビジュアル・アーツ、音楽 (3・4年次) 人文総合（歴史・地理・文学・社会）のほか、選択科目（地理、歴史、英文学、中国文学、美術・デザイン、オフィス事務）から2～4科目を履修
【数理科目】 (1・2年次) 数学、理科、デザイン・工学、家政 (3・4年次) 数学のほか、選択科目（応用数学、総合理科、デザイン・工学、食品・栄養、コンピュータ実用、会計原理）から2～4科目を履修
【非試験必修科目】 CCA、CIP、公民・道徳、生活・進路指導、国民意識教育、体育、プロジェクト・ワーク

3. 特記事項

小学校では、1-4 学年までを基礎段階と位置づけており、選択科目の設定はないが、5 学年からは前述の通り、英語、民族母語、数学、理科については、上級 (higher) / 標準 (standard) / 基礎 (foundation) の 3 段階から選択・履修することになる。

中学校では、1・2 学年は必修科目が大部分であるが、3・4 年次では成績や進学希望先に応じて、一部の教科を除き、ほとんどの科目を選択科目群の中から選択・履修する。

教育政策全般において、試験結果に基づいて生徒を学力別クラスに配分するなど、“能力志向” (ability-driven) 型の教育理念が浸透している。価値教育や CCA、体育などは必修科目であるが、授業科目全体としては選択科目が教育課程の柱として位置づけられている。

4. 日本と比較した特色

①小学校高学年で言語科目が習熟度別コースに、また中学校は学力別クラスに分けられることから、同一学年や同一教科であっても、コースやクラスによって教育課程の水準や内容が異なっている。

②後述の通り、国家試験である初等教育段階の「小学校卒業試験」(Primary School Leaving Examination: PSLE)、中等教育段階での GCE 試験を通じて、教育省が全ての児童・生徒の学力データを常時把握し、精度の高い学力動向分析を行っている。

③第 1 次 (1997-2002) 教育 ICT マスタープランの段階で、全ての学校で授業時間の 30% で ICT を利用するという目標を掲げ、現在では全国の学校、全ての教科で ICT を利用した授業が普及している。教育省の WEB サイトには検定済みのネットワーク活用型のインタラクティブ教科書 (“i-Text”) のリストも掲示されている。

④公民・道徳のほか、国民意識教育の時間が設けられ、自国の近現代史を学び、愛国心を涵養する体験型・課題発見型の教育活動が展開されている。

5. 近年の動向

1. 教育課程の編成に関わる情報

①初等教育検討・実施委員会 (Primary Education Review and Implementation Committee : PERI) 報告書の提出 (2009 年 3 月) …初等教育段階の教育課程等の改革方針をまとめ、①学習内容と教授法の改革、②非学術 (Non-Academic) 科目の重視、③全人教育に対応した評価制度の導入、④二部制から一部制への移行などを提起。

②中等教育検討・実施委員会 (Secondary Education Review and Implementation Committee : SERI) 報告書の提出 (2010 年 12 月) …中等教育段階の教育課程等の改革方針をまとめ、①より社会性や情動の成長を促すようなキャリア指導の実践、②人間性・市民性・倫理観の育成、③後期中等教育進学に向けての学力強化、④中等教育の機会の拡大、⑤ICT 学習の促進などを提起。

2. 教育課程の編成に関わる注目すべき話題

①体育・美術・音楽 (PE・Art・Music: PAM) 教育の強化…①全ての小学校に 2 つの PAM 専用施設を設置、②体育科・芸術科教諭の職能開発のために専門のアカデミーを設立、③音楽と美術の専任教員の配置、④体育の授業時数を増加。

②人間性・市民性教育 (Character and Citizenship Education: CCE) の導入…2014 年から小学 1・2 年と中学全学年で CCE を導入 (小 3~6 年は 2015 年から導入)。キャリア教育 (Education and Career Guidance)、セクシュアリティ教育 (Sexuality Education: SEd)、サイバー教育 (Cyber Wellness) も扱う。2012 年に改訂された新しい SEd プログラムの指針では、セクシュアリティに関する身体的、情緒的、社会的、知的、倫理的な側面を取り上げて、全人的なアプローチ (holistic approach) による教育が強調されている。

中国

1. 目的・目標（つきたい力）

国民の資質向上のために、創造力と実践能力の育成に重点を置き、児童生徒の一人一人の心身の発達を促すとともに、生涯にわたって学習することができる力を身につけさせること（基礎教育課程改革要綱（試行））

2. 教科等の種類と授業時数等

下表は国が定める義務教育段階の教育課程基準である。国の基準を参考にして、省・自治区・直轄市ごとに教育課程基準が策定される。

表：義務教育段階の教育課程基準

教科	1・2 学年	3～6 学年	7～9 学年	時間配分 (%)
品德と生活※1	●	●	●	7～9
歴史と社会			●※2	3～4
科学		●	●※3	7～9
言語・文学	●	●	●	20～22
算数・数学	●	●	●	13～15
外国語		●	●	6～8
体育	●	●	●	10～11
芸術※4	●	●	●	9～11
総合実践活動		●	●	7～8
地方及び学校が定める課程				10～12
週時間	26	30	34	274
年時間	910	1050	1190（第9学年：1122）	9522

※1：1・2 学年は「品德と生活」、3～6 学年は「品德と社会」、7～9 学年は「品德思想」と学年が上がるに従って名称が変わる。※2：又は歴史、地理を選択。※3：又は生物、物理、化学を選択。※4：又は音楽、美術を選択。

出典：教育部「義務教育課程設置実験方案」2001 年。

北京市の義務教育課程基準と配当時数（6-3 制用）

年次 週あたり時数（コマ） 科目	1									2									3									4									5									6									7									8									9									九年間の授業時数総計																																						
	品德・生活	2									2																																																																								661—694																																					
品德・社会										2									2									2									2																																																						309																													
思想品德																																																																																		309 又は 315																																						
歴史・社会																																																																																		309																																						
科学										2									2									2									2																																													280																																						
科学																																																																																		445																																						
物理																																																																																		169																																						
化学																																																																																		99																																						
生物																																																																																		175																																						
言語・文学	8									8									6									6									6									6									5									5									5-6									1915-1948																																						
数学	4									4									4									4									5									5									5									5									1390																																															
外国語	2-3									2-3									3									3									3									3									4									4									972-1042																																															
体育	3-4									3-4									3									3									3									3																											939-1009																																															
体育・健康																																																																																		939-1009																																						
芸術	4									2									4									2									4									2									1									2									1									2									1									2									1									976		
音楽	4									2									4									2									4									2									1									2									1									2									1									488																				
美術	4									2									4									2									4									2									1									2									1									2									1									488																				
総合実践活動	うち：労働技術																		110																		100																		210									630																																																								
	うち：情報技術																		70																		70																		140									630																																																								
	研究的学習																																																																								140																																															
	地域奉仕・社会実践活動																		140																		140																		280									630																																																								
地方及び学校 が定める課程	うち：書写																		1									1									1									1																																													140																													
	自主配置																																																																																										655-865																													
週あたり時数 （合計）	26									26									30									30									30									30									34									34									34																																													9522		

出典：北京市教育委員会「北京市実施教育『義務教育課程設置実験方案』的課程計画（試行）」、2004 年。

・授業時数等

1995年から学校週5日制を実施している。

国の基準では、年間授業期間35週、学校裁量2週、期末試験期間2週（初級中学最終学年の第2学期は授業期間を2週減らし、試験期間を2週増やす）、休暇13週となっている。1年は2学期制。1単位時間は、一般に、第1～第6学年（小学校）は40分、第7～第9学年（初級中学）は45分。北京市では、年間授業期間35週、1単位時間40～45分。上海市では、年間授業期間34週、1単位時間は、第1～5学年では35分、第6～第9学年では40分。

3. 特記事項

中国では教育課程の基準は国が定めており、これを省・自治区・直轄市が地域の実情に合わせて調整して実施できることになっている。しかし、全国同一の基準が多く地域で実施されてきた。運用面の画一性や基準自体の画一性が問題として指摘されてきたにもかかわらず、暗記中心の知識詰め込みによる教育が長年続いており、地域や児童・生徒の多様な要求に対応できていない状況が見られた。その背景には、過熱した受験競争の存在があった。

こうした受験対応型の教育を克服するために、教育部は1990年代後半より「資質教育（素質教育）」の実施を提唱している。資質教育とは、受け身、丸暗記といった学習の現状を反省し、創造力や実践能力など、子どもの持つ様々な資質を育て伸ばす教育のことである。1999年に中国共産党中央と国務院（内閣）が開催した全国教育工作会議において、資質教育の全面的推進が国の教育改革の中心課題に据えられることになった。この資質教育の推進という方針のもと、教育課程の基準の改訂作業が行われている。

2001年、教育部は1993年の教育課程の基準を見直して新しい基準を公表した。この基準においても徳育の不徹底、学習内容の偏り、過重な学習負担等の課題がみられ、時代に即して教える内容をさらに見直すこととなった。専門家、教師、児童生徒からの意見等を踏まえ、2011年末に各教科内容の基準の改訂版（義務教育課程標準（2011年版））を公表した。

4. 日本と比較した特色

○国が定めた教育課程の基準に基づき、各省・自治区・直轄市ごとに教育課程基準を設定できる。例えば、基準上、外国語は小学校3年から開始となっているが、北京市や上海市では1年から開始されている。

○義務教育段階の区切りも、地域によって、6-3制の場合と5-4制の場合がある。教育課程の基準は、従来、初級中学と高級中学を一貫した課程とみなし編成されていたが、1992年から小学校と初級中学を9年制義務教育の連続する課程として捉えて編成されるようになった。なお、上海市では高級中学までを一体とした教育課程編成がなされている。

○新しい教育課程を全国実施するに当たっては、まず一部地域で先行的に実施し、その結果を踏まえて本格実施に移している。

○各教科の授業時間の配当を割合で示し、地域や学校が現状に応じて弾力的に設定することができるようにしている。

○地方や学校の特色を生かした教育課程編成づくりを推進している。教育課程を「国が定める課程」「地方が定める課程」「学校が定める課程」から成る3層構造とし、地方や学校に教育課程の編成権を認めている。基準では、国が定める課程は総時数の80～84%、地方及び学校が定める課程は総時数の16～20%とすること、としている。

5. 近年の動向

2012年に中国共産党全国代表大会第18回大会（党大会）が開催され、胡錦涛政権から習近平政権へと体制が移行した。党大会では、旧体制と同じく、「科学技術と教育による国家振興（科教興国）」戦略や「人的資源強国（人材強国）」戦略の実施が今後の国家政策の方針として示された。このように、新体制でも国の発展戦略において教育が重要な位置を占めていることに変化はない。さらに新体制では、経済効率重視の発展ではなく、持続可能でバランスのとれた社会経済の発展を目指し、「人々の満足する教育」を実施するとしている。これは、目覚ましい社会経済の発展の一方で、地域や都市と農村の間で経済格差に伴って教育格差が拡大し、教育の機会均等や公平性が十分に保障されていない状況が生じているためである。

これまで中国では義務教育の普及が長年の課題であった。だが、2010年に義務教育未実施地域解消という目標を達成したことにより、現在は普及を基礎としつつ、教育の公平性の実現や水準の向上に向けて教育改革を進めている。公平性については、都市の戸籍を持たずに出稼ぎにきた農村出身の労働者の子どもの就学保障や、農村に残された子どもに対する就学支援を行っている。質向上については、児童生徒の創造性の育成を目指す「資質教育」の実施を掲げるとともに、2011年には、主体的な学習の促進、過重な学習負担の軽減をねらいとして義務教育段階の教科内容の基準を10年ぶりに改訂している。

さらなる教育の発展に向け、今後10年間の教育改革と発展の方向性を包括的に示した「国家中長期教育改革・発展計画要綱（2010～2020年）」や第12次5か年計画期（2011～2015）における教育目標や教育政策を定めた「国家教育事業発展第12次5か年計画」など、近年相次いで教育計画が発表されている。これら計画においても、教育の公平性の実現と水準の向上を通じて、社会経済の急激な変化に適応でき、かつ、国際競争に耐えうる人材を育成することが目指されている。

台 湾

1. 目的・目標 (つきたい力)

『国民中小学九年一貫課程綱要』(小中一貫のカリキュラムガイドライン)では、「健全な人格、民主の素養、法治の観念、人文的修養、強健な心身と思考・判断・創造の能力を養成することにより、人々を国家意識と国際的視野を備えた現代的国民にすること」を教育の基本理念とし、カリキュラムの全体を通じて育成すべき基本能力 (core competence) として、次の10項目を設定している。(1)自己の理解と潜在能力の発展、(2)鑑賞・表現・創造、(3)キャリアプランニングと生涯学習、(4)表現・コミュニケーション・分かち合い、(5)尊重・配慮・団結協力、(6)文化学習と国際理解、(7)計画・組織・実践、(8)運用・組織・実践、(9)主体的な探索と研究、(10)独立した思考と問題の解決の10項目である。

2. 教科等の種類と授業時数等

表. 『国民中小学九年一貫課程綱要』における学習領域

学年 学習領域	1	2	3	4	5	6	7	8	9
総コマ数	22- 24	22- 24	28- 31	28- 31	30- 33	30- 33	32- 34	32- 34	33- 35
言語	本国の言語		本国の言語		本国の言語		本国の言語		
			英語				英語		
健康と体育	健康と体育		健康と体育		健康と体育			健康と体育	
数学	数学		数学		数学		数学		
社会			社会		社会		社会		
芸術と人文			芸術と人文		芸術と人文		芸術と人文		
自然と生活の科学技術	生活		自然と生活の科学技術		自然と生活の科学技術		自然と生活の科学技術		
総合活動	総合活動		総合活動		総合活動		総合活動		

・授業時数等

1校時の時間：小学校（第1-6学年）は1コマ40分、中学校（第7-9学年）は1コマ45分。

3. 特記事項

各学習領域は3から4の段階に分けられており、段階別に能力指標が設定されている。

『国民中小学九年一貫課程綱要』では、以前の「課程標準」の細分化した教科を統合し、言語・健康と体育・社会・芸術と人文・自然と生活の科学技術・数学・総合活動の7つの学習領域を設定している。また、上述のように、これらの学習領域に加え、領域横断的に取り組むべき重大議題を設定されている。2008年改訂／11年度実施版より、既存の情報・環境・ジェンダー平等・人権・キャリア発展・家政に、海洋というテーマが追加されている。

4. 日本と比較した特色

小中の基準が一貫化され、9年というスパンで課程の設計がなされている点が、最も大きな相違である。また、「課程綱要」においては、「能力 (competence)」と「統整 (integration)」が課程設計の中心思想となっており、全体／領域で養うべき能力が指標として示されている点が大きな特徴といえる。

5. 近年の動向

義務教育段階（国民小学6年＋国民中学3年）では、2008年改訂の『国民中小学九年一貫課程綱要』（所謂97課綱）が2011年度に実施となり、現在に至っている。今次の改訂は、「微調」と呼ばれる小幅の修正で、前回の改訂（2004年）から大きな変化は見られない。

普通高校の大綱である『普通高級中学課程綱要』の改訂と実施をめぐるのは、2008年の政権交代（民進党→国民党）を受けて、大きな動きがあった。本来の時間表では、2008年1月に民進党政権により公布された『普通高級中学課程綱要』は、2004年公布／2006年度実施の『普通高級中学課程暫行綱要』を改訂したものであり、2009年度の実施を予定していたが、2008年3月の総統選挙の結果、同年5月に発足した国民党新政権は、同綱要の実施を1年後ろ倒しと「国文」及び「歴史」の二教科の綱要の見直しを決定した。「国文」の課程綱要は2010年、「歴史」の課程綱要は2011年5月に完了したが、後者は新綱要の実施開始（2010年度）に間に合わず、その間は引き続き2004年公布の暫行綱要による教学と教科書の編纂が行われた。

2014年度には、実質的な義務教育の3年延長が実現し（1968年以来）、十二年国民基本教育が行われることになっているが、12年一貫の新カリキュラム大綱は完成しておらず、報じられているところでは、2019年の公布の予定が2016年に前倒しされる見通しだ。

韓国

1. 目的・目標（つきたい力）

2009 改訂教育課程が追求する人間像は次のとおり。

- ① 全人的成長を基盤とし、その上で個性の発達と進路を開拓する人
- ② 基礎能力を土台として、新しい発想と挑戦に創意性を発揮する人
- ③ 文化的素養と多面的価値についての理解の下に、品格ある生を営む人
- ④ 世界と疎通する市民として、思いやりと分かち合いの精神で共同体の発展に参加する人

2. 教科等の種類と授業時数等

区分		小学校			中学校
		1-2 学年	3-4 学年	5-6 学年	1-3 学年
教科 (群)	国語	国語(448)	408	408	442
	社会/道徳	数学(256)	272	272	510
	数学	正しい生活	272	272	374
	科学/実科	(128)	204	340	646
	体育	知恵がある生活	204	204	272
	芸術(音楽/美術)	(192)	272	272	272
	英語	楽しい生活	136	204	340
	選択	(384)			204
創意的体験活動		272	204	204	306
学年群別総授業時間数		1680	1972	2176	3,366

*この表では、1時間の授業は40分を原則としている。ただし、気候や季節、児童の発達程度、学習内容の性格等と学校の実情に応じて弾力的に編成・運営できる。

*学年群及び教科(群)別の時間配当は、年間34週を基準とした2年間の基準授業時数を示す。

*学年群別総授業時間数は最小授業時数を表している。

*実科の授業時間は5-6学年の科学/実科の授業時数にだけ含まれる。

表1の中学校:

*この表では、1時間の授業は45分を原則としている。ただし、気候と季節、生徒の発達程度、学習内容の性格等と学校実情に応じて弾力的に編成・運営できる。

*学年群及び教科(群)別の時間配当は、年間34週を基準とした3年間の基準授業時数を示す。

*学年群別総授業時間数は3年間の最少授業時数を表す。

*教科区分の社会/道徳は、中学校では社会(歴史含む)/道徳となり、科学/実科は、中学校では科学/技術・家政となる。

・授業時数等

小学校では、1時間の授業は40分を原則とし、年間34週を基準とする。
中学校では、1時間の授業は45分を原則とし、年間34週を基準とする。

3. 特記事項

2006年から月2回の週5日（月、火、水、木、金曜日）制が実施されるようになったが、2012年からは、全面的に週5日制が実施されることとなった。

4. 日本と比較した特色

韓国の2009改訂教育課程では、教科外の教育活動として創意的体験活動を新たに導入した。創意的体験活動の細部領域として、自律活動、クラブ活動、奉仕活動、進路活動がある。

- ① 自律活動：学校は、児童・生徒中心の自律的活動を推進し、児童・生徒は、多様な教育活動に能動的に参与する。
- ② クラブ活動：児童・生徒は、自発的に集団活動に参加して協同する態度を養い、各自の趣味と特技を伸張する。
- ③ 奉仕活動：児童・生徒は、隣人や地域社会のため、思いやりと分かち合いの活動を実践し、自然環境を保存する。
- ④ 進路活動：児童・生徒は、自分の興味、特技、適性に応じた自己啓発活動を通じて進路を探索し、設計する。

5. 近年の動向

世界化・国際化時代を迎え、知識競争が国家競争力を左右する状況では、初・中等教育課程はグローバルで創意的な人才の育成が可能な構造で改編される必要がある。そして、おびただしい量の知識を生み出し、その多くの知識が瞬間に処理される知識情報化時代では、学習経験の量より質を強調する教育課程に転換される必要がある。

また、専門化し、変化する社会や教育を受ける人々の多様な要求を勘案して、単位学校の教育課程編成・運用に弾力性と自律性を付与することで、教育課程の多様化と特性化を誘導することが必要である。

諸外国の調査研究報告

アメリカ合衆国

—ミシガン州の事例を中心として—

1 教育課程の基準の概要

(1) 教育課程の基準設定の主体

わが国のように法的拘束力を持つ国の教育課程（カリキュラム）基準はないが、ほぼすべての教科を対象として、特定の組織（学会、研究会、協議会、他）により法的拘束力を持たない全米基準が作られており、多くの場合、それらを参考に各州が教育課程基準やカリキュラムのフレームワークを策定している。全米州教育長協議会（CCSSO）のデータ（Key State Education Policies on PK-12 Education: 2006）によると、数学、英語、科学はすべての州で、社会（47州）、外国語（40州）、芸術（45州）、健康（44州）、体育（42州）、技術・情報・キャリア教育（25州）、などの教科（教科の名称やその内容は幾分異なる）については、すべてではないが多くの州（括弧内は策定している州数）で各教科内容の基準を策定している。なお、各教科内容の基準はK-12（わが国では幼稚園から高等学校3年までにあたる）全体を通して策定されている。

現状では、多くの州において大綱的な教育課程基準が策定され、これらの州レベルの基準を基に各学校区ではさらに詳細な教育課程基準を策定しており、各学校への影響力は州レベルより強い。州、学校区、それに学校により教育課程基準の策定について受け止め方は様々であるが、近年、NCLB（No Child Left Behind）法の導入による州の統一テストなどの受験の義務化や、連邦政府の教育目標達成のために教育内容の同一性が図られる傾向にあるなど、州の教育課程基準や教科内容の基準などを踏襲することが一般的になってきている。

(2) 教育課程の基準に係わる法令

ミシガン州ではMichigan Curriculum Frameworkと呼ばれているが、州ごとにさまざまな名前で教育課程の基準が作成されている。例えば、ミネソタ州ではMinnesota Academic Standards、オハイオ州ではAcademic Content Standardsと名づけられた州法が存在する。これらの州法を支えている連邦政府レベルの法律が、Elementary and Secondary Education Act (ESEA) of 1965（初等中等教育法）、No Child Left Behind Act of 2001（落ちこぼれを作らない初等中等教育法）、Education Sciences Reform Act of 2002（教育の科学的改革法）である。

(3) 教育課程の基準の性格

多くの州で、州のカリキュラムフレームワークや教育課程基準（主に教科内容の基準を含む）によってわが国の総則にあたる内容が示されている。しかし、次項にある授業時間数に関しては、多くの州でわが国のような詳細な指示はない。

州によって、カリキュラムフレームワークと教育課程基準には違いが見られ、その取り扱いも異なっている。例えば、ミシガン州のようにカリキュラムフレームワークに教育課程基準を含ませている場合、前者と後者を別々に扱う場合、後者のみの場合などがある。

ミシガン州のカリキュラムフレームワークは、教科内容およびカリキュラム開発の過程

からなり、ミシガン州 K-12（幼稚園から高等学校の最終学年まで）の教育における教育目標の柱になっている。その目的として、以下の点を上げている。

- ・生徒の学習効果を上げるために、学区のすべての方針を統一し、学校改善につなげる。
- ・高度な教科内容基準及びベンチマークに基づいたカリキュラムを作る。
- ・生徒の成績をもとに、カリキュラム、学習指導、教員研修の内容を取り決める。
- ・研究により奨励されている学習指導と学習の基準を毎日の教室での実務に取り入れる。

（４）教育課程の基準の範囲と内容

ア）授業日数、授業時数、１単位時間の規定

○ 総授業日数・時数の規定の有無

通常、最小授業日数は多くの州で決められており、概ね 180 日前後であるが、各学区や学校段階ではそれぞれの事情により異なっている場合が多い。1 日当たり最低授業時間も多くの州で決められてはいるが、その内容は大きく異なる。教育段階ごとに細かく規定している州もあれば、そうでない州もあり、全米州教育長協議会（CCSSO）の 2008 年の資料によると、概ね、1 日あたり 5 時間以上、年間 900 時間以上の州は 36 州である。なお、授業時数を規定していない州も、2008 年の段階で 12 州ある。

ミシガン州の場合は、州や学区のカリキュラムフレームワークや教育課程基準の中での授業時数の規定はないが、州法（Michigan Compiled Laws: MCL 388.1701）によると、年間授業時数は、幼稚園が 549 時間、小学校以降が 1098 時間とされている（2008 年）。

○ 各教科等の配当授業時数の規定の有無

各教科等の詳細な配当授業時数の規定はないが、多くの州では、履修すべき主要教科は決められており、それらの配当授業時間数は、計算により求めることができる。例えば、「学校の授業時間に関する国際比較調査」報告書（同研究会：平成 15 年 3 月）によれば、ワシントン DC では、小学校の場合、英語、科学、社会、算数の 4 教科は必修教科であり、それぞれ授業時間配分について英語は 1 日に 90 分、算数は 1 日に 60 分、科学と社会は 1 日 30～45 分の授業を行うことが望ましいとするガイドラインがある。また、音楽、図画工作、体育は必修ではなく、各学校に裁量がゆだねられており、概ね週に 60 分とされている。また、年間最小授業日数 180 日から計算すると、第 1～6 学年の各学年で、国語 270 時間、社会 135 時間、算数 180 時間、科学 135 時間、音楽 36 時間、図画工作 36 時間、体育 36 時間を実施していることになる。ただ、学校によりコンピュータ等の授業も組み込まれていることもあり、実態は多様である。中等教育については単位制となっており、高校卒業までの最小履修単位数は決められているが、年間授業時数に関する規定はない。

イ）教科等の種類と学年配置

ミシガン州では、教科として、英語、数学、科学、社会〔芸術、職業教育（キャリアと就業能力）、健康教育、組織的學校保健安全プログラム（Coordinated School Health and Safety Program）、体育、技術（Educational Technology）、外国語、栄養学（1998 年以降に追加された）は別冊で後から追加措置〕を取り上げ、K-12 すべての段階のレベルに合わせた内容が記載されている。各教科に置かれている科目については、学校ごとに学年配置がなされている。

ウ) 各教科等の目標、内容等の示し方

すべての教科について学年ごとのベンチマークおよび指導すべき内容の詳細が示されているが配当時間等の記載はない。また、学校区の基準においては、各教科・各学年のベンチマーク、教授すべき内容、ならびに他教科との内容の関連等について詳細に示しているが、州の基準と同様に配当時間等の記載はない。

なお、ミシガン州のフレームワークには下記の内容が記述されている。

第一段階

教科内容の基準およびベンチマーク

K-12の英語、数学、科学、社会（芸術、職業教育(キャリアと就業能力)、健康教育、組織的学校保健安全プログラム、体育、技術、外国語、栄養学は後から追加措置)の教科内容の基準・ベンチマークの完全なリストが記載されている。基準は、すべての生徒が習得すべき知識・行動を定義している。ベンチマークは、それぞれの発達・成長段階で生徒が得る具体的な知識・行動を提示している(小学校低学年、小学校高学年、中学校、高等学校レベル別)。

計画

独自の継続的な学校改善を推進する開発計画モデルの提示など、カリキュラム策定計画の手順および注意点などが記載されている。

学習指導、学習法

このセクションでは、すべての教科の内容を習得するのに不可欠な基準が説明されている。その中には、より専門的な知識、高度な思考能力、実質的会話力、教室外の実社会との関連性等が含まれる。また、それぞれの教科の学習指導の実例を挙げて基準を説明している。

評価システム

生徒の成長とプログラムの有効性を監視する地域の評価システムを開発する必要性についての内容が記載されている。

職能開発(教員研修)

職能開発の状況(環境)、内容、ならびにその過程についての基準が記載されている。そこには、職能開発を学校改善、カリキュラム内容、生徒の学習、評価の必要性等を統一し、デザインする過程が含まれる。また、ミシガン州の職能開発の基準を説明するため、教師の体験談も紹介されている。

要旨および用語集

補足として、学校区がそれぞれの地域のカリキュラムを開発、実行、監視するための重要な情報、資料等を簡潔にまとめている。カリキュラムフレームワークにある用語の解説リストも記載されている。

第二段階

ツールキット

学校区が州政府、学校区間の違いなどを分析するためのツールセットを含む。さらに、学習者、教育技術(情報処理等)、統合カリキュラム、学校と職場を結びつける事に関する原則などを学校区が導入し易いツールにして揃えている。また、教科の学習指導ユニット(ユニットとは、あるテーマに沿い、丹念に計画された授業内容)を計画し、クラスルームの評価方法をデザインし、学校区全体の評価システ

ムを計画するツールセットもある。

第三段階

情報、資料

カリキュラムに記載されたカリキュラム開発プロセスを明確にする教科内容の特別な情報および資料が含まれる。その例として、科学教育ガイドブック、数学の学習指導、学習内容、英語教師の教員研修ガイドライン、効果的かつ確実な社会科の学習指導のための基準がある。

フレームワークの使用法

学校区学校改善委員会、カリキュラム開発委員会が基準を中心としたカリキュラムを作るためには、このフレームワークおよびツールセットが役立つということを記載している。

高校の卒業要件は、CCSS0（2008年）のデータによると、6州を除く多くの州で規定されており、高校教育の質保証の観点から、卒業認定試験も28州で行われている。卒業要件に含まれる主要教科以外の教科の単位数は州により多様である。

○ 学年配当の授業時数の規定の有無

ア) を参照

(5) 改訂の周期と最新の改訂年次

州、学校区ともに基本的には、決まった改訂の周期はない。わが国のようにすべての教科を同時に改訂することはなく、教科ごとに改訂を進めていくことが多い。2000年にミシガン州の教育委員会で伺ったところ、約5年をめぐりに主要教科については改訂を行いたいとのことであった。また、その時々的情勢により臨時に改訂することもあり、それらの情報はすみやかにホームページ上に掲載され、誰でもインターネットでアクセスできる措置がとられている。近年、環境問題、生徒の暴力事件等により、連邦政府からの指導内容に関する指示があり、各学校では従来のカリキュラムに追加する措置をとらなければならないといった煩雑なことも多くなっているとのことであった。

なお、ミシガン州では、1996年にカリキュラムフレームワークの改訂を行い、内容基準については、主要教科である英語、算数・数学、科学、社会は同年に、その他の教科は1998年に改訂されたが、このフレームワークは現在（2009年度）でも改訂されずに用いられている。しかし、いくつかの教科の内容基準については、その後、英語が2004年、算数・数学が2006年、体育が2007年、科学が2000年、技術が2005年にそれぞれ部分的な改訂がなされている。その他の教科は1996年及び1998年が最新の改訂年次となる。

ミシガン州以外の州については資料（The COUNCIL of CHIEF STATE SCHOOL OFFICERS (CCSS0) “Key State Education Policies on PK-12 Education : 2008）を参照。

(6) 日本と比較した特色

州ごとに教育課程基準が作成されていて、教科内容はそれぞれ異なる。教科内容の改訂に際しても教科別で全教科が一斉に改訂されるわけではない。

ミシガン州のカリキュラムフレームワークにおいては、各学校区および学校のカリキュラム開発のための詳細な情報が提供されてはいるが、いずれの場合においても拘束力はな

く、基本的には各学校の自主的な取り組みが優先されている。しかし、学区の基準は、その規模にもよるが各学校のカリキュラム作成の場面である程度の影響力を持っている。また、ミシガン州でも、NCLB 法により、州の統一試験や予算配分などの関係から、州の基準が各学校におけるカリキュラムの作成に徐々にではあるが影響を与えて始めている。こうした傾向は、ほぼすべての州で同様であると思われる。

(7) 近年の教育課程の基準にかかわる動き

全米共通のスタンダードをつくる試みが進められている。全米知事会 (NGA) と全米州教育長協議会 (CCSSO) のリードによって、各州が採択可能な全米共通の英語と数学のスタンダードがすでに開発されている。2011 年 1 月までに 43 州が共通スタンダードを採択することを決定している。

(8) その他

近年、国の政策から、チャータースクールが各地に設置され、州や学区の教育課程基準に縛られないそれぞれの学校の自主性を重んじた教育の推進が図られている。これらの学校では、公立学校にもかかわらず基準に規定されることは原則的にはないが、大学進学適性試験 (SAT、ACT) や高校卒業資格試験などへの対応のため、通常の公立学校と同様なカリキュラム構成とすることが多くなってきている。ミシガン州ではこうしたチャータースクールや州の基準からフリーな私立学校にもカリキュラムフレームワークを配布し、カリキュラム、学習指導、評価法、教員研修の統一のとれたカリキュラム編成がなされるよう指導をしている。

2 基準の改定と普及について

(1) 基準の改定の手続き、方法

策定機関及び策定の手続きについては、各州教育委員会、郡や学区の教育委員会を中心として行われる場合が多いと思われるが、各州などにおける詳細は定かではない。ここでは、ミシガン州における 1996 年発行のミシガンカリキュラムフレームワーク (ミシガン州教育課程基準の枠組み) 策定の経緯を事例として紹介する。

1993 年にミシガン州政府と 5 つの州立大学が、連邦政府からの資金援助により英語、数学、科学、地理の内容基準作成に着手し、さらにミシガン社会科協会が、州教育委員会の支援により地理を除く社会科の内容基準作成を開始した。これらのプロジェクト代表は定期的に会合を持ち、カリキュラムフレームワークのデザインをするとともに、各教科の委員会は教科内容の基準 (コンテンツスタンダード)、ベンチマーク (到達度の尺度)、パフォーマンススタンダード (知識・能力をどれだけ習得したかを測る基準) の作成に携わり、カリキュラムフレームワークの作成が進められた。これらのカリキュラムフレームワークの草稿は、教科担当代表、保護者、会社関係者、州政府議会代表、教育者からなる共同運営委員会の査察を受け、最終的に完成した。上記以外の教科についても、その後、それぞれの教科担当代表者が中心となって同様の経過で基準を策定した。

各学校区では、州のカリキュラムフレームワークを参考に、学区教育委員会の教科担当代表者、教員、大学の専門家、保護者の代表、実業界・労働界の有識者 (生徒の代表も加わることがある) などで構成する委員会を作り、さらに各教科の項目ごとの詳細な基準作り

を行う。また、地元の住民からの意見も参考にすることになっている。

（２）基準の普及の方法

各学校区にミシガン州のカリキュラムフレームワークを冊子とCDで配布するとともに、インターネットなどによってもアクセスできるような措置がとられている。

３ 教育課程の評価の方法

ミシガン州のカリキュラムフレームワークの評価については、州の統一テストが毎年行われ、その結果に基づいて問題点の分析などがなされている。また、各学校区において策定された教育課程基準は、冊子として各学校に配布され、カリキュラムの評価のための標準テストなどによる評価システムなどがとられ、改訂に生かすことが指導されている。各学校段階においても、同様な評価システムがとられ、それぞれの基準の評価が定期的になされている。

４ 児童生徒の学習の評価

（１）基準設定の主体

全州共通に定めた評価の基準はない。しかし、多くの州で、カリキュラムフレームワークや教育課程基準のなかで学習評価の基準を示している。

（２）基準設定の方法

全米共通に定めた評価の基準がないため、基準設定の方法は不明である。

（３）評価方法の種類

評価や評定の方法については、州や学校区の教育課程基準に示されている例もあるが、法的な拘束力はなく、各学区や学校に任されている。

評価に関する様々な項目、留意点、ならびにベンチマークなどは州のカリキュラムフレームワークで決められているが、基本的には、担当の教師及び担任教師が各学校区や学校で定められた基準に従い、それぞれが評価基準（Rubric）を作成し評価している。これらは、授業の前のオープンハウスと呼ばれるわが国の保護者会のような会合で保護者に説明されるか、印刷したものを配布する。幼稚園、小学校1，2年、小学校3，4年、小学校5，6年、中学校、高等学校により、評価項目および記入する記録簿の形式は異なっている。中学校以降はコンピュータで処理することが一般的なため、コメントについては、すでにパターン化された多数のモデルがあり、教師はそれらの中から適当なものを選択して記入することになっている。小学校までは相対評価も一部導入されているとのことだが、基本的には絶対評価が多い。

（４）評価の内容

①評価記録の範囲と内容（教科等の評価の記録、行動の記録、出欠席等）

基本的には、学業成績、行動の記録、標準テストの結果などであるが、特別配慮が必要な場合に限って健康記録や特別活動記録も含まれる。記録簿の形式及び内容は、小学校、中学校、高等学校など各教育段階で異なっており、上に行くに従って簡略化される。

- ②教科等の評価は目標準拠評価か集団準拠評価か
特に規定はない。
- ③観点別評価、評定の区別の有無
特に規定はない。
- ④観点別評価の場合の、観点の設定内容（全教科共通、教科特性によって異なる等）
特に規定はない。
- ⑤観点別評価及び評定の評価の段階（A、B、C／5、4、3、2、1等）
特に規定はない。
- ⑥それぞれの観点に沿った規準等の策定の有無、策定レベル、機関
特に規定はない。
- ⑦行動や性格の評価の有無
特に規定はない。

（５）評価の結果と課程の修了との関連

学習の評価の結果、進級や原級留置の決定がなされるが、それらの判断基準については学区の指針がある。例えば、ミシガン州のミシガン・センター学区では判断基準と手続きのスケジュールについて小学校、ミドルスクール、ハイスクール別に示している。

各学校段階別の考慮すべき判断基準は次のようになっている。

小学校レベルでは、生徒に関する検討チーム会議が開かれたら、現在の成績のレベルの把握、次のレベルでやっていけるかどうか、精神的、身体的、社会的な成熟度はどうか、ということが考慮されなければならない。

ミドルスクールレベルでは、進級するためには生徒は必修教科の4つのうち3つの教科を修了しているかどうか。8学年での英語、数学、または科学のための要件を満たすことに失敗すると、ハイスクールで8学年の英語、数学、科学、社会のクラスに配置されることになる。

ハイスクールレベルでは、生徒のクラス分けは、正式には次のように決定される。7単位未満の取得者はフレッシュマン（高校1年生）、7単位～13単位未満の取得者はソフォモア（高校2年生）、13単位～19単位未満の取得者はジュニア（高校3年生）、19単位～28単位の取得者はジュニア（高校4年生）。

（６）学習の記録の様式の設定主体

生徒の学習等の記録の保存期間については、条例等で定めている州が多く、例えばミシガン州では、詳細な基準が州の公共法「ミシガン州教育委員会公立学校記録の保管と破棄に対する便覧」により定められている。

わが国の指導要録にあたるものとしては、スチューデントレコード（州によっては、ピューピルズレコード、あるいはスクールレコードなど）と呼ばれる記録簿があり、各教育段階での評価が記入される。また、それらは高等学校終了まで累積され、原簿は学校で保管され、その写しは生徒若しくは保護者に渡される。従って、この記録簿は指導要録でもあり、通知表でもあると言える。通知表の形式及び内容は、各教育段階で異なっており、上に行くに従って簡略化される。基本的には、学業成績、行動の記録、標準テストの結果などであるが、特別配慮が必要な場合に限って健康記録や特別活動記録も含まれる。しか

し、記録の保存が児童・生徒に不都合を生じさせるようなものは除かれる。

なお、生徒の教育にかかわる記録（わが国の指導要録にあたる内容）の保存期間は 99 年と定められていたが、2008 年に卒業後 60 年に改訂された。

（7）保護者への通知方法

学校で保管される記録簿の写しが保護者に渡される。

（8）近年の動き

連邦政府は評価に関する競争的補助金を Race to the Top と称して設定しているが、この補助金を 26 州が参加する PARCC (Partnership for the Assessment of Readiness for College and Careers) と 31 州が参加する The SMARTER Balanced Assessment Consortium (SBAC) が獲得した (2010.9.2)。44 州と DC がこの補助金の恩恵を受けることになる。これらのコンソーシアムは、2014-2015 年度から実施可能な数学と英語に関する K-12 の包括的な評価システムを開発する。例えば、PARCC 参加の州は、共通の評価とパフォーマンススタンダードを採用する。評価システムは大学・キャリアのレディネスに対応し、フィードバック可能な年間を通したもので、コンピュータを使用し、質の高い項目やパフォーマンス課題を含むものである。

（9）その他

第 9 学年～第 12 学年が日本の高等学校に相当するが、この段階においても各教科における学習内容の充実、高度化が課題となっている。将来、就業するにしても、これからは大学レベルの知識・技能が必要になるとの認識から、主に第 11 学年と第 12 学年の生徒に対して、積極的に高度なレベルのコースに挑戦することを推奨している。Advanced Placement (AP) コースや国際バカロレア (International Baccalaureate: IB) プログラムを導入する学校 (または受験者) に対して連邦や州が補助金を支給していることもあり、近年、これらのコースやプログラムへの参加者は増加している。AP や IB の科目は、それらのテストの成績により大学の単位として認められているものである。この他にも、高校と大学の接続を目的とする二重登録 (Dual Enrollment) プログラムが多くの高校で導入されている。このプログラムは、高校に在籍しながら高校と大学の単位を取得できるようにするものである。高校とコミュニティ・カレッジや大学との連携によるプログラムであり、コミュニティ・カレッジや大学で受講する場合と高校で受講する場合とがある。課題もいくつかあるが、学習の動機付けとか高騰する大学の学費等への対処策という面からこのプログラムを高く評価する人も多い。

高校の評価は GPA (Grade Point Average) で成績がつけられているが、多くの高校では AP や IB の科目に挑戦して、ある程度以上の成績を収めた生徒に対しては、GPA にウェイトをかけて成績をつけることで、その生徒の努力を認めている。卒業の際にも、優秀な成績を収めた生徒には、一般の生徒の卒業証書とは異なる、特別の卒業証書を授与している高校も多い。

5 その他

(1) 就学前教育の扱い

就学前（キンダーガーデン以前）のスタンダード教育改革の動向が進んでいる。就学前教育と K-12 教育との連携接続を図り、学校レディネスを十分に育てる就学前教育スタンダードは全米に展開し、2008-2009 年度には、ほとんどの州で開発されるに至っている。なお、就学前教育とは、アメリカの場合、キンダーガーデンは通常公教育として小学校の一部に組み込まれているため、キンダーガーデン以前の教育をさす。

(2) 必修と選択の問題

1960 年代の終わりから 1970 年代にかけて、「教育の人間化」が提唱されるようになり、既存の規格化されたカリキュラムへの批判と多様な生徒への関連性が強調されるなかで、非アカデミックな選択科目の増加による教育内容の過度の多様化が進んでいった。この反動として、学力低下論が噴出し、1970 年代には「基礎に帰れ」運動が、さらに、『危機に立つ国家』（1983 年）を契機に、その後のスタンダードに基づく教育改革が展開していくことになる。国際競争に勝ち抜くことが教育改革の焦点となるなかで、各学年段階で身に付けるべき知識や技能が定義されるとともに、選択科目は減少し必修科目が増加する傾向にある。

(3) 中央集権と地方分権の考え方

連邦憲法修正第 10 条の規定にもとづき、アメリカにおいて教育の権限は州にある。さらに、大幅な権限が地方の教育行政の単位である学区に委譲されている。連邦教育省は専門的・財政的支援を通して全米の教育政策を方向づける役割をもつが、教育の実質的な管理運営は基本的に州や地方によって遂行されている。しかし、教育が国家戦略として重要性を増すなかで、NCLB 法の成立など、連邦政府による全米の教育政策への関与が次第に拡大するようになってきている。

(4) 政権交代と教育の影響について

アメリカは支持基盤や価値観の異なる民主党と共和党という二大政党があり、4年に1度の大統領選挙の結果によって政権が交代する。民主党は大きな政府、マイノリティ重視、世俗派という特徴をもつ一方、共和党は小さな政府、WASP (White Anglo-Saxon Protestant) 中心、信仰派を志向する傾向にある。政権が交代すると、連邦政府の局長クラスまでの主要ポストおよそ 3500 が大統領の任命により総入れ替えとなるため、政権交代は教育政策の大きな転換を意味する。

(河合 久、名取 一好、松尾 知明)

【参考資料】

- 学校の授業時間に関する国際比較調査研究会（2003）「学校の授業時間に関する国際比較調査」報告書（平成14年度文部科学省委託研究、研究代表者：国立教育政策研究所、渡邊 良）
- State of Michigan Department of Education(1996, 1998) “Michigan Curriculum Framework”
- State of Michigan Department of Education(1997) “Schedule for the Retention and Disposal of Public School Records” (bulletin No.522, Revised)
- The Council of Chief State School Officers(CCSSO) “Key State Education Policies on PK-12 Education: 2006”
- The Council of Chief State School Officers(CCSSO) State Content Standards (Updated May 2007)
<http://programs.ccsso.org/content/pdfs/2006-07%20Content%20Standards%20FINAL.pdf>
- The Council of Chief State School Officers(CCSSO) “Key State Education Policies on PK-12 Education: 2008”

Status of Content Standards in Academic Subjects — 2006

State	Content Standards Complete	Content Standards Under Revision	Content Standards Under Development
Alabama	ELA, S, M, SS, HE, PE, VE, TE	AR, FL	
Alaska	ELA, S, M, SS, AR, FL, HE, PE, TE		
Arizona	ELA, S, M, SS, AR, FL, HE, PE, VE, TE		
Arkansas	ELA, S, M, SS, AR, FL, HE, PE		
California	ELA, S, M, SS, AR, PE, TE		HE
Colorado	ELA, S, M, SS, AR, FL, PE		
Connecticut	ELA, S, M, FL, HE, PE, VE, TE	SS, AR	
District of Columbia [^]			
Delaware	ELA, S, M, SS, AR, FL, HE, PE, VE, TE		
Florida	S, M, SS, AR, FL, HE, PE	ELA	
Georgia	ELA, S, M, SS, AR, FL, HE, PE, VE, TE		
Hawaii	ELA, S, M, SS, AR, FL, HE, PE, VE, TE		
Idaho	ELA, S, M, SS, HE, VE, TE		
Illinois	ELA, S, M, SS, AR, FL, HE, PE, TE		
Indiana	ELA, S, M, SS, AR, FL, HE, PE		TE
Iowa	ELA, S, M		
Kansas	ELA, S, M, SS, AR, FL, HE, PE, VE, TE		
Kentucky	ELA, S, M, SS, AR, HE, PE, VE		
Louisiana	ELA, S, M, SS, AR, FL, HE, PE, VE, TE		
Maine	ELA, S, M, SS, AR, FL, HE, PE		
Maryland	ELA, S, M, SS, AR, FL, HE, PE, TE		VE
Massachusetts	ELA, S, M, SS, AR, FL, HE, VE, TE		
Michigan	ELA, S, M, FL, HE, PE, VE, TE	SS, AR	
Minnesota	ELA, S, SS, AR	M	FL, HE, PE, VE, TE
Mississippi	ELA, S, M, AR	SS, FL, HE, PE	
Missouri	ELA, S, M, SS, AR, FL, HE, PE		
Montana	ELA, S, M, SS, AR, FL, HE, PE, VE, TE		
Nebraska	ELA, S, M, SS		
Nevada	ELA, S, M, SS, AR, FL, HE, PE, VE, TE		
New Hampshire	ELA, S, M, SS, AR, FL, HE, PE, VE		
New Jersey	ELA, S, M, SS, AR, FL, HE, PE, VE, TE		
New Mexico	ELA, S, M, SS, AR, FL, HE, PE		
New York	ELA, S, M, SS, AR, FL, HE, PE, VE, TE		
North Carolina	S, SS, AR, FL, HE, PE, VE, TE	ELA, M	
North Dakota	ELA, S, M, SS, AR, FL, HE, PE		
Ohio	ELA, S, M, SS, AR, FL, VE, TE		
Oklahoma	ELA, S, M, SS, AR, FL, HE, PE, TE		
Oregon	ELA, S, SS, AR, FL, HE, PE	M	
Pennsylvania	ELA, S, M, SS, AR, HE, PE, VE, TE		
Puerto Rico [^]			
Rhode Island	ELA, S, M, SS, AR, HE		
South Carolina	ELA, S, M, SS, AR, FL, HE, PE		
South Dakota	S, M, SS, AR, FL, HE, PE	ELA, VE	TE
Tennessee	ELA, S, M, SS, AR, FL, HE, PE, VE, TE		
Texas	ELA, S, M, SS, AR, FL, HE, PE, VE, TE		
Utah	S, M, SS, AR, FL, HE, VE, TE	ELA, PE	
Vermont	ELA, S, M, SS, AR, FL, HE, PE		
Virginia	ELA, S, M, SS, AR, FL, HE, PE, VE, TE		
Washington	ELA, S, M, SS, AR, HE, PE, VE		
West Virginia	ELA, S, M, SS, AR, FL, HE, PE, VE, TE		
Wisconsin	ELA, S, M, SS, AR, FL, HE, PE, VE, TE		
Wyoming	ELA, S, M, SS, AR, FL, HE, PE, VE, TE		
TOTAL	M: 50 states, 3 under revision ELA: 50 states, 4 under revision S: 50 states		

Note: [^]State did not participate in the 2006 online survey; ELA= English/Language Arts; S= Science; M= Mathematics; SS= Social Studies; AR= Arts; FL= Foreign Language; HE= Health; PE= Physical Education; VE= Vocational Education; TE= Technology Education

(資料 2)

Length of School Year, State Policies in Number of Days or Total Hours — 2008

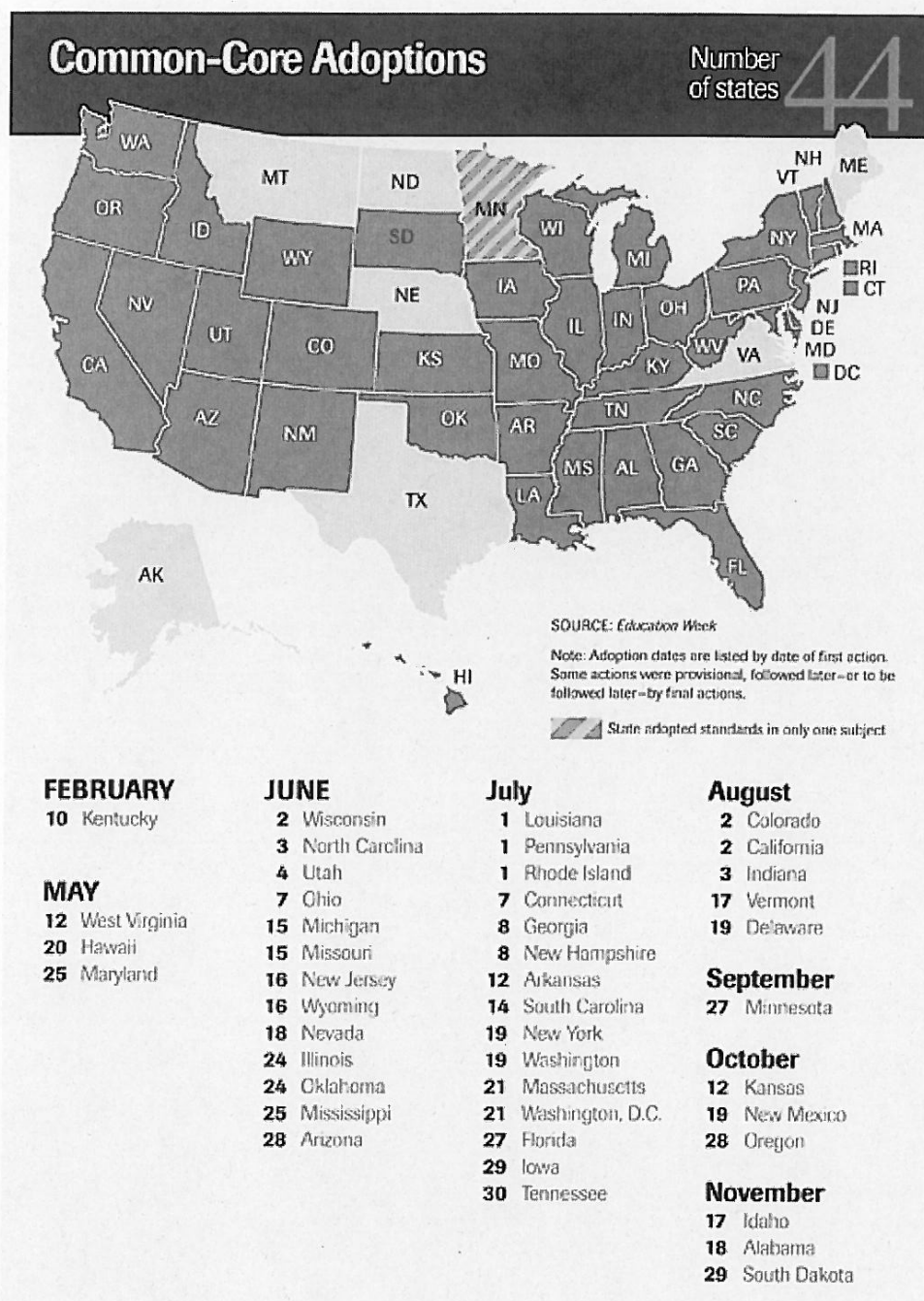
State	Days	Hours	Minimum Days After Exception	Minimum Hours After Exception
Alabama	180	—	—	—
Alaska	180	—	No Minimum	740 (K-3); 900 (4-12)
Arizona	180	—	—	—
Arkansas	178	6	Varies	No Minimum
California	180	—	163	—
Colorado	—	968 (E); 1056 (S)	142	—
Connecticut	180	900	—	—
DC	180	—	—	—
Delaware	—	1060 (K-11); 1032 (12)	—	440 (K)
Florida	180	—	177	Varies
Georgia	180	810 (K-3); 900 (4-5); 990 (6-12)	Varies	Varies
Hawaii	180	—	—	—
Idaho	170	450 (K); 810 (1-3); 900 (4-8); 990 (9-12)	No Minimum	Varies
Illinois	185	880	—	—
Indiana	180	900 (K-6); 1080 (7-12)	Varies	Varies
Iowa	180	990 (1-11); 962 (12)	No Minimum	Varies
Kansas	186 (K-11); 181 (12)	465 (K); 1116 (1-11); 1086 (12)	No Minimum	No Minimum
Kentucky	—	1062	No Minimum	No Minimum
Louisiana	177	1062	—	—
Maine	180	—	175 (K-11); 170 (12)	No Minimum
Maryland	Varies	1080 (E, M); 1170 (H)	Varies	Varies
Massachusetts	180	425 (K); 900 (E); 990 (S)	Varies; 168 for seniors	Varies
Michigan	—	549 (K); 1098	—	—
Minnesota	—*	—	—*	—
Mississippi	180	990	No Minimum	Varies
Missouri ^A	174	522 (K); 1044	Varies	Varies
Montana	—	360 (K); 760 (1-3); 1080 (4-12)	—	—
Nebraska	—	400 (K); 1032 (E); 1080 (S)	No Minimum	Varies
Nevada	180	—	—	—
New Hampshire	180 (K-11); 175 (12)	945 (E); 990 (M, H) of instruction	No Minimum	Varies
New Jersey	180	—	—	—
New Mexico	180	990 (K-6); 1080 (7-12)	—	—
New York	180	—	—	—
North Carolina	180	1000	—	—
North Dakota	173	951.5 (1-6); 1038 (7-12)	Varies	Varies
Ohio	182	455 (K); 910 (1-6); 1001 (7-12)	Varies	Varies
Oklahoma	175	1050	—	—
Oregon	—	405 (K); 810 (1-3); 900 (4-8); 990 (9-12)	No Minimum	—
Pennsylvania ^A	180	900 (K-6); 990 (7-12)	No Minimum	Varies
Rhode Island	180	—	—	—
South Carolina	180	—	—	—
South Dakota	—	875 (1-3); 962.5 (4-12)	—	—
Tennessee	180	—	—	6.5 Hour Minimum Day
Texas	180	—	—	Varies
Utah	180	990	Varies	Varies
Vermont ^A	175	350 (K); 700 (1-2); 962.5 (3-12)	—	—
Virginia	180	990	Varies	Varies
Washington	180	450 (K); 1000 (1-12)	No Minimum	Varies
West Virginia	180	—	—	—
Wisconsin	180	437 (PK, K); 1050 (1-6); 1137 (7-12)	Varies	Varies
Wyoming	175	450 (K); 900 (E); 1050 (M); 1100 (H)	Varies	—
Total	33 states ≥ 180 days		16 states w/ policy	22 states w/ policy

Note: ^A State did not participate in the 2008 online survey; data shown is as of 2006; "—" indicates state does not have a requirement in this category; PK= Pre-Kindergarten; K= Kindergarten; M= Middle; H= High School; S= Secondary; *Minnesota - at least the same number of days as the district had in the 1996-1997 calendar year

Common-Standards Watch: South Dakota Makes 44

By Catherine Gewertz on November 29, 2010

Common-standards addicts have had a little uptick of adoptions recently to keep them busy. And now comes news that South Dakota has adopted, as well. That makes 44 states (including the District of Columbia) that have adopted the new common core standards.



http://blogs.edweek.org/edweek/curriculum/2010/11/common-standards_watch_south_d.html

(資料 4)



5th Grade Report Card Example School Name School Address

ACADEMIC RUBRIC table with categories M, P, B, E and BEHAVIORAL RUBRIC table with categories O, S, R.

* Modified Curriculum to meet the needs of the student

DOE, JONATHAN

ID: 00000 Grade: 05

Page 1 of 3

Main report card table with columns for 1st MP, 2nd MP, 3rd MP and rows for READING, WRITING, and MATH.

	1st MP	2nd MP	3rd MP
MATH <i>Teacher: M. Smith</i>			
Understands dividing fractions using unit fractions			
Understands the meaning of ratios and percents			
Understands prime factorization and exponents			
Multiplies whole numbers by decimals			
Solves applied problems with fractions			
SCIENCE <i>Teacher: M. Smith</i>			
Physical Science: Forces and Motion Unit			
Earth Science: Objects in the Sky Unit			
Life Science: Systems and Survival Unit			
SOCIAL STUDIES <i>Teacher: M. Smith</i>			
United States History Through 1791			
HEALTH <i>Teacher: M. Smith</i>			
Understands Social, Emotional, Nutritional, and Physical Activity Health concepts			
Understands Safety, Alcohol, Tobacco/other drugs, Personal Health and Wellness concepts			
Understands Reproductive Health and HIV concepts			
ART <i>Teacher: M. Smith</i>			
Creates artwork that exhibits high quality craftsmanship and inventive problem-solving			
Follows objectives and guidelines established for each art assignment			
Uses equipment and materials correctly and responsibly			
Exhibits appropriate behavior for successful learning			
MEDIA <i>Teacher: M. Smith</i>			
Inquires, thinks critically, and gains knowledge through diverse sources			
Draws conclusions, makes informed decisions, applies knowledge to new situations, and creates new knowledge			
Shares knowledge and participates ethically and productively as members of our democratic society			
Exhibits appropriate behavior for successful learning			
PHYSICAL EDUCATION <i>Teacher: M. Smith</i>			
Practices good sportsmanship in success and failure			
Effort level is appropriate during physical education class			
Follows directions, procedures, and safe practices in physical activities			
Uses mature form in locomotor and object control skills (throwing, kicking, passing, sliding, leaping, etc.)			
SOCIAL SKILLS <i>Teacher: M. Smith</i>			
Shows respect for Adults			
Shows respect for Peers			
Shows respect for Property			
Follows behavior expectations			
Accepts responsibility for own actions			
Cooperates and compromises			
Uses self-control			
WORK HABITS <i>Teacher: M. Smith</i>			
Works independently			
Stays on task			
Asks for help when needed			

DOE, JONATHAN

ID: 00000

Grade: 05

Page 3 of 3

WORK HABITS	<i>Teacher:</i> M. Smith	<i>1st MP</i>	<i>2nd MP</i>	<i>3rd MP</i>
Completes and returns homework on time				
Organizes work and belongings				
Completes work carefully and in a timely manner				
Participation/Effort in Reading				
Participation/Effort in Writing				
Participation/Effort in Math				
Participation/Effort in Science				
Participation/Effort in Social Studies				

Attendance	<i>1st MP</i>	<i>2nd MP</i>	<i>3rd MP</i>
Absence			
Exempted Absence			
Times Tardy			

Pipeline to Postsecondary






State	Grade	State requires college- and career-ready diploma	State has high school exams that gauge college and career readiness	Percentage of students in the high school class of 2008 passing an AP test	Percentage of schools reporting dual enrollment programs	Percentage of schools reporting work-based internships	State offers standard high school diploma with career specialization
Michigan	B	Yes	Yes	13.0%	77%	79%	Yes
Georgia	B	Yes	Yes	16.3	66	71	Yes
Tennessee	B	Yes	Yes	9.2	72	75	Yes
New York	B	Yes	Yes	23.3	57	53	Yes
Texas	B	Yes	Yes	14.5	66	53	Yes
Kentucky	B	Yes	Yes	10.0	56	67	Yes
Indiana	B	Yes		10.0	73	87	Yes
Ohio	B	Yes		10.8	85	73	Yes
North Carolina	B	Yes		17.3	82	65	Yes
Washington	B	Yes		15.5	83	61	Yes
Maine	B		Yes	19.3	60	67	Yes
California	B		Yes	20.2	50	72	Yes
Connecticut	C			21.0	70	87	Yes
Virginia	C			21.3	82	73	Yes
Wisconsin	C			16.6	86	84	Yes
Vermont	C			19.8	66	87	Yes
New Mexico	C	Yes		9.9	86	55	Yes
Iowa	C			8.3	98	79	Yes
Maryland	C			23.4	56	82	Yes
Colorado	C		Yes	19.0	81	57	Yes
New Hampshire	C			15.5	58	87	Yes
Massachusetts	C			20.8	54	74	Yes
Arkansas	C	Yes		10.6	81	31	Yes
Alabama	C	Yes		6.8	58	69	Yes
Oklahoma	C	Yes		9.8	79	41	Yes
Oregon	C			13.1	69	78	Yes
South Carolina	C			13.8	80	66	Yes
Illinois	C		Yes	15.2	59	75	
Minnesota	C	Yes		14.2	59	73	
Nevada	C			13.5	65	71	Yes
Arizona	C	Yes		7.9	77	70	
Wyoming	C			7.5	81	64	Yes
Hawaii	C			8.0	62	74	Yes
Florida	D			18.2	52	58	Yes
West Virginia	D			6.9	66	70	Yes
Pennsylvania	D			11.9	57	59	Yes
Louisiana	D			3.7	76	54	Yes
Utah	D			18.9	53	69	
New Jersey	D			17.3	41	53	Yes
Rhode Island	D			9.5	45	54	Yes
North Dakota	D			6.9	58	46	Yes
Kansas	D			8.6	72	65	
Delaware	D	Yes		13.8	24	55	
Mississippi	D	Yes		3.9	45	45	
Idaho	D			9.5	66	56	
Alaska	D			13.3	59	52	
Missouri	D			6.5	58	67	
South Dakota	F	Yes		9.7	38	32	
Montana	F			10.6	53	46	
Nebraska	F			6.5	58	46	
District of Columbia	—	Yes		6.9	‡	‡	Yes
U.S.		20	10	15.2	65	65	37


— State did not receive a grade in this category.

‡ Reporting standards not met.

SOURCES: Achieve, *Closing the Expectations Gap*, 2009; College Board, *AP Report to the Nation*, 2009; U.S. Department of Education, National Center for Education Statistics, Schools and Staffing Survey 2007-2008; and Editorial Projects in Education, *Education Counts*, 2009.

Overview of Key Survey Results for Each State

State	 STANDARDS	 GRADUATION REQUIREMENTS	 ASSESSMENTS	 P-20 DATA SYSTEMS	 ACCOUNTABILITY SYSTEMS
Alabama	✓	✓	✓	✓	
Alaska				✓	
Arizona	✓	✓			
Arkansas	✓	✓		✓	
California	✓		✓		
Colorado	✓		✓		
Connecticut	✓				
Delaware	✓	✓	✓	✓	
District of Columbia	✓	✓			
Florida	✓	✓		✓	
Georgia	✓	✓	✓	✓	
Hawaii	✓		✓	✓	
Idaho	✓				
Illinois	✓		✓		
Indiana	✓	✓		✓	
Iowa	✓			✓	
Kansas	✓			✓	
Kentucky	✓	✓	✓		
Louisiana	✓		✓	✓	
Maine	✓		✓		
Maryland	✓				
Massachusetts	✓				
Michigan	✓	✓	✓		
Minnesota	✓	✓			
Mississippi	✓	✓			
Missouri	✓			✓	
Montana					
Nebraska	✓	✓			
Nevada	✓			✓	
New Hampshire	✓				
New Jersey	✓				
New Mexico	✓	✓		✓	
New York	✓		✓	✓	
North Carolina	✓	✓			
North Dakota					
Ohio	✓	✓			
Oklahoma	✓	✓			
Oregon	✓			✓	
Pennsylvania	✓			✓	
Rhode Island	✓				
South Carolina	✓				
South Dakota	✓	✓			
Tennessee	✓	✓	✓		
Texas	✓	✓	✓	✓	✓
Utah	✓	✓		✓	
Vermont	✓				
Virginia	✓			✓	
Washington	✓			✓	
West Virginia	✓				
Wisconsin	✓				
Wyoming	✓			✓	
TOTAL	48	21	14	22	1

 ADP Network member

高等学校で大学の単位を取得するには（ミシガン州の例）

全米教育統計センター（National Center for Education Statistics）の調査（Dual Credit and Exam-Based Courses in U.S. Public High Schools: 2010–11. 2013年2月）によると、2010–11学年度に、82%の高校が二重単位取得コース（高校の単位取得と同時に大学の単位も取得できるコース）に登録している生徒がいると回答している。また、69%の高校が AP か IB のコースに登録していると答えている。同センターの調査報告（2005年）によると、2002–03学年度では、二重単位取得コースの登録者がいる高校は72%、AP コース登録者のいる高校は67%、IB コース登録者のいる高校は3%であったことから、ここ数年で高校生が大学レベルの学習を体験できる機会が増えていることが見て取れる。

高校生が大学レベルの学習に挑戦することで、大学の単位を取得できるようにするプログラムはミシガン州でも提供されている。ミシガン教育省の資料から紹介する。資料ではプログラムの種類とそれぞれのプログラムについての内容、資格、単位取得、コースの費用、配信と実施地、学生への支援、移動手段が記載されているが、高校のプログラムという位置づけなのか大学のプログラムなのか、どれくらいの参加者がいるのかなど若干補足説明を加えたい。

国際バカロレア（IB）

IB は、144 カ国、3,521 校で実施しているプログラムで、約 1,078,000 人がこのプログラムの下で学んでいるが、アメリカ合衆国での IB 実施校は 1,400 校である。IB プログラムは3つのプログラム（Primary Years Programme、Middle Years Programme、Diploma Programme）からなり、高校生を対象とした Diploma Programme（DP）はアメリカ合衆国では 777 校で実施されている。このうちミシガン州では、26 校が DP に参加している。参加人数は、毎年5月の IB の受験生（12 学年生）が1校平均約 60 名というデータから推測すると、ミシガン州全体では 11、12 学年生あわせて 3,000 名前後が IB プログラムに参加しているものと思われる。

アドバンスト・プレースメント（AP）

大学進学に関わるプログラム（及びテスト）で広く知られているのはアドバンスト・プレースメント（AP）である。AP Report to the Nation によると、2012年の全米での卒業生は 2,946,541 人で、954,070 人が AP の試験を受けている（高校在籍中の受験率は 32.4%）。ミシガン州の卒業生について言えば、101,304 人の卒業生のうち 26,822 人が AP を受験した（受験率は 26.5%）。このうち、大学の単位が与えられる可能性がある3以上（5段階評価で）の成績を得た生徒は 17,262 人であった。

なお、IB と AP のテストは、実施する学校が個々に問題を作成するのではなく、問題作成を担当するところが外部にあり、そこがすべてのプログラム実施校に共通するテストを作成する。全州統一のテストであるということが Dual Enrollment などの他のプログラムと大きく異なる点である。また、テスト（プログラム）の位置づけは、高校のプログラムであり、コミュニティ・カレッジや4年制の大学のコースで学ぶ併行登録（Concurrent Enrollment）と二重登録（Dual Enrollment）は大学（カレッジ）のプログラムという位置づけになる。

州認定キャリアおよび技術教育 (CTE) – テックプレップ接続プログラム

ミシガン教育省の 2011-2012 年度のデータによると CTE のプログラムは 1,853。そして、この中から 118,583 人が 1 つ以上のコースを選択して学んでいる。地域のキャリア・センターなどで技術習得を中心とした学びが特徴である。

大学の単位 (Direct College Credit) / 併行登録 (Concurrent Enrollment) と二重登録 (Dual Enrollment)

大学の単位 (Direct College Credit) は、大学のコースを高校で受講できるようにしたもので、単位取得に必要なコースの費用は大学生と同じか、多少割引されたものとなる。

併行登録 (Concurrent Enrollment) と二重登録 (Dual Enrollment) の違いは実施場所である。ミシガン州では、Concurrent Enrollment は高校で大学レベルのコースを受講できるようにしたプログラムであり、大学のキャンパスあるいはオンラインで受講するものを Dual Enrollment と呼んでいる。

ミシガン州におけるこれらのコースの参加者についてはデータが公開されていない (インターネットでは入手できない) ので不明である。

ミシガン州で、Dual Enrollment コースに参加するにはある程度の学力が要求されている。参加資格があることを証明するにはテストを受ける必要がある。例えば、11 学年で受ける PSAT (各科目 20-80 点) のテストで、リーディングは 42 点以上、ライティングは 41 点以上、数学は 44 点以上必要である。ACT (各科目 1-36 点) では、数学が 22 点以上、リーディングが 21 点以上、科学が 24 点以上、英語が 18 点以上とされている、

強化型二重登録システム (Enhanced Dual Enrollment System)

これは Dual Enrollment での生徒への支援を強化したもので、強化システムがあるということで掲載したものと思われる。

アーリー／ミドルカレッジ (Early/Middle College)

ミシガン州でのアーリー／ミドルカレッジは、2011-2012 年度では 17 校あり、1,993 人が学んでいる。この学校のプログラムでは、5 年間で 2 年制大学を卒業して得られる学位である准学士号の取得が可能である。

参考資料

- IB fast facts. 2013 年 2 月のデータ。 <http://www.ibo.org/facts/fastfacts/>
- The IB Diploma Programme Statistical Bulletin. May 2012 Examination Session. http://www.ibo.org/facts/statbulletin/dpstats/documents/may_2012_statistical_bulletin.pdf
- The 9th Annual AP Report to the Nation (February 13 2013) <http://media.collegeboard.com/digitalServices/pdf/ap/rtn/9th-annual/9th-annual-ap-report-single-page.pdf>
- http://www.michigan.gov/documents/mde/MDE_Fast_Fact_379573_7.pdf

高等学校で大学の単位を取得するには一機会の概要（ミシガン州教育省）

(1/3)

	国際バカロレア (IB)	アドバンスト・プレイズ メント (AP)	州認定キャリアアおよび技 術教育 (CTE) ー テックブレップ接続ブ ログラム	大学の単位 (Direct College Credit) /併行 登録 (Concurrent Enrollment)	二重登録 (Dual Enrollment)	強化型二重登録システ ム (Enhanced Dual Enrollment System)	アーリー／ミドルカレ ッジ (Early/Middle College)
内容の説明	IBは、IBの認定を受けた学 校が利用できる2年間のカ リキュラムで、学生は第二 言語と生きるための第二キ ャーと国際的に他の人と協 働するためのスキルを学 びます。挑戦的な質問をし たり、批判的な内省を行っ たり、調査スキルを進展さ せ、学び方を学ぶことに重 点が置かれています。さら に、コミュニティサービス が奨励されています。	19種類の教科領域で、全 国的に設計されたAPの コースが35あり、 APの訓練を受けた高校 教師によって高校で大学 レベルの科目を履修する 機会を学生に提供してい ます。APのコースはオン ラインでも履修が可能で す。	州が認定しているCTEブ ログラムで、高校在籍中に 特定のキャリア領域をス タートさせて大学の単位 を取得できる方法を提供 したり、コースの免除を可 能にするプログラムは、これ らのプログラムは、中等教 育後レベルの特定のテッ クブレップ・プログラムの 組み合わせています。	高校の建物の中で、大 学レベルの科目を履修 する機会を学生に提供 するコース。一般的にし て雇われた高校の教員 が、高校の授業でこれ らのコースを教えてい ます。しかしながら、 高等教育機関の中に は、高校の教室に高等 教育の教職員を配置す ることによって、単位 を提供しているところ もあります (併行登 録： Concurrent Enrollment)	高校生は少なくとも一 つの高校コースに参加 すると同時に学位を授 与する高等教育機関に 通うことにより二重 登録に参加することが できます。	高校での大学の単位取 得の挑戦が成功するよ うに周到な支援を提供 する形式化された二重 登録システム。	「アーリー／ミドルカ レッジスクール」は、 独立型 (単独型) の公 立高校、学校内の学校、 公立学校アカデミー (PSA)、または共用 の教育団体のことで、 生徒が高校の卒業証 書、および准学士、技 術認定あるいは移転可 能な大学の単位を最大 60単位までのいずれか を同時に与えられるよ うに設計されています。 学校はこのカリキ ュラムのために5年目 を提供しています。
資格	IBプログラムが学生にふ さわしいかどうかを教師 や親が判断するために、一 般的に、「学習者のプロフ ィール」ツールが使用され ています。しかし、いくつ かのIBプログラムは「ユニ バーサルアクセス」であ り、どの学生にも開放され ています。	学生がAPコースへ参加 する前に、同じ科目の低 レベルのコースを修了す ることを要求している高 校があります。	申請するためには学生は 特定のCTEプログラムの 基準を満たす必要があり ます。学生は通常、三年生 で2年間のプログラムを開 始し、引き続き中等教育後 の2年間 (2 +2) のプログ ラムに進みます。しかし、 プログラムの長さはさま ざまであり、多くは学士号 プログラム (2 +2) に合 わせています。	ほとんどの高校は、学 生が大学レベルのコー スに志願してテストを 受けるか、特定の前提 条件を満たしておくこ とを要求しています。	学生に相応しいコース が高校で提供されてい なくて、コースは認定、 認証、および/または商 業免許につながってい なくしてはなりません。 ACTプラン、PSATまた はミシガンメトリック試 験で合格点を得た学生 は、二重登録が許可さ れなければなりません 。学区は、このオプ ションについて、毎年 恒例で、発表を行う必 要があります。これは、 資格の有無に關係な く、高校が学生のため の二重登録のオプショ ンについて学生と交渉 することを禁止してい るわけではありませ ん。	二重登録と同じです。	アーリー／ミドルカレ ッジスクールは、9学 年あるいは10学年から 開始することができ て、大学の授業は早く も10学年から開始され ます。学校は、ユニ ークな団体コードを持っ ており、学生は一般的 に5年間参加していま す。

(2/3)

単位取得	国際バカロレア (IB) 学生はプログラム終了時に筆記試験を受けますが、その試験は外部 IB 試験官によって成績が付けられます。また、学生は、学校での各種の評価課題を完了させますが、それらは最初に教師が成績を付けた後、外部の調整官が調整するか、あるいは、直接、外部試験官に送られます。卒業証明書は、少なくとも 24 ポイントを獲得した学生に授与されますが、プログラム全体にわたって最低レベル以上の成績を収めることと、創造性・活動・奉仕の要件を満たす必要があります。ダイプロマプログラムの学生が得られる最高点は 45 ポイントです。大学の単位は、IB 試験で、評価に応じて、4~7 の評定を得ることによって獲得できます。条件を満たすテストの成績に対して与えられる大学の単位は、各高等教育機関、学部、および/または機関内のカレッジにより決定されます。	アドバンスト・プレイズメント (AP) コースは高校の単位および大学の単位として数えることができます。AP コースで、大学の単位を獲得するためのには、学生は AP の大学単位テストで最小スコアである 4 (5 段階中) を獲得する必要があります。高等教育機関の方針によっては、これに他の必要条件が加えられることもあります。大学の単位が得られるのは、AP 試験を、評価に充じて、条件を満たす場合は 5 の評定を得た場合です。条件を満たすテストの成績に対して与えられる大学の単位は、各高等教育機関、学部、および/または機関内のカレッジにより決定されます。	州認定キャリアアおよび技術教育 (CTE) / テックプレップ接続プログラム 多くの場合、単位は、「エスクロー方式」で獲得され、大学に入学した時点で学生の成績証明書に記載されます。学習プログラムおよびパートナー間での連携契約次第で、コースは高校の単位および/または大学の単位、またはその両方としてカウントされます。	大学の単位 (Direct College Credit) / 併行登録 (Concurrent Enrollment) パートナーシップ契約によっては、コースは高校の単位および/または大学の単位、またはその両方としてカウントされます。	二重登録 (Dual Enrollment) コースは高校の単位、大学の単位、またはその両方としてカウントすることができます。	強化型二重登録システム (Enhanced Dual Enrollment System) コースは高校の単位、大学の単位、またはその両方としてカウントすることができます。	アーリー・ミドルカレッジ (Early/Middle College) この 2 つの学校は高校の卒業証書、および大学の単位を最大 60 単位まで学生に提供しています。これらの単位は、ほとんどの州のカレッジや大学に移行することができます。これらの学校は別々の学校なのでミシシガン州の高校に求められている報告書類のすべてをそろえて提出しなければなりません。アーリー / ミドルカレッジは、構成する地区の学生を学校に入学させるために、教育機関を共有することを選ぶかもしれません。このためには、各メンバーの地区との正式契約を締結する必要があります。アーリー / ミドルカレッジ・スクールの学生は、高校卒業までに 5 年間の集団として過ごす計算になります。
------	--	--	--	---	--	---	---

(3/3)

	国際バカロレア (IB)	アドバンスト・プレイズメント (AP)	州認定キャリアおよび技術教育 (CTE) / テックブレップ接続プログラム	大学の単位 (Direct College Credit) / 併行登録 (Concurrent Enrollment)	二重登録 (Dual Enrollment)	強化型二重登録システム (Enhanced Dual Enrollment System)	アーリー/ミドルカレッジ (Early/Middle College)
コースの費用	学区は IB 機関になるために申請し加盟費を私費でなければならない。ミシガン州の公立学校の生徒にとっては、無料のかつ適切な公教育の一部であると言えるでしょう。	これらのプログラムの費用は、地区ごとに異なる可能性があります。AP の授業料は、一般的に地区が負担していますが、学生が大学の単位を求めてテストを受けることを望む場合は、通常、費用がかかります。無料給食や減額の給食の資格を有する学生には費用負担はありません。	中高生レベルのほとんど、またはすべての費用は学区が負担しています。追加の費用に関しては連携協定で明記されている場合があります。	コースは高校で提供される実際の大学のコースです。学校は、直接単位コースを取る学生のための登録料を支払わなければなりません。	二重登録の支払いは、学区の州援助財団の助成金からなされています。	二重登録の支払いは、学区の州援助財団の助成金からなされています。	費用と支払いは、パートナーシップ契約に依存しています。
配信と実施地	学区内の IB 認定の学校を通じて。	高校あるいはオンラインで。	コースは、高校、キャリアセンター、コミュニケーションで受講できます。	高校で。	カレッジのキャンパスあるいはオンラインです。	カレッジのキャンパス、オンライン、あるいは高校で。	様々：カレッジのキャンパス、成人学習環境で内容の充実したコース学習、オンラインのカレッジ教育。
学生への支援	IB スクールを通じて。	教師を通じたコース支援。	高校での支援はありません。また、カレッジでのフォローアップもあります。	教師を通じたコース支援。	なし。	正式な大学準備カリキュラムやコース。ある学生は包括的なサービスが利用できます。	高度に統合された学生への包括的サービス。助言者としての教師、強力な大学準備カリキュラム、管理されたコース選択および密接な学生への監督。
移動手段	なし。	高校であるいはオンラインで。	学区が提供する場合があります。	なし。	学生が。	学生が。	各学校が決めます。

http://www.michigan.gov/documents/mde/Earning_College_Credit_in_High_School_Revised_2-29-12_378055_7.pdf

イギリス

1 教育課程の基準の概要

(1) 教育課程の基準設定の主体

イギリスはイングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドの4つの地方に分かれ、中央省庁である教育省 (Department for Education) は主としてイングランドの教育にかかわり、その他の地方についてはそれぞれの自治政府に教育を担当する担当部局がおかれ、教育課程およびそれと密接な関係をもつ資格・試験制度が定められている。とはいうものの、スコットランド以外の3つの地方については大きな違いはない。ここではイングランドを中心に取り上げて論じる。

イングランドの学校はその設置形態から政府による財政支援を受ける維持学校 (Maintained schools) もしくは公営学校 (State schools) と、財政支援を受けない独立学校 (Independent schools) に大別される。維持学校で現在行われている教育の内容には、国の法律に基づき所管の大臣が設定するナショナル・カリキュラム、法律に根拠をもつが地方もしくは学校単位でその内容が決定されている宗教教育、学校が独自に設定する教科の3つの区分がある。この他に教科外の教育活動、教科の教育を通じて児童生徒に身につけさせる必要のある内容が規定されている。それぞれの教科もしくは科目について、大学や企業、各種職能団体の意向を反映するさまざまな資格試験が歴史的に発展してきており、現在では国の定めた資格・単位枠組みの下での整理が進められている。なお独立学校はナショナル・カリキュラムに基づいて教育を行わなくてもよいが、その生徒は国家の規制の下で行われるさまざまな試験を受験し、資格を取得して進学、就職することは公営学校と同じである。また、学校に通わずに教育を受けるホーム・エデュケーションの場合も、1996年教育法の第576条により、ナショナル・カリキュラムに従って教育を行う義務はない。

(2) 教育課程の基準に係る法令

学校種

1996年教育法第5条は初等学校、中等学校、中間学校 (Middle schools) について、第6条は保育学校 (Nursery schools) と特別支援学校 (Special schools) について規定している。初等学校は次の項に示す初等教育、中等学校は中等教育を、中間学校は10歳6カ月未満の年齢に始まり、12歳を超える所定の年齢まで続く年限の学校である。保育学校は義務教育年齢未満の子どもを対象とする学校である。初等教育と中等教育を同一の学校で行うこと、初等学校に義務教育年齢未満の子どもたちを入学させることも認められている。

修業年限

1996年教育法は第1条で公教育の段階として初等、中等、継続の3段階を示している。第2条によれば初等教育は2歳から11歳 (厳密には10歳6カ月を過ぎて出席する学期) までとされ、義務教育年齢未満の子どもの教育も含まれている。中等教育は初等後から18歳までであるが、19歳になっても在学することができる。

義務教育は1996年法第8条2項により、5歳から始まり、第3項により16歳で終わる。

2008年の教育技能法は第1条及び第2条において18歳までの青年が就職していない場合は全日制もしくは定時制の教育あるいは職業訓練を受けることを該当者に義務付けようとしたが、まだ実施には至らず、その行方は不透明である。

初等教育は2歳から始まり、義務教育に含まれない基礎ステージ (Foundation stage) (2002年教育法第81条)、5歳からの2学年からなるキー・ステージ1、その後の4学年からなるキー・ステージ2により構成される (同第82条)。6年間を一貫した初等学校で教育する場合、最初の2年を幼児学校 (Infant schools)、次の4年を初級学校 (Junior schools) で教育する場合がある。

初等学校への入学に際しては保護者による学校選択が行われ、希望者が受け入れ可能な規模を上回った場合には学校がその入学方針に基づいて入学者を決定する (同第46-51条)。

中等教育は第7学年から始まり、第11学年で義務教育は終了する。最初の3学年がキー・ステージ3、次の2学年がキー・ステージ4と呼ばれる (同第82条)。その後の2~3年について高等教育進学準備等のアカデミックな学習を続ける場合と、職業的な学習を続ける場合とがある。この場合、中等教育の第6年級と呼ばれる部分で学習するか、継続教育カレッジで学習するかのいずれかである。前者はアカデミック、後者は職業的な教育を行う場合が多い。地方によってはキー・ステージ3とキー・ステージ4以降を別の学校に分けて教育している場合もある。

中等学校への入学については、一部の地方で選抜制の学校 (いわゆるグラマー・スクール) が残されており、入学者の進学適性に応じた選抜が行われる。また特定の専門領域をもつ学校の場合、その専門領域の適性に依拠して部分的に選抜が行われる。その他の場合には初等学校同様、保護者による学校選択と、学校の入学方針によって決定される (同第46-51条)。このやり方は学校による隠れた能力別の入学者選考を可能にするとの批判もある。選抜制の中等学校はアカデミックな教育を行い、第6年級を設けている。その他の中等学校はキー・ステージ4までの教育しか行わないもの、第6年級を設けているものがある。

教育課程の基準 (教科等の構成、配当時数、各教科等の目標、内容等を含む)

教育の基本的な目標は法律 (現在は2002年教育法第78条、後述) に規定され、その法律に基づいて担当大臣が政令としてナショナル・カリキュラムを制定する義務を有している。

ナショナル・カリキュラムは1988年教育改革法によって導入され、その後2002年の教育法によってほぼ現在の姿になった。2008年9月からは新しい中等教育のカリキュラムが実施されている。しかし、現在の連立政権は初等・中等教育のカリキュラムの改訂作業を2011年1月から開始した。

ナショナル・カリキュラムは学校のカリキュラムの全体にわたるものではない。宗教教育などは法令によって必修とされているが、ナショナル・カリキュラムに含まれない教育の分野がある。連立政権の下ではこのことが改めて強調されている。

(3) 教育課程の基準の性格

1988年以来性格が変化しているとの指摘がなされている。連立政権の下では最低基準であることが強調されてきている。

教科の学習の到達度については詳しい規定がされていたが、連立政権により中心教科以外の教科については概要だけに改められようとしている。

(4) 教育課程の基準の範囲と内容

ア) 基準のねらい

2002年教育法第78条にカリキュラムのねらいとして「(a) 学校および社会における児童生徒の精神的 (spiritual)、道徳的、文化的、知的 (mental)、身体的発達を促し、(b) 在学中の児童生徒をその後の人生における機会、責任、経験に向けて準備させる」と規定されている。

イ) 授業日、授業時数、1単位時間の規定

授業日数や学期の区分は地方当局の権限であった。ただ年間授業日数については1996年教育法第444条第6項cにより、児童生徒が出席すべき最低日数は200日と規定されている。

ウ) 教科等の種類と学年配当

教科にはナショナル・カリキュラムに含まれる教科(さらにその中で全国テストによって評価が行われる中心教科と、学校で教師によって評価される基礎教科との区別がある)、法律によって必修ではあるがナショナル・カリキュラムに含まれない教科である宗教教育、学校が独自に設定する教科(といっても一般に資格試験と連動する)がある。

中心教科は英語、数学、理科であり、基礎教科は美術・デザイン、市民性、デザイン・技術、地理、歴史、ICT、近代外国語、音楽、体育である(2002年教育法第84条)。初等教育に相当するキー・ステージ1および2においては市民性と近代外国語は必修教科とされていない。しかし人格・社会性・健康・経済教育(PSHE)、性教育とともに法令による強制を受けないが、教科として設けてもよいとされる。特にキー・ステージ2においては近代外国語が導入される方向にある。その一方で中等段階のキー・ステージ4は近代外国語を選択としてもよい。近代外国語としてはフランス語、ドイツ語、スペイン語が主である。

2002年に資格・カリキュラム機構(QCA)から発行された『初等カリキュラムの設計と時間配当』という文書では、キー・ステージ1における望ましい時間配当として、英語が1年間に180~270時間、数学が135時間、理科が54時間、デザイン・技術、ICT、歴史、地理、美術・デザイン、音楽がそれぞれ30時間、体育が45時間、宗教が36時間とされていた。またキー・ステージ2では英語が180~270時間、数学が150~180時間、理科が72時間、デザイン・技術、ICT、歴史、地理、美術・デザイン、音楽がそれぞれ33時間、体育が45時間、宗教が45時間とされていた。

中等教育の前期であるキー・ステージ3における望ましい時間配当は年間で英語、数学、理科がそれぞれ108時間、デザイン・技術、体育がそれぞれ54時間、ICT、美術・デザイン、音楽がそれぞれ36時間、歴史、地理、宗教がそれぞれ45時間、近代外国語が72時間、市民性が27時間とされていた。

2002年にマンチェスター大学の形成的評価研究センターがQCAの委託を受けて行った学校のカリキュラムの基本調査である「学校標本プロジェクト」の調査結果によると、学校の実際の授業時間はこれらの標準よりも多い傾向がある。ただし、一部の教科ではこれよ

りも少ない授業時間となっている場合がある。

現政権の下で進められている新しいナショナル・カリキュラムの策定作業の中で、授業時間の配当については全く学校の裁量に委ねられる方向が出されている。実際に学校がどのように対応するかが注目されるが、上記の時間配当からの大きな変化はないと予測される。また ICT はコンピュータと名称が変わり、その内容についても変更されている。

現政権はまた新たに義務教育の終了の時点で取得すべき「イングランド・バカロレア」という資格を設けようとしている。ここでは GCSE 試験における英語、数学、理科 2 科目（もしくは 2 科目にわたる理科）、近代外国語 1 科目、地理もしくは歴史の C 等級以上の成績での合格が求められている。2014 年からこれにコンピュータが加わると教育省が発表している。

エ) 各教科等の目標、内容等の示し方

目標、内容と到達度を示す。複数学年をまとめたキー・ステージごとに示される。キー・ステージ 1 の英語を例にとると、①話すことと聴くこと、②読むこと、③書くことの 3 つの分野にわたり、知識、技能、理解の到達目標が示されている。

(5) 改訂の周期と最新の改訂年次

1988 年の教育改革法によりナショナル・カリキュラムが導入されて以後、1994 年にレビューが行われ、初等・中等カリキュラムが改訂された。その後、1999 年にカリキュラム 2000 と呼ばれる新しいカリキュラムが実施された。

中等教育については 2007 年に改訂が行われ、2008 年 9 月より実施に移されているが、教科によって実施の時期にずれがあり、2010 年 9 月からキー・ステージ 3 の改訂版の導入が決まっていた。しかし、2010 年 5 月に発足した現在の連立政権はこの導入を中止した上で 12 月に発表した白書『教授の重要性』の中で新たな改訂の方向を打ち出し、2011 年から初等教育だけでなく、中等教育にも及ぶカリキュラムの改訂作業を開始している。この間、10 月にケンブリッジ大学のティム・オーツに委託して行ったレビューでは、改訂の周期は少なくとも 10 年であるべきであるとしている。新しいナショナル・カリキュラムの草案がまとめられつつあり、協議を経て 2014 年の秋から実施の予定である。

地方的に決定される宗教教育の協定教授要目は 5 年ごとに改訂されることが法律で決められている。

(6) 日本と比較した特色

ナショナル・カリキュラムは学校カリキュラムの一部であり、連立政権の下でこのことが強調されている。公営学校以外ではナショナル・カリキュラムに基づいて教育を行うことは求められず、公営学校についても授業時間などの規定が設けられないなど、学校の自由な裁量が認められる一方で、教育の成果については厳しい評価が行われる。

教科の編成をめぐる考え方が異なり、日本の社会に相当する領域は、歴史、地理、市民性という 3 つの教科で教えられている。また家庭に相当する教科はなく、食物や衣料については技術に含まれている。特に食事についての教育が重視され、技術の必修の分野とされようとしている。さらに宗教がナショナル・カリキュラムの枠外で、必修の教科として教えられている。

学校の提供する授業についてナショナル・カリキュラムの教科であっても、その通りに枠を設けず、分離したり、他の教科と合わせたりして合科的な授業を行うことも自由である。学校の規模や、第6年級の有無などにより、学校が開設できる教科にかなりの違いがみられ、それぞれの学校の特徴となっている一方で、生徒の要求に十分にこたえられない事例も見られる。生徒が他の学校の授業を受けるなど、学校間の交流によってこれらの問題を克服しようとする取り組みもなされている。

(7) 近年の教育課程の基準に係る動き

教育課程及び資格制度の開発には1997年の教育法によって設置された資格・カリキュラム機構 (Qualifications and Curriculum Authority: QCA) がかわってきた。ところが2007年の教育法によって従来はQCAの管轄であった試験制度の規制のための機能が、新たに設置された独立の機関である資格・試験規制官事務所 (Office of Examinations and Qualifications Regulator: Ofqual) に移され、残された機能のために資格・カリキュラム開発機関 (Qualification and Curriculum Development Agency: QCDA) が設置されることになって、業務の移行が進んでいた。ところが政権の交代により、財政難を理由とした特殊法人の整理の一環としてQCDAは廃止されることとなり、2012年3月をもってその仕事を終えた。今後は教育課程の基準は大臣が関係諸団体との協議によって決定する方向に向かうものと考えられる。

2 基準の改訂と普及について

(1) 基準の改訂の手続き、方法

担当の大臣により有識者による作業集団が委託を受けてカリキュラムのレビューを行う。審議の過程で各方面からの意見を集める協議が行われるのが一般的である。最近では初等教育のカリキュラムをめぐり全国教育研究財団 (National Foundation for Educational Research: NFER) の所長であるジム・ローズを長とする委員会によりレビューがおこなわれた。しかし2010年に発足した連立政権の下でこのレビューの結果の実施は見送られ、2011年1月から改めて初等および中等教育の改訂作業が進められている。改訂作業には教師、研究者、実業界の代表から構成される助言委員会と、専門家のパネルがかかわることになっている。以下は、公表されているナショナル・カリキュラムの改訂作業日程である。

2011年1月のレビューの開始とともに、関係団体に第一段階の証言が要請され、4月に締め切られる。2012年の初めに新しい学習プログラムの英語、数学、理科と体育に係る第一段階の勧告についての公の協議が行われる。この後、第二段階の証言が要請される。春に大臣たちが①英語、数学、理科と体育についての学習プログラムと、②新しいナショナル・カリキュラムに含まれるはずの他の教科について発表する。また第二段階の証言の要請が終わる。9月に英語、数学、理科と体育の学習プログラムが学校に周知される。2013年の初めにナショナル・カリキュラムに含まれるべき他のすべての教科のための学習プログラムの公的な協議が行われる。同年の春に大臣たちがナショナル・カリキュラムに含まれるべき他のすべての教科のための学習プログラムについての決定を発表する。また英語、数学、理科と体育のための新しい学習プログラムにより教えることが法的な義務となる。一方、新しいナショナル・カリキュラムに含まれる他のすべての教科のための新しい学習プロ

グラムが学校に周知される。そして 2014 年の 9 月にナショナル・カリキュラムに含まれる他のすべての教科のための新しい学習プログラムにより教えることが法的な義務となる。

(2) 基準の普及の方法

カリキュラム 2000 の実施に当たっては移行措置が設けられていた。現在進行中のカリキュラムの改訂作業においては、既に述べたように学校への 1 年間の周知期間が設けられている。

ナショナル・カリキュラムや各種試験の内容を初めとする各種の情報はインターネットで検索できる。それぞれの学校は、自校のカリキュラムをオンライン上に公表しなければならないとされている。

3 教育課程の評価の方法

日本と大きく異なって、ナショナル・カリキュラム・テストおよび外部試験の結果が個々の児童生徒の学習到達度の評価としてだけでなく、学校の教育活動の評価とされ、その結果が外部に発表されることである。各種試験の成績の発表後に担当大臣が談話を公表するのが恒例になっている。児童生徒の個別的な評価と、学校の教育活動の評価は分離すべきだという意見もあるが、大勢となっていない。

連立政権は 2011 年教育法第 20 条において「学校が国際的な調査に参加することの必要 (requirement)」を新たに定めようとしている。これは国際的な学力調査の結果を教育改革の資料とするのに消極的であった前労働党政権とは違う新しい方向性を強調する措置として注目される。

4 児童生徒の学習の評価

(1) 基準設定の主体

ナショナル・カリキュラムとテストの開発を行ってきた資格カリキュラム機構 (QCA) が 2007 年の教育法によってカリキュラムを担当する資格カリキュラム開発機関 (QCDA) と試験を担当する資格・試験規制官事務所 (Ofqual) とに分割されたが、新たに成立した連立政権の下で QCDA は財政難のために削減されるべき特殊法人として、2012 年 3 月をもって廃止された。現在のところでは試験は QCDA が行う全国テストと、Ofqual の監督の下に公認された試験団体が行う外部試験とがある。試験団体を一本化しようとする動きもある。

(2) 基準設定の方法

従来は QCDA によってカリキュラムの内容と評価についての開発作業が行われてきた。連立政権の下で提案されている教育法案では教育課程が助言委員会と教師、大学人および産業界の代表からなる専門家の集団によって開発される一方で、評価については Ofqual の権限が強化されることになる (2011 年教育法第 21 条、第 22 条)。

(3) 評価方法の種類

目標準拠評価である。

ナショナル・カリキュラムには教科ごとに全体としての到達目標が通常 8 段階のレベルと（例外的に優秀という評価）が設定されている。中心教科の場合、全国的に実施されるナショナル・カリキュラム・テスト（通称 Sats テスト）によって、基礎教科とその他の教科については教師の評価によって到達度が判定される。キー・ステージ 1 の終了時に第 2 レベル、キー・ステージ 2 の終了時に第 4 レベル、キー・ステージ 3 の終了時に第 5 または第 6 レベルに到達していることが標準とされる。

（４）評価の内容

ナショナル・カリキュラム・テストは到達レベルによって評価される。通常キー・ステージ 4 の終了前に受験される GCSE 試験については A*、A、B、C、D、E、F、G 及び不合格で判定される。A*～C の成績での合格が望ましいとされ、それぞれの学校における教育効果の測定の指標とされている。全体的に成績が上昇する傾向があり、この点については問題が容易になっている、採点が甘くなっているなどの疑惑があつて、連立政権の下でより厳しい評価が求められている。

（５）評価の結果と課程の修了との関連

ナショナル・カリキュラム・テストの結果、教師による評価、学校全体の子どもたちの評価の結果、前年度における全国的な結果が保護者に知らされる。英語、数学、理科については Ofqual によるテストが行われているが、その他の場合には教師が評価する。QCDA から初等教育の教師による評価の手引である『児童の前進を評価する』が出されて教師による評価の標準化が図られている。

ナショナル・カリキュラム・テストの到達度が期待される水準に達しない場合、および外部試験に不合格の場合でも原級留置とはならない。GCSE 試験については所定の年齢よりも早く受験する場合、逆に遅れて受験する場合もある。

（６）学習の記録の様式の設定主体

教育大臣が Ofqual と協議して設定する。

（７）保護者への通知方法

キー・ステージの終わりである第 2、第 6、第 9 学年の終わりに成績が書面で連絡されることになっているが、実際は学期ごとに連絡されている。学校と保護者のインフォーマルな情報交流が推奨されている。GCSE 試験の結果は試験団体から学校に連絡される。

（８）近年の動き

教員の間では全国テストの準備に学校の授業の重点が置かれる傾向が強く、その他の面の教育がおろそかになるだけでなく、テストされる教科の授業も機械的なものになり、教員の雑用も増えるなどの批判がある。2010 年 6 月には一部の教員組合によってテストのボイコットが行われ、全体の約 4 分の 1 の学校に影響が出た。しかし保護者を含め全般には試験により到達度を評価することよりも、個々の評価による成績判定についての不満のほうが大きい。全国テストの結果については学校が、学校による評価に対しては保護者が

異議を申し立てることができる。

5 その他

(1) 就学前の扱い

2002年教育法第83条2項に基礎ステージにおける学習の内容が規定されている。ここでは(a)人格的・社会的・情緒的発達、(b)コミュニケーション、言語、リテラシー、(c)数学的発達、(d)世界についての知識と理解、(e)身体的発達、(f)創造性の発達の6領域が挙げられている。

(2) 必修と選択の問題

カリキュラムをめぐって、幅の広いバランスのとれたカリキュラムを理想とする考え方や、基礎基本を重視する考え方が長く対立を続けてきており、前者の立場に立てば必修が、後者の立場に立てば選択が多くなる傾向がある。新たに発足した連立政権はイングリッシュ・バカロレアの提案に見られるように必修の履修領域を広げながら、その中でアカデミックな教科を重視する意向を表明している。

(3) 中央集権と地方分権の考え方

はじめに述べたようにイングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドの教育制度は独立しており、その意味では教育制度は地方分権的である。特にイングランドにおいては中央集権か地方分権かというよりも、教育を含めて多くのサービスを国家(官)が行うか、民間の団体や企業が行うかという選択肢のほうが重要な論争問題である。

イングランドでは伝統的に中央と地方のパートナーシップが強調されてきたが、そのなかで保守党は地方分権、労働党は中央集権的な傾向を示していた。しかし1988年以後、それまで地方当局に属していた教育に関する多くの権限が中央政府と学校とに移管されてきている。労働党政権の下で中央政府のさまざまな所管事項の地方への権限の移譲が進められ、連立政権もこの政策をさらに推進して地方当局の財政的な権限を増すとしているが、緊縮財政の下でその将来は不透明である。学校の編成については地方当局に権限があり、1970年代には初等教育と中等教育の移行の円滑化を図るために両者の学年を含んで編成される中間学校(Middle schools)が一部で設置されていたのはその一例であるが、1988年教育法以降はキー・ステージに即した学校の編成が主流になっているのは中央の行政的な指導の結果である。カリキュラム行政においてはナショナル・カリキュラムの導入に見られるように中央集権化の傾向がむしろ強まっているといえよう。連立政権はカリキュラムの開発設計における学校と教師の関与を積極的に推進する発言をしているが、その一方で成績不振校を閉鎖する権限を大臣に与えることも提案されている。カリキュラムの法定の部分である宗教教育については、地方単位で内容が決められている。法的な拘束力を持たない全国基準が示されており、全国共通の拘束力のある基準を設けるべきだという意見も出されている。

(4) 政権交代と教育への影響について

2010年5月の労働党から保守党・自由民主党の連立政権への政権交代直後、それまで

の子ども学校家庭省が教育省に名称変更された。名称だけでなく教育政策にも変化が生まれている。7月に新しい経営形態の学校の設置を推進する法律がかなり強引に成立させられ、また労働党政権下で進められていたカリキュラムと評価の改革が凍結され、新たな改訂作業が着手された。さらに11月には新しい教育の方向性についての白書『教授の重要性』が出され、さらに2011年11月に新たな教育法が成立した。

連立政権は学校カリキュラムとナショナル・カリキュラムが区別されるべきであることを強調し、ナショナル・カリキュラムはすべての児童生徒が共通に学ぶべき主要教科の最低限の内容に係るものであり、学校カリキュラムは学校と教師が自由に開発し実施すべきであると強調している。またアカデミーという新しい形態の独立学校の設置が推進され、従来とは違って政府の財政支持を受ける学校であってもナショナル・カリキュラムによる教育を行うことが義務付けられなくなってきた。このように一方で学校の自由を強調する動きが見られるが、その一方で規制を強める動きもある。労働党政権下では全国テストを縮小し、教師による評価に置き換えていこうとする動きが見られたが、連立政権の下では元に戻されようとしている。さらに労働党政権の下では教育の成果の指標として重視されていなかった国際的な学力調査への参加を、法律によって規定しようとしているのは、新しい動きである。また労働党が職業的な教科や資格の地位向上に取り組んでいたのに対して、連立政権は職業教育のレビューを行う一方で、アカデミックな教科を強調する姿勢を見せている。

一連の取り組みの中で、かなりの速度で前政権の下で構築された教育を変更しようとしている。2011年教育法ではQCDAを含む教育に係る多くの特殊法人が廃止され、その権限のかなりの部分が教育大臣の権限とされるなど、大臣の権限が強化される方向にある。いずれにせよ、今後の事態の推移を注意深く見守る必要がある。

イギリス

1. 変更があったところ

次節で述べるようにイギリス（イングランド）における教育課程—ナショナル・カリキュラムをめぐっては、前労働党政権の下で進行していた改訂作業が廃棄され、新しい作業が進行中であり、2014年秋の学期から新しい教育課程による教育が始まる予定である。2011年12月に教育課程の専門家の委員会による新しい枠組み案（資料1参照）が発表された後、2013年2月にはより具体的なカリキュラムの枠組み（資料2参照）が明らかとなっている。そこでこれらの文書の総則的な部分を付録資料として紹介する。

とはいうものの、以下に述べるように、これまでの議論の中で変化してきた部分、まだ積み残された部分もあり、今後改訂が加えられる可能性は少なくない。また、これらの文書において強調されているように、ナショナル・カリキュラムは学校で教えられる教育内容の全部ではなく、この他に法律で定められているがナショナル・カリキュラムには含まれていない宗教教育や性教育のような法定の教科や、学校が独自に設定する教科が加わって学校カリキュラムが構成されることを忘れてはならない。これらのことを踏まえて、本稿ではこれまでのナショナル・カリキュラムの改訂作業の経緯と、学校におけるカリキュラムと密接な関係をもっている外部資格試験制度の改革の動向、それらの中で明らかになってきている改訂の方向性とその特徴について概観することを試みる。

不透明な側面をもちながら進行中の事態を複数の担当者が分担して追いかけることになったため、十分な統一性をもった記述になっていないことについてあらかじめお詫びしておく。（佐々木毅）

2. 教育課程の編成にかかる新しい情報—ナショナル・カリキュラムの改訂作業の現状

現在の保守党・自由民主党の連立政権では、前労働党政権においてすでに決定していたナショナル・カリキュラム改訂の方針を反故にした上で、改めて全面的な見直し作業に入った。その方向性を大まかに言えば、子どもたちに何を学ばせるか、すなわち学習内容について、とりわけ知識という側面から明確に規定するとともに、その実践にあたっては学校や教師により高い自律性を与えることである。

学習内容を決定する際には、学力の国際比較テストで高い得点を出している国々のそれらをよく研究した上で、（国際競争に負けないように）高い水準を期待した内容を示すこととしている。イングランドにおいて国内で行われていた全国テストの結果の経年変化を見た限りでは、11歳、16歳ともに、子どもたちの学力は年々向上していることになっていたが、国際比較テストの結果をみるとそれらは横ばい、ないし下降状態であった。ゴーヴ教育大臣は、この齟齬を問題視したのである。また、ナショナル・カリキュラムが学校の全体カリキュラムの50%くらいになるように、その内容を精選した形で提示することになっている。前政権では、学校や教師に対して何をどう教えるべきかを政府が規定し過ぎたことが学校や教師たちの革新性・創造性を阻害する結果になったという認識から、残りの50%は各学校・教師が革新性・創造性を発揮してカリキュラムを開発できるようにしている。

2011年1月に、ナショナル・カリキュラムの見直し作業のために、教育学の専門家4人（ケンブリッジ大学の試験評価部門であるケンブリッジ・アセスメントのティム・オーツ、ロンドン

大学教育学研究所のディラン・ウィリアム、ケンブリッジ大学のメアリ・ジェームズ、ブリストル大学およびロンドン大学教育学研究所のアンドルー・ポラード) による委員会 (panel) が結成され、同年 12 月には、その報告書『ナショナル・カリキュラムの枠組み』が出された (翻訳資料 1 参照)。

これを受けて、翌 2012 年 6 月に、ゴーフ大臣から同調査団の座長であるティム・オーツへの書簡という形で、ナショナル・カリキュラムのうちの主に初等教育に関して、大臣の方針を示した。その方針は『ナショナル・カリキュラムの枠組み』において示された勧告をそのまま踏襲したものと、そうでないものがあるが、具体的には大略以下のようになる¹⁾。

- ・カリキュラム全体の目的を明確化する。同時に各教科における総体的な目標も明確化することとした。これらを定義する際には、広く意見を聴取し、また高い成績を出している他国を参考にすることとした。
- ・中心教科すなわち数学・理科・英語については、(これまでのナショナル・カリキュラムの内容と比べて) より高い水準を期待する内容とすることとした。
- ・学校は、全国的にテストが実施される教科に限らず、すべての教科について高いレベルを目指すことが望まれた。そのために各学校においては、2012 年 9 月より、すべての教科について学年ごとのカリキュラム内容をオンラインで公表することとした。
- ・英語は、高いレベルのリテラシー能力を要求することとした。とくに読み書きの発達に寄与し、詩の暗唱、ディベート、発表を通じて正式な英語を身につけることができる会話言語 (spoken language) を重視することとした。数学や理科の学習プログラムの草案にも会話言語の重要性を含めるとした。その他、カリキュラム全体を横断して会話言語の発達を保証するためには、どうすべきかを引き続き検討していくとした。
- ・(ここで出した) ナショナル・カリキュラムにおける学習プログラムの草案は、含むべき内容について今後議論をしていくためのたたき台と位置づけた。
- ・ナショナル・カリキュラムの到達目標を (学年別ではなく) レベル別で示すというしくみを廃止することとした。教科の内容については、何が教えられ、子どもが何を学び、結果として何ができるようになるべきかを明確に記述するようにすることとした。これらにより学校は、子どもたちに個別化された学習活動を与えることよりも、すべての子どもたちが期待されている水準に到達できるようにすることに集中するようになることとした。
- ・しかしながら、法的に定められている評価を実施するためには、すべての子どもの到達度を把握し、進歩を促すことが重要であり、数学、理科、英語については、評定を決定するための方式が必要となるので、そのあり方については、今後詳細に検討することとした。
- ・カリキュラムの幅広さを保障するために、英語・数学・理科以外の教科すなわち美術とデザイン、デザインと技術、地理、歴史、情報通信技術 (ICT)、音楽、体育を、初等教育段階全体で、これまでと同様に必修にすることとした。『枠組み』の勧告では、一部の教科については学習プログラムを提示しないとしていたが、全教科について、それを提示することとした。ただし、学校の持つ革新性を最大限に発揮させるためにも、提示する学習プログラムの内容は最低限に絞ることとした。
- ・キー・ステージ 2 (3-6 学年) において、外国語を必修にすることとした。外国語における新しい学習プログラムでは、会話言語と筆記言語のバランスをとることとした。
- ・改訂ナショナル・カリキュラムの内容を決定するにあたっては、高成績を上げている学校や成

績を大きく伸ばした学校から得た知見を活用していくこととした。

以上の『書簡』と同時に、初等学校の英語・数学・理科のナショナル・カリキュラムの草案が公表された。草案は、各教科とも30～40頁の分量である。草案では、『書簡』にも示されたように、教科ごとに、その総体的目標・目的が示されている。(それまでにあった)8つのレベルに分けて示された到達目標は含まれてない。その反面、学習プログラムについては、学年ごとに、その内容を示している。また、キー・ステージ2では「下級」(Lower) (第3、4学年)「上級」(Upper) (第5、6学年)の二段階に分けることとしている。

これらの草案をもとに、以後、議論が展開されることになった。「調査団」の一員であるアンドルー・ポラード教授が草案に対して批判的な意見を表明したⁱⁱことをはじめ、各界から意見が多く出された。

2013年2月、政府はそれまで聴取した意見や改訂作業助言委員会の議論を経て、『イングランドのナショナル・カリキュラム：公開協議のための枠組み文書』を発表したⁱⁱⁱ。そこでは、キー・ステージ1～4のナショナル・カリキュラムの新しい枠組み(翻訳資料参照)と、キー・ステージ1～3までの学習プログラム、到達目標の草案が示された。これまでに示された方針からの変更として注目されるものは、ナショナル・カリキュラムの教科「情報通信技術(ICT)」を「コンピュータ(computing)」としたことである。その内容は、キー・ステージ1の段階からプログラミング言語の学習に重点を置いている。英語、数学、理科については、2012年6月に発表された草案と基本的には大きく変更されていない。キー・ステージ3(7～9学年)については、キー・ステージ1～2のように学年ごとに内容を示すのではなく、キー・ステージ3としてひとまとめにしている。その他の教科については、いずれも英語、数学、理科のように数十ページにわたって詳細に内容を示すという形式をとっていない。それらは教科内容という形でキー・ステージごとに1～3ページでまとめられている。

この文書をもとに、2013年4月16日までの間に公開の協議期間を設け、各方面からの意見を聴取した後、最終案としてまとめることとなる。そして、2013年9月には学校にナショナル・カリキュラムの内容を通知し、翌2014年9月から実際に実施する予定である。

キー・ステージ4(第10・11学年)については、そもそも、16歳時に受けるGCSE(中等教育修了一般資格)などの外部試験に対応した授業がほとんどである。したがって、この段階についてはGCSEのあり方が問題となるが、政府は、GCSEの大胆な改革を表明している。2013年2月、政府は2012年9月から12週間にわたった公開協議の結果をまとめた『キー・ステージ4資格試験の改革に関する諮問—政府の回答』^{iv}を発表した。最大の眼目はナショナル・カリキュラムと同様、国際競争に負けない学力水準を保障する資格試験へと変革することであり、そのことは今回の回答でも確認されている。ゴーフ大臣は、これまでのように受験科目の選択の余地を与えるのではなく、英語・数学・理科・歴史・地理・外国語を必ず履修するようにするための「イングランド・バカロレア試験(English Baccalaureate Certificates)」の導入を表明した。この方式の導入をめぐるのは、そのネーミングを含め異論も少なくない。また、これまでのGCSEのように試験と(レポートや作品などを評価に組み込む)コースワークとを融合して評価する方式とは違い、学年末に実施される記述式試験のみで評価するもの(すなわちかつてのGCE・Oレベル試験のスタイル)とすることや、これまで3つあった試験団体が受験者獲得のために難易度の低い試験を行う傾向を避けるために試験団体を単一にすることも目指されているが、各界からは必ずしも肯定的な意見が得られていない。このため最終的な姿はまだ予測が困難である。ただし、

GCSE のこれまでの評定制度 (A*~G) を見直すことについては、生徒により高い学力を期待する観点からも推進されるようである。

今後は、英語、数学、理科、歴史、地理については、(2017 年の本試験実施のために) 2015 年 9 月から授業の導入開始を目指して内容の詳細を決定していく予定となっている。

以上、改訂されるナショナル・カリキュラムは、これまでの経過をみる限りでは、教えるべき知識内容を明確に示すと同時に、英語・数学・理科に絞ったかたちで簡素化することによって、学校や教師の自律性を高めることを目指すことを謳うものである。さらに 2010 年アカデミー法により規定されたアカデミーという地位を獲得するか、あるいは新たに設置されたリースクールであれば、公営学校であってもナショナル・カリキュラムに従う義務はない。このように、学校のカリキュラムはこれまで以上の自律性が与えられることになるが、各学校において実施される学校カリキュラムの内容の詳細は公表する義務が課されることになり、また、初等学校でいえば 11 歳時の全国テスト (英語、数学のみ)、中等学校でいえば 16 歳時の外部試験 (2017 年からはイングランド・バカロレア試験) を受けるが、その結果についての責任は、学校評価とも相まって厳しく問われることになっている。(新井浅浩)

3. 教育課程の編成にかかる注目すべき話題—改訂作業の目指す方向とその特徴

連立政権のもとで進行している教育改革全般について特徴的なことは、前政権の政策の全面的な見直しをかなり急速に推進していることである。1997 年に政権の座に就いた労働党政権が、少なくとも 2001 年の総選挙までは、それまでのメジャー保守党政権の教育政策のかなりの部分を踏襲したのとこれは対照的である。

教育課程の開発をめぐるも、前政権の下では資格・カリキュラム機構 (Qualifications and Curriculum Authority: QCA)、その後の資格・カリキュラム開発機関 (Qualifications and Curriculum Development Agency: QCDA) という特殊法人 (Quango) が大きな役割を果たしてきたが、それらを税金の無駄遣いとして廃止して、大臣が専門家に委嘱して開発を進める方式をとっているのが特徴的である。この結果として QCDA は 2012 年 3 月 31 日をもってその仕事を終えた^v。ただし、前節でみたように、教育課程の決定が公開で、関係各方面との協議を通じて推進されている点はこれまでと共通するものである。

教育課程について前政権下で改訂されたナショナル・カリキュラムの実施を凍結し、新たに改訂作業を進めるのはナショナル・カリキュラムの歴史がまだ短いとはいっても異例の措置である。そのような作業の中で、もっとも重要な動きはナショナル・カリキュラムに従って教育を行う学校が次第に限定されていることである。すなわち既存の公営学校 (State Schools) の多くが地方当局 (Local Authorities) から独立したアカデミーと呼ばれる経営形態の学校に転換し^{vi}、新たにフリー・スクールと呼ばれる独立性の強い学校の設置が推進されているなかで、これらの学校はナショナル・カリキュラムに従って教育を行うことを義務付けられない。その結果としてナショナル・カリキュラムの意義は減退するはずである。ただし、実際には多くのアカデミーが依然としてナショナル・カリキュラムに沿って教育を行っているように見える。この点と関連して、ナショナル・カリキュラムにおける各教科の内容をめぐる規定が大幅に簡略化されていることも注目される。これは現場の創意の余地を広げるためと説明されている。学校のカリキュラム編成の自由の拡大が強調される一方で、学校のカリキュラムがオンラインで公表されるべきこと (『イングランドのカリキュラム』の 2.2) が規定されており、自由に相応する責任も課せられていることも見逃してはならない。ナショナル・カリキュラムの拘束力が弱められる一方で、学校はその自主的な

努力によって成果を上げること、具体的には GCSE、GCE の A レベル試験などの外部試験で好成績を上げることが期待されるようになってきており、外部試験の影響力が増すことになる。

そのような試験のなかで重視されているのはアカデミックな主要教科である。新たに設けられるイングランド・バカロレアは英語、数学、理科、それに外国語と歴史もしくは地理における C 等級以上の評価での合格者に対して与えられるとともに、そのような成績で合格した生徒の学校全体に占める比率が学校評価の主な材料とされるものであるが、選ばれているのがアカデミックな教科だけであることから、これらの教科を重視する傾向をみることができる。このような評価の仕方をめぐっては宗教や芸術系の教科団体から強い批判の声が上がっているが、現在のところ見直しの動きはない。

このようにアカデミックな教科が重視されるなかで、一部の教科の名称変更が予定されている。情報通信技術 (ICT) は、コンピュータ (Computing) と改称され、その内容にも大きな変更が加えられようとしている。そして、学年のまとまりであるキー・ステージごとの配分も改められようとしている。さらにキー・ステージそのものについても従来のキー・ステージ 1 (1・2 学年)、2 (3～6 学年)、3 (7～9 学年)、4 (10・11 学年) から細分化されようとしている。イギリスでは日本と違い、各教科への配当時間は定められていないし、そもそも教科をどのような枠組みで教えるかは学校の自由な裁量に委ねられている。この点については『イングランドのナショナル・カリキュラム』の 3.4 に「学校はナショナル・カリキュラムの内容がすべての児童生徒に教えられる限り、どのようにその授業日を組織するかを選ぶ自由がある」と改めて確認されている。加えて、ナショナル・カリキュラムに定められた教科を統合したり、分離したりして教えることも自由なのであるが、このようにキー・ステージごとの配分の変更に新しい動きをみることができる。

また、これまではナショナル・カリキュラムの到達目標はキー・ステージごとに必ずしも 1 つに限定されず、学習の進んでいる児童生徒とそうでない児童生徒で異なる目標に到達することが認められていたが、これが改められようとしている。知識を活用し、ものを考え、応用するスキルを重視した前政権と違い、現政権では知識、それも「核となる知識」(Core Knowledge) の習得が強調されている。この考えはアメリカの英文学者、文芸批評家である E.D・ハーシュ (Eric Donald Hirsh, Jr) の考えに影響を受けたものであると言われている^{vii}。英語の教師であったハーシュは、学生の読解力が文化的な知識と結び付いており、文章がやさしいか難しいかよりも、文中に出てくる事項についての知識が読解に影響すると考え、「文化的リテラシー」(Cultural literacy) を提案した。ここから、国民的な (主流の) 文化についての知識として「核となる知識」を強調しているのであり、それは考えるスキルや批判的な思考の基礎を形成するものであると論じている。したがって彼の考えでは必ずしもスキルと知識は対立するものではない。その一方で、「核となる知識」が文化の主流に属し、伝統的古典的な内容を中心とするものであることも否定できない。この点が現実の教育課程の編成作業の中でどのように扱われるのかが注目される。例えば、中等学校の生徒を対象として英語で書かれた名詩を暗唱する全国コンテストが企画され、そのためのアンソロジーが教育省によって編集されてオンラインで公表されているのが具体的な動きの例と考えられる^{viii}。これらの動きと関連して、改訂の方向性を積極的に支持するシンクタンクである市民社会研究所 (略称、CIVITAS) がハーシュの考えに沿って『〇学年が知っている必要のある事柄』という一連の教科書を発行していることが注目される^{ix}。

このようにアカデミックな教科が重視される中で、基礎基本としてのリテラシー、数量的思考能力、さらに新しく会話言語の重要性が強調されている。初等教育における会話言語について「児童生徒は、標準英語を用いてはっきりと話し、自信をもって考えを伝える」ことに始まってさまざま

まな具体的なスキルが列挙され、それらが書くことや思考の基礎となると説かれているのが特徴的である。読み書きについても、前政権下では重視されているとは言えなかった文法や句読法が重視されていることが注目される。また数量的思考能力も含めて、これらのことが全教科にわたって強調されるべきことが改めて強調されていることも見逃すことができない。

これまで、学校と児童生徒の置かれている社会的、経済的な環境によって児童生徒の到達度に違いがあることが強調され、その中で教師が努力してどこまで学校教育の水準を上げたかを評価しようとする付加価値的な評価が試みられてきたが、必ずしも成功してきたとはいえ、保護者による学校選択の資料としてもあまり利用されてこなかった。これに対して連立政権のもとでは、最終的な試験のみによる評価を重視する方向へ戻ろうとしている。このため学期の途中での作品提出による評価を含むモジュール方式は廃止されることになる。これは作品製作の過程で保護者や教師が手伝うという不正の防止という意味はあるが、その一方で学習の支援や教授活動の改善のための形成的な評価の可能性が摘み取られることになるという危惧もある。

またインクルージョンへの配慮の重点が、社会的な環境への関心から、個人の資質の違いに移されていること、その中でも特別な教育ニーズをもつ児童生徒だけでなく、特に優秀な児童生徒にも関心がはらわれている点も注目される。

我が国と違って、中等教育が3段階から構成されているのがイングランドの教育制度の特徴であるが、その中でアカデミックな教育と職業的な教育の位置づけは論争的な問題の1つであり続けてきた。特に職業的な資格をめぐる動きが中等教育の教育課程にかかわって注目すべき性格をもっている。2011年3月に教育大臣の委託を受けて行われたロンドン大学キングズ・カレッジのアリソン・ウルフ教授による『職業教育のレビュー—ウルフ報告書』(Review of Vocational Education: the Wolf Report)が発表され、この領域においても改革の動きが目覚ましい。ここでは職業的な資格とアカデミックな資格との評価を近づけようとしてきた労働党政権の取り組みを否定し、両者を切り離した上で新しく、職業の現場における批判に耐えるような職業的な資格を創出することが求められているようである。

最後に、繰り返しになるが、1988教育改革法によって導入されて以来、ナショナル・カリキュラムは学校カリキュラムの主要な部分ではあってもそのすべてではなく、カリキュラムの開発と実施については各学校の自由な創意に委ねられる部分が大きかったのであるが、現連立政権が学校教育の民営化を推進する中で、その傾向がますます強くなろうとしている。しかし、学校の規模や伝統、財政基盤が異なるなかで、個々の学校のカリキュラムを開発し、編成する作業がどのように進行し、ゴーヴ教育大臣によって強調されている学校の自由がどのような結果を生みだすかについては注意深く見ていく必要がある。(佐々木毅)

ⁱ ゴーヴ大臣からティム・オーツ座長への書簡 The letter to Tim Oates from the Secretary of State, Michael Gove, concerning the National Curriculum Review. Dated 11 June 2012. Accessed 16 February 2013.

<https://media.education.gov.uk/assets/files/pdf/1/secretary%20of%20state%20letter%20to%20tim%20oates%20regarding%20the%20national%20curriculum%20review%202011%20june%202012.pdf>. accessed on 16 February 2013

ⁱⁱ Andrew Pollard, "Narrowness and imbalance in National Curriculum design", posted on 20 November 2012.

<http://ioelondonblog.wordpress.com/2012/11/20/narrowness-and-imbalance-in-national-curriculum-design>, accessed on 22 November 2012.

ⁱⁱⁱ Department for Education, *The National Curriculum in England Framework document for consultation*, February 2013.

<https://media.education.gov.uk/assets/files/pdf/n/national%20curriculum%20consultation%20-%20woframework%20document.pdf>, accessed on 17 February 2013.

^{iv} Department for Education, *Reforming Key Stage 4 qualifications consultation Government response*, February 2013.

<https://media.education.gov.uk/assets/files/pdf/r/reforming%20key%20stage%204%20qualifications%20consultation%20response%20final%20-%20with%20new%20annex%20b.pdf>, accessed on 16 February 2013.

^v Department for Education, “Qualifications and Curriculum Development Agency”, general article update 16 April 2012.

<http://www.education.gov.uk/aboutdfe/armslengthbodies/a00200461/qcda>, accessed on 27 February 2013.

^{vi} 教育省によれば、アカデミーは全学校数の 12%に相当する 2,600 校に達し、初等学校では全体の 6%にすぎないが、中等学校では 48%に達しているという。Cf. Department for Education, “More than 2,600 schools now open as academies, with a further 500 set to join them soon”. Press notice date 11 January 2013

<http://222.education.gov.uk/inthenews/inthenews/a00220026/more-than-2,600-schools-now-open-as-academies>, accessed on 15 January 2013.

^{vii} Cf. Fran Abrams, “Cultural literacy; Michael Gove’s school of hard facts”, BBC Radio 4’s Analysis on 25 October 2012.

<http://www.bbc.co.uk/news/education-20041597>, accessed on 27 February 2013, and also see Sean Coughlan, “Massachusetts: Pioneering Gove’s knowledge curriculum”, BBC article on 6 February 2013.

<http://www.bbc.co.uk/news/education-21353100>, accessed on 7 February 2013.

^{viii} Department for Education, “Launch of national poetry anthology for teenagers”. Press notice date 07 January 2013, updated 26 February 2013.

<http://www.education.gov.uk/inthenews/inthenews/a00219776/launch-of-national-poetry-antology-for-teenagers>, accessed on 27 February 2013.

^{ix} 「核となる知識」をめぐる Civitas の活動については、下記のサイトを参照されたい。

<http://www.coreknowledge.org.uk/index.php>

教育省（2011）『ナショナル・カリキュラムの枠組み：
ナショナル・カリキュラムの見直しに向けた専門家委員会による報告書』
Department for Education. (2011). *The Framework for the National Curriculum: A report by the
Expert Panel for the National Curriculum review*. London: Department for Education.

原則と要旨

いくつかの主要な原則がナショナル・カリキュラムの見直しにかかる審議事項において示された¹。専門家委員会〔以下、委員会〕の考察はこれらの原則によって著しく特徴づけられている。そのため、委員会の勧告に移る前にこれらの原則について手短かに述べておくことが役立つかもしれない。

主要な原則

- ・新しいナショナル・カリキュラムは一すべての子どもたちの水準を向上させるために一自由、責任、公正の原則にそって開発されるであろう。
- ・学校は、カリキュラムに対してより大きな自由を与えられるべきである。ナショナル・カリキュラムは、すべての子どもたちが獲得すべき必須の知識（事実、概念、原則、基礎的な操作）のみを規定すべきである。そして、児童生徒のニーズにもっともよく応えるようなより幅広い学校カリキュラムの設計と、そのカリキュラムをもっとも効果的に教えるための方法の決定を学校に委ねるべきである。
- ・ナショナル・カリキュラムの内容は、子どもたちがどのようにして学び、何を知るべきかについて最善の集会的英知を反映するものであり、〔国際的な学力調査で〕もっとも高い成績を収めている国・地域のカリキュラムに勝るべきである。
- ・ナショナル・カリキュラムは、主要な教科の分野において中核となる知識をすべての子どもたちが獲得する機会を保証しつつ、厳密で高い水準を実現し、学校で教えられることについて一貫性を創り出すべきである。
- ・ナショナル・カリキュラムは、もっとも優秀な子どもや特別な教育的ニーズと障害をもつ子ども（SEND）等の異なる集団のニーズに配慮しながら、若者が自信をもちながら成功裏に教育を通過していくために必要な知識を彼／彼女らに提供すべきである。
- ・ナショナル・カリキュラムとより幅広い学校カリキュラム（各学校で児童生徒によって経験されるものとしての全体カリキュラム）とを区別することが重要である。地域社会あるいは学校レベルの意思決定に基づいて開発されるべき、幅広くバランスのとれた学校カリキュラムの構成要素は、あらかじめ規定された全国的な学習プログラム〔の構成要素〕よりも数多く存在する。これらの要素を促進するためにナショナル・カリキュラムは学校における授業時間の大半を奪うものであるべきではない。
- ・ナショナル・カリキュラムは維持学校の法的な拘束力をもつ要件であり続けるだろう。しかしそれはまた、親に学校生活のすべてのステージでその子どもが知ることを期待されるべきことに関する理解を与えることで、すべての学校にとっての卓越性の全国的な指標としてその重要性を保持するだろう。

¹ DfE, (2011). *Review of the National Curriculum in England*. (London: DfE).
<http://www.education.gov.uk/schools/teachingandlearning/curriculum/curriculum/b0073043/remit-for-review-of-the-national-curriculum-in-england>

勧告

要旨では、ナショナル・カリキュラムの見直しにかかる委員会の作業に基づいた勧告について簡潔に述べている。これらの結論についての詳細な理論的根拠は、報告書の本文に示している。

知識、発達、カリキュラム

ナショナル・カリキュラムの見直しは、全体としてのカリキュラムへの影響を顧みることなくカリキュラムの詳細への不可避の注目が生じないようにするため、基礎的な教育プロセスの認識によって組み立てられるべきであることを勧告する。とりわけ、教科に関する知識と個人の発達の間的基本的な相互作用に対する考慮が含まれるべきである。この課題については第1章で論じる。

カリキュラムの目的と目標

カリキュラムがそれに基づくことを期待される目標を明確にすることは不可欠である。このことはカリキュラムの内容についてもっともふさわしい選択をすることを支援するだろう。カリキュラムの目的を定義することは一貫性のある規定を制定し、維持するためのもっとも効果的な方法であると考えられる。

高い成績を収めている国・地域の教育的枠組みに関する研究が示唆するのは、目的はそのシステムにとって重要なものであり、そして多くの異なるレベルにおいて表明されることがしばしばあるということである。目的は以下のレベルで表明すべきことを勧告する。

レベル1：学校カリキュラムに対するシステム全体の教育的期待を明確にすること（学校カリキュラム全体に適用される最上位のレベルの記述は、1944年以降の法規定に存在している。ナショナル・カリキュラムを構築するための基礎を規定することから、きわめて重要なものである。）

レベル2：学校と学校カリキュラムのより個別的な目標を明確にすること

レベル3：個別の教科の学習プログラムの目標を示すこと

システムの至るところで目的を再度強調することは、〔全体としての〕調和と一貫性を確かなものにすることに役立つだろう。また、評価、資源開発とその割り当て、教員採用と研修、査察を結びつけることにも役立つだろう。委員会が提示する目的と、それらが各レベルでどのように定義されるべきかについては第2章で説明する。

学校カリキュラムの構造（初等および中等）

利用可能な証拠から得た知識が示唆するのは、学校システムにおいてナショナル・カリキュラムをまさに構成するものについて、そして中心教科、基礎教科²、その他の法的な拘束力をもつ要件の間の違いについて不明確な点が存在するということである。このような混乱を避けるためにも〔それらを〕よりいっそう明確にする必要があると考える。

とりわけ、**ナショナル・カリキュラム**と**学校カリキュラム**（例えば、学校における児童生徒によって経験されるものとしての全体カリキュラム）の間に明確な区別を設けるとい

² イングランドの学校教育において現在一般的な用法となっているため、この報告書において「中心」教科と「基礎」教科を別個のものとして扱う。しかしながら、当初の法律において「中心」教科はすべての基礎教科の下位に位置づくものとして言及されていたことを当委員会は認識している。

う、ナショナル・カリキュラムの見直しにあたって示された趣旨と委員会の意見は一致している。このことは、ナショナル・カリキュラムは〔学校で〕教えられることの全てではないということを見習う児童生徒、親、教員、そして一般の人びとが理解するための助けとなるだろう。またナショナル・カリキュラムの再検討にあたって、学校や地域コミュニティのレベルで決定されるカリキュラムの規定により自由を与えるために、ナショナル・カリキュラムにおいて必須となる知識の中核を示すという政府の意図を支持する。学校カリキュラムがどのように改訂されるべきかについては第3章で具体的な提言を行う。

学校教育のキー・ステージを通じてのカリキュラムにおける教科

見直しにおける主要な意図は、学校に対して法的な拘束力をもつカリキュラムの要件を縮小することにある。委員会は、このことを成し遂げるための3つの実現可能な方法を明らかにした。〔①〕法的な拘束力をもつカリキュラムの要件から教科〔の枠組み〕を完全に除外する。〔②〕法的な拘束力をもつものとして教科〔の枠組み〕を維持するが、これらの教科において教えられるべきことは具体的に示さない。〔③〕法的な拘束力をもつものとして教科〔の枠組み〕を維持するが、教えられるべきことについて列挙する範囲を縮小する。

カリキュラムの幅の重要性に関する証拠によれば、現行のカリキュラムのほとんどの要素を何らかの法的な拘束力をもつ形式のままに留めるべきであるということが見出せる。しかし、いくつかの教科と学習領域については、それらを教える義務が学校にあるとしても適切な具体的内容の決定については学校に委ねるように再区分されるべきであることを勧告する。換言すれば、それらの教科については法的な拘束力をもつ学習プログラムがもはや存在しなくなるということである。加えて、法的な拘束力をもつ学習プログラムを維持する教科については、その内容が詳述されることなく具体化されるべきであることを勧告する。第4章では、具体的な教科とトピックにかかる勧告について説明する。

キー・ステージ4においては、現行のシステムよりも広がりをもつべきであると考えている。高い成績を収めている国・地域の特徴は、すべての学生に16歳になるまで幅広い教科について学ぶことを要求していることにある。他のより成功している国と比べると、イングランドにおいては多くの児童生徒が学ぶカリキュラムの幅を狭めるのが早い。具体的に言えば、既存の配置に加えて、いくつかの教科におけるカリキュラムの規定がキー・ステージ4においても法的な拘束力をもつようにすべきである。第4章では、キー・ステージ4においてより幅を広げることの意味についてより詳細に考察する。

キー・ステージの構造

(現在設定されている) キー・ステージ2の4年間は長すぎると考える。委員会では、このことが第4学年と第5学年における進捗と展望の欠如をまねきうることを指摘してきた。2年ずつの二つの新しいキー・ステージを設定するために、現在のキー・ステージ2を二つに分けることを勧告する。

キー・ステージ3とキー・ステージ4の構造、およびそれらと青年の発達と動機づけのパターンとの相互作用に問題があると考えている。キー・ステージ3の終わりに向かってみられる到達度の低下は、学生の関わりと目的意識の希薄化にしばしば起因することが十分に立証された現象である。そこでキー・ステージ4、GCSEの準備期間を3年間に延長してより質の高いカリキュラムを提供するために、キー・ステージ3の期間を2年間のみ

に短縮する利点について検討している。しかし、変更に向けて説得力のある主張をなしうると考えている一方で、取り組む必要のある重大な課題についても認識している。このことについての決定がなされる前に他の人びととの協議が必要となる。より詳細な議論については第5章で展開する。

学習プログラムの組織化

新しい学習プログラムを提起するにあたって、既存のキー・ステージの構造を修正なしに用いることはない。前年と比較するアプローチにそった別の選択肢についても認識している。しかし、その単純さにもかかわらず、もっとも高い成績を収めている国・地域で用いられている方式の特徴ではないことを指摘したい。委員会においては、前年と比較する〔アプローチに基づく〕方式を勧告しないということで意見がまとまった（初等教育における数学は例外となる可能性がある）。

その代わりに、学習プログラムは委員会が提起した上述のキー・ステージの構造、すなわち、2・2・2・3・2（もしくは、キー・ステージ4が3年間に延長される場合には2・2・2・2・3）を用いるべきであることを勧告する。前年と比較するアプローチの利点の多くは、学校が決定する学習計画が前年との比較において示され、公表されるのであれば（委員会ではそうあるべきだと考えているが）、委員会が提起したアプローチを通じても実現され则认为る。

しかし、このような勧告を行う一方で、一定の場合には異なる決定を正当化しうるような教科の間の違いについても認識している。例えば、初等教育における数学の特定の場合についてはさらなる検討を加えることを予定している。

第6章では、いくつかの選択肢と委員会の勧告についてより詳細に説明する。

学習プログラムと到達目標の形式

「教えられ、学ばれるべきこと」と評価（形成的、継続的評価と定期的、総括的評価の双方を含む）の間の直接的で明確な関係を構築する重要性を強調する。不正確な到達目標と、現在の抽象的で説明的な「レベル」は、この関係の明確さを減じるものであるという懸念がある。そのため、既存の各レベルの説明による到達目標という形式については、維持すべきでないという見解をもっている。

その代わりに一貫して、「教えられ、学ばれるべきこと」を「水準の記述」から区別する。これは新しいアプローチである。学習プログラムは目的の多方面にわたる記述、期待される進歩、獲得されるべき知識の内的関連について記述されるべきであり、到達目標は必須の知識に関連する具体的な学習成果について記述されるべきである。

学習プログラムは平行する2つの欄に記載される。学ばれるべき主要概念についての物語的で発達にそった説明（学習プログラム）は左側に、キー・ステージの終わりに評価される必須の学習成果（到達目標）は右側に示される。このことはカリキュラムに焦点をあてた評価を支援すべきである。この構想についてはさらなる検討の必要がある。この提案とそれを支える理由については第7章で説明する。

評価、報告、児童生徒の進歩

レベルの説明が現在、児童生徒の進歩を判断するために用いられている方法について懸

念をもっている。実際、この方法はシステムの全般的な働きに内在しており、学習を妨げているかもしれない。このような理由から、原則的により教育的だと思われる〔子どもの〕進歩を判断する新しいアプローチを示す。このアプローチは、評価と説明責任に対して重大な含意をもつことを認識している。

高い成績を収めている国・地域の研究から得た知見は、この議論に寄与するような示唆を与えるものである。これらの高い成績を収めている国・地域は、初等教育においてより少しのことをより深めることに焦点をあてている。委員会は、次の内容に移る前に、すべての児童生徒が主要な要素について適切な理解を得ることを確実にすることに焦点があてられるべきであると考え。すなわち、彼／彼女らが「進歩に向けた準備状態」にあるということである。〔学校の〕資源は、落ちこぼれてしまったか、学級の他の児童生徒より落ちこぼれるリスクをもつと考えられる児童生徒に優先的に配置されるべきであることを勧告する。委員会は、このアプローチを「すべての子どもたちに対する高い期待」〔アプローチ〕と呼ぶ。このアプローチとその含意については第 8 章で説明する。

ナショナル・カリキュラムにおける会話言語とその発達

会話〔言語〕の発達、認知発達、教育的達成の間の関連を示す、説得力のある一連の証拠が存在する。委員会は、会話言語の発達は新しいナショナル・カリキュラムに特有の特徴であるべきという強固な見解をもっている。

このことを成し遂げるために用いることのできる方法は数多く存在しており、第 9 章において考察する。多層的なアプローチには、カリキュラムの規定において非常に重要な領域が必要となる。これにはナショナル・カリキュラム全体に行きわたるような記述を用いること、英語の学習プログラムにおいて個別の、また集中的な要素を維持すること、すべての中心教科と基礎教科のそれぞれの学習プログラムにおいて会話言語とその発達についての記述を加えることを含むべきである。

リスク

最後に、ナショナル・カリキュラム全体の見直しについて助言するという責任を果たすため、わたしたちが強調しておきたいいくつかのリスクが存在する。これらは政策立案者が留意すべきものである。リスクには見直しのプロセスの進度、委員会が成し遂げる「カリキュラムの一貫性」を（可能な範囲で）確実なものにする必要性³、新しいナショナル・カリキュラムを伝達する際に教職に就いている人びとへの支援を保証する必要性が含まれている。

第 10 章では、これらのリスクについて順番に考察を加え、どのようにすればこれらのリスクを軽減することができるかを論じる。

第 1 章は、ナショナル・カリキュラムが提起する基礎的な教育プロセスについての簡潔な議論から始めたい。

³ Oates, T., (2010). *Could do better: Using international comparisons to refine the National Curriculum in England*. (Cambridge Assessment).

http://www.cambridgeassessment.org.uk/ca/digitalAssets/188853_Could_do_better_FINAL_inc_foreword.pdf

Schmidt W. & Prawat R., (2006). Curriculum Coherence and national control of education: issue or non-issue? (*Journal of Curriculum Studies*, vol.38, no.6, pp.641-658.).

教育省（2013）『イングランドのナショナル・カリキュラム：
協議に向けた枠組み文書』

Department for Education. (2013) *The National Curriculum in England: Framework document for consultation*. London: Department for Education.

1. はじめに

1. 1 2011年1月20日、マイケル・ゴーフ教育大臣は、イングランドのナショナル・カリキュラムを見直すという政府の方針を明らかにした。
1. 2 この文書では、公的協議を目的とし、見直しの成果としてナショナル・カリキュラムの改訂された枠組みを示している。この枠組みには以下の内容が含まれる。
 - ・学校カリキュラム全体、及び法定のナショナル・カリキュラムの双方に関する情報。後者の法的根拠を含む。
 - ・法定のナショナル・カリキュラムの目的の提案。
 - ・学校カリキュラムにおけるインクルージョン、及び言語・読み書き能力・数量的思考能力にかかる児童生徒のコンピテンスの発達に関する記述の提案。
 - ・キー・ステージ4の英語、数学、理科を除く、すべてのナショナル・カリキュラムの教科の改訂された学習プログラム。〔以下略〕
1. 3 この枠組みに付随する協議に向けた文書には、ナショナル・カリキュラムの内容とその実施について数多くの質問が設けられている。協議にかかる回答の締め切りは、2013年4月16日である。
1. 4 大臣の最終決定及び議会の承認に付され、2013年秋には最終版の枠組みを公表し、2014年9月から法的拘束力をもつ内容が実施される、というのが政府の方針である。

2. イングランドの学校カリキュラム

2. 1 すべての公費による学校は、バランスのとれた幅広いカリキュラムを提供しなければならない¹。それは、次のようなカリキュラムである。
 - ・学校や社会における、児童生徒の精神的、道徳的、文化的、知的、身体的発達を促す。
 - ・学校において、児童生徒に将来の生活における機会、責任、経験に向けて準備させる。すべての公営学校は、集団礼拝を毎日行うことも求められる。また、すべてのキー・ステージにおいて宗教教育を、中等教育段階において性教育を行わなければならない。
2. 2 イングランドの維持学校は、法定のナショナル・カリキュラムに従うことが法令上求められる。ナショナル・カリキュラムは学習プログラムにおいて、すべての児童生徒に教えられるべき中心教科とその他の基礎教科の内容をキー・ステージごとに示している。すべての学校は、教科ごと、学年度ごとの学校カリキュラムをオンライン上で公表しなければならない²。

¹ 2002年教育法の第78条を参照。〔URL略〕この規定はすべての維持学校に適用される。2010年アカデミー法の第1条により、アカデミーも同様に幅広いバランスのとれたカリキュラムを提供することが求められる。〔URL略〕

² 2012年9月から、すべての学校はそれぞれの学年度に関する情報を公表することを求められるようになった。それぞれの教科に関する学校カリキュラムの内容、及びカリキュラムについての追加情報がどのように得られるかについての詳細を含む。〔URL略、The School Information (England) (Amendment) Regulations 2012による。〕

2. 3 すべての学校は優れた実践を参照して、人格・社会性・健康・経済教育（PSHE）を行わなければならない。学校はまた、教育プログラムを企画・デザインする際、その他の教科やトピックを含めることを自由に選択できる。

3. イングランドのナショナル・カリキュラム

目的

3. 1 ナショナル・カリキュラムは、児童生徒にとって、教養ある市民となるために必要な中核となる知識の手引きとなる。これまでに考えられ、語られてきた最善のものを児童生徒に経験させるのである。そしてまた、人間の創造性とその到達点の真価を生み出すことになる。
3. 2 ナショナル・カリキュラムは、すべての子どもの教育におけるただひとつの要素にすぎない。授業日、そして毎週、毎学期、毎年、学校においてはナショナル・カリキュラムの内容を超える時間や空間が存在する。ナショナル・カリキュラムは、中核となる知識の概要を規定するものである。これを活用して、教員は活気や刺激のある授業を展開することができる。

構造

3. 3 コミュニティ・スクール及び地方補助学校（コミュニティ特別支援学校、地方補助特別支援学校を含む）、有志立補助学校及び有志立管理学校に在籍する義務教育年齢の児童生徒は、ナショナル・カリキュラムに従わなければならない。ナショナル・カリキュラムは4つのキー・ステージ³と、法律用語で「中心」及び「その他の基礎」教科と区分される12の教科をもとに構成される。
3. 4 教育大臣は、ナショナル・カリキュラムのそれぞれの教科について学習プログラムを定めることが法令上求められている。ナショナル・カリキュラムには、それぞれのキー・ステージで教えられることになる「項目、スキル、過程」が示されている。ナショナル・カリキュラムの学習プログラムの内容がすべての児童生徒に教えられる限り、授業日をどのように設定するかを学校は自由に決めることができる。
3. 5 提案された新しいナショナル・カリキュラムの構造は、以下の表の通りである。ナショナル・カリキュラムに〔位置づけられることに〕よって、それぞれのキー・ステージにおける教科は必修となる。

図1 提案された新しいナショナル・カリキュラムの構造

	キー・ステージ1	キー・ステージ2	キー・ステージ3	キー・ステージ4
年齢	5・7	7・11	11・14	14・16
学年	1・2	3・6	7・9	10・11
中心教科				
英語	✓	✓	✓	✓
算数／数学	✓	✓	✓	✓

³ キー・ステージ2の英語、算数、理科の学習プログラムは、この文書において「下級」（第3、4学年）と「上級」（第5、6学年）に分けて提示されている。第3～6学年の学習プログラムの内容は、キー・ステージ2の終わりまでに学習し終えることが法令上求められる。

理科	✓	✓	✓	✓
その他の基礎教科				
美術・デザイン	✓	✓	✓	
市民性			✓	✓
コンピュータ ⁴	✓	✓	✓	✓
デザイン・技術	✓	✓	✓	
外国語／近代外国語 ⁵		✓	✓	
地理	✓	✓	✓	
歴史	✓	✓	✓	
音楽	✓	✓	✓	
体育	✓	✓	✓	✓

キー・ステージ4の資格領域 (entitlement area)

3. 6 美術（美術とデザイン、音楽、ダンス、ドラマ、メディア美術を含む）、デザインと技術、人文学（地理、歴史を含む）、近代外国語は、14歳以降、ナショナル・カリキュラムの必修教科ではなくなる。しかしすべての生徒は、これらの4つの領域における教科を学習することができる法定の資格を有する。
3. 7 資格領域にかかり法令上求められることは、以下の通りである。
- ・学校は、4つの資格領域のそれぞれにおいて、最低でも一つのコースを提供しなければならない。
 - ・学校は、もし生徒が希望すれば、4つの資格領域すべてにおいて一つのコースを受講する機会を生徒に提供しなければならない。
 - ・資格領域のコースは、公認の証明書を得る機会を生徒に与えなければならない。

4. インクルージョン

適切な課題を設定する

4. 1 教師は、すべての児童生徒に対して高い期待をもつべきである。教師は、到達度が期待される水準をかなり上回るような児童生徒に対して、それをさらに引き上げるような課題を計画すべきである。教師は、到達水準が低い児童生徒、もしくは障害をもつ児童生徒に向けた授業を計画することにより大きな義務をもつ。教師は、慎重かつ意欲的である目標を設定するために、適切な評価〔基準〕を用いるべきである。
- 児童生徒のニーズに応え、個々の、あるいは集団としての児童生徒にとって潜在的な障壁となるものを取り除く**
4. 2 教師は、機会均等法に基づく義務を考慮に入れるべきである。この法律は、障害、エスニシティ、ジェンダー、性的アイデンティティ、ジェンダー・アイデンティティ、宗教あるいは信条を含む。
4. 3 広範にわたる児童生徒が特別な教育的ニーズを有している。その多くはまた、障害をもっている。授業は、すべての児童生徒の達成にとって障壁となるものがないように計画

⁴ 「情報通信技術 (ICT)」から「コンピュータ (Computing)」への教科名の変更については、協議の結果に左右される。

⁵ 教科名は、キー・ステージ2では「外国語」、キー・ステージ3では「近代外国語」となる。

されるべきである。多くの場合、そのような計画とは、これらの児童生徒がすべてのナショナル・カリキュラムを学ぶことができるということの意味するだろう。特別な教育的ニーズに関する実施規則（SEN Code of Practice）⁴には、これを支援することのできるニーズの認定にかかるアプローチについての助言が含まれている。少数の児童生徒は、専門的設備及び異なるアプローチを必要とするだろう。特別な教育的ニーズに関する実施規則には、彼／彼女らに何のニーズがなされるべきかの概要が示されている。

4. 4 多くの障害をもつ児童生徒は、彼／彼女らの日常生活の一部として利用している支援を超えるような追加的な資源をそれほど必要としていない。教師は、これらの児童生徒がすべてのナショナル・カリキュラムの教科を学べるように授業を計画しなければならない。潜在的に困難な領域は、最初に課題に取り組むときに発見され、対処されるべきである。
4. 5 教師はまた、第一言語が英語ではない児童生徒のニーズを考慮にいれなければならない。進捗の観察においては、児童生徒の年齢、滞在歴、教育経験、その他の言語能力を考慮に入れるべきである。
4. 6 英語が付加言語である児童生徒がナショナル・カリキュラムに参加する能力は、英語のコミュニケーション技能に先立つかもしれない。教員は、児童生徒が英語を上達〔英語運用能力を向上〕させることができるように教授の機会を計画すべきであり、またすべての教科に参加する際に児童生徒が必要とする支援を行うことを目指すべきである。

5. 言語、読み書き能力、数量的思考能力

5. 1 教師は、すべての教科の教授における不可欠の側面として、児童生徒の会話言語及び読み書き〔能力〕を上達〔向上〕させるべきである。英語の流暢さは、すべての教科で成果をあげるための必須の基礎である。
5. 2 教師はまた、児童生徒の数学的熟達度を向上させるために、すべての関連のある教科を用いるべきである。数量的思考能力とその他の数学的スキルに対する自信は、ナショナル・カリキュラムにおいて成果をあげるための前提条件である。

会話言語

5. 3 児童生徒は、標準英語を用いてはっきりと話し、自信を持って考えを伝えることを教えられるべきである。児童生徒は、以下のことを学ぶべきである。根拠をもって考えを正当化すること、理解を確認するために質問すること、語彙を増やし、知識を組み立てること、交渉すること、評価し、他者の考えを組み立てること、効果的にコミュニケーションをとるために適切な言葉を選ぶこと。児童生徒は、十分に構造化された記述や説明をし、推測すること、仮説を立てること、考えを探究することを通して、理解を深めることを教えられるべきである。このことによって、児童生徒は書くために考えをまとめるとともに、思考を明確化することができるようになるだろう。

読み書き

5. 4 教師は、児童生徒の知識の獲得を支援するために、すべての教科において児童生徒の読み書き〔能力〕を向上させるべきである。児童生徒は、以下のことを教えられるべきである。流暢に読むこと、フィクションやノンフィクションの長編の散文を理解すること。

また、楽しむために読むことを促されるべきである。学校は、幅広い読書を促すためにすべてのことを行うべきである。学校は図書施設を提供し、また、家での読書に向けての意欲的な期待〔目標〕を設定すべきである。児童生徒は、正確なスペルと句読法を用いて、長時間にわたって〔文章を〕書くための持続力と技能を向上させるべきである。児童生徒は、文法の正しい使用について教えられるべきである。児童生徒は、幅広い文章を書き、多様な文法を使用できるようになるために、教えられてきたことを〔もとに〕さらに広げる〔広く学ぶ〕べきである。児童生徒が書く文章には、物語、説明文、記述文、比較、要約、評価が含まれるべきである。これらの文章を書くことは、児童生徒が聞いたり、読んだりしたことをもう一度繰り返し、理解し、まとめることを支援する。

数量的思考能力と算数・数学

5. 5 教員は、児童生徒が数学の重要性を理解し、その価値を認めるように、すべての教科において児童生徒の数量的思考能力を向上させるべきである。児童生徒は、次のことを教えられるべきである。問題に計算のはやさを適用すること、測定器具を理解し、使用すること、数値を導くために計算器や他の技術を用いる際に見積もること、そしてその数値を適切に解釈すること。児童生徒は幾何や代数にかかる理解を応用し、また、確率にかかる理解をリスクや不確実性の概念に関連づけるべきである。児童生徒はまた、データの収集、提示、分析の循環的プロセスについても理解すべきである。児童生徒は、数学を日常・非日常の問題に適用することを教えられるべきである。これには、複雑な問題をより単純ないくつかの段階へと分類することを含む。

(佐々木 毅、新井 浅浩、杉田 かおり)

ⁱ 2001年版が最新。Department for Education and Skills (2001) *Special Educational Needs Code of Practice*, London: DfES. (教育省 (DfE) HP 参照。HP<http://www.education.gov.uk/schools/guidanceandadvice/g00213170/special-educational-needs-code-of-practice>)。

フランス

1 教育課程の基準の概要

(1) 教育課程の基準設定の主体

授業時数表 (horaires) と学習指導要領 (programmes) からなる教育課程の基準は、国が設定している。特別自治体であるニューカレドニアなど一部の地域を除いては、地方政府 (地域圏 région、県 département、市町村 commune) に独自の教育課程の基準を設定する権限はない。

(2) 教育課程の基準に係わる法令

ア) 学校種の設定主体：学校種は、国会が法律で設定している。

法令には、我が国の学校教育法第1条のように学校種を列挙する条文はない。法律 (教育法典法律の部) に示された就学前・初等中等教育の学校種は、幼稚園 (école maternelle)、小学校 (école élémentaire)、中学校 (collège)、高等学校 (lycée)、職業高等学校 (lycée professionnel) 及び特殊教育機関 (établissement d'éducation spéciale) である。

イ) 修業年限の設定主体：幼稚園の修業年限は国会が法律で、小学校から高等学校までの修業年限は政府が政令で設定している。

① 幼稚園：法律 (教育法典第 L. 113-1 条) において、幼稚園への入学年齢は3歳 (社会的に恵まれない環境においては2歳) と定められている。法律 (教育法典第 L. 131-5 条) において、小学校における義務教育は6歳からと定められている。したがって、幼稚園の修業年限は3年又は4年となる。ただし、学習指導要領においては、幼稚園の年少組 (petite section)、年中組 (moyenne section)、年長組 (grande section) という3学年の区分が示されている。

② 小学校：法律 (教育法典第 L. 321-1 条) において、小学校の修業年限を政令で定めると規定されている。政令 (教育法典第 D. 321-2 条及び同第 D. 321-19 条) において、小学校の修業年限は5年と定められている。

③ 中学校：法律 (教育法典第 L. 332-1 条) において、中学校の修業年限を政令で定めると規定されている。政令 (教育法典第 D. 332-3 条) において、中学校の修業年限は4年と定められている。

④ 高等学校及び職業高等学校：法律 (教育法典第 L. 333-1 条) において、高等学校及び職業高等学校の修業年限を政令で定めると規定されている。政令 (教育法典第 D. 333-2 条) において、高等学校の修業年限は3年と、職業高等学校の修業年限は2年又は3年と定められている。

ウ) 教育課程の基準の設定主体：幼稚園から高等学校までの教育課程の基準は、国民教育省が省令で設定している。

① 法律 (教育法典第 L. 311-2 条) において、就学前・初等中等教育の「教育の内容」を国民教育省令で定めると規定している。この「教育の内容」には、授業時数表 (教科等の構成、配当時数を含む) や学習指導要領 (各教科等の目標、内容

等を含む)などが含まれるものと解釈されている。

- ② 政令において、授業時数表と学習指導要領を国民教育省令で定めると規定している。すなわち、幼稚園と小学校については、教育法典第 D. 321-2 条において、学習指導要領を国民教育省令で定めると規定している。中学校については、同第 D. 332-4 条において、授業時数表と学習指導要領を国民教育省令で定めると規定している。高等学校と職業高等学校については、同第 D. 333-3 条において、授業時数表と学習指導要領を国民教育省令で定めると規定している。

エ) 授業日(数)、授業時数：幼稚園から高等学校までの年間授業週数は国会が法律で、幼稚園と小学校の週当たりの授業時数と授業日数は政府が政令で設定している。

- ① 就学前・初等中等教育の年間授業週数は、法律(教育法典第 L. 521-1 条)において、36 週以上と定めている。
- ② 幼稚園と小学校については、政令(教育法典第 D. 521-10 条)において、週当たり授業時数を 24 時間と定め、週当たり授業日数を 4 日(月、火、木、金)と定め、1 日当たり授業時数を 6 時間と定めている(国民教育省令には年間授業時数の定めもある)。
- ③ 中学校、高等学校及び職業高等学校については、国民教育省令(1972 年 5 月 12 日改正の 1947 年 6 月 25 日省令)において、週当たり授業日数を 5 日(月、火、木、金、土)と定めていた。この省令は、行政法規を簡略化するために 2009 年 12 月 1 日省令によって廃止されたが、学校週 5 日制の慣行は存続しているものとみられる。週当たり授業時数は、国民教育省令による授業時数表で定めている。

(3) 教育課程の基準の性格

法律(教育法典第 L. 311-3 条)は、「学習指導要領は、各学習期において獲得させるべき基本的な知識及び身に付けさせるべき方法を、学習期ごとに定める。学習指導要領は、全国共通の枠組みを成し、教員は、その中で、各児童生徒の学習のリズムを考慮して教育を組織する。」と規定している。

「学習期」とは、複数学年をまとめた単位である。学習期は、「基礎学習期」(小学校第 1、2 学年)、「深化学習期」(小学校第 3～5 学年)、「適応期」(中学校第 1 学年)、「中間期」(中学校第 2、3 学年)、「進路指導期」(中学校第 4 学年)、「進路決定期」(高等学校第 1 学年)、「最終期」(高等学校第 2、3 学年)から成る(職業高等学校の学習期区分は略す)。学習指導要領は、各学習期の終わりまでに修得させるべき知識と方法を定めるものであり、その意味で最低基準としての性質を持つと考えられる。

各地方においては、国の出先機関が学校の教育内容を監督しており、国が教育課程の基準の実施に直接責任を負っている。すなわち、本土 96 県は、26 の大学区(académic)に区分されており、各大学区に国民教育省の出先機関である大学区事務局(rectorat)が置かれている。高等学校と職業高等学校の教育内容は、大学区事務局が直接管轄している。中学校の教育内容は、大学区事務局の各県支局である大学区視学局(inspection adacémique)が管轄している。小学校と幼稚園の教育内容は、大学区視学局の各市町村支局である国民教育視学官(inspecteur de l'éducation nationale)が管轄している。

(4) 教育課程の基準の範囲と内容

ア) 基準のねらい

2 (1) で述べるように義務教育段階の教育課程の基準は、義務教育終了時点ですべての生徒に完全修得させるべき7項目からなる「共通基礎知識技能」に基づいて設定されている。「共通基礎知識技能」について、法律（教育法典第L.122-1-1条）は、「就学を成功裏に達成し、教育を継続し、人格及び職業に関わる将来を構築し以て社会生活に成功するために習得が不可欠な知識技能全体から成る共通基礎知識技能の獲得に必要な手段を、児童生徒に最低限保障しなければならない。」と定めている。

イ) 授業日、授業時数、1単位時間の規定

授業日、授業時数については、(2) に示したとおりである。1単位時間の規定はなく、1時間は60分である。ただし、実際には各学校の裁量で授業時間は55分ないし50分で定められているものとみられる。

ウ) 教科等の種類と学年配置

- ① 小学校：低学年（第1、2学年）には、「フランス語」（年360時間）、「数学」（年180時間）、「体育」（年108時間）、「外国語」（年54時間）、「芸術及び芸術史」（年81時間）、「世界の発見」（年81時間）を設置している。高学年（第3～5学年）には、「フランス語」（年288時間）、「数学」（年180時間）、「体育」（年108時間）、「外国語」（年54時間）、「実験科学技術」（年78時間）、「芸術及び芸術史」（年78時間）、「歴史・地理・公民道徳教育」（年78時間）を設置している。総授業時数は年864時間＝週24時間×36週としている。（表1参照）
- ② 中学校：必修教科として、「フランス語」（週4～5時間）、「数学」（週3.5～4時間）、「第一外国語」（週3～4時間）、「第二外国語」（第3、4学年のみ週3時間）、「歴史地理公民」（週3～3.5時間）、「生物地学」（週1.5時間）、「物理化学」（第2～4学年のみ週1.5～2時間）、「技術」（週1.5～2時間）、「美術」（週1時間）、「音楽」（週1時間）、「体育」（週3～4時間）、「個別学習指導」（第1学年のみ週2時間）、「発見過程」（第2、3学年のみ週2時間、我が国の「総合的な学習の時間」にほぼ相当する）を設置している。自由選択教科として、「ラテン語」、「地域語（フランス国内で用いられる非フランス語）」、「第二外国語」、「古典語」、「職業体験」を設置している。その他、「学級生活の時間」を年10時間設置している。必修教科の総授業時数は、第1学年週27時間、第2学年25時間、第3学年28時間、第4学年28.5時間となっている。（表2参照）

エ) 各教科等の目標、内容等の示し方

複数学年をまとめて、学習期ごとに目標、内容を示している。

(5) 改訂の周期と最新の改訂年次

教育課程の基準は、概ね5年に1回改訂されている。ただし全学年・全教科の授業時数表と学習指導要領が同時に改訂されるわけではなく、授業時数表が改訂された後に、中学校の場合は複数学年をまとめた学習期及び教科別に、時期をずらして学習指導要領の改訂が行われる。授業時数表が改訂されずに学習指導要領のみが改訂されることもあ

る。

小学校の授業時数表及び学習指導要領の最新の改訂年次は、2008年である。中学校の授業時数表の最新の改訂年次は、第1～3学年が2002年、第4学年が2004年である。中学校の学習指導要領の最新の改訂年次は、教科により異なるが、必修教科の場合、フランス語、数学、歴史地理公民、生物地学、物理化学、技術、美術、音楽、体育の2008年が最新である。高等学校の授業時数表と学習指導要領の最新の改訂は、2010年以降コースごとに進められている。職業高等学校の授業時数表と学習指導要領の改訂は、2009年以降、コース毎に進められている。

（6）日本と比較した特色

日本と比較した特色として、①小学校から原級留置が行われており厳格な課程主義が採用されていること、②後述するように義務教育段階において「共通基礎知識技能」に基づいて教育課程の基準が設定されていること、③後期中等教育段階で普通科の中にも複数のコースがあること、などを挙げるができる。

（7）近年の教育課程の基準にかかわる動き

ア) 2005年学校基本計画法（フィヨン法）により「共通基礎知識技能」の制度（後述）が設けられたのに伴い、小中学校の学習指導要領の全面改訂が進められている。

イ) 小学校では、従来、学校週5日制（月、火、木、金、土）のほかに一部地域で学校週4日制（月、火、木、金）が行われていたが、2008年に週4日制へと統一された。これに伴い、週授業時数が26時間から24時間に削減された。

ウ) 職業高等学校の修業年限が、2009年に2年又は4年から2年又は3年へと変更されたのに伴い、教育課程の基準の全面改訂が進められている。従来、職業高等学校には、2年制の職業資格取得課程とその修了後に進学する2年制の職業バカロレア取得課程が設けられており、修業年限は2年又は4年であった。職業バカロレアは、3年制の高等学校で取得する普通バカロレア・技術バカロレアと同等の資格である。新制度においては、職業バカロレア取得の年限を3年に短縮するため、職業高等学校には、入学後2年で職業資格を取得する職業資格取得課程に並置する形で、入学後3年で職業バカロレアを取得する職業バカロレア取得課程が置かれることとなり、修業年限が2年又は3年に改められた。

エ) 高等学校においても、2010年以降、教育課程の基準の全面改訂が進められている。

2 基準の改訂と普及について

（1）基準の改訂の手続き、方法

教育課程の基準は、審議会の答申を受けて国民教育省が改訂する。すなわち、国民教育省は、教職員、父母、学生、高校生、地方公共団体、学校外教育団体、家族団体などの代表で構成する中央教育審議会（Conseil supérieur de l'éducation）の答申（avis）を受けて、授業時数表を定める省令と学習指導要領を定める省令をそれぞれ改正している。

義務教育段階の教育課程の基準の改訂に当たっては、法律（教育法典第 L.122-1-1 条）に則って、大統領等が指名する9名の有識者で構成する教育高等審議会（Haut Conseil de l'éducation）の答申を受けて政府が政令で定める「共通基礎知識技能（socle commun de

connaissances et de compétences) 」が基準となる。「共通基礎知識技能」は、義務教育終了までにすべての生徒に完全習得を保障すべき教育内容を定めたものである。

「共通基礎知識技能」においては、①フランス語の習得、②一つの現代外国語の実用、③数学の基礎原理及び科学的技術的教養、④情報通信に関する日常的な技術の習得、⑤人文的教養、⑥社会的公民的技能、⑦自律性及び自発性の7項目にわたって、義務教育終了時点ですべての生徒に完全修得させるべき内容が列挙されている。(表3参照)

(2) 基準の普及の方法

教育課程の基準を定める国民教育省令は、国民教育省官報 (Bulletin Officiel) で公布される。通常、移行措置期間はなく、省令は公布と同時に発効し、公布直後の新学年度から実施される。なお、フランスの小中高等学校においては、学習指導要領に準拠した教科書を使用する義務はない。

3 教育課程の評価の方法

(1) 教育課程の基準の評価

法律 (教育法典第 L. 122-1-1 条) には、「政府は、学習指導要領における共通基礎知識技能の考慮の在り方及び義務教育期間中における児童生徒の共通基礎知識技能習得に関する報告書を3年に1回、国会に提出する。」と定められているが、現在までのところこの報告書は提出されていない。2010年4月には、国会下院が独自に報告書を作成している。

(2) 学力調査

小学校2年生と小学校5年生を対象とするフランス語と数学の全国共通学力調査が毎年実施されている。対象学年のすべての児童が受験するが、成績集計は標本によって行われる。集計は、全国・大学区別・県別に行われるが、学校別には行われぬ。採点とコンピュータへのデータ入力、各担任教員が行う。各教員は、出題別に公表された全国の正答率と比較して、一人一人の児童の学力の状況を把握する。すなわち、各学校においては、小学校での学習期の変わり目に当たる第3学年末と中学校への進学直前の第5学年末の時点で、各教員が各児童の学習の課題を把握するための診断調査として利用されている。なお、この調査は、従来、小学校3年生と中学校1年生の初めに行われていたが、2008年度から現在の対象学年に変更された。

4 児童生徒の学習の評価

(1) 基準設定の主体

義務教育段階においては、国民教育省が「共通基礎知識技能」に基づいて評価基準を設定している。後期中等教育では、国家試験であるバカロレアの試験内容が評価基準となっている。

(2) 基準設定の方法

義務教育段階においては、「共通基礎知識技能」の内容を、学習指導要領の中で各学習期へと段階づけることによって設定する。

(3) 評価方法の種類

各学期末の成績評価は、各教員が 20 点満点で評価する。さらに、「共通基礎知識技能」の各項目を観点別に評価する評価も試行されている（下記参照）。この他、上に述べたとおり、小学校 2 年生と小学校 5 年生を対象とするフランス語と数学の全国共通学力調査が実施されている。いずれも集団準拠評価ではなく目標準拠評価である。

(4) 評価の内容

20 点満点評価や観点別評価などがある。

(5) 評価の結果と課程の修了との関連

各学校が行う成績評価の結果は、中学校卒業時の前期中等教育修了国家免状（diplôme national du brevet, DNB）や高等学校卒業時のバカロレアなどの取得試験の合否判定において、平常点評価として算入されている。

(6) 学習の記録の様式の設定主体

「共通基礎知識技能」の習得状況を示す学習の記録の様式として「個別技能通知表（livret personnel de compétences）」を国が設定している。「個別技能通知表」は、2007 年 5 月 14 日の政令第 2007-860 号（教育法典第 D.311-6 条から第 311-9 条までの新設）により導入が決定され、2010 年 6 月 14 日省令（MENE1015788A）により全国共通の様式が示された。2010 年度より実施された。

(7) 保護者への通知方法

上記（6）の様式を用いて定期的に通知される。

5 その他

(1) 就学前教育の扱い

就学前教育は、幼稚園において行われており、3～5 歳児の在籍率はほぼ 100%である。1989 年の教育基本法（ジョスパン法）以降、特に小学校での学業失敗を解消するために就学前教育が重視されるようになっており、社会的に恵まれない地域における 2 歳児からの就園の促進などの措置が講じられてきた。幼稚園についても学習指導要領が定められている。幼稚園と小学校との連携を図るために、幼小の学習指導要領は一つの国民教育省令の中で一体的に示されている。

(2) 必修と選択の問題

小学校には選択教科はないが、外国語の時間に扱う言語は地域や学校などによって異なり、公立小学校在学者の約 10%はドイツ語を初めとする英語以外の言語を学んでいる。中学校には、従来から自由選択教科として「ラテン語」「地域語」「第二外国語」「古典語」が置かれてきたが、2002 年の授業時数表の改訂では、これに加えて、第 4 学年の自由選択教科として「職業体験」が新設され、職場や職業高校での体験学習を行わせるようになった。2008 年には、約 3 割の中学 4 年生が「職業体験」を履修している。

（３）中央集権と地方分権の考え方

伝統的な中央集権を見直して地方分権を進める改革が政府全体で 1982 年以降進められてきた。教育部門では、学校の施設・設備など教育内容に直接関わらない権限を地方公共団体に委譲する形で分権化が進められた。高等学校と職業高等学校の施設・設備などに関する権限を数県からなる地方公共団体である地域圏に、中学校に関する権限を県に、小学校に関する権限を市町村に移管した。しかし、教育内容については国が責任を負うという考え方が維持されており、教育課程に関する中央集権体制を見直す考えはみられない。

（４）政権交代と教育の影響について

2002 年の大統領選挙で保守派のシラク大統領が再選され、保革共存（保守派のシラク大統領と社会党のジョスパン首相の体制）が解消し、保守政権が誕生した。シラク大統領は、社会党ミッテラン大統領の下で制定された教育基本法（ジョスパン法）に代わる新しい教育基本法として学校基本計画法（フィヨン法）を 2005 年に制定した。その後、2007～2012 年の保守派サルコジ大統領を経て、2012 年には社会党のオランド大統領に政権交代した。オランド大統領は、フィヨン法に代わる教育基本法の制定を目指している。

（上原 秀一）

表 1：小学校の週当たり授業時数

基礎学習期（小学校第 1, 2 学年）

教 科	年間時間	週間時間
フランス語	360時間	10時間
数学	180時間	5時間
体育	108時間	9時間
外国語	54時間	
芸術及び芸術史	81時間	
世界の発見	81時間	
計	864時間	24時間

出典：2008年6月9日省令

深化学習期（小学校第 3～5 学年）

教 科	年間時間	週間時間
フランス語	288時間	8時間
数学	180時間	5時間
体育	108時間	11時間
外国語	54時間	
実験科学技術	78時間	
人文的教養 －芸術及び芸術史 －歴史・地理・公民道徳教育	78時間 78時間	
計	864時間	24時間

出典：2008年6月9日省令

表 2：中学校の週当たり授業時数

教 科	適応期	中間期			進路指導期
	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	
<必修教科>					
フランス語	5	4	4	4.5	
数学	4	3.5	3.5	4	
第一外国語	4	3	3	3	
第二外国語	—	—	3	3	
歴史地理公民	3	3	3	3.5	
生物地理学	1.5	1.5	1.5	1.5	
物理化学	—	1.5	1.5	2	
技術	1.5	1.5	1.5	2	
美術	1	1	1	1	
音楽	1	1	1	1	

体 育	4	3	3	3
個 別 学 習 指 導	2	—	—	—
発 見 過 程	—	2	2	—
<自由選択教科>				
ラ テ ン 語	—	2	3	—
地 域 語	—	—	3	—
第 二 外 国 語	—	—	—	3
古 典 語	—	—	—	3
職 業 体 験	—	—	—	3又は6
学 級 生 活 の 時 間	年10時間	年10時間	年10時間	年10時間
計 (必修のみ)	27	25	28	28.5

出典：1996年5月29日省令（2002年1月14日改正）（第1学年），1996年12月26日省令（2002年1月14日改正）（第2, 3学年），2004年7月2日省令（第4学年）

表 3：義務教育段階における「共通基礎知識技能」の構成

- *以下は、2006年7月11日政令第2006-830号付録に列挙された、義務教育段階における「共通基礎知識技能」の内容を要約してその全体的な構成を示したものであり、同付録の翻訳ではない。
- *7項目からなる「共通基礎知識技能」は、「社会から疎外されないために義務教育終了時点で全員が習得していなければならない事柄」として、現代における基本的な「知識」、知識をさまざまな状況において活用するための「能力」、及び探求心、自己と他者の尊重、好奇心、創造性など生涯にわたって必要な「態度」の組み合わせによって構成される。
- *「共通基礎知識技能」の習得に向けた学習は、各学年、各教科の学習指導要領で具体化される。
1. フランス語の習得

知識：語彙（正確な意味理解）。文法（句読法、構文、接続詞、動詞活用、時制、法）。綴り。

能力：読解（音読、解釈等）。筆記（書写、作文等）。口頭表現。辞書等の道具の使用。

態度：言語表現の正確さの重視。語彙拡大への意欲。読書への関心。会話や討論への積極性。
 2. 一つの現代外国語の実用

知識：日常的なメッセージの理解・伝達に必要な言語規則（語彙、文法、発音、綴り）の習得。

能力：日常的な状況における意思疎通（短文の聞き取りと読解、口頭・筆記による伝達など）。

態度：文化の多様性に対する感受性（外国語使用への意欲と別の思考行動様式への理解）。
 3. 数学の基礎原理及び科学的技術的教養
 - A. 数学の基礎原理

知識：暗算、証明、推論の習得。数、計算、データ、関数、幾何及び測量に関わる概念の理解。

能力：小数・分数計算、作図・作表、データ分析などによる数学原理の日常生活への応用。

態度：論理的法則の存在の理解。厳密さと正確さ。合理的事実の尊重。推論への関心。
 - B. 科学的技術的教養

知識：宇宙、地球、物質、生物、エネルギー、人体などに関わる概念の理解。

能力：観察、実験などによる知的な推論。科学と技術の関係の理解。危険回避への知識の活用。

態度：自然現象の原因への興味と批判的な精神。科学と技術の進歩や環境問題などへの関心。
 4. 情報通信に関する日常的な技術の習得

知識：基礎的技術。情報のコード化に関する理解。知的所有権や人権を守るための規則の理解。

能力：データの作成、処理、検索。参考資料の収集。意思伝達と交流。

態度：情報の収集と交換の際の責任ある態度（情報の批判的検討と責任ある情報発信）。
 5. 人文的教養

知識：地理的・歴史的な基準の獲得。欧州文化の共有。世界の宗教や政治などの理解。

能力：様々な図表の利用。様々な事象の歴史的・地理的な位置づけ。

態度：文化的な生活への意欲。芸術作品や外国への興味。人間経験に普遍性があるという意識。
 6. 社会的公民的技能
 - A. 社会で生きる

知識：集団規則、行動規範、礼儀の理解。性、健康、安全に関する教育。応急手当の知識。

能力：学校規則の遵守。集団作業。行動の結果の評価。応急手当資格の取得。交通規則の遵守。

態度：自己、他者、異性、私生活の尊重。争いの平和的解決。他者の重要性に対する意識。
 - B. 公民生活を準備する

知識：「人権宣言」、 「児童の権利条約」、 共和国の象徴、 民主主義などに関する理解。

能力：偏見への批判。合理性と権威性の区別。情報やメディアの検討。自己の意見の確立。

態度：権利と義務の意識。公共生活への関心。投票の重要性の認識。市民活動への参加の意思。
 7. 自律性及び自発性
 - A. 自律性

知識：学習過程や自己の長所・短所の理解。企業、職種、資格など経済環境の理解。

能力：学習方法の習得。論理的に推論する力。自己評価。進学先の選択。忍耐力。身体の制御。

態度：学習動機。自信。成功と進歩への意欲。
 - B. 自発的精神

知識：個人的集団的な計画を実行するのに役立つ他の共通基礎知識技能の内容すべて。

能力：計画、協力者の発見、リスクに配慮した決定、会議開催、作業の優先順位付けなどの力。

態度：好奇心と創造性。目標達成のための動機と決断力。

【参考資料】

教育法典（Code de l'éducation）法律の部（Partie législative）

Article L113-1, L122-1-1, L131-5, L311-2, L311-3, L321-1, L332-1, L333-1, L521-1

教育法典（Code de l'éducation）命令の部（Partie réglementaire）

Article D321-2, D321-19, D332-3, D332-4, D333-2, D333-3, D521-10

※2011年2月20日「Lgegifrance.gouv.fr」よりダウンロード

1947年6月25日国民教育省令

Arrêté du 27 juin 1945 modifié par l'arrêté du 15 janvier 1947

Horaires des établissements du second degré.

※*Recueil des lois et règlements de l'éducation nationale, Volume V, Enseignements élémentaire et secondaire, 524-0, p1 (1990 no8).*

1972年5月12日国民教育省令

Arrêté du 12 mai 1972 Nouvel aménagement de la semaine scolaire.

※2011年2月20日「Adress'RLR」よりダウンロード

2009年12月1日国民教育省令

Arrêté du 1er décembre 2009 portant abrogation de diverses dispositions réglementaires relatives à l'éducation nationale, à l'enseignement supérieur et à la recherche

※2011年2月20日「Lgegifrance.gouv.fr」よりダウンロード

2007年5月14日政令第2007-860号

Décret n° 2007-860 du 14 mai 2007 relatif au livret personnel de compétences

※2011年2月20日「Lgegifrance.gouv.fr」よりダウンロード

2010年6月14日国民教育省令

Arrêté du 14 juin 2010 Livret personnel de compétences

※2013年1月4日「Adress'RLR」よりダウンロード

2008年6月9日国民教育省令

Arrêté du 9 juin 2008 Fixant les horaires des écoles maternelles et élémentaires.

※2011年2月20日「Adress'RLR」よりダウンロード

1996年5月29日国民教育省令

Arrêté du 29 mai 1996 Organisation des enseignements dans les classes de Sixième de collège.

※2011年2月20日「Adress'RLR」よりダウンロード

1996年12月26日国民教育省令

Arrêté du 26 décembre 1996 Organisation des enseignements du cycle central de collège (classes de Cinquième et de Quatrième).

※2011年2月20日「Adress'RLR」よりダウンロード

2004年7月2日国民教育省令

Arrêté du 2 juillet 2004 Relatif à l'organisation des enseignements du cycle d'orientation de collège (classe de troisième).

※2011年2月20日「Adress'RLR」よりダウンロード

2006年7月11日政令第2006-830号

Décret n°2006-830 du 11 juillet 2006 relatif au socle commun de connaissances et de compétences et modifiant le code de l'éducation

※2011年2月20日「Lgeifrance.gouv.fr」よりダウンロード

ドイツ

はじめに

2001年12月の「PISAショック」以降、ドイツでは急速に教育改革が進められている。とりわけ、学習の成果をどのように保証していくのが課題とされた。常設各州文部大臣会議（KMK）は、2001年12月に「7つの行動計画」を打ち出し、教育の質保証のための政策を各州が推進していくことを決議した。更に2003年以降、各学校の終了段階における教育水準（スタンダード）を提示し、各州の学習指導要領はこの教育水準に準拠して作成されることが合意されたのである。

本稿は、こうした教育の質保証政策についての基盤となる、教育課程基準の状況、並びに、学習評価の在り方について、ドイツの幾つかの州を例に挙げながら、改革の進展状況を把握することを目的とする。そのために、まず教育課程の基準について整理し、次に学習成果を測定するための共通テストについて概観する。その上で各学校における学習の評価について整理し、ドイツがどのような形で学習の質保証を行おうとしているのかを明らかにする。

1 教育課程の基準の概要

（1）教育課程の基準設定の主体

ドイツ（ドイツ連邦共和国）は、16の州からなる連邦国家である。教育に関する事項はドイツ基本法第7条第1項により、各州の事項とされており、連邦政府が州と共同で促進する事項として教育に関与するのは、①大学以外の学術的研究の施設及び計画、②大学での学術研究計画、③大学での大型設備を含む研究施設、及び④教育制度の成績結果のための協定に基づく国際比較並びにその報告書と勧告を共同で実施すること、である（第91条b）。

このため、学習指導要領等の教育課程の基準については、連邦政府は関与していない。これらの事項は州政府レベルに属するといえる。

実際に、各州政府は州文部省等で学習指導要領を作成している。一部の州では学習指導要領の作成手続きには多くの費用と労力がかかるため、学習指導要領を共通して作成している州もある。2004/05年度からは、ベルリン市（都市州）、ブランデンブルク州、メクレンブルク・フォアポンメルン州及びブレーメン市（都市州）は、基礎学校で共通の大綱学習指導要領（Rahmenlehrplan）を使用している¹。

2001年の「PISAショック」によって、各州に共通の教育スタンダードが必要であるとの認識にいたった。その結果、KMKによって、各学校終了段階における主要教科の教育スタンダードが2003年及び2004年にかけて作成された。更に2012年10月18日には、一般大学入学資格（ギムナジウム終了）段階の教育スタンダードが作成され、すべての学校終了段階での教育スタンダードが作成されたことになる。これまでにKMKに作成された教育スタンダードは、以下の通りである²。

第4学年（基礎学校）終了時：ドイツ語、算数

¹ <http://www.berlin.de/sen/bildung/schulorganisation/lehrplaene/>

² <http://www.kmk.org/>

[bildung-schule/qualitaetssicherung-in-schulen/bildungsstandards/dokumente.html](http://www.kmk.org/bildung-schule/qualitaetssicherung-in-schulen/bildungsstandards/dokumente.html)

第9学年（ハウプトシューレ）終了時：ドイツ語、数学、外国語

第10学年（実科学校）終了時：ドイツ語、数学、外国語（英語/仏語）、理科（物理、化学、生物）

第13(12)学年（ギムナジウム）終了時：ドイツ語、数学、外国語（英語/仏語）

各州は、それぞれの学習指導要領をこの教育スタンダードに合わせて作成するように求められている。

（2）教育課程の基準に係わる法令

学習指導要領を策定するのは州文部省が編成主体となっている。実際には州教育研究所が関与・作成する場合が多い。例としてノルトライン・ヴェストファーレン州の基礎学校学習指導要領改訂の手順をみてみよう。同州では、1985年に作成した基礎学校学習指導要領を使用していたが、2003年に改訂され、暫定版学習指導要領が作成された。さらに2008年に正規版学習指導要領が作成され、告示された。つまり5年間の暫定版試用期間があったことになる。

（3）教育課程の基準の性格

ドイツ統一での基準はなく、州により多少の違いがある。以下、主に2つの州を例として説明していく。

〈例1〉ノルトライン・ヴェストファーレン州基礎学校（Richtlinien und Lehrplaene fuer die Grundschule in Nordrhein-Westfalen）

ノルトライン・ヴェストファーレン州の基礎学校学習指導要領は、2008年8月に新たに改訂され、告示された。

〈例2〉ベルリン市（都市州）基礎学校

ベルリン市（都市州）基礎学校は、ブレーメン市、ブランデンブルク、メクレン・フォアポメルン州と共同で大綱学習指導要領を作成し、2004/05年度から使用している。

こうした学習指導要領に該当するものは、学校の教育活動のすべてを提示している訳ではない。例えば、ベルリン市の共通大綱学習指導要領は、そこで示された能力（Kompetenz）が学校終了時点で獲得されなければならないものとして記載している（基礎学校10頁等）。

（4）教育課程の基準の範囲と内容

ア）基準のねらい

ドイツ統一での基準はなく、州により多少の違いがある。以下、主に2つの州を例として説明していく。

〈例1〉ノルトライン・ヴェストファーレン州基礎学校（Richtlinien und Lehrplaene fuer die Grundschule in Nordrhein-Westfalen）

2008年8月に新たに改訂され、告示された、ノルトライン・ヴェストファーレン州の基礎学校学習指導要領に示されている方針は、以下のようになっている。

1 基本方針と学習指導要領の機能、2 課題と目標、3 機会と要求の多様性（個人の促進、特別な教育的要求、省察的男女平等教育）、4 基礎学校での学習と教授、5 コンピテンシーの期待水準、6 成績を促進し評価する、7 学校への移行と学校入学段階、8 教員の責務、9 親の参加、10 生徒の貢献、11 学校生活、12 継続的課題としての質改善と質保証

〈例2〉ベルリン市（都市州）基礎学校

ベルリン市（都市州）基礎学校は、ブレーメン市、ブランデンブルク、メクレン・フォアポメルン州と共同で大綱学習指導要領を作成し、2004/05年度から使用している。

この大綱学習指導要領は、教育学的概念と各教科（ドイツ語、英語、フランス語、地理、歴史、芸術、算数、音楽、理科、政治教育、事実教授、スポーツ）で構成されている。ベルリン市では、この他に性教育についての指導書がある。なお、ベルリン市とブランデンブルク州は、基礎学校が6年間であり、その他の州よりも2年長くなっているため、教科数が増えている。

まず、「教育学的概念」の部分のみをみてみよう。この部分は、はしがき（1頁）、基礎学校の大綱学習指導要領の教育学的概念（8頁）、文献（2頁）、の3部から構成されている。中心となるのは「基礎学校の大綱学習指導要領の教育学的概念」である。内容は分類されていないが、教科の大綱学習指導要領の課題領域における目標は、観察可能な諸要求として証明されるべきであること、開かれた課題設定、基礎教育、学習の個別化、評価、知識技能、教授、行動コンピテンシー、事実コンピテンシー、方法コンピテンシー、社会コンピテンシー、個人コンピテンシー、成績、成績評価、学習戦略、ポートフォリオ、問題設定、教育スタンダード等のキーワードが挙げられている。

イ) 授業日、授業時数、1単位時間

① 総授業時数の規定

週当たりで授業時数が定められている。年間総授業時数では規定されていない。

② 各教科等の配当授業時数の規定

各州の文部省が週当たりの授業時数を定めている場合が多い。一般に年間時数では考えられていない。年間の授業を行う週は、一般に38週で考えられているが、行事やプロジェクト授業等でここから授業時数が減少する。ノルトライン・ヴェストファーレン州の例のように、学年毎ではなく、複数学年を括りとして授業時数を規定する州が多い。

③ 1単位時間

授業の単位時間は45分である。

ウ) 教科等の種類と学年配置

ここでは、ノルトライン・ヴェストファーレン州及びベルリン市（都市州）の基礎学校及びギムナジウムの週当たりの授業時数等を示しておく。

[表1] ノルトライン・ヴェストファーレン州の基礎学校各教科の週当たり授業時数

	学校開始段階		
	1 学年 21-22 時間	3 学年	4 学年
	2 学年 22-23 時間	25-26 時間	26-27 時間

ドイツ語、事実教授、 算数、促進授業	12	14-15	15-16
芸術、音楽	3-4	4	4
英語	2	2	2
宗教	2	2	2
スポーツ	3	3	3

(Aus: Verordnung ueber den Bildungsgang in der Grundschule. Vom 23. Maerz 2005)

[表 2] ノルトライン・ヴェストファーレン州のギムナジウム各教科の週当たりの授業時数

学年 学習領域/科目	5・6 学年	7～9 学年	中等教育段階一全体
ドイツ語	8	11	19
社会 歴史 地理 政治/経済	6	12	18
数学	8	11	19
理科 生物 化学 物理	6	10(10)	20
英語	8(4)	10(10)	18(14)
第二外国語	4(8)	6	14(18)
芸術領域 芸術 音楽	8	6	14
宗教	4	6	10
スポーツ	6-8	7-9	15
選択必修授業	0	4-6	4-6
中核時間	58-60	91-95	151-153
補足時間			10-12
週時間枠	5 学年 30-33 6 学年 30-33	7 学年 31-34 8 学年 31-34 9 学年 32-35	
合計週時数			163

[表 3] ベルリン市基礎学校の週当たりの授業時数 (2005 年)

授業科目	学校開始段階		学年			
	1	2	3	4	5	6
ドイツ語	(6)	(7)	7	7	5	5
事実教授	13(2)	14(2)	3	5		
算数	(5)	(5)	5	5	5	5
芸術	2	2	2	2	2	2
音楽	2	2	2	2	2	2
スポーツ	3	3	3	3	3	3
外国語			2	3	4	5
理科					4	4
地理					3	3
歴史/政治教育						
重点教育						

合計時数	20	21	24	27	30	31
トルコ語を母語とする 場合のトルコ語	5	5	5	5	3	3

*なお、ベルリン市の場合、年間授業時数での規定もあるが、年間 40 週として計算されており、授業時数はこの 40 倍になっている。

(Quelle: Grundschulverordnung-GsVO vom 19. Januar 2005)

[表 4] ベルリン市ギムナジウムの週当たりの授業時数 (2005 年から)

授業科目/学習領域	学年毎の週時数			
	7	8	9	10
必修授業				
ドイツ語	4	4	4	4
数学	4	4	4	4
第 1 外国語	3	3	3	3
学習領域 理科				
生物	4	4	2	2
化学			2	2
物理			2	2
学習領域 社会科学				
歴史/公民	2	2	2	2
地理	1	1	1	1
倫理	2	3	3	3
音楽	2			
芸術	2			
スポーツ	3	3	3(2)	(2)
選択必修授業				
プロフィールの時間	2	3	2(-)	2(-)
合計	33	33	34(34)	34(34)

*なお、ベルリン市の場合、年間授業時数での規定もあるが、年間 40 週として計算されており、授業時数はこの 40 倍になっている。

エ) 各教科等の目標、内容等の示し方

〈例 1〉ノルトライン・ヴェストファーレン州基礎学校 (Richtlinien und Lehrpläne für die Grundschule in Nordrhein-Westfalen)

2008 年 8 月に新たに改訂され、告示された、ノルトライン・ヴェストファーレン州の基礎学校学習指導要領では、各教科 (ドイツ語、事実教授、算数、英語、音楽、芸術、スポーツ、プロテスタント宗派、カトリック宗派) の枠組みが、概ね以下のように規定されている。

獲得すべき能力と知識、教科等の種類、各教科の課題と目標、各教科の内容と重点、各教科で獲得が期待される能力、支援と評価等

例えばドイツ語をみると、以下の様になっている。

1 課題と目標

1. 1 教育課題へのドイツ語の貢献
1. 2 学習と教授
1. 3 コンピテンシー志向
- 2 領域と重点
2. 1 話すことと聞くこと
2. 2 書くこと

- 2. 3 読むこと－文章とメディアを取り扱う
- 2. 4 言葉と言葉の使用を試す
- 3 期待されるコンピテンシー
- 3. 1 話すことと聞くこと
- 3. 2 書くこと
- 3. 3 読むこと－文章とメディアを取り扱う
- 3. 4 言葉と言葉の使用を試す
- 4 成績を伸ばし評価する

各教科ともこうした4つの領域によって内容が整理されている。

<例2>ベルリン市（都市州）基礎学校

ベルリン市（都市州）基礎学校は、ブレーメン市、ブランデンブルク、メクレン・フォアポメルン州と共同で大綱学習指導要領を作成し、2004/05年度から使用している。

教科だが、教科の構成はほぼ統一されている。例としてドイツ語の大綱学習指導要領の枠組みを見てみよう。

- 1 基礎学校における教育
 - 1. 1 基礎的教育 1. 2 学習の目的：行為能力 1. 3 スタンドアード
 - 1. 4 授業の構成 1. 5 内容 1. 6 成績伝達、成績評価と記録
 - 1. 7 質の改善・確保
 - 2 基礎学校の教育に対する教科の意義
 - 3 スタンドアード
 - 4 授業の構成－教科教授の諸要求
 - 5 内容
 - 5. 1 課題領域の概観 5. 2 課題領域
 - 6 成績伝達、成績評価と記録
- 付録

（5）改訂の周期と最新の改訂年次

とくに原則はない。上記ノルトライン・ヴェストファーレン州の基礎学校学習指導要領改訂では、前回告示されたのが1985年である。その後2003年に試行版が告示され、2008年の確定版学習指導要領が作成された。中等教育段階は教科により改訂時期が異なる。

学習指導要領は、州の所管事項であり、州・学校種別により異なる。ノルトライン・ヴェストファーレン州の基礎学校学習指導要領改訂では2008年。中等教育段階は教科により異なる。ベルリン市では基礎学校は2004年に、中等教育段階の各教科は2006年に、それぞれ公表されている。

（6）日本と比較した特色

州毎に異なる規程が存在するドイツと日本を比較することは、難しい。しかし諸能力を明示した上で教育内容を定める傾向がみとれる。ベルリン市の事例でいえば、諸能力（コンピテンシー）が提示され、その水準が設定され、それに対応した内容が提示されている。ベルリン市の提示した諸能力（コンピテンシー）は、全体を行動能力として示し、具体的には、①事実能力、②

方法的能力、③社会的能力、④個人的能力に区分している。

(7) 近年の教育課程の基準にかかわる動き

2003年から2004年にかけて、常設各州文部大臣会議(KMK)は、ドイツ語、数学、外国語、理科のスタンダードを設定した。これと関連してベルリン市のように、各教科の内容を規定するのみならず、そこで獲得すべき能力を提示し、そのスタンダードを提示するような形式をとる州が増えてきている。近年はすべての教科・科目で、学習指導要領に加えて中核カリキュラム(Kerncurriculum)を策定し、獲得すべき能力を提示している州が増えてきている。例えばヘッセン州は2011年に新たに中核カリキュラムを制定しているし、ニーダーザクセン州では2012年から学習指導要領(Lehrplan)が、中核カリキュラム、大綱指導要領(Rahmenrichtlinie)、カリキュラムの特色(Curriculare Vorgabe)に区分されて実施されている。また、ザクセン・アンハルト州では2012年に中等教育段階(5-10学年)の新学習指導要領を施行したが、総則で5つの主要能力(コンピテンシー)を定め、教科指導要領でそれらの主要能力を獲得することを求めている。更に到達水準課題を州文部省が作成し、具体的なイメージが明らかになるように努めている。各学校はこれらを参考に学校カリキュラムを編成する。

2 基準の改訂と普及について

(1) 基準の改訂の手続き、方法

学習指導要領を策定するのは州文部省が編成主体となっている。実際には州教育研究所が関与・作成する場合が多い。

例としてノルトライン・ヴェストファーレン州の基礎学校学習指導要領改訂の手順をみてみよう。同州では、1985年に作成した基礎学校学習指導要領を使用していたが、2003年8月1日に暫定版学習指導要領が施行された。さらに2008年7月16日に正規版学習指導要領が公布され、同年8月1日に施行された。つまり5年間の暫定版試用期間があったことになる。

(2) 基準の普及の方法

ノルトライン・ヴェストファーレン州基礎学校学習指導要領は、2008年7月16日に官報に告示され、同年8月1日施行というように、告示から施行まで極めて短時間であった(授業の開始は8月11日)。同州文部省は、同年7月18日付けで学校監督当局に通知を行っている。また、同州文部省は、同年にハンドブック「Kompetenzorientierung - Eine veränderte Sichtweise auf das Lehren und Lernen in der Grundschule Handreichung」を作成し、関係機関等に周知している。これらはすべてホームページから入手することが可能である³。

3 教育課程の評価の方法

(1) ナショナルテストの導入

2001年の「PISAショック」以降、幾つかの州が共同で比較調査を実施するようになってきている。具体的には、基礎学校における読解力テスト(通称「VERA」Vergleichsarbeiten)、その中等教育版等がある。主なテストは次のとおりである。

(1) VERA-3テスト。これは基礎学校第3学年を対象とし、国語や算数についての能力を調査す

³ <http://www.standardsicherung.schulministerium.nrw.de/lehrplaene/lehrplaene-gs/>

るものである。VERA はもともと基礎学校第4学年を対象として幾つかの州が参加していた。

2007年に調査対象を第4学年から第3学年に移して実施することとなり、全16州が参加している⁴。

(2) VERA-8テスト。これは第8学年を対象として、ドイツ語、数学、後には英語を加え、それぞれ調査するものである。少なくとも2007年から毎年実施されているが、独自調査を実施しているバーデン・ヴュルテンベルク州以外の15州が参加している⁵。

(3) 教育スタンダード到達度調査 (Zentrale Ueberpruefung des Erreichens der Bildungsstandards im Laendervergleich)。2006年及び2008年のKMK協定に基づいて、IQB (Insitut zur Qualitaetsentwicklung im Bildungswesen、教育制度質的開発研究所)が中心となって教育スタンダード到達度調査が実施されている。調査は、2009年に第9学年のドイツ語及び外国語が(調査結果は2010年に公表⁶)、2011年に基礎学校第4学年のドイツ語と算数が(調査結果は2012年に公表⁷)、2012年に第9学年の数学、理科が、それぞれ実施された。

(2) ナショナルテストの性格

こうした州毎のテスト、あるいは州共通のテストが導入された背景には、能力の検証がこれまで不十分であったことが考えられる。VERAの目的は、①学校や授業の改善、②現状を把握(スタンダードを確保し改善すること)、③専門性(診断の精度を把握し、改善すること)にある⁸。

(3) その他

学校の成績を評価する制度は、ドイツでは学校終了時の試験として発達してきた。例えば、ギムナジウムを終了する段階でのアビトゥア試験は多く知られている。こうした試験は、学校が州文部省等の許可を得た問題で学校毎に実施する州と、共通の問題を州一斉に実施する州(統一アビトゥア)がある。

2009年1月の時点で、アビトゥア試験を州共通に実施している州は、16州のうち12州まで増加している。現在も統一アビトゥアを実施していないのは4州である。ただし、このうち3州は何らかの形で統一アビトゥア試験を実施しているため、完全に学校毎のアビトゥア試験を実施しているのは1州(ラインラント・プファルツ州)のみである。2012年10月のKMK協定で、各州は2016/17年度からアビトゥア試験を教育スタンダードに準拠して実施する予定である。

アビトゥア試験の統一化の傾向に加え、2001年の「PISAショック」以降、多くの州がギムナジウムのみならず、ハウプトシューレや実科学学校終了時にも試験を実施するようになってきている。例えばノルトライン・ヴェストファーレン州では、2006/07年度からハウプトシューレ、実科学学校、ギムナジウム及び総合制学校のすべての第10学年の生徒が試験を受けることとなった⁹。ハウプトシューレや実科学学校の修了試験は、KMKの定めた教育スタンダードに沿って実施されることになっている。

この他にギムナジウム終了段階での学力調査を実施(2002年、TOSCA)等があるが、州レベル

⁴ <http://www.iqb.hu-berlin.de/vera/faq>

⁵ <http://www.iqb.hu-berlin.de/vera/faq>

⁶ <http://www.iqb.hu-berlin.de/laendervergleich/LV2009>

⁷ <http://www.iqb.hu-berlin.de/laendervergleich/LV2011/Bericht>

⁸ <http://www.bildungsserver.de/zeigen.html?seite=4441>

⁹ <http://www.standardsicherung.schulministerium.nrw.de/zp10/>

での実施である。

4 児童生徒の学習の評価

連邦レベルでは、評定についての州間協定があるが、州共通のものはない。評価では、1964年のハンブルク協定（各州首相会議による協定）によって、6段階評価とすることが定められている。この他にギムナジウムの修了試験であるアビトゥア試験についてのKMK協定がある。

具体的には各州レベルで評価の詳細が定められている。以下、2つの州の事例をみていく。

〈例1〉 ノルトライン・ヴェストファーレン州

(1) 基準設定の主体

州レベルでの規定がある。州学校法第48条以降に規定されている。そこでは「成績は評定によって評価される」（第48条第1項）としている。

(2) 基準設定の方法

学校法第48条第2項では、「成績評価は授業で伝達された知識、能力、及び技能について行う」と規定している。成績評価の基礎は、「判定領域の筆記試験及び授業におけるその他の能力」である（同前）。

(3) 評価方法の種類

目標準拠評価である。

(4) 評価の内容

教科等の評定は6段階である。最も良い場合が「1」、以下順に「6」までに区分されることが記されている（学校法第48条第3項）。ただし、基礎学校1年では評定は行われず、記述式の評価が行われる。

(5) 評価の結果と課程の修了との関連

進級判定は学年会議が決定を行う。これまでの学年での成績諸要求が満たされた場合、進級となる。

(6) 学習の記録の様式の設定主体

州が学校の自律性（学校法第3条）を考慮しつつ、州議会の学校教育委員会の同意を得て基準を定めている（学校法第52条）。学校及び学校設置者は記録を保管する義務を持つ。基礎学校については、州による様式モデルがないが、記載すべき項目を州が規定している（BASS 2009/10, 13-11）。中等教育段階では州による様式モデルがある（HP 参照）。

(7) 保護者への通知方法

生徒は学年の終わり及び通例は前期の終わりに、獲得した成績についての成績証明書を受け取る（学校法第49条）。その場合、証明書には、一般に、欠席時数、成績及び社会的行動への評価、その他の特記事項を記載することとなっている。

社会的行動については、4段階で評定される（学校法第49条第2項）。

(8) 近年の動き

成績評価における筆記試験が基礎学校でも行われる。ドイツ語と算数は2010年度から、英語は2012年度から、第3学年及び第4学年で実施される予定である（A0-GS 第5条）。

〈例2〉 ベルリン市

(1) 基準設定の主体

ベルリン市学校法第58条に規定されている。

(2) 基準設定の方法

「すべての学習成果及びその他の教育的判断は、定期的に教員によって生徒の一層の発達のための支援のために行われる（ベルリン市学校法第 58 条第 1 項）。」「教員によって行われる生徒の成績評価は、学習、成績および能力の発達を定期的に観察と確認に基づく。成績評価は、生徒が授業との関係で行ったすべての口頭、筆記、実技及びその他の成績を含む。成績評価のために、教育課程の基準に従った、生徒の知識、コンピテンシー、能力、技能の発達状況が尺度である（同第 5 項）。」修了証の様式モデルは区により作成される（SekI-V0 第 19 条等）。

(3) 評価方法の種類

「1」から「6」までの目標準拠評価である（同法第 58 条第 3 項）。

(4) 評価の内容

成績証明書（Zeugnisse）の内容は、一般に以下のものが記載される（AV Zeugnisse）。

学校、生徒名及び誕生年月日、学年・学期、選択科目を含む授業科目、成績・評定、特記事項。3 年から 10 学年では行動の記録も記載される。学期及び学年の証明書では、これに欠席、遅刻。卒業証書の場合は更に、出生地、教育課程への通学期間、場合に応じ試験に不合格となった事由。試験証明書では、出生地、教育課程への通学期間、試験の種類、試験科目、各試験の成績と最終評定、場合により教育課程途中で終了した科目。

観点別評価はない。1・2 学年は記述式で、3・4 学年は 6 段階評定か一部に内容別評価を選択できる。5 学年以上は 6 段階評定で行われる。一部はポイント制で、学習発達記録を付する。

教科の評定の他に行動や性格の評価が有る。3-10 学年で実施することができる。実施するのかどうかは学校会議で決定する。項目は学習準備・意欲、信頼感、自律性、責任感、協調性である。

評価記録の原本の保管は生徒本人である。コピーを要録として学校か試験実施者が保管ことになっている。

(5) 評価の結果と課程の修了との関連

成績が十分ではない場合、留年（原級留置）させることができる（基礎学校 3 年以上）（GsV0 第 23 条）。ただし基礎学校では 1 度までとなっている（同）。

(6) 学習の記録の様式の設定主体

学校側の記録として、指導要録（Schuelerpersonalblatt）が作成される。内容は、名前、教育機関の名前・住所・電話番号、学校教育の履歴、成績、通学についての証明書の注意書きである。

(7) 保護者への通知方法

通知表を半年ごとに証明書を交付する。ただし基礎学校 1 年は記述式で評定はない。

5 その他

(1) 就学前教育の扱い

ドイツでも他のヨーロッパ諸国と同様に、住民の多様化が進んでいる。1960 年代を中心に外国人労働者を招き入れた結果、家庭ではドイツ語以外の言語を話す者も少なくない。PISA 調査によって、学力の低い層は、そうした「移民の背景を持つ」子どもであることが多いことが検証された。

2009 年 6 月には、KMK と各州青少年家族省会議が、「就学前施設から基礎学校への移行を意味あるものにする－就学前領域と初等教育段階の協働を最適化する」という決議が採択されている。

る (Den Übergang von der Tageseinrichtung für Kinder in die Grundschule sinnvoll und wirksam gestalten – Das Zusammenwirken von Elementarbereich und Primarstufe optimieren (Beschluss der Jugend- und Familienministerkonferenz vom 05.06.2009/ Beschluss der Kultusministerkonferenz vom 18.06.2009))。

ドイツ語の発達が不十分な子どもを支援するために、16州のうちの14州で、基礎学校に入学する1～2年前にドイツ語の試験をおこない、発達が不十分な子どもにはドイツ語の補習を行う政策が進められている (Autorengruppe Bildungsberichterstattung(2010) ” Bildung in Deutschland 2010” . S. 57.)。

(2) 必修と選択の問題

基礎学校段階において、一般に選択科目はない。母語がドイツ語ではない子ども等支援を要する子どもへの支援授業が行われることがある。前期中等教育段階では、外国語等で選択科目が生じる。多くの州ではギムナジウム第7学年から第二外国語が課されるが、その他の学校種では、外国語を含め、幅広い教科から科目が選択される。とくにハウプトシューレでは、進路のための授業科目「労働科」が選択されることが多い。

(3) 中央集権と地方分権の考え方

ドイツでは、教育に関する事項は、16ある州が所管する事項である。しかし各州である程度の共通性を確保するための努力が行われている。KMKは、2008年から2009年にかけて、各学校の終了段階における能力モデルを作成して公表した。この能力モデルは、実際にはIQB (Institut zur Qualitätsentwicklung im Bildungswesen) が作成したものである¹⁰。

ドイツ語 Deutsch

2009年4月22日第10学年「話すこと及び聞くこと」 (Kompetenzstufenmodell zu den Bildungsstandards im Kompetenzbereich Sprechen und Zuhören (hier Zuhören) für den Mittleren Schulabschluss)

2009年4月22日第10学年「読解力」 (Kompetenzstufenmodell zu den Bildungsstandards im Kompetenzbereich Lesen für den Mittleren Schulabschluss)

外国語 Fremdsprachen

2009年5月19日第10学年フランス語「聞き取り、読解」 (Kompetenzstufenmodelle zu den Bildungsstandards im Fach Französisch für den Mittleren Schulabschluss · Hörverstehen und Leseverstehen)

2009年4月29日第10学年英語「聞き取り、読解」 (Kompetenzstufenmodelle zu den Bildungsstandards im Fach Englisch für den Mittleren Schulabschluss (Hörverstehen und Leseverstehen))

2009年5月18日第9学年英語「聞き取り、読解」 (Kompetenzstufenmodelle zu den Bildungsstandards im Fach Englisch für den Hauptschulabschluss (Hörverstehen und Leseverstehen))

数学 Mathematik

¹⁰ http://www.iqb.hu-berlin.de/bista?reg=r_4

2009年5月18日第9学年「数学」Kompetenzstufenmodell zu den Bildungsstandards im Fach Mathematik für den Hauptschulabschluss

2008年10月29日第10学年「数学」(Kompetenzstufenmodell zu den Bildungsstandards im Fach Mathematik für den Mittleren Schulabschluss)

2008年10月29日第4学年「算数」(Kompetenzstufenmodell zu den Bildungsstandards im Fach Mathematik für den Primarbereich (Jahrgangsstufe 4))

例えば、第4学年「算数」をみると、基礎学校における算数の授業は、(1)算数の普遍的な能力と(2)算数の内容関連能力の2つに大別される。

(1)算数の普遍的な能力は、更に①問題解決、②コミュニケーション、③論証、④モデル化、⑤叙述、⑥技術的基礎技能、に区分される。これらは教育スタンダードの複数の下位項目に相当する。

(2)算数の内容関連能力は、①数と式、②平面と立体、③模範と構造、④大きさと測定、⑤資料、確率、確からしさ、が挙げられている。

(4) 政権交替と教育の影響について

ドイツでは、州議会選挙により、政権交替が起こると、教育政策も大きく変化することがある。ドイツにおける教育政策の重要な論点は、中等教育段階の学校を分けるのか、それとも1つの種類に統一するのか、という問題がある。イギリスでは1960年代後半から1970年代にかけて、総合制学校が普及したが、ドイツではギムナジウム、実科学校、ハウプトシューレといった分岐型の学校制度が維持されている。

ドイツの主な政党は、キリスト教民主＝社会同盟(CDU/CSU、保守派)、自由民主党(FDP)、社会民主党(SPD)、緑の党(Die Grüne)、左派党(Die Linke)等である。CDU/CSU等は分岐型学校制度を支持しているのに対して、SPDは単線型学校制度を支持している。これは、SPDが、学校システムを通じての社会的平等の実現を重視してきたことに由来する。PISA調査は、学校制度における社会的不公平さを改めてデータとして示した。こうした不公平さを解消するため、SPDは終日学校の普及・拡大を連邦レベルでの支援をてこに、進めている。

シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州では、2005年2月20日の州議会選挙において、与党であるSPD(党首Simone女史)は公約として、統一学校(Einheitschule)の導入を選挙公約として掲げた。しかし結果的にSPDは敗退した。統一学校の導入は重要な選挙公約であったため、SPDの敗北は、統一学校の導入という主張が州住民により否定されたとして理解することもできよう。

(坂野 慎二)

【主要参考文献・資料】

天野正治ほか(1998)『ドイツの教育』東信堂

大桃敏行(2007)『教育改革の国際比較』ミネルヴァ書房

国立教育研究所(1997)『中学校の数学教育・理科教育の国際比較』(国立教育研究所紀要第127集)東洋館出版社

国立教育政策研究所(2002)『生きるための知識と技能—OECD生徒の学習到達度調査(PISA)』ぎょうせい

国立教育政策研究所(2004)『生きるための知識と技能2—OECD生徒の学習到達度調査(PISA)』ぎょうせい

坂野慎二(2000)『戦後ドイツの中等教育制度研究』風間書房。

坂野慎二(2001)『日本とドイツにおける中等教育改革に関する比較研究』(科研費報告書)

坂野慎二(2003)『統一後ドイツの教育政策』(科研費報告書)

坂野慎二(2004)「ドイツにおける PISA ショックと教育政策」日本ドイツ学会『ドイツ研究』第 37/38 号. 成文堂

柳澤良明(2004)「ドイツにおける学力問題と学力向上政策—学校教育の質の確保における教育行政の役割」『日本教育行政学会年報・30』48-63 頁 教育開発研究所

Autorengruppe Bildungsberichterstattung (2010) *Bildung in Deutschland 2010*. W.Bertelsmann Verlag.

Arbeitsgruppe Bildungsforschung/Bildungsplanung Universitaet Duisburg-Essen, Standort Essen (2003) *Indikatorisierung der "Forum Bildung" -Empfehlungen-. Ein exemplarischer Versuch unter Beruecksichtigung der bildungsbezogenen Indikatorenforschung und -entwicklung*. Essen.

Avenarius, H. u. a. (2003) *Bildungsbericht fuer Deutschland. Erste Befunde*. Leske+Budrich, Opladen.

Avenarius, H. u. a. (2003) *Bildungsbericht fuer Deutschland: Konzeption*. Frankfurt am Main.

Berliner Landesinstitut für Schule und Medien (LISUM) (2004) *Rahmenlehrplaene Grundschule. Paedagogische Begriffe*. Wissenschaft und Technik Verlag.

BMBF(2003) Zur Entwicklung nationaler Bildungsstandards. Eine Expertise.

GEW(2003) *Konferenz. Bildungsstandards-Wundermittel oder Teufelzeug?* Berlin.

IBS(Staatsinstitut fuer Schulqaalitaet und Bildungsforschung Muenchen)(2004) *Glossar. Begriffe im Kontext von Lehrplaenen und Bildungsstandards*.

IBS(2005) KMK-Bildungsstandards. *Konsequenzen fuer die Arbeit an bayerischen Schulen*.

KMK(1998) *Einheit in der Vielfalt. 50 Jahre Kultusministerkonferenz 1948-1998*. Luchterhand.

KMK(jaehrlich) *Jahresbericht*. (seit 1999) Bergheim.

Ministerium fuer Kultus, Jugend und Sport Baden-Wuerttemberg(2003) *Bildungsplan 2004. Grundschule. Anhoerungsfassung Mai 2003*.

Ministerium fuer Kultus, Jugend und Sport Baden-Wuerttemberg(2003) *Bildungsstandards fuer Mathematik. Grundschule Klasse 2, 4*.

Ministerium fuer Kultus, Jugend und Sport Baden-Wuerttemberg(2003) *Bildungsplan 2004. Gymnasium. Anhoerungsfassung Mai 2003*.

Ministerium fuer Kultus, Jugend und Sport Baden-Wuerttemberg(2003) *Bildungsstandards fuer Mathematik. Gymnasium Klasse 6, 8, 10, 12*.

KMK(2009): *Zentrale oder dezentrale Abiturprüfungen in den Ländern*. <http://www.kmk.org/fileadmin/pdf/Bildung/AllgBildung/Zentralabitur.pdf>

Senatsverwaltung für Bildung, Jugend und Sport Berlin (2004) *Rahmenlehrplan Grundschule Deutsch*. Wissenschaft und Technik Verlag.

Senatsverwaltung für Bildung, Jugend und Sport Berlin (2004)

連邦教育学術省 HP(<http://www.bmbf.de/>)

ドイツ国際教育研究所 HP(<http://www.dipf.de/>)

教育制度質の開発研究所(<http://www.iqb.hu-berlin.de/>)

常設各州文部大臣会議(KMK)HP(<http://www.kmk.org/index1.shtml>)

各州文部省HP

フィンランド

1 教育課程の基準の概要

(1) 教育課程の基準設定の主体

国が、「基礎教育教育課程基準」(*Perusopetuksen opetussuunnitelman perusteet*)を定める。これに基づき、自治体(自治体連合)が地方レベルの教育課程基準を定めている。また、学校レベルの教育課程を定めているところもある。なお、ここでいう自治体とは、クンタと呼ばれる基礎自治体(市・郡レベル)である。

(2) 教育課程の基準に係わる法令

ア) 学校種、修業年限、教育課程の基準の設定主体

義務教育の修業年限については、「基礎教育法」(*Perusopetuslaki*)第9条において、9年間とすることが定められている。任意で受講可能な第10学年の授業「付加教育」(*lisaopetus*)についても、9年を超えているが、義務教育の範囲内とされている。教育課程基準の設定主体は国家教育委員会であることが、「基礎教育法」第14条第2項に記されている。

イ) 授業日(数)、授業時数

授業日については、「基礎教育法」第23条において、年間約190日であることが規定されている。また、特別な理由があれば、これを超えた日数を設定することが可能であることも記されている。

授業時数については、「基礎教育法施行規則」(*Perusopetusasetus*)において、週当たりの最低授業時間数が記されている。これによると、基礎学校1-2年生は19時間、3年生は22時間、4年生は24時間、5-6年生は25時間、7-8年生は29時間、9年生は30時間が基準である(いずれも週当たり)。多くの自治体は、これよりも若干多い時間数を自治体の最低授業時間数として基準を示している。なお、本条文は次期改訂に向けた議論を経て2012年に改正されたものであり、現行の教育課程基準編成の時のものとは異なる(当時は、1-2年生19時間、3-4年生23時間、5-6年生24時間、7年生以上30時間であった)。

表1：基礎教育法施行規則改正前後の学年別週あたりの授業時間数に関する規定の比較

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	合計
改正前	19	19	23	23	24	24	30	30	30	222
改正後	19	19	22	24	25	25	29	29	30	222
変化	0	0	-1	+1	+1	+1	-1	-1	0	

ウ) 教科等の構成、配当時数

教科の構成については、「基礎教育法」第11条に規定されている。ここで規定されている教科は、母語(正確には「母語と文学」:主として、フィンランド語若しくはスウェーデン語)、第二公用語(通常、フィンランド語話者はスウェーデン語、スウェーデン語話者はフィンランド語)、外国語、環境、保健、宗教(若しくは倫理)、歴史、社会、算数・数学、

物理、化学、生物、地学・地理、体育、音楽、手工、家庭科である。なお、カリキュラム上では、「第二公用語」「外国語」として教科名が記されているが、実際には、これらは初等教育段階から学ぶ母語（教科としての）以外の履修言語を示すA言語、中等教育段階から学ぶB言語という形で扱われている。選択科目としての受講も可能であるが、必修科目としてはA言語1言語、B言語1言語の履修が求められる。これらのいずれかに第二公用語を含むことが義務付けられている。

各教科の授業時数配分については、「基礎教育法」第14条1項において、国が決定することが記されている。授業時数配分を規定するのは、「基礎教育における国家目標と授業時数に関する政令」(*Valtioneuvoston asetus perusopetuslaissa tarkoitettun opetuksen valtakunnallisista tavoitteista ja perusopetuksen tuntijaosta*) である。教育目標と授業時数配分を規定した本政令に基づき、教育課程基準が策定される。なお、現行の教育課程基準の内容を定めた政令は2001年に、次期改訂（2016年予定）について定めた政令は2012年に公布されている。

表2：授業時数配分に関する国の基準（現行）

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	合計	
母語	14		14			14				42	
A言語	8					8				16	
B言語									6	6	
算数・数学	6		12			14				32	
環境	9				3		7			31	
生物・地理											
物理・化学											
健康教育											
宗教／倫理	6				5				11		
歴史・社会					3		7			10	
音楽	26			4-		30			3-		56
美術				4-					4-		
工芸				4-					7-		
体育				8-					10-		
家庭科									3	3	
進路指導（キャリア教育）									2	2	
選択科目	(13)									13	
最小授業時間数	19	19	23	23	24	24	30	30	30	222	
自由選択（A言語）	(6)					(6)				(12)	

※ 数字の横の－はその数字が最小限のものであることを示している。

※ A言語及びB言語は、母語以外の言語教育に関する科目であり、いずれかに第二公用語を含むことが規定されている。

出典：Valtioneuvoston asetus perusopetuslaissa tarkoitettun opetuksen valtakunnallisista tavoitteista ja perusopetuksen tuntijaosta 1435/2001.

表3：自治体の授業時数配分の例（エスポー市：現行）

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	合計
母語	7	7	5	5	4	5	3	3	3	42
A言語		2	2	2	2	2	3	3	16
B言語						2	2	2	6
算数・数学	3	3	4	4	4	4	3	3	4	32
環境と自然	2	2	3	2						9
生物・地理					2	1	2	3	2	10
物理・化学					1	1	2	3	2	9
健康教育							0.5	1.5	1	3
宗教／倫理	1	1	1	1	2	2	1	1	1	11
歴史・社会				1	2	2	2	3	10
音楽	1	1	1	1	1	1	1	0	0	7-
美術	1	1	1	1	1	1	2	0	0	8-
工芸	1	1	1	1	2	2	3	0	0	11-
体育	2	2	2	2	2	2	2	2	2	18-
（選択）	1	1	2	2	3	3	0	0	0	12
芸術・体育小計		12		14		18			12	56
家庭科						3	0	0	3
進路指導						0.5	0.5	1	2
学校裁量科目	1	1	1	2						5
選択科目							1	6	6	13
最小授業時間数	20	20	23	23/25	25/27	26/28	30/32	30	30	227-235
選択（A言語）			2	2	2	2	3	3	14

表4：授業時数配分に関する国の基準（新）

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	合計	
母語	14		18			10				42	
A言語					9	7			16	
B言語						2	4		6	
算数・数学	6		15			11				32	
環境	4		10							31	
生物・地理							7				
物理・化学							7				
健康教育							3				
宗教／倫理	2		5			3				10	
歴史・社会					5	7			12	
音楽	2		4			2				56	
美術	2		5			2					
手工芸	4		5			2					
体育	4		9			7					
家庭科						3			3	
芸術系選択科目	6					5				11	
進路指導（キャリア教育）							2		2	
選択科目	9									9	
最小授業時間数	19	19	22	24	25	25	29	29	30	222	
自由選択（A言語）					(12)				(12)	
自由選択（B言語）							(4)			(4)

※ A言語及びB言語は、母語以外の言語教育に関する科目であり、いずれかに第二公用語を含むことが規定されている。

出典：Valtioneuvoston asetus perusopetuslaissa tarkoitettun opetuksen valtakunnallisista tavoitteista ja perusopetuksen tuntijaosta 422/2012.

エ) 各教科等の目標、内容等

各教科の目標・内容等については、「基礎教育法」第14条2項において、「国家教育委員会が、各科目の目的と内容、教科横断的テーマ学習、生徒指導・進路指導、同法に関する教育活動、家庭と学校の連携、子どもの福祉等を決める」ことが記されている。

(3) 教育課程の基準の性格

ア) 目標、指導内容、授業時数等にかかわる基準の性格

教育課程（そこに記されている目標及び内容）について、その性格を明示した記述は見られない。しかしながら、国が定めた教育課程基準を満たしていれば、あとは自治体等がその中身を自由に決めることができることから、事実上、「最低基準」とみなすことができる。授業時数については、「基礎教育法施行規則」第3条2項において、学年ごとに定められた週当たりの授業時数が、「最低基準」として定められているほか（1（4）において詳述）、各教科の授業時数配分については、前述の通り、「基礎教育における国家目標と授業時数に関する政令」において、「最低基準」としての授業時間数が定められている（1（2）のイとウ参照）。

イ) 国と地方、学校の関連

先に触れたとおり、教育課程基準及び授業時数配分ともに、国が枠組みとなる基準を定めている。それに基づき、自治体が自らの基準（地方教育課程）を設定し、学校がさらにそれを踏まえたもの（学校基盤カリキュラム）を作成するという仕組みになっている（図1参照）。

教育課程については、大綱化が行われた1990年代当初は、独自のカリキュラムを編成している学校は都市部に限られ、自治体の教育課程についても、国が定めた教育課程基準に加筆する程度のもが多かった。しかしながら、年月を経て、自治体や学校が独自のカリキュラムを編成するというスタイルが徐々に浸透してきている。

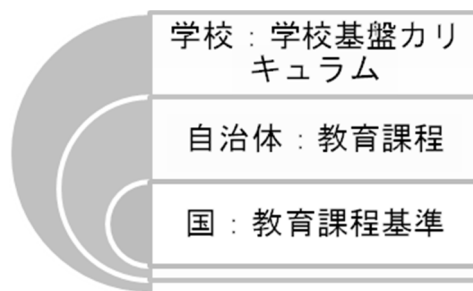


図1：カリキュラムの構造

(4) 教育課程の基準の範囲と内容

ア) 基準のねらい（理念など）

「基礎教育教育課程基準」は、地方カリキュラムを編成する基盤となる国レベルの枠組みとして、また、基礎教育としての一貫性や、就学前教育や後期中等教育との接続を担保する枠組みとして、編成されている。

教育課程基準編成の基盤となるのは、「基礎教育における国家目標と授業時数に関する政令」が規定する国家目標と授業時数である。2001年の同政令において、国家目標は、「人として、社会の一員としての成長」「生きるために必要な知識と技能」「教育の機会均等の推進と生涯学習の基盤づくり」の3つの項目のもとに設定されている。なお、2012年に公布された次期改訂の基盤となる同政令においても、この3つの項目が引き継がれている。

表5：現行教育課程基準における基礎教育の国家目標

人として・社会の一員としての成長	生きるために必要な知識と技能	教育の機会均等の推進と生涯学習の基盤づくり
健全な自尊心を備え、バランスのとれた人間になること 生命、自然、人権の尊重 学習、自己及び他者の仕事を尊重すること 身体的・精神的・社会的な健康と福祉の促進 良識あるマナー 協力するための責任と能力 人、文化、集団に対する寛容と信頼 積極的な社会参加 民主的で平等な社会において行動する能力 持続可能な開発の推進	人間としての感情と欲求、宗教、生活観、歴史、文化、文学、自然と健康、経済と科学技術についての知識 実践的スキルと創造性、体育の技能 思考力とコミュニケーション・スキルの発達（母語、第二公用語、その他の言語） 数学的思考とその応用 情報通信技術（ICT）における専門的知識 母語以外を教授言語とする場合の当該言語と文化に関する特殊な知識と技能	個人として、またグループの一員として成長すること、学ぶこと 情報を自主的かつ批判的に収集すること、協力する際幅広く対応する能力 継続的学習および生涯学習に対するレディネスと願望 自己肯定感 習得した知識と技能を分析し、活用する能力

出典：『基礎教育における国家目標と授業時数配分に関する政令（1435/2001）』（*Valtioneuvoston asetus: perusopetuslaissa tarkoitettun opetuksen valtakunnallisista tavoitteista ja perusopetuksen tuntijaosta*）の第2章「教育国家目標」及び Eurydice, *Key Competencies: A developing concept in general compulsory education*. Brussels: Eurydice, 2002, pp.136-137. より筆者作成。

イ）授業日、授業時数、1単位時間の規定

授業日については、「基礎教育法」第23条において、約190日であることが規定されている。また、特別な理由があれば、これを超えた日数を設定することが可能であることも記されている。

授業時数については、「基礎教育法施行規則」第3条2項に、週当たりの最低授業時間数が示されている。これによると、基礎学校における週当たりの授業時間数は1-2年生19時間、3年生22時間、4年生24時間、5-6年生25時間、7-8年生29時間、9年生30時間が基準となっている。なお、本規定は、次期改訂に向けた議論を経て2012年に修正されたものである。現行の教育課程基準編成時の規定は、1-2年生19時間、3-4年生23時間、5-6年生24時間、7年生以上30時間であった。総授業時間数に変化はないが、学年ごとの配分が変化している。

また、同規則第4条2項には、1日当たりの授業時間数の上限が示されている。これによると、基礎学校1-2年生は1日5時間まで、3年生以上は7時間までである。但し、7-9年生については、一時的であればさらに1時間多く設定することが認められている。1単位時間についても、同規則において最低45分とすることが定められている（第3条4項）。

ウ）教科等の種類と学年配置

現行の教育課程基準（2004年）には、次の表4の「7. 学習目標とコアコンテンツ」に

において示されている教科・テーマ等が含まれている。このうち、7-1の「学際的・カリキュラム横断的テーマ」は、教科ではなく、各教科等の授業において取り扱うべきテーマとして設定されているものであり、基本的には、時間を設定して実施されるものではない（但し、学校によっては、学校裁量時間の中で、上記テーマに関連する授業を行う場合もある）。教科は、7-3以降で扱われているものであり、母語（フィンランド語、スウェーデン語、サーミ語、手話等）、第二公用語（フィンランド語を母語とする者はスウェーデン語、スウェーデン語を母語とする者はフィンランド語が原則）、外国語、算数・数学、環境・自然科学、生物・地理、物理・化学、健康教育、宗教・倫理、歴史、現代社会、音楽、美術、手工、体育、家庭科、進路指導が含まれる。

表6：「基礎教育教育課程基準2004」の目次

1. 教育課程	・ 他の母語
1-1 教育課程の形成	・ 第二言語としてのフィンランド語
1-2 教育課程の内容	・ 第二言語としてのスウェーデン語
2. 教育のあり方に関する出発点	・ サーミ語系住民のためのフィンランド語
2-1 基礎教育の基本的価値	・ フィンランド語手話使用者のためのフィンランド語
2-2 基礎教育の使命	・ フィンランド語手話使用者のためのスウェーデン語
2-3 基礎教育の構造	
3. 指導の実施	7-4 第二公用語
3-1 学習の概念	・ スウェーデン語
3-2 学習環境	・ フィンランド語
3-3 組織文化	7-5 外国語
3-4 ワーキング・アプローチ	7-6 数学
4. 全般的な学習支援	7-7 環境と自然科学
4-1 家庭と学校の連携	7-8 生物・地理
4-2 学習計画	7-9 物理・化学
4-3 進路指導・キャリア教育の実施	7-10 保健
4-4 リメディアル教育	7-11 宗教
4-5 子どもの福利	・ キリスト教ルーテル派
4-6 クラブ活動	・ 東方正教
5. 特別な支援を必要とする子どもの指導	・ 他の宗教
5-1 様々な形態の支援	7-12 倫理
5-2 パートタイム型特別支援教育	7-13 歴史
5-3 特別支援教育に登録しているあるいは移動する子どもに対する指導	7-14 社会
5-4 個別学習計画	7-15 音楽
5-5 活動領域別の指導のあり方	7-16 美術
6. 文化的・言語的集団の指導	7-17 工芸
6-1 サーミ族	7-18 体育
6-2 ロマ族	7-19 家庭科
6-3 手話使用者	7-20 選択科目
6-4 移民	7-21 進路指導・キャリア教育
7. 学習目標と教育のコアコンテンツ	8. 子どもの評価
7-1 学際的・カリキュラム横断的テーマ	8-1 学習中の評価
7-2 母語と第二公用語の学習	8-2 修了時の評価
7-3 母語と文学	8-3 修了証 (Certificate) と成績表
・ 母語としてのフィンランド語	9. 特殊な教育目的・方法・思想に基づく指導
・ 母語としてのスウェーデン語	9-1 外国語による指導と公用語の没入法 (イマージョン) による指導
・ 母語としてのサーミ語	9-2 インターナショナル・スクール
・ 母語としてのロマ語	9-3 シュタイナー学校
・ 母語としてのフィンランド語手話	

なお、各教科の学年配置については、表2の授業時数配分に示した通りである。

エ) 各教科等の目標、内容等の示し方

教育課程基準において、各教科等の記述は、教科としての目標が示された後には、学年区分ごとに、①目標、②内容（コアコンテンツ）、③望ましい成果が記されている。学年区分については、実施学年の違いもあり、教科によって異なるが、1-2年、3-5年、6-9年の区分が一般的である（母語、算数・数学はこの区分）。

評価については、教科ごとの記載はなく、すべてに共通するものとして、評価のあり方、成績表のフォーマットに関する規定や、修了証の種類とその要件が簡単に述べられている。後期中等教育段階については、「全体の目標」「指導の目的」「評価方法」を示した後、「必須科目」「専門科目」別に、コースごとの「目的」と「内容（コアコンテンツ）」が記されている。但し、学年制が廃止されたこともあり、学年別には示されていない。

(5) 改訂の周期と最新の改訂年次

フィンランドにおいて、最初の教育課程基準が定められたのが1970年であり、その後、1985年、1994年、2004年に改訂されていることから、概ね10年周期で改訂が行われている。なお、現行の教育課程基準は2004年に改訂されたものであり、次期改訂は2016年の施行を予定している。

(6) 日本と比較した特色

教育課程の内容に限定すると、学年区分ごとに示された望ましい成果が規定され、到達目標として、また、評価基準としての機能を担っている点に特徴がある。また、教科内容以外では、補習や家庭と学校の連携など子どもの学習支援体制や私学教育について、明記されている点は、フィンランドにおいてもこれまでになかった記述であり、また、日本とは異なる点でもある。

(7) 近年の教育課程の基準にかかわる動き

次の教育課程編成に向け、その前提となる「基礎教育における国家目標と授業時数に関する政令」についての議論が、2009年よりスタートしている。教育文化省の諮問を受け、招集された関係機関・団体等の代表から構成されるワーキング・グループは、教育課程基準改訂の基盤となる授業時数や教育目標についてのみならず、基礎教育法の改正や義務教育制度全体の見直しも視野に入れた議論を行っており、それを踏まえた提言が、『2020年の基礎教育』(*Perusopetus 2020*)としてまとめられている。この中では、教育課程基準改訂の方向性として、①授業時数の増加（義務教育全体で400時間、7%程度の増加）、②義務教育における選択科目（特に、言語系教科）の増大、③義務教育段階における新教科「演劇」「倫理」の創設、の三点が打ち出されている。これらのうち、授業時数の増加は、地域の平等を図ることを企図して提案されたもの、と説明されている。

しかしながら、こうした方向性は、授業時数の増加に伴う諸経費の増加（特に、教員給与）や、新教科のための研修の整備等、大幅な予算の増加を要するものであることに加え、教育政策・教育改革における優先順位についての見解の違いもあり、野党からのみならず、政権与党内からも批判の声が寄せられており（2010年12月9日付 *Helsingin Sanomat* 紙 “Keskustalla yhä epäilyjä peruskoulu-uudistuksen tarpeesta ja rahoituksesta” [中

中央党が教育改革案と予算案を疑問視]、同12月16日付“Perusopetuksen uudistus kaatui keskustan vastustukseen” [基礎教育改革案、中央党の抵抗に直面] など)、改革案の見直しが行われた。結果、最終案では、科目についてはこれまでの伝統的な枠組み(教科)を踏まえる形となった。義務教育における選択科目の拡大など教育課程における柔軟性の拡大や総授業時間数の増加など、その他の当初改革案についても、主に財政的な問題から見送られている。

2 基準の改訂と普及について

(1) 基準の改訂の手続き、方法

中央レベルの教育行政機関として、教育省と国家教育委員会があるが、このうち、国家教育委員会が教育課程を策定する。策定にあたっては、国家教育委員会が中心となる。実際の編成には、国家教育委員会のもとに置かれた作業部会と、教育課程班(27グループ)、地域ごとに組織された連携ネットワーク(29地域ネットワーク)が当たる(2004年改訂時)。これらは、研究者等専門家や現職教員、教育行政関係者らから構成されている。なお、作業部会と教育課程班における議論には、教科書出版社協会なども参加する。

なお、1(2)ウにおいて触れたとおり、改訂に先立ち、教育の国家目標(修得を目指す力:コンピテンシー)と授業時数配分を定めた政令が公布される(「基礎教育における国家目標と授業時数に関する政令」)。

(2) 基準の普及の方法

基準の普及に際しては、移行措置期間が設定されている。現行カリキュラムの場合、2004年の公布の後、2006年から学年進行で導入している。また、一部の学校では、前倒しで実施し、導入状況を見ながら、評価を行っている。

3 教育課程の評価の方法

(1) 教育課程の基準の評価

1990年代以降、フィンランドでは、教育課程基準の評価を実施している。1990年代には、英国のイースト・アングリア大学に委託してこれを実施している。これは、1994年に改訂された教育課程基準を先行実施した「アクアリウム学校」と呼ばれるパイロット校を対象として実施されたものであり、関係者へのインタビュー調査などの評価手法が用いられている。その結果は、国家教育委員会の報告書『フィンランドにおける包括的教育課程改革の独立評価』(John Schostak and Barbara Zamarski. *An Independent Evaluation of Comprehensive Curriculum Reform in Finland*. Helsinki: National Board of Education)としてまとめられており、これを踏まえて、教育課程の調整も行われている。

現行版(2004年)については、教育評価会議(Koulutuksen arviointineuvosto)を中心に評価プロジェクトが行われている(2009-2010年)。今回のプロジェクトでは、主に、教育課程システム及び授業時間配分を対象とし、教育課程基準に記された方針の実現度、教育課程の編成及び実施状況、関係機関・関係者(国家教育委員会、自治体、学校、教員、児童・生徒、保護者)による評価などについて調査を行っている。この結果を踏まえ、現行カリキュラムに改良が加えられたり、新たな改訂作業にその内容が反映されたりといった対応がなされる。

(2) 教育課程の実施状況の評価の方法等

1994年のカリキュラムの大綱化を受け、1998年より、全国学力調査を実施している。調査方法としては、学校単位の抽出調査が採用されている。サンプル数は、全体の5-10%程度(5,000~6,000名)が目安とされている。主たる対象は、第9学年の母語及び数学であり、概ね2年に一度実施されている。但し、対象についての明確な規定はないため、上記以外の科目(外国語等)、第9学年以外の学年(第3学年、第5学年、第6学年、高校生)を対象とするテストも実施されている。

基本的には、教育課程実施状況の把握、政策評価・事業評価を目的として実施されており、教育の機会均等の観点などから分析が行われる。テストを通じて収集されたデータは、政策立案・事業計画、授業改善、カリキュラム改善等に用いられる。したがって、ここでの成績が児童生徒に通知されることや、評価に反映されること、進級・卒業認定等において考慮されることはない。これまでの実施は、表7の通りである。

表7：全国テストの実施状況(報告書刊行分)

年	実施科目		
1998	9年：数学	9年：自然科学	9年：母語
1999			
2000	9年：数学		
2001	9年：母語	9年：スウェーデン語	高校：物理・化学
2002	6年：母語	9年：英語	9年：数学
2003	9年：母語	9年：体育	
2004	9年：数学		
2005	3年：母語	3年：算数	9年：母語
2006	5年：環境と自然		
2007	6年：母語	6年：算数	
2008	5年：算数	9年：スウェーデン語	

出典：全国テストの実施報告書をもとに筆者作成。公表されている報告書をもとにリストを作成しているため、必ずしも網羅的なものではない。

なお、国が実施している学力調査のほか、自治体レベルで同種の調査を行っている場合もある。

4 児童生徒の学習の評価

(1) 基準設定の主体

国(国家教育委員会)が、基準を設定している。改訂前の教育課程基準については、2001年に国家教育委員会が「基礎教育評価基準」(*Perusopetuksen päättöarvioinnin kriteerit*)を示していたが、改訂後は、同様の基準が、教育課程基準の中に定められている。

(2) 基準設定の方法

学年区分及び義務教育修了時において望ましい基準が、全国共通基準として教育課程基準の中で示されている。望ましい基準は、4-10という7段階で行われる評価(全国共通の評価方法)の8(「良い」)相当であるということも示されている。したがって、国が、おおよその基準を設定していると言える。

(3) 評価方法の種類

義務教育段階における評価は、目標準拠型で行われる。フィンランドにおいて、集団準拠型評価が用いられるのは、後期中等教育段階修了前に受検する大学入学資格試験 (Ylioppilastutkinto) のみである。

大学入学資格試験は、大学ごとに行われる入学試験の受験資格ともなるものであるが、集団準拠型の評価が行われ、合否が決まる。評価基準は、7段階 (L: laudatur, E: eximia cum laude approbatur, M: magna cum laude approbatur, C: cum laude approbatur, B: lubenter approbatur, A: approbatur, I: improbatur) に分けられる。I (下位5%) になると、不合格となる (詳細については、次の図2参照)。なお、本試験の結果についても、経年分析、地域間分析などが行われ、政策立案に活用されている。

各段階の割合 (上位←→下位)

L	E	M	C	B	A	I
7	6	5	4	3	2	0
5%	15%	20%	24%	20%	11%	5%

図2：大学入学資格試験の評価基準

(4) 評価の内容

評価は、4-10評点についての定義は、それぞれ、4は不合格 (Hylätty)、5は及第 (välttävä)、6はまずまず (kohtalaisia)、7は普通 (tydyttävä)、8は良い (hyvä)、9は非常に良い (kiitettävä)、10は優秀 (erinomainen) である。

観点別評価については、「基礎教育課程基準」において、活動技能 (活動を計画し、管理し、実行し、評価する技能) に関する評価が、各教科の評価の一部として、あるいは、教科の成績評価とは区別して評価することが可能であることが記されている。具体的な観点としては、全教科共通のものとして、「進歩」(edistyminen)、「活動技能」(työskentely)、「態度」(käyttäytyminen) が設定されている。

(5) 評価の結果と課程の修了との関連

課程を修了するためには、最低でも5以上の評点を取ることが求められる。複数の教科で不合格となった場合、原級留置の可能性があることが、「基礎教育法施行規則」第11条に示されている。一般に、普通高校 (ルキオ) への進学を希望する場合、評点の平均値が7.0以上であることが求められている。これに満たなかった生徒は、第10学年 (付加教育) へ進み、評点の平均値を上げるよう努める。

(6) 学習の記録の様式の設定主体

学習の記録の様式については、学校に任されている部分も多いが、「基礎教育課程基準」において、設置者 (自治体)、学校名、児童生徒氏名、児童生徒の社会保障番号、作成日、校長の署名、児童生徒の行動の評価、児童生徒の学習プログラム (履修している教科等)、目標準拠評価による成績評価を記入することが規定されている。また、活動技能の評価を個別に記入することができることも規定されている。

また、義務教育修了時に作成される「修了証」には、児童生徒の氏名、社会保障番号、校長の署名、コア科目並びにその他の科目等の評点並びに自由記述評価などが記される (「基礎教育課程基準」)。

(7) 保護者への通知方法

保護者には、学年末及び、場合によっては学年途中で、成績が通知表として連絡される。「基礎教育課程基準」には、通知表は、公文書であり、秘密を保持する必要があることが、明記されている。

なお、通知表に記される成績評価については、4-10の7段階で行うことが「基礎教育法施行令」第10条に定められているが、第1学年から第7学年の成績、選択科目の成績、フィンランド語やスウェーデン語を母語としない児童・生徒のフィンランド語・スウェーデン語の成績（但し、義務教育修了時の評価は除く）などについては、文章による評価でも良いとされている。

5 その他

(1) 就学前教育の扱い

2000年より制度化された就学前教育（エシコウル）は、1年間の無償のプログラムを提供するものである。制度化に伴い、地方自治体には、すべての子どもに対し就学前教育を受ける機会を保障することが義務付けられている。このことは、就学義務を子どもあるいは保護者に課すものではないが、制度化当初、当該年齢層の75%ほどであった在籍率は、2002年には98%にまで達した。

就学前教育の教育課程は、『就学前教育・教育課程基準』（*Esiopetuksen opetussuunnitelman perusteet*）として、基礎教育の教育課程基準とは別に定められている。教育内容として、「統合的テーマ」「言語と相互作用」「算数」「道徳と哲学」「環境と自然科学」「健康」「体育」「芸術と文化」が挙げられている。項目からは、学習的な内容が想起されるが、いずれも「遊びを通じて学習する」としてとされている。2010年に、就学前教育としては初めてとなる改訂が行われ、新教育課程基準が公布された。2011年8月より施行されている。

(2) 必修と選択の問題

1990年代以降、教育課程における選択の範囲が広がっており、このことは、特に中等教育段階において顕著である。これは、もともと言語系科目、宗教系科目等が多様であるという文化的背景に加え、近年、急速に浸透している義務教育の弾力化と「教育の個別化」の考え方によるところが大きい。2016年に予定されている次期改訂では、教育文化省の諮問を受けた審議会の報告として、選択の幅を広げる方向性が示されたが、予算とのかかわりの中で今回の改訂における実施は見送られている。

(3) 中央集権と地方分権の考え方

基本的な考え方としては、教育提供のための基盤整備を担うのが中央であり、その実施（教育内容を含む）に責任を持つのが地方である。このような考え方は、1980年代後半から実施された行政改革の文脈のもとで進められた教育の分権化により生まれたものであり、これに基づく教育行政制度が1990年代前半までに概ね整備された。

一方、規制緩和と権限委譲が進んだ結果、バランス上、認識されるようになったのが、質保証の必要性である。1990年代末から2000年代の間に、地域間等、機会均等の観点から、システムのチェック機能として全国学力調査や国の到達目標などが導入されている。

教育の質と機会均等の担保における国の役割については、近年、財政状況の悪化に伴い、地域間の格差の拡大を懸念する声が広がる中で（フィンランドは、国から地方への財政移転を、教育費として総額を明示しながら、用途を教育費に限定しない一般補助金の形で行っている）、もう一步踏み込むべきとの議論がある。それは、例えば、教育省（現教育文化省）が、学校の諸活動、特にマネジメントに関する基準を項目別にチェックリスト的に示した『基礎教育の質の基準』（*Perusopetus laatukriteerit*）等の形で具現化している。但し、これが、学校や自治体の活動を監視するツールとしてではなく、支援するツールとして作成されたものであり、地方や学校の裁量には配慮がなされていることから看取されるように、教育提供における国の関与の拡大については、依然として慎重な姿勢がとられている。

（４）政権交代と教育の影響について

フィンランドでは、政権が左派であろうと右派であろうと、教育の基本的価値についてのコンセンサスが図られているため（Erkki Aho, Kari Pitkänen and Pasi Sahlberg. *Policy Development and Reform Principles of Basic and Secondary Education in Finland since 1968*. Washington D. C. : World Bank, 2006.）、政権交代の影響は受けにくいとされている。確かに、教育の機会均等を重視する価値は、揺らぐことなく維持されてきているが、一方で、近年の教育政策を見る限り、それをどう実現するかという方法、すなわち施策的などころでは、政権、主として教育大臣の所属政党の影響もうかがえる。

表6：フィンランドにおける政権の変遷

内閣	与党（第一党）	教育大臣	所属政党	在任期間
ホルケリ内閣	国民連合党、社会民主党、スウェーデン人民党、農民党	クリストファー・タクセル	スウェーデン人民党	1987. 4-1990. 6
		オーレ・ノールバック		1990. 6-1991. 4
アホ内閣	中央党、国民連合党、スウェーデン人民党、キリスト教連合（現キリスト教民主党）	リーッタ・ウオスカイネン	国民連合党	1991. 4-1994. 2
		オッリ=ペッカ・ヘイノネン		1994. 2-1995. 4
第一次リッポネン内閣	社会民主党、国民連合党、スウェーデン人民党、左翼同盟、緑の同盟	オッリ=ペッカ・ヘイノネン	国民連合党	1995. 4-1999. 4
第二次リッポネン内閣	社会民主党、国民連合党、スウェーデン人民党、左翼同盟、緑の同盟	マイヤ=リーサ・ラスク	社会民主党	1999. 4-2003. 4
ヤーッテーンマキ内閣	中央党、社会民主党、スウェーデン人民党	トゥーラ・ハータイネン	社会民主党	2003. 4-2003. 6
第一次ヴァンハネン内閣	中央党、社会民主党、スウェーデン人民党	トゥーラ・ハータイネン	社会民主党	2003. 6-2005. 9
		アンッティ・カッリオマキ		2005. 9-2007. 4
第二次ヴァンハネン内閣	中央党、国民連合党、緑の同盟、スウェーデン人民党	サリ・サルコマー	国民連合党	2007. 4-2008. 12
		ヘンナ・ヴィルックネン		2008. 12-2010. 6
キヴィニエミ内閣	中央党、国民連合党、緑の同盟、スウェーデン人民党	ヘンナ・ヴィルックネン	国民連合党	2010. 6-2011. 6
カタイネン内閣	国民連合党、社会民主党、左翼同盟、緑の同盟、スウェーデン人民党、キリスト教民主党	ユッカ・グスタフソン	社会民主党	2011. 6-

出典：Wikipedia. *Suomen opetusministeri* [フィンランドの教育大臣] を参考に、筆者作成。

例えば、近年の教育大臣は、主に、左派と考えられている社会民主党、右派と考えられている国民連合党から選ばれているが、社会民主党の教育大臣は、放課後子ども事業の整備や子どもの社会的疎外を予防するプログラムなど福祉的観点を重視した政策に取り組み、国民連合党の教育大臣は、義務教育制度の弾力化や教育分野におけるノウハウの輸出など、選択の拡大と国際的競争力の向上を図る政策に取り組んでいる。こうした違いは、所属政党のカラーとも一致する場合が多い。但し、他国と比較すると、その違いは小さい。

教育課程に関しては、国の関与（あるいは規制）の度合い、選択の幅、伝統的科目の取扱いなどにおいて、若干の差がみられる。

フィンランド

1 平成22年の報告書からの変更点

教育課程基準の改訂の基盤となる「基礎教育法に基づく国家目標と授業時数に関する政令」(*Valtioneuvoston asetus perusopetuslaissa tarkoitettun opetuksen valtakunnallisista tavoitteista ja perusopetuksen tuntijaosta*) が2012年6月、国会において承認され、基礎教育教育課程基準の改訂に向けた動きが具体化している。

2 教育課程の編成にかかる新しい情報

上記のとおり、基礎学校の教育課程基準の改訂の基盤となる「基礎教育法に基づく国家目標と授業時数に関する政令」(*Valtioneuvoston asetus perusopetuslaissa tarkoitettun opetuksen valtakunnallisista tavoitteista ja perusopetuksen tuntijaosta*) が2012年6月、国会において承認された(422/2012)。なお、教育課程基準に関するワーキンググループにおける本政令について議論は、『未来の基礎教育—国家目標と授業時数配分』(*Tulevaisuuden perusopetus –valtakunnalliset tavoitteet ja tuntijako*) として報告書にまとめられている。

新たな政令の下定められた国家目標は、現行カリキュラム同様、「人として、社会の一員としての成長」「生きるために必要な知識と技能」「教育の機会均等の推進と生涯学習の基盤づくり」という3つの項目のもとに設定されている。

授業時数については、当初時間増の方針であったが、財政的な問題等もあり、合計時間数は現状が維持されている。また、同時に学年ごとの最小授業時間数を定めている基礎教育法施行規則(*Perusopetus asetus*) 第3条も改正されている。

表1：基礎教育法施行規則改正前後の学年別週あたりの授業時間数に関する規定の比較

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	合計
改正前	19	19	23	23	24	24	30	30	30	222
改正後	19	19	22	24	25	25	29	29	30	222
変化	0	0	-1	+1	+1	+1	-1	-1	0	0

具体的な変化として、次のようなものが挙げられる。

- 1) 各教科の授業時間に関して、環境、歴史・社会、芸術系科目が増加し、環境以外の理科系科目、宗教／倫理が減少している。
- 2) 芸術系選択科目が新設された一方、従来の選択科目の授業時間は減少している。
- 3) 最小授業時間数には含まれない自由選択のB言語が新たに設定されている。
- 4) 各学年の授業時間数では、第4－第6学年の授業時間数が増加し、第3、第7、第8学年の授業時間数が減少している。

- 5) 授業時間数における学年区分は、現行の教育課程基準においては第1・2学年、第3－5学年、第6－9学年という区分が主であったが、新たな教育課程基準では第1・2学年、第3－6学年、第7－第9学年という、伝統的な区分に戻っている。
- 6) 授業時間数の配分においても、学年別の配分に関する規定が以前より強化されている。

以上のことから、授業時数配分については国の基準がより詳細なものになるなど、その関与が増大している。こうした傾向は、教育課程基準以外についても見られ、学級規模に関する国の規定の再導入についての議論などが進められている。

表2：授業時数配分に関する国の基準（新）

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	合計
母語	14		18			10				42
A言語 9					7				16
B言語 2					4				6
算数・数学	6		15			11				32
環境	4		10							31
生物・地理						7				
物理・化学						7				
健康教育						3				
宗教／倫理	2		5			3				10
歴史・社会 5					7				12
音楽	2		4			2				56
美術	2		5			2				
手工芸	4		5			2				
体育	4		9			7				
家庭科					3				3
芸術系選択科目	6					5				11
進路指導（キャリア教育）					2				2
選択科目	9									9
最小授業時間数	19	19	22	24	25	25	29	29	30	222
自由選択（A言語）					(12)				(12)
自由選択（B言語）					(4)				(4)

※ A言語及びB言語は、母語以外の言語教育に関する科目であり、いずれかに第二公用語を含むことが規定されている。

出典：Valtioneuvoston asetus perusopetuslaissa tarkoitettun opetuksen valtakunnallisista tavoitteista ja perusopetuksen tuntijaosta 422/2012.

3 教育課程の編成にかかる注目すべき話題等

現在は、上記の枠組みを踏まえ、教育課程基準の具体的な中身に関する議論が進められている。新たな教育課程基準は、2016年8月1日より導入される予定である。

(渡邊 あや)

オーストラリア

学校制度の概要

オーストラリアは連邦制を採用しており、憲法規定に基づき、教育に関する事項は各州政府の責任とされている。そのため、学校教育課程基準のみならず、義務教育年限や中等教育開始学年など学校教育制度も各州により異なるという特徴を有してきた。しかしながら、1980年代後半に連邦および各州教育大臣の合意により「国家教育指針」が策定されて以降、国家としての「統一性」は強化されつつある。2008年からはナショナル・カリキュラムの開発も進められ、2013年以降、徐々に実施される運びとなっている。

オーストラリアでは、州により異なるが、1～6もしくは7年生までを初等教育段階、7もしくは8～12年生までを中等教育段階と区分している。しかしながら、教育課程基準に関しては、通常義務教育にあたる1～10年生と中等教育修了の資格認証を伴う11・12年生（後期中等教育段階）という括りで構成されるのが一般的である。この区分は、現在開発中のナショナル・カリキュラムにも該当する。また、近年では、特にリテラシーやニューメラシーの習得をはじめ、その後の教育成果の向上に影響を与えるとの観点から、義務教育課程の教育課程基準に、就学前教育段階を含める傾向がある。

本稿では、ビクトリア州を事例とするが、すでに2013年度からナショナル・カリキュラムへの移行が予定されている英語、算数・数学、歴史、科学の四教科についてはその内容を紹介する。また、教育課程基準の枠組みにかかわる事項についても、最終的にはこちらへ移行するとの前提から、ナショナル・カリキュラムの内容に沿って説明する。

1 教育課程の基準の概要

(1) 教育課程基準の設置主体

オーストラリアでは、教育に関する責任は各州政府にある。しかし、1989年に初めて「国家教育指針」が策定されて以降、主として連邦・各州教育大臣により構成される教育審議会（AEC、MCEETYA、MCEECDYAを経て現在はSCSEEC（Standing Council on School Education and Early Childhood））が、国家教育目標とともにオーストラリアのすべての子どもが学習すべき主要学習領域（Key Learning Area：KLA）を示してきた。各州政府は、この指針に基づき、連邦レベルで策定される教育政策・計画を考慮に入れつつ、州の教育政策・計画を開発・策定する。

各州の学校教育課程基準は、州の政策・計画で示された目標に則って、主にカリキュラム開発、評価および資格付与を担う州政府組織により開発・策定される。各州により名称は異なるが、例えばビクトリア州では、ビクトリア州カリキュラム評価機関（Victorian Curriculum and Assessment Authority：VCAA）がそれに該当する。

また、2008年に労働党が政権を掌握して以降、その公約に掲げられたナショナル・カリキュラムの開発が進められているが、その開発・実施の責任を担っているのは、オーストラリア・カリキュラム評価報告機関（Australian Curriculum, Assessment and Reporting Authority：ACARA）である。先にも言及したとおり、同国では憲法規定による制約から、連邦政府が教育に関する事項に直接関与することはできない。そのため、ナショナル・カ

リキュラムの開発およびナショナル・テストの管理・運営・報告に関する業務を担う連邦組織を新たに設立し、その理事会 (the board) のメンバーに各州教育大臣が任命する者を擁すとの法整備を図ることにより、その実現を果たしている。

(2) 教育課程基準に係わる法令

各州の教育課程基準に係わる法令には、主として「教育法 (Education Act)」と「教育規則 (Education Regulations)」とがある。ビクトリア州では、「教育訓練改革法 2006 (Education and Training Reform Act 2006)」により、VCAA の責任の下、州の教育課程基準が開発されることが規定されている。また、それにより制定された「教育訓練改革規則 2007 (Education and Training Reform Regulations 2007)」では、各学校が教育機関としての登録に際しての必須事項として、学校教育カリキュラムを開発し、その評価を行うべきことが記されている。

一方、現在開発中のナショナル・カリキュラム (the Australian Curriculum:「オーストラリアのカリキュラム」) の根拠とされるのは、現行の国家教育指針「メルボルン宣言」である。この「メルボルン宣言」は、法律・規則ではないが、連邦および各州教育大臣の「合意」により策定されたとの背景から、一定の拘束力を持つものと考えられている。ACARA 設置のための規定を定めた法律 (Australian Curriculum, Assessment and Reporting Authority Act 2008) には、ACARA の機能の一つとして、ナショナル・カリキュラムの開発・実施が掲げられている。現在、「オーストラリアのカリキュラム」の段階的導入が進められており、各州は現行の州学校教育課程基準との調整に従事している。

(3) 教育課程の基準の性格

ビクトリア州では、2005 年以降、各学校が学校教育カリキュラムを開発する際に、「ビクトリア州必須学習スタンダード (Victorian Essential Learning Standards: VELs)」に従うよう求めている。VELs は、①ビクトリア州の保護者およびコミュニティに同州の教育の厳格なスタンダードを示すこと、②校長および教員が児童生徒にこれらのスタンダードを達成させる上で最善のプログラムを考えるよう責任を促すこと、という二つの役割を持つ。つまり、VELs は、ビクトリア州の教育「基準」を示すものであり、すべての児童生徒が身に付けるべき一連の知識・技能を示したものと言えるだろう。

2013 年からは、1 年間の試行期間を経て、英語、算数・数学、歴史、科学の四教科ですでに「オーストラリアのカリキュラム」への移行が予定されている。ビクトリア州では、それに伴い、複数のカリキュラムが併存することによる現場の混乱を防ぐため、VELs に「オーストラリアのカリキュラム」を組み込んだ AusVELs が用意された。「オーストラリアのカリキュラム」も、VELs と同様、教員が何を教え、児童生徒が何を学び、またそれによりどのような成果を得ることが期待されているのかを示すことが目的とされている。

オーストラリアでは、学校教育カリキュラムは、基本的に、各学校が開発・実施するものとされている。そのため、学校教育課程基準は、学校・教員が各学校の教育カリキュラムを開発・実施する際の手引きとなるよう、教員向け資料やモデル校での実践例、教員研修等とあわせて提供されるのが一般的である。また、特にビクトリア州では、「学校全体でのカリキュラム計画 (whole school curriculum plan)」が重視されており、各学校は、その地理的・社会経済的状况を考慮しつつ、児童生徒一人ひとりの発達・成長に即したカリ

キュラムの開発が求められている。

(4) 教育課程の基準の範囲と内容

ア) 基準のねらい(理念)

「オーストラリアのカリキュラム」は、「メルボルン宣言」で掲げられた「学校教育が公正さと卓越性を促進し、すべてのオーストラリア人が成功した学習者、自信に満ちた創造的な個人、活動的で分別のある市民(citizens)になる」ことをねらいとする。

イ) 授業日、授業時数、1単位時間の規定

オーストラリアの初等中等教育機関は、四学期制を採用している。学年は、1月下旬に始まり、12月に終了する。学期・就業日については、州立学校の場合、州教育大臣が定めると規定されている(「教育訓練改革規則2007」)。就業日(School Term Dates)は、州教育省ホームページにて一年分が公開されている。また、「教育訓練改革法2006」と「教育訓練改革規則2007」の規定をもとに、各州立学校に、学校運営のための助言を提供する役割を担っている「学校教育に関する政策・助言の手引き(School Policy and Advisory Guide)」には、1週間の授業時数が少なくとも25時間なければならないと記されている。ただし、1単位時間についての規定は、明文化されていない。

なお、「オーストラリアのカリキュラム」では、その開発、内容の執筆に際し、参考とすべき学習時間配分の目安が示されている。この時間配分に関連して、低学年のうちはその後の学習の基礎・支えとなるリテラシーやニューメラシーを優先させること、学年が上がるにつれて教科学習に力を入れること、中等教育以後は生徒の興味・関心に応じた選択の幅を広げることには注意が促されている。また、指定時間内に教員が教えられる程度・分量のものであることが原則とされていることから、ナショナル・カリキュラムの各教科で示す内容は、学校の状況や児童生徒の多様性等を考慮し、総授業時間の80%以上を占めるべきではないことも強調されている。この数字は、7・8年生をピークに上昇するが、9・10年生では、生徒の進路選択に即した学習を可能にするため、さらに減らされるべきだと考えられている。

ウ) 教科等の種類と学年配置

AusVELSは、相互に関連した三つの中心的学習領域(strand)をその構造に持つ。これら三領域は、さらにそれぞれの関連教科(domain)を内包する。それぞれの教科では、スタンダードが設定される項目が示され、レベルごとにその内容が提示される。学校および教員は、児童生徒にこれらのスタンダードを達成させることを目指し、各学校の教育カリキュラムを開発する。各レベルは、いわゆる学年に対応していると想定されているが、児童生徒の能力や学習の進捗状況等に応じ、柔軟に解釈すべきことも記されている。AusVELSのうち、英語、算数・数学、歴史、科学の四教科はすでに「オーストラリアのカリキュラム」への移行が予定されており、すでにそれらの内容が反映されている。表1は、AusVELSの構造とその内容を示したものである。

表1 AusVELS で示される各教科 (domain) と「スタンダード」の設定

AusVELS レベル (F は Foundation)	F	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
一般的な学年	F	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
身体的・個人的・社会的学習											
シヴィックス・シティズンシップ教育 ・市民としての知識と理解 ・コミュニティへの参加	○	○	○	●		●		●		●	
健康と身体学習 ・運動 ・健康に関する知識とその増進	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
対人関係の発達 ・社会関係の構築 ・チームでの協働	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
個別学習 ・自立した学習者 ・個人での学習管理	○	○	○	●		●		●		●	
教科ごとの学習											
芸術 (Arts) ・創造と製造 (creating and making) ・探求と応答 (exploring and responding)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
英語 (AC) ・読む・眺める ・書く ・話す・聞く	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
人文科学 ・人文科学に関する知識と理解 ・人文科学を操るスキル	○	○	○	●	●						
人文科学－経済学 ・経済的な知識と理解 ・経済的な説明と解釈						●	●	●	●	●	●
人文科学－地理学 ・地理学に関する知識と理解 ・地理学を操るスキル						●	●	●	●	●	●
人文科学－歴史 (AC) ・歴史に関する知識と理解 ・歴史に関するスキル	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
言語 (Pathway 1, 2 が存在) ・英語以外の言語でのコミュニケーション ・異文化理解に関する知識と言語認識	○	○	○	○	○	●	●	●	●	●	●
数学 (AC)											

・数字と代数 ・測量と幾何 ・統計と確率	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
理科 (AC) ・科学的な理解 ・人類のたゆまぬ努力としての科学 ・科学的調査スキル	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
教科の枠を超えた学習											
コミュニケーション ・読む・眺める・答える ・発表する	○	○	○	○	○	●		●		●	
デザイン・創造性・科学技術 ・調査とデザイン ・創造 ・分析と評価	○	○	○	●		●		●		●	
ICT ・視覚的思考のための ICT ・創造のための ICT ・コミュニケーションのための ICT	○	●	●	●		●		●		●	
思考法 ・説明・分析・調査 ・創造性 ・省察・評価・メタ認知	○	○	○	●		●		●		●	

※これらはスタンダードの提示であり、必ずしも各学年で提供される教科を示すものではない
表中 (AC) は「オーストラリアのカリキュラム」を示す

- …当該レベルのラーニング・フォーカスおよびスタンダードが明確に設定
- …ラーニング・フォーカスに基づき、次のレベルのスタンダードに向けての学習が想定
- …スタンダードは設定されていないもののラーニング・フォーカスは提示

出所：AusVELS ウェブサイト (<http://ausvels.vcaa.vic.edu.au/>) より筆者作成

なお、「オーストラリアのカリキュラム」は、教科に基づいた学習領域 (discipline-based learning areas)、汎用的能力 (general capabilities)、領域横断的な優先事項 (cross-curriculum priorities) の三つの領域から構成される。「汎用的能力」は、学習領域をまたがって開発・応用される必要のある知識、スキル、行動および態度を示したものであり、具体的には、リテラシー、ニューメラシー、ICT 技能、批判的・創造的思考力、倫理的行動、異文化理解、個人的・社会的能力の七つの知識、スキル等が含まれる。また、「領域横断的な優先事項」には、すべてのオーストラリア人が学習すべき現代的課題として、アボリジナルおよびトレス海峡島嶼民の歴史と文化、アジアおよびアジアとのかかわり、持続可能性の三つが含まれている。AusVELS では、「領域横断的な優先事項」の内容はすでにその構造に組み込まれているが、「汎用的能力」については、未だ ACARA での作業が

完了していないこと、VELS ではすでに「身体的・個人的・社会的学習」が導入されており、理念的にそれらで代替可能だと考えられることを理由に、導入されていない。

エ) 各教科等の目標、内容等の示し方

AusVELS では、各教科は、レベルごとに、相互に関連するラーニング・フォーカス (learning focus) とスタンダードという二つの要素により示される。ラーニング・フォーカスは、その名のとおり、児童生徒が焦点を当てるべき学習を説明したものであり、望ましい学習経験を示すものである。教員は、これらの記述をもとに、関連する教授・学習活動を組み立てる。一方、スタンダードは、児童生徒が各学習段階で知るべき、またできるようになるべき事項を規定したものである。各領域で児童生徒の学習成果を評価・報告するためのスタンダードは、上記表 1 に示したように、学年別に設定されている。しかし、これらはいくまでも評価・報告を目的としたものであり、教員は必要に応じて、ラーニング・フォーカスを活用し、それらのスタンダードを達成する上で必要な学習を、スタンダードの設定されている学年の前・後に組み込む等、教育活動を工夫することが求められる。

なお、「オーストラリアのカリキュラム」で扱われる四領域については、その構造にあわせ、ラーニング・フォーカスを「内容に関する説明 (content description)」、スタンダードを「達成スタンダード (achievement standards)」という表現で示している。AusVELS も「オーストラリアのカリキュラム」もウェブを基盤としたカリキュラム (電子媒体のみでの配信) であり、教科 (および領域)、レベルのどちらからも表示可能な点は共通する。

オ) その他

AusVELS には、英語以外の言語を母語もしくは第一言語とする子ども達に対する「移行措置的な」スタンダードを示したものと、障がいを持った子ども達に対する個別対応の必要性をまとめたものが、附属の手引き書として発行されている。

(5) 改訂の周期と最新の改訂年次

各州における教育課程基準の改訂の周期は特に決まっていない。近年は、ナショナル・カリキュラムの導入等、連邦政府の政策動向の影響により改訂を促される傾向が強い。ビクトリア州の教育課程基準の最新の改訂年次は 2005 年 (VELS 施行)、2007 年 (一部改訂) および 2013 年 (AusVELS として改訂) である。

(6) 日本と比較した特色

日本と異なるオーストラリアの特色は、主として、①カリキュラム開発の主体があくまでも学校・教員にあるため、教育課程基準が教員向け資料やモデル校での実践例、教員研修等とあわせて提供されていること、②近年ではそれらの蓄積および活用を容易にするため電子媒体のみでの配信を行っていること、③教科の枠を超えて身に付けるべき「汎用的能力」(AusVELS では「身体的・個人的・社会的学習」) の育成が重視されており、「オーストラリアのカリキュラム」はそれを軸にも教育課程基準が表示できること、があげられる。

(7) 近年の教育課程の基準にかかわる動き

オーストラリアでは 2008 年から、ナショナル・カリキュラムの開発・実施が段階的に

進められている。2013年には第一段階として、英語、算数・数学、歴史、科学の四教科が、一年間の試行期間を経て、各州で導入・実施される。その後、第二段階として地理、言語、芸術の三教科が、さらに第三段階として保健体育、シティズンシップ教育、経済とビジネス、科学技術および後期中等教育のカリキュラムが随時開発・導入される予定である。

2 基準の改訂と普及について

(1) 基準の改訂の手続き、方法

各州における教育課程基準の改訂は、通常、教育大臣の要請を受け、主にカリキュラム開発、評価および資格付与を担う州政府組織の主導で行われる。ビクトリア州の場合、教育課程基準の改訂は、州教育大臣の委託により、VCAAが行うことと規定されている。また、改訂の手続きには一般的に、①現行カリキュラムの内容・実施状況等に関する調査、②教育専門家による協議、③幅広い関係者を含む協議、④新教育課程基準の試行および検証が含まれる。

現在開発中の「オーストラリアのカリキュラム」は、ACARAの主導の下、①カリキュラムの形成 (shaping)、②カリキュラムの執筆 (writing)、③実施のための準備、④カリキュラムのチェック、評価および省察という段階を経る。カリキュラムの形成および執筆に際しては、専門家および各州関係者はもちろんのこと、学校や教員、児童生徒、保護者、コミュニティの構成員等との、幅広い協議 (consultation) の場が用意される。また、完成したカリキュラムは、実施に移される前に、ACARAの理事会にて検討される。

(2) 基準の普及の方法

ナショナル・カリキュラムである「オーストラリアのカリキュラム」も、その実施および実施に際しての支援の提供についての責任は、各州政府にある。ACARAも、説明会の実施や各州間の調整、教材の開発等で支援は提供するが、州教育課程基準の改訂をはじめ教材開発、教員研修等は、基本的に各州教育省等、州政府の主導で行われる。通常、一定の試行期間が（場合によっては抽出校のみ）とられた後、本格実施に移行する。

3 教育課程の評価の方法

「オーストラリアのカリキュラム」の評価は、ACARAの理事会に提出される年報にて随時報告されることになっている。ACARAでは今後、「オーストラリアのカリキュラム」について、各州がそれらの情報を集めやすいように、リサーチ・クエスチョンを含む評価のためのフレームワークを開発・提供する予定である。

4 児童生徒の学習の評価

(1) 基準設定の主体・方法

VCAAをはじめとする州政府組織が、カリキュラム開発とともに、評価および資格付与の一連の業務に責任を持つ。ビクトリア州では、AusVELSで示された各教科 (domain) のスタンダードに照らして、児童生徒の実際の学習方法を反映した評価を行うことが奨励されている。ただし、ナショナル・カリキュラムの導入に伴い、基準設定の主体は変わることはなくても、連邦政府・国の意向・影響を多分に受けざるを得ないことは間違いない。

また、全国学力調査の対象とされる各学習領域は、ベンチマークやスタンダードといっ

た、連邦レベル（MCEECDYA の成果の測定と報告のためのタスクフォース（Performance Measurement and Reporting Taskforce : PMRT）で開発・策定された指標に基づき学習成果の測定が行われている。

（２）評価方法の種類・評価の内容

AusVELS では、先に言及したように、就学前教育段階から 10 年生までの間に、各教科（domain）で達成すべき知識・技能等が、レベル別にスタンダードで示されている。教員は、児童生徒が当該学年のスタンダードを達成できるよう、個々の児童生徒に配慮した実践および評価を組み立てる必要がある。

また、リテラシー、ニューメラシーについては、毎年、3・5・7・9 年生のすべての児童生徒を対象に全国共通テスト（National Assessment Program on Literacy and Numeracy : NAPLAN）が実施されている。ビクトリア州でも、これとは別に、就学前教育段階から 2 年生までは、その後の教育に必要な最低限の基準（ベンチマーク）に照らした読解テストが義務付けられている。これらのテストによる評価は、教室活動における評価と同じく目標準拠評価ではあるものの、一律の基準で評価される点で違いがある。

（３）評価の結果と課程の修了との関連

AusVELS および「オーストラリアのカリキュラム」では、教育課程基準が就学前～10 年生を対象としたものと 11・12 年生（後期中等教育段階）を対象としたものとに区分されている。10 年生までの教育は、その後の教育の基礎を構築するものであり、教育内容には連続性がある。しかし、10 年生までの評価結果と中等教育修了資格には、特別な関係はない。

（４）学習の記録の様式の設定主体

各州の教育の実施に責任を持つ州教育省にある。なお、学校全体の成果は、一定期間、ウェブサイト上での公開が義務づけられている（「教育訓練改革規則 2007」）。

（５）保護者への通知方法

各州政府は、児童生徒が学習した領域について、A～E までの 5 段階で児童生徒・保護者に通知することを求められている。これらの成績は、全国学力調査の結果とともに、通知票（student report card）に記載される。また、これらの評価に加え、学習領域ごとの教員の総評、さらにビクトリア州では、児童生徒のコメントも加えられ、児童生徒自身および保護者がその後の学習改善に役立てられるよう、工夫が為されている。

各学校における評価自体は目標準拠で行われるが、児童生徒および保護者が、自身（もしくは子ども）の学習成果を、全国・州・学校の同学年集団のなかで客観的に把握することができ、かつ学校教育全体を通してその伸びを確認することができるよう、集団準拠の視点も重視されている。そのため、通知票には、その子どもが在籍するクラスや学校での平均成績が記載されるとともに、全国学力調査の結果については、州平均および全国平均が併記されるよう、注意が促されている。なお、通知票は年 2 回、保護者に通知され、それに基づく面接の実施も学校の義務とされている（「教育訓練改革規則 2007」）。

（青木 麻衣子）

【引用・主要参考文献】

- Australian Curriculum, Assessment and Reporting Authority (ACARA), The Australian Curriculum, Version 2.0 dated Monday October 2011.
 - ACARA, *Curriculum Design Paper Version 3*, March 2012.
 - ACARA, *Curriculum Development Process Version 6*, April 2012.
 - ACARA, *National Standards for Student Attendance Data Reporting*, December 2012.
 - ACARA, *The Shape of the Australian Curriculum*, May 2009.
 - ACARA, *The Shape of the Australian Curriculum Version 2.0*, December 2010.
 - ACARA, *The Shape of the Australian Curriculum Version 3.0*, October 2011.
 - VCAA, *Victorian Essential Learning Standards: Overview*, VCAA, 2005 (updated 2007).
 - ACARA ウェブサイト (<http://www.acara.edu.au/default.asp>, 2013年1月6日アクセス確認)
 - AusVELS ウェブサイト (<http://ausvels.vcaa.vic.edu.au/>, 2013年1月6日アクセス確認)
- ※なお、法律・規則は、オーストラリア政府 ComLaw ウェブサイトより (<http://www.comlaw.gov.au/comlaw/comlaw.nsf/sh/homepage>) 検索、ダウンロード可能

シンガポール

1 教育課程の基準の概要

(1) 教育課程の基準設定の主体

教育課程の基準となるシラバス (syllabus) は、国・教育省 (Ministry of Education) が策定・発行する。教育省の WEB サイトでは、各教科のシラバスをダウンロードできるほか、検定を受けた教科書のリストも閲覧できる。

1997 年に「学校区」(school cluster) 制が導入され、全国の小中学校、ジュニア・カレッジ (JC)、中央教育学院 (Centralised institute) は東西南北に各 7 区、計 28 の学校区に属することとなった。教育省は校長職経験者から「区教育長」(Cluster Superintendent) を任命し、政府立校 (Government School)、政府補助立校 (Government Aided School) の人事管理、予算運用、シラバスの履行や成績状況の監督・指導、使用する教科書・教材の決定、学校評価や教員評価、現職研修、教材や施設・設備等の共同管理・運用などの権限を与えている。

(2) 教育課程の基準に係わる法令

1957 年制定の「教育法」(Education Act) で、教育行政、学校種や名称使用、学校経営、教員人事・管理、学校評価などに関する事項が定められており、教育大臣より任命された教育長官 (Director-General of Education) にこれらの許認可権が与えられている。直近の同法改正は 2009 年。

2000 年には「義務教育法」(Compulsory Education Act) が定められ、初等教育 6 年間で義務教育に位置づけられた。同法の成立にあたり、イスラーム宗教学校等の私立学校やホームスクーラーに対しても、言語教育、国民意識教育 (National Education) などの教育内容が課せられ、一定水準以上の成績が求められることとなった。直近の同法改正は 2001 年。

(3) 教育課程の基準の性格

政府立校や政府補助立校は、シラバスの基準に従って教育課程を編成する。各教科用シラバスは、各教科の目的や改正のポイント、学年ごとの学習目標や教育内容、教授法、評価の方法などを詳説している。

1997 年に教育省は「教育到達目標」(Desired Outcome of Education) を定め、初等教育や前期・後期中等教育など教育段階ごとに修得すべき能力・資質を明示した。また、2009 年に示された新しい「教育到達目標」においては、公教育全体を通じて養うべき市民像を下記のようにまとめている。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 自信のある個人 (Confident person) … 善悪への強い意識、応用力と回復力、己を知る、洞察に基づく判断力、自立的・批判的な思考力、効果的なコミュニケーション・ 自立した学習者 (Self-directed learner) … 自己学習に対する責任感、学習時における疑問心・省察力・忍耐力 |
|---|

- ・ 行動する貢献者 (Active contributor) …チームの一員としての活動、イニシアチブの発揮、リスク判断力、革新力、卓越した結果を求める努力心
- ・ 思いやりのある市民 (Concerned citizen) …シンガポールへの愛着心、強い市民意識、情報収集力、自分を取り巻く他者の生活を改善しようと積極的に活動する

同国は課程主義を採っており、修了にあたっては、小学校では「小学校卒業試験」(Primary School Leaving Examination: PSLE)、中等教育段階以上では「普通教育修了資格」(General Certificate of Education: GCE) の各レベル試験を受験し、一定の要件基準をパスしなければならない。PSLE で不合格の場合には 14 歳までは小学校での再学習が可能である。2010 年数値で、小学校での原級留置率は 4.6%、中学校への進学中途退者率は 0.1% である。

なお、GCE 試験は公立校在学学生だけでなく、前述のイスラーム宗教学校の在学学生やホームスクーラーも個人申請で受験できる。このため義務教育である小学校とは異なり、中学校や JC に在籍せずとも、GCE 受験によりこれに相当する修了資格を得て、上級校に進学することも可能である。

(4) 教育課程の基準の範囲と内容

ア) 基準のねらい

2010 年 3 月に発表された「カリキュラム 2015」(Curriculum 2015: C2015) では前述の教育到達目標 (図内隅) とともに、21 世紀に求められるコンピテンシーとその養成に向けた教育課程のフレームワークを下図のように示している。

- ・ 中核的価値 (Core Values) (図中央) … 自他の尊重 (Respect)、責任感 (Responsibility)、誠実さ (Integrity)、思いやり (Care)、克服力 (Resilience)、協調性 (Harmony)
- ・ 社会的・情動的コンピテンシー (Social and Emotional Competencies) (図内周) …自己認知、自己管理、社会認知、関係形成、責任ある意志決定
- ・ 21 世紀型コンピテンシー (図外周) …市民的リテラシー・グローバル認識・文化越境技能、批判的・独創的思考力、情報コミュニケーション技能



2012～2014 年の間に行われるカリキュラムの改訂では、数学、理科といった中核教科の学力水準を維持しつつ、C2015 が示した価値観や 21 世紀型のコンピテンシーを各教科等の教育活動で育成することを目指している。

また、現行の教育課程に影響を与えた、これまでの中長期的な教育目標、教育課程の構成方針、教授にあたっての指導原理などを謳った政策文書としては下記を挙げることで

きる。

- ・「考える学校、学ぶ国家」(Thinking School, Learning Nation: TSLN) (1997)
- ・「革新・創業精神」(Innovation and Enterprise: I&E) (2003)
- ・「少なく教え、多く学ぶ」(Teach Less, Learn More: TLLM) (2004)

イ) 授業日、授業時数、1 単位時間の規定

学期ごとの授業の開始日や終了日、祝祭日や長期休暇などの学校暦は全国一律であり、教育省が決定し通知する。下表は 2013 年度の小中学校の学校暦である。

学期	期	設定期間	2013 年度の日程
第 1 学期	第 1 期	10 週間	1 月 2 日 (水) ~ 3 月 15 日 (金)
	期間休暇	1 週間	3 月 16 日 (土) ~ 3 月 24 日 (日)
	第 2 期	10 週間	3 月 25 日 (月) ~ 5 月 31 日 (金)
学期間休暇		4 週間	6 月 1 日 (土) ~ 6 月 30 日 (日)
第 2 学期	第 3 期	10 週間	7 月 1 日 (月) ~ 9 月 6 日 (金)
	期間休暇	1 週間	9 月 7 日 (土) ~ 9 月 15 日 (日)
	第 4 期	10 週間	9 月 16 日 (月) ~ 11 月 15 日 (金)
年度末休暇		6 週間	11 月 16 日 (土) ~ 12 月 31 日 (火)

1 月上旬に新年度が始まる 2 学期 (semester) 制で、各学期は 10 週間ずつの 2 つの期 (term) に分けられ、年間授業週数は 40 週である。休暇は、各期の間には 1 週間、1 学期の終了後に 4 週間、年度末に 6 週間設けられる。期末試験は 5 月と 10 月、中間試験は期の終わりの 3 月と 8 月に実施される。

小学校は従来、午前組と午後組に分かれた半日制 (double-session) であったが、教育省は 2004 年から正課併行活動 (Co-Curricular Activities: CCA) の充実を図るために、先行して中高学年の全日制 (single-session) への移行を進めてきた。2013 年度現在、①全学年半日制 1.6% (3 校)、②1-2 学年が半日制で 3-6 学年が全日制 34.8% (65 校)、③全学年全日制 63.6% (119 校) である。教育省は全人教育の充実に向けて、2016 年までに全て小学校を一部制に移行させる予定である。

1 単位時間は、小学校は 30 分、中学校では 35-40 分である。CCA を除いた、1 日の授業時数は原則 10 時限である。つまり、小学校の場合は、10 時限×30 分で 1 日の授業時間は 5 時間となる。実際に授業を運用するにあたっては、言語や数学などの中核教科は 2 コマ連続で設定されている場合が多い。

しかし、小学校では一部制への移行にともない、授業時間を 30 分から 45 分に延長したり、CCA 等の時間を確保するために学校の教育活動時間を延長したりするなどの措置も執られ始めている。

ウ) 教科等の種類と学年配置

①小学校（6年間）

<p>【基礎段階】（1－4年）</p> <p>英語、民族母語（華語、マレー語、タミル語から選択）、数学、理科（3年次より）、公民・道徳教育、美術、音楽、保健、社会、体育。各教科の授業時数は、4年間を平均して、英語 32%、民族語 26%、数学 22%、その他 20%（英語・民族母語・数学で全時数の80%）となるように配分</p>
<p>【オリエンテーション段階】（5・6年）</p> <p>上記基礎段階の科目のうち、英語、数学、理科については、標準（standard）と基礎（foundation）の2つから選択して履修。また民族母語では、上級（higher）・標準（standard）・基礎（foundation）の3段階から選択して履修。</p>
<p>【非試験必修科目・諸活動】 公民・道徳教育、体育、CCA、生活・進路指導、国民意識教育、プロジェクト・ワーク、社会性と情動の学習（Social Emotional Learning :SEL）</p>

②中学校「快速（Express）」コース（4年間）

<p>【言語科目】</p> <p>英語、民族母語（標準／上級／基礎から選択）、第三言語（フランス語、ドイツ語、日本語、マレー語、中国語から選択）。第三言語のうち、フランス語・ドイツ語・日本語の外国語の履修は、PSLE 成績上位 10%以内で、外国語に優れた能力を有する生徒が対象。なお、インド系生徒はタミル語以外に、ヒンディ語、ベンガリ語、グジャラティ語、パンジャビ語、ウルドゥ語も選択可</p>
<p>【人文・芸術科目】</p> <p>（1・2年次）地理、歴史、英文学、美術、音楽</p> <p>（3・4年次）人文総合（歴史・地理・文学・社会）のほか、選択科目（地理、歴史、英文学、中国文学、マレー文学、タミル文学、美術・デザイン、音楽、上級美術、上級音楽）から2～4科目を履修</p>
<p>【数理科目】</p> <p>（1・2年次）数学、理科、デザイン・工学、家政</p> <p>（3・4年次）数学のほか、選択科目（応用数学、生物、化学、物理、総合理科、デザイン・工学、食品・栄養、会計原理）から2～4科目を履修</p>
<p>【非試験必修科目】 公民・道徳教育、CCA、コミュニティ参加プログラム（Community Involvement Programme: CIP）、生活・進路指導、国民意識教育、体育、プロジェクト・ワーク</p>

③中学校「普通（学術）（Normal（Academic）」コース（5年間）

<p>【言語科目】</p> <p>英語、民族母語（標準／上級／基礎から選択）、第三言語（マレー語、中国語から選択）</p>
<p>【人文・芸術科目】</p> <p>（1・2年次）地理、歴史、英文学、美術、音楽</p> <p>（3・4年次）人文総合（歴史・地理・文学・社会）のほか、選択科目（地理、歴史、英</p>

文学、中国文学、美術・デザイン、オフィス事務) から2～4科目を履修
【数理科目】 (1・2年次) 数学、理科、デザイン・工学、家政 (3・4年次) 数学のほか、選択科目(応用数学、総合理科、デザイン・工学、食品・栄養、コンピュータ実用、会計原理) から2～4科目を履修
【非試験必修科目】 公民・道徳教育、CCA、CIP、生活・進路指導、国民意識教育、体育、プロジェクト・ワーク

④中学校「普通(技術)(Normal (Technical))」コース(4年間)

【言語科目】 英語、民族母語(基礎)
【人文・芸術科目】 (1・2年次) 社会、美術、音楽 (3・4年次) 選択科目(美術・デザイン、オフィス事務) から1～3科目を履修。
【数理科目】 (1・2年次) 数学、理科、コンピュータ応用、技術、家政 (3・4年次) 数学とコンピュータ実用のほか、選択科目(理科、技術、食品・栄養) から1～3科目を履修。
【非試験必修科目】 公民・道徳教育、CCA、CIP、生活・進路指導、国民意識教育、体育、プロジェクト・ワーク

エ) 各教科等の目標、内容等の示し方

シラバスの記述は教科によって異なる部分はあるものの、概ね、目的や改正のポイント、構成原理(フレームワークやコンセプト)、学年ごとの学習目標や内容、教授法、評価方法の順で記されている。

学年区分については、英語のシラバスは小学校6年間と中学校4～5年間を接続して、speaking や listening などの習得項目別に学年をまたいで柔軟に構成されている。他の教科では、1学年ごと(数学、社会、地理など)、2学年ごと(華語、理科、美術、体育など)、3学年ごと(公民・道徳教育、保健など)の区分で、学習目標や内容が示されている。

オ) その他

第3次(2009-2014)「教育ICTマスタープラン」(Masterplan 3 for ICT in Education)が進行中である。同プランでは、第1次(1997-2002)、第2次(2003-2008)の成果を引き継ぎ、①自己学習能力の強化、②個々の生徒に合わせた学習内容の提供、③学習活動の深化・応用への活用、④どこでもICTで学べる環境の構築を目標に掲げている。具体的には、①ICTを中核に位置づけた学習活動や評価法のさらなる普及・促進、②ICT専門教員(specialist teacher)の育成、③専門教員やネットワークを通じて、FutureSchool@Singapore や LEAD ICT@School などの実験校の先進的な教授法や教材を共有、④全ての学校をギガビット・ネットワークで接続し、児童・生徒に無線接続型PDAを配布といった方針を立てている。

(5) 改訂の周期と最新の改訂年次

シラバスの改訂周期は教科によって異なるが、言語科目や数学、理科などの主要教科は概ね5年ごとに改訂されてきた。教育省がWEB上で公開する各教科シラバスの最新の改訂年次は下記の通りである。

ア. 小学校…英語(2010)、英語(基礎)(2010)、華語(2007)、マレー語(2008)、タミル語(2008)、数学(2007)、理科(2008)、公民・道徳教育(2007)、美術(2009)、音楽(2008)、保健(2007)、社会(2012)、体育(2006)

イ. 中学校

【言語科目】英語(2010-快速コース/普通・学術)、英語(2010-普通・技術)、華語(2011)、マレー語(2011)、タミル語(2011)

【人文・芸術科目】地理(1・2年)(2006)、歴史(1・2年)(2006)、英文学(2013)、英文学(1・2年)(2007)、美術(1・2年)(2009)、音楽(2008)、中国文学(2006)、マレー文学(2008)、タミル文学(2008)、社会(1・2年-普通・技術)(2005)

【理数科目】数学(2007)、理科(1・2年-快速/普通・学術)(2008)、理科(1・2年-普通・技術)(2008)、デザイン・工学(1・2年-特別/快速/普通・学術)(2007)、デザイン・工学(1・2年-普通・技術)、家政(1・2年)(2008)、コンピュータ・アプリケーション(1・2年)(2007)、技術(1・2年-普通・技術)(2001)

【非試験必修科目】公民・道徳教育(2007)、体育(2006)、

ウ. 大学準備教育

【言語科目】華語(2012)、華語・中国文学(2006)、マレー語(2006)、中国研究(2007)

【人文・芸術科目】演劇(2006)

【非試験必修科目】公民(2007)・体育(2006)

(6) 日本と比較した特色

①小学校高学年で言語科目が習熟度別コースに、また中学校は学力別クラスに分けられることから、同一学年や同一教科であっても、コースやクラスによって教育課程の水準や内容(教科書)が異なっている。

②後述の通り、国家試験である初等教育段階のPSLE、中等教育段階でのGCE試験を通じて、教育省が全ての児童・生徒の学力データを常時把握し、精度の高い学力動向分析を行っている。

③第1次(1997-2002)教育ICTマスタープランの段階で、全ての学校で授業時間の30%でICTを利用するという目標を掲げ、現在では全国の学校、全ての教科でICTを利用した授業が普及している。教育省のWEBサイトには検定済のネットワーク活用型のインタラクティブ教科書(“i-Text”)のリストも掲示されている。

④公民・道徳教育のほか、国民意識教育の時間が設けられ、自国の近現代史を学び、愛国心を涵養する体験型・課題発見型の教育活動が展開されている。

(7) 近年の教育課程の基準にかかわる動き

ア) 小学校高学年におけるコース制の変更(能力別から教科学力別への再編)(2004年)

以前、小学校では4年終了時に振り分け試験（英語、民族語、算数、理科の4教科）が行われ、5・6年は学力別に3つのクラス（EM1/EM2/EM3）に分かれていた。EM1とEM2の児童は英語、算数、理科は同じ内容を学ぶが、民族語ではEM1は上級、EM2が中級となり教科書も異なっていた。またEM3の児童は、英語は同じだが、民族語、算数、理科は生活実践的な基礎レベルの内容を学んでいた。

2004年に教育省はEM1とEM2を統合し、08年にはEM3を廃止した。振り分け試験も各校が独自に問題を策定して、実施時期も自由に設定して良いことになった。これ以降、各校では教科別に学習集団が構成（subject-based banding）され、5・6年児童は通常クラスに在籍したまま、教科ごとに標準や基礎の各コース（民族語には上級コースも用意）を選択・履修している。

イ) 特色ある学校プログラム（Programme for School-Based Excellence and Niche Programme）の導入（2005年）

2005年から教育省は、各校が多彩なプログラムを提供し、特色ある活動を積極的に展開することを目指して、小学校に「学校を基盤とした卓越プログラム」（Programme for School-Based Excellence）制、中学校に「特色あるプログラム」（Niche Programme）制を導入した。教育省はチームワークや責任感、創造力の育成、スポーツや芸術などの分野で成果を挙げた小中学校を同プログラムの実践校として認定し、特別補助金を提供している。教育省は2012年までに、全ての小中学校の半数が認定を受けることができるように指導を行っている。

ウ) 芸術強化プログラム（Enhanced Art Programme: EAP）と音楽強化プログラム（Enhanced Music Programme: EMP）の導入（2011年）

2011年から教育省は、より高度な芸術・音楽プログラムを提供する中学校について、EAP/EMP校としての認定を開始した。認定を受けた学校は教育省から開設補助金の提供や1名の加配教員措置を受け、中学3・4年生を対象に、GCE-普通（Ordinary: 0）レベル試験で上級美術資格や上級音楽資格を取得できるように、美術・音楽カリキュラムの充実や芸術的校風の構築を図っている。

エ) 民族母語の教授・学習・評価に関する改革（2011年）

2010年に設置された「民族母語教育検討委員会」（Mother Tongue Language Review Committee）は翌11年に『行動的学習者と言語熟練者の育成のために』（*Nurturing Active Learners and Proficient Users*）と題する報告書をまとめた。同報告書では、社会全体の英語化が進展する中、二言語教育における民族母語（華語・マレー語・タミル語）の学力を維持するために、多様な子どもたちの生活・言語環境に合わせて、実生活の経験に根ざした授業内容や活動的で双方向的な教授法を普及することが重要であると結論づけた。これにともない、2013～2016年の間にGCEの各レベル試験、2017年にはPSLEに改良が加えられる予定である。例えば、辞書や電子辞書を用いてe-mailの返信文をキーボードで入力・作成する、口述試験ではビデオ映像を視聴した上で会話内容を要約するといった新しい試験方法が検討されている。

2 基準の改定と普及について

(1) 基準の改訂の手続き、方法

各教科のシラバスの改訂、生徒指導やCCA等の指針の策定は、教育省の「カリキュラム計画・開発局」(Curriculum Planning and Development Division)や「人間性開発局」(Student Development Curriculum Division)が担当する。また「カリキュラム政策室」(Curriculum Policy Office)は国立教育学院(National Institute of Education: NIE)やシンガポール試験・評価局(Singapore Examinations and Assessment Board)と連携して調査・研究を進め、カリキュラムの見直しや中長期的なカリキュラム計画の立案を行う。新たな教育方針が決定される際には、現場教員や保護者、企業等の各種団体の代表者も加わった専門の審議会が設けられることが多い。

(2) 基準の普及の方法

審議会方式で検討される場合、校長や副校長、主任教諭などの教員へのインタビュー、保護者や関係団体との協議、各種の公開セミナーの開催、電話・新聞・雑誌・インターネットを用いたパブリック・オピニオンの募集などを重ね、また実験校(pilot school)での試行成果を踏まえて、新しいシラバスの指針が打ち出される。近年設けられた専門委員会の設置年→報告書提出年→実施年の経緯を整理すると下記のようなになる。

- ・「JCと後期中等教育に関する検討委員会」…設立2002年4月→報告書提出2002年10月→2006年度より新カリキュラムを実施
- ・華語カリキュラム・教授法検討委員会…設立2004年2月→報告書提出2004年11月→シラバス改訂2007年
- ・「マレー語・タミル語カリキュラム・教授法検討委員会」…設立2005年1月→報告書提出2005年11月→シラバス改訂2008年
- ・「英語カリキュラム・教授法検討委員会」…設立2005年9月→報告書提出2006年10月→シラバス改訂2010年
- ・「初等教育検討・実施委員会」…設立2008年10月→報告書提出2009年3月→2016年度までに全ての小学校の一部制移行を完了。
- ・「母語教育検討委員会」…設立2010年1月→報告書提出2011年1月→2013年から民族母語に関する各種試験の改革を開始。
- ・「中等教育検討・実施委員会」…設立2009年4月→報告書提出2010年12月→2014年から人間性・市民性教育(Character and Citizenship Education: CCE)を導入

(3) その他

教育課程の達成状況を把握するために、下記のような組織が設けられている。

- ①学校評価局(School Appraisal Branch)…学校の自己評価の分析や外部評価の実施、後述の「学校表彰基本計画」(Masterplan of Awards)の運用を担当している。
- ②学校コクピット・システム管理センター(School Cockpit Administration Centre)…2002年に導入された学校コクピット・システム(School Cockpit System)を運用する。同システムでは、WEBベースで全国の学校教員の授業計画や教材、評価資料が一元的に管理されている。

3 教育課程の評価の方法

(1) 学力調査 (ナショナル・テスト)

①小学校卒業試験 (PSLE) …小学校卒業時に、全ての小学生が英語、民族母語、数学、理科の4教科を受験する。英語、数学、理科については、標準と基礎の2段階、また民族母語では、上級・標準・基礎の3段階から選択する。またインド系児童は、民族母語であるタミル語のほか、ベンガリ語などの少数諸言語も選択できる。

②普通教育修了資格 (GCE) 試験…中等教育段階には、標準 (Normal)、普通 (Ordinary)、上級 (Advanced) の各レベル別の修了試験がある。求められる成績基準は進学希望先の学科や履修コースの要件等による。

これら PSLE と GCE 試験の結果は、学校順位、教科別の動向、成績上位者、成績上位校、民族別の成績状況などといった観点から分析され、教育省の WEB サイトで毎年公開されている。

(2) 教育課程の基準の評価

前述の通り、教育省は中学校 (IP 校は除外) では保護者や生徒が学校選択の指標として活用できるように、GCE-O レベル試験の結果に基づいて、9つの学力別の学校群 (academic band) を 2004 年から公開してきた。

また、教育省は毎年、「学校表彰基本計画」(Masterplan of Awards: MoA) に従い、各領域で秀でた成績を収めた小中学校や JC について、最優秀校賞 (School Excellence Award)、優秀校賞 (School Distinction Award)、ベスト・プラクティス賞 (Best Practice Award)、人格形成優秀賞 (Outstanding Development Award)、継続優秀賞 (Sustained Achievement Award)、パートナー賞 (PARents, Teachers and NEighbourhood Resources in Synergy: PARTNERS) 賞、特別賞 (Special Award) といった形で褒賞してきた。

その上で、これらの学業や非学業の分野で優秀な成績を収めた学校を一覧表形式 (School Achievement Table) にまとめて WEB 上で毎年公開してきた。

しかし 2012 年 9 月、教育省は 2013 年度で、学力別の学校群の公開を停止し、MOA についても学業成績に関連した賞を廃止し、2014 年から下記のように改めることを発表した。

- ・教授・学習ベストプラクティス賞 (Best Practice in Teaching and Learning)
- ・全人教育ベストプラクティス賞 (Best Practice in Student All-Round Development)
- ・職能開発・福利厚生ベストプラクティス賞 (Best Practice in Staff Development and Well Being)
- ・人間性・市民性教育ベストプラクティス賞 (Best Practice in Character and Citizenship Education)
- ・パートナーシップ・ベストプラクティス賞 (Best Practice in Partnership)

4 児童生徒の学習の評価

(1) 基準設定の主体

- ・教育省…通常の授業の評価指針や基準、また後述の「学校修了証」(School Graduation Certificate) の書式を設定する。
- ・シンガポール試験・評価局 (Singapore Examinations and Assessment Board: SEAB) …PSLE や GCE などの国家試験の基準を設定する。

(2) 基準設定の方法

- ・教育省…通常の各教科の評価指針や基準、方法をシラバス改訂で提示する。
- ・SEAB…PSLE や GCE などの国家試験の基準を毎年提示する。

(3) 評価方法の種類

目標準拠評価と集団準拠評価を併用する。例えば、GCE 試験などの国家試験は修了試験であるから、目標準拠型の評価である。またこれまでは日頃の授業の理解度を測る中間試験や期末試験、CCA の競技会などで集団準拠（相対評価）が多用されてきたが、近年は自己評価やピア評価、ポートフォリオ評価、教員による観察といった目標準拠型の評価活動を多角的に取り入れることが勧奨されている。

(4) 評価の内容

(ア) 小学校

- ・小学校 1－3 年…Band 1: 85% and above、Band 2: 70% to 84%、Band 3: 50% to 69%、Band 4: Below 50%
- ・小学校 4－6 年…A*: 91% and above、A: 75% to 90%、B: 60% to 74%、C: 50% to 59%、D: 35% to 49%、E: 20% to 34%、U: Below 20%

(イ) 中学校

- ・A1 (75 点以上)、A2 (70-74)、B3 (65-69)、B4 (60-64)、C5 (55-59)、C6 (50-54)、D7 (45-49)、E8 (40-44)、9 (39 点以下)。
- ・GCE の評点も上記と同じである。
- ・一部の中学校では GPA も採り入れている。

(ウ) 観点別評価

観点別評価は各教科での学習態度や CCA の活動実績、評定は試験成績を基準に示される。観点別評価の基準は、教科の特性によって異なる。例えば理科と華語の観点は下記のようにシラバスで示され、さらに細かな学習目標に分かれている。

- ・理科…①「知識・理解・応用」(Knowledge, Understanding and Application)、②「技術・過程」(Skills and Processes)、③「意欲・態度」(Ethics and Attitude)
- ・華語…①言語能力、②人間性（華語文化への愛着など）、③運用能力

(エ) CCA の評価

CCA の評価基準は、役員歴 (Leadership)、人格形成プログラム参加率 (Enrichment)、代表・受賞歴 (Achievement)、参加率 (Participation)、奉仕活動 (Service) の 5 領域 (LEAPS と呼ばれる) で示され、これらの情報は上級校が入学決定の際に判定資料として利用する。CCA の評点は快速コース等の 4 年コースの場合、A1 (25 以上)、A2 (20-24)、B3 (16-19)、B4 (13-15)、C5 (10-12)、C6 (8-9)、D7 (4-7)、E8 (1-3)、U (0) で示される。普通・技術コース等の 5 年コースの場合、評点は 26 以上が A1 となり、以下の評点も +1 となる。

(5) 評価の結果と課程の修了との関連

前述の通り、中学校以上では平素の授業の成績と課程の修了には関連がない。授業に出席せずとも、GCE 試験で所定の成績を収めれば、これに相当する修了資格を得ることが可能である。

(6) 学習の記録の様式の設定主体

学期末に配布される成績表は“Report Book”と呼ばれる。教育省のコンピュータ・データベースから各教科の成績やCCAなどに関する情報をプリントアウトし担任が署名する。したがって全国同一の様式である。

また、中学校以上では卒業時に、教育長官名で「学校修了証」が発行・配布される。様式は教育省が定めており、①学業成績 (Academic Achievement)、②CCAの成績、③個人記録 (Personal Qualities) の各項目である。学業成績欄にはGCEの各レベル試験の結果、また個人記録欄には人格特性、学習への取り組み、市民意識・社会的責任感、リーダーシップなどが記載される。

(7) 保護者への通知方法

上記(6)の様式を用いて通知される。

4 その他

(1) 就学前教育の扱い

就学前教育段階は義務教育ではない。前述の「教育法」(Education Act)の“学校”の定義に属する幼稚園 (Kindergarten) と、「チャイルド・ケア・センター (Child Care Centres: CCC) 法」に定められたCCCに大別される。教育機関である前者は教育省が、社会福祉機関の后者はコミュニティ開発・青少年・スポーツ省 (Ministry of Community Development, Youth and Sports) が所轄官庁である。

教育省内で就学前教育を担当するのが、教育プログラム局 (Education Programmes Division) の就学前・特殊教育課 (Pre-school & Special Education Branch) に置かれた就学前教育室 (Pre-school Unit) である。Pre-school Unitは、2003年に幼児教育指導用のシラバス「幼稚園カリキュラム・フレームワーク」(“A Framework for a Kindergarten Curriculum in Singapore”)を刊行して、幼児教育の指針や教育課程の構成方法、教授法を示し、2008年にはこれに準拠した「カリキュラム指針」(Kindergarten Curriculum Guide)を策定した。現在、教育省はフレームワークの改訂作業を進めている。

なお、保育者の資格や養成・研修制度に関しては、その質的向上を図るために、2001年に教育省とコミュニティ開発・青少年・スポーツ省が、「就学前教育資格認定委員会」を設置し、幼稚園とCCCの保育者資格・養成制度を統合した。同委員会は両省の担当局長、大学やNIEなどの学識者で構成され、国内の保育者資格や養成・研修のプログラム内容、また海外の養成機関が発行した資格の評価・認定を行う。

2010年11月に教育省は、「シンガポール就学前学校認証フレームワーク」(Singapore Pre-school Accreditation Framework: SPARK)を定め、7つの領域(リーダーシップ、計画・管理、職員管理、資源管理、カリキュラム、教授法・健康、衛生・安全)に関して、申請園の認証作業を進めている。

(2) 必修と選択の問題

小学校では、1-4学年までを基礎段階と位置づけており、選択科目の設定はないが、5学年からは前述の通り、英語、民族母語、数学、理科については、上級 (higher) / 標準 (standard) / 基礎 (foundation) の3段階から選択・履修することになる。

中学校では、1・2学年は必修科目が大部分であるが、3・4年次では成績や進学希望先に応じて、一部の教科を除き、ほとんどの科目を選択科目群の中から選択・履修する。

教育政策全般において、試験結果に基づいて生徒を学力別クラスに配分するなど、“能力志向”（ability-driven）型の教育理念が浸透している。価値教育やCCA、体育などは必修科目であるが、授業科目全体としては選択科目が教育課程の柱として位置づけられている。

（3）中央集権と地方分権の考え方

小国であるから、日本の地方自治体に類する行政組織はない。教育行政は中央政府・教育省が一元的に統括している。

（4）政権交代と教育の影響について

- ・政治状況：1965年の建国（1959年の内政自治権の獲得）以来、政権交代はなく、人民行動党（People's Action Party）が一貫して政権党の座にある。直近の総選挙（2011年5月7日）の結果は、国会議席定数87議席中、PAPが81議席、野党・労働者党（Workers' Party）は6議席であった。野党が建国以来最多の議席数を獲得したものの、近く政権交代が実現する可能性は低い。
- ・経済状況：IMFの発表によれば、2011年度の一人当たりの名目GDPは59,710米ドルで世界3位（同値は米国48,328、日本34,748）で、アジア太平洋圏トップの経済先進国となった。2012年度通年のGDP成長率予測は約1.5%へと見込まれている。
- ・教育への影響：現時点では、政権交代や著しい経済不振といった外部要因によって教育政策が大幅に変更されるといった事態は考えにくい。

【主な参考資料】

- ・各教科のシラバス（教科の目的、学年ごとの学習目標や内容、教授法、評価基準など）は、教育省の該当サイト（<http://www.moe.gov.sg/education/syllabuses/>）を参照。
- ・PSLEやGCE試験の情報は、SEABのWEBサイト（<http://www.seab.gov.sg/>）を参照。

2. 教育課程の編成に関わる情報（シンガポール）

①初等教育検討・実施委員会（Primary Education Review and Implementation Committee : PERI）報告書…設立 2008 年 10 月。報告書提出 2009 年 3 月。主な勧告内容は以下の通り。

①学習内容と教授法の改革…学びの楽しさやプロセスを重視し、探究心や好奇心、自己学習力の育成に重点を置く。数理科や社会科では実験・体験活動を多く取り入れ、教員と生徒との交流を重視した授業を推進する。

（例）「児童のより効果的な学び方」（Strategies for Effective Engagement and Development of Pupils in Primary School : SEED）プログラム の普及・強化

②非学術（Non-Academic）科目の重視…初等 1・2 年に週 2 時間の活動学習プログラム（Programme for Active Learning: PAL）を導入し、初等 3～6 年は PAL と CCA からの選択とする。体育、美術、音楽教諭の増員と研修の強化、補助教員の増員・採用、外部人材や関連企業との連携のための補助金を各校に提供といった施策を図る。

③全人教育に対応した評価制度の導入… 初等 1・2 年では期末試験（相対評価）を用いず、項目別テストや観察評価で、子どもの心身の発達段階を質的に評価（到達度評価）する。

（例）Holistic Development Profile の導入

④二部制から一部制への移行…全人的な教育活動の充実に向けて、2016 年までに全ての政府立校を一部制に移行する。授業開始・終了時間等、学校の活動時間も通学距離などの地域環境に合わせて、各校が独自に設定することを認める。

②中等教育検討・実施委員会（Secondary Education Review and Implementation Committee : SERI）報告書…設立 2009 年 4 月。報告書提出 2010 年 12 月。主な勧告内容は以下の通り。

①生涯学習への準備…教員と生徒との信頼関係を強化し、効果的な生徒指導の充実を図る。より社会性や情動の成長を促すようなキャリア指導を実践する。中学校と後期中等教育機関の連携を図る。

②人間性・市民性・倫理観の育成…「人間性・市民性教育」（Character and Citizenship Education: CCE）と CCA の強化を図る。CCE については国民意識教育、社会性と情動の学習（SEL）、公民・道徳教育を統合し、ガイドラインや教材集を作成する。CCA ではコミュニティ参加プログラム（CIP）やサービス・ラーニングを選択プログラムとして導入する。スポーツ活動や制服活動の活性化を図る。

③後期中等教育進学に向けての学力強化…中学校での英語と数学への学習支援のため、民間教育産業と連携して教材開発を推進し、補助教員（Allied Educator）を増員する。学力別コース間移動の柔軟化を図る。普通・技術コース生徒のやる気を高めるプログラムを導入する。普通・学術コースから後期中等教育機関への入学基準を緩和する。

④中等教育の機会の拡大…O レベル併設・選択型の総合課程（IP）校を設置する。普通・学術コース生徒の GPA を入学基準とした技術教育院（ITE）への直接入学制、優秀な普通・学術コース生徒が在学中からポリテクニクで学ぶ基礎プログラムなどを導入する。また、

普通・技術コース生徒を専門に受け入れる特別校 (N(T) Mark II school) を設置し、同校と ITE との連携を強化する。

- ⑤ICT 学習の促進…スマートフォン、タブレット端末、フェイスブックといった新しい情報機器・サービスの登場に対応した ICT 教育を促進する。子ども同士、また教員と子どもとの間でのネットの活用、ICT を活用した学習法、ICT 利用のマナー教育などを推進する。

3. 教育課程の編成に関わる注目すべき話題 (シンガポール)

①体育・芸術・音楽 (PE・Art・Music: PAM) 教育の強化

全人教育推進の一環として、児童・生徒の創造力や表現力を高め、人間的・文化的・社会的アイデンティティを形成するために、PAM 教育の充実を図る。

具体的には、①全ての小学校に2つの PAM 専用施設 (演劇教室、ダンス・スタジオ、バンド演奏教室、屋内スポーツ・ホールなど) を設置する、②体育教員アカデミー (Physical Education and Sports Teacher Academy: PESTA) や芸術教員アカデミー (Singapore Teachers' Academy for the aRts: STAR) を設立し、体育・芸術教員の職能開発を進める、③現在音楽と美術については一人の教員が兼任しているところを、以後は専任制とする、④体育については、授業時間数を下記のように増やす (小学1・2年 週 1.5 時間→週 2 時間/小学3-6年 週 1.5 時間→週 2.5 時間/ 中学1-4年 週 1 時間→週 2 時間)

②人間性・市民性教育 (Character and Citizenship Education: CCE) の導入

2014 年から小学1・2年と中学全学年で「人間性・市民性教育」(Character and Citizenship Education: CCE) を導入 (小3~6年は2015年から導入) する。新しいシラバスと教科書、教材集 (toolkit) を 2012 年に発行し、小学校では学級担任の指導時間で、また中学校では CCE の時間で活動を行う。

学習内容は、①中核的価値 (Respect, Responsibility, Integrity, Care, Resilience, Harmony)、②思考 (Identity, Relationships, Choices)、③領域 (Self, Family, School, Community, Nation, World) から構成される。例えば、Self-Relationships では「他者との関係に影響を与える自身の認知や管理をどのように行うか」、Identity-World では「グローバル化する世界における“行動する市民”とはどのような意味か」などの設問単元を設定する。学習法として、読み聞かせ、ロールプレイ、体験学習、ディスカッションなどを採り入れ、社会性と情動に関するコンピテンシーや技能を高める。また家庭やコミュニティ、外部リソースとの連携を強化する。

CCE では、キャリア教育 (Education and Career Guidance)、セクシュアリティ教育 (Sexuality Education)、サイバー教育 (Cyber Wellness) も取り扱う。

③セクシュアリティ教育の検討・改訂

2000 年から導入されたセクシュアリティ教育 (Sexuality Education: SEd) については、2009

年から見直しが始まり、2012年に新しい指針やプログラムの詳細が発表された。新しいSEdは2013年度から始まる予定である。

新SEdでは、セクシュアリティに関する身体的、情緒的、社会的、知的、倫理的な側面を取り上げて、全人的なアプローチ（**holistic approach**）による教育が強調されている。新SEdは、小学5年からジュニア・カレッジまでの間実施され、人間性・市民性教育（CCE）、理科、保健、公民・道徳教育の各授業時間内で展開される。

CCEでは、「成長期」（**Growing Years: GY**）プログラムと「エンパワード・ティーン」（**Empowered Teens: eTeens**）プログラムを新たに準備する。GYプログラムは、小5・6向けの「**Curious Minds** パッケージ」、中学低学年向けの「**Teenage Years** パッケージ」、中学高学年向けの「**Sense and Sexuality** パッケージ」、ジュニア・カレッジ向けの「**Love Matter** パッケージ」に分けられ、それぞれの発達段階に合わせた学習内容を用意する。eTeensプログラムでは、教育省と健康促進局（**Health Promotion Board**）が連携し、性感染症やHIVの予防のための教材を開発・頒布する。

なお、多民族・多宗教社会であることに配慮し、保護者にはSEdに関する選択権を与え、SEdプログラムを子どもが受けることを拒否することも認める。

（池田 充裕）

中 国

1 教育課程基準の概要

(1) 教育課程の基準設定の主体

教育課程の基準は国（教育部）が策定している。これを基に、省・自治区・直轄市が地域内の基準を策定する。中国の教育課程の基準は、全体としての編成方針や開設科目・時間配分に関する基準を示す「教学計画」（1992年に「課程計画」に名称変更）と、各教科の目標や内容等の基準を示す「教学大綱」（2001年に「課程標準」に名称変更）からなる。両者とも国が策定している。

(2) 教育課程の基準に係わる法令

ア) 学校種、修業年限、教育課程の基準の設定主体

小学校及びそれに続く初級中学（前期中等教育段階）が義務教育であり、修業年限は9年（教育法第18条、義務教育法第2条）。法律で「就学」の義務が定められており、すべての子どもは学校に入学して教育を受けなければならない（教育法第18条（1995年）、義務教育法第5条（1986年制定、2006年改正））。

教育課程の基準の設定主体は、次のとおり、義務教育法第35条に規定されている。「国务院教育行政部門（教育部）は、教育制度、教育・学習内容、教育課程を確定し、試験制度を改革し、高級中学（後期中等教育段階）の生徒募集方法を改善し、以て資質教育の実施を推進しなければならない。」

イ) 授業日（数）、授業時数、教科等の構成・配当時数

国が定める教育課程の基準である「教学計画」又は「課程計画」において、年間授業日数、授業時数、教科等の構成、配当時数が定められている。

ウ) 各教科等の目標・内容等

国が定める各教科の教育内容の基準である「教学大綱」又は「課程基準」において、各教科の目標・内容等が定められている。

(3) 教育課程の基準の性格

義務教育学校では「国务院教育行政部門が定めた指導的な教育課程の基準と省レベル政府の教育行政部門が定めた教育課程の基準に従って教育活動を行わなければならない。」とされ、教育課程の基準は学校が守るべき基本的方針・基準として示されている（国家教育委員会「義務教育法実施細則」第20条、1992年）。

教育課程の基準の目標・内容から、教育課程の基準は、国が児童生徒に身につけるべき基本的な知識や技能の基準を記したものであるといえる。

(4) 教育課程の基準の範囲と内容

ア) 基準のねらい

教育部が2001年7月に発表した「基礎教育課程改革要綱（試行）」¹⁾によると、現行の同年改訂の教育課程基準の目標は、国民の資質向上のために、創造力と実践能力の育成に重点を置き、児童生徒の一人一人の心身の発達を促すとともに、生涯にわたって学習することができる力を身につけさせること、である。この目標実現に向け、教育課程をいかなる理念のもとで編成し、実践していくかについて、同文書では次のとおり示している。

- ・教育課程については、過度に知識の伝授を重視していた傾向を改め、積極的で主体的な学習態度を養い、基礎的な知識と基礎的な技能を習得させると同時に、学習過程や正しい価値観を養う過程を重視する。
- ・課程の編成については、教科学習中心で、科目が多く、総合性に欠ける現状を改め、九年一貫の教育課程における各科目と授業時間の比率を課程全体として定めるとともに総合科目を設置し、異なる地域や児童生徒の発達の需要に応じて、課程編成の均衡性、総合性、選択性を体现するようにする。
- ・課程の内容については、「難度が高く、煩雑で、バランスを欠き、内容が古い」現状及び書籍の知識を偏重する現状を改め、課程内容と児童生徒の生活及び現代社会と科学技術の発展との結びつきを強化し、児童生徒の学習への興味関心と経験を重視し、生涯学習に必要な基礎的な知識と技能を精選するようにする。
- ・教育実践においては、受け身、丸暗記、機械的な訓練といった現状を改め、児童生徒が主体的に授業に参加し、探求を楽しみ、進んで体を動かすように指導し、児童生徒の情報収集及び情報処理能力を養い、新しい知識の獲得能力、問題分析能力、問題解決能力、コミュニケーション能力及び協力の能力を養う。
- ・課程評価については、選別と選抜の効果を強調しすぎるような評価を改め、評価によって児童生徒の発達、教員の資質向上、教育実践の改善に効果をもたらすようにする。
- ・課程の管理については、画一的な状況を改め、国、地方、学校の3つのレベルでの管理を実施し、教育課程を地方、学校、児童生徒の能力に合ったものにする。

イ) 授業日、授業時数、1単位時間の規定

学年度は9月に始まり、7月に終わる。2学期制で、第1学期は9月から翌年1月ないし2月初めまで、旧正月を挟んで冬休みの後、2月末頃から7月中旬までが第2学期となる。年間の週配分は表1のとおり。1995年から学校週5日制を実施している。

1単位時間は、一般に、第1～第6学年（小学校）は40分、第7～第9学年（初級中学）は45分。北京市では、年間授業期間35週、1単位時間40～45分。上海市では、年間授業期間34週、1単位時間は、第1～5学年では35分、第6～第9学年では40分。

表 1 : 小学校及び初級中学の年間週配分

	小学校・初級中学	備考
授 業	35	初級中学最終学年の第 2 学期は、授業期間を 2 週減らし、試験期間を 2 週増やす。
学校裁量	2	
期末試験	2	
休 暇	13	夏・冬休み、祝祭日を含む。
合 計	52	

出典：教育部「義務教育課程設置実験方案」2001 年又は「基礎教育課程改革綱要（試行）」2001 年。

ウ) 教科等の種類と学年配置

表 2 は国が定める義務教育段階の教育課程の基準である。国の基準を参考にして、省・自治区・直轄市ごとに教育課程基準が策定される。表 3 は北京市の教育課程基準である。

表 2 : 義務教育段階の教育課程基準

	学 年									時間配分 (%)	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9		
教 科 目	品徳と生活	品徳と生活	品徳と社会	品徳と社会	品徳と社会	品徳と社会	思想品徳	思想品徳	思想品徳	7~9	
							歴史と社会（又は歴史、地理を選択）			3~4	
				科学	科学	科学	科学	科学（又は生物、物理、化学を選択）			7~9
	言語・文学	言語・文学	言語・文学	言語・文学	言語・文学	言語・文学	言語・文学	言語・文学	言語・文学	20~22	
	算数	算数	算数	算数	算数	算数	数学	数学	数学	13~15	
				外国語	外国語	外国語	外国語	外国語	外国語	6~8	
	体育	体育	体育	体育	体育	体育	体育	体育	体育	10~11	
	芸術（又は音楽、美術を選択）									9~11	
				総合実践活動	総合実践活動	総合実践活動	総合実践活動	総合実践活動	総合実践活動	7~8	
	地方及び学校が定める課程									10~12	
週時間	26	26	30	30	30	30	34	34	34	274	
年時間	910	910	1050	1050	1050	1050	1190	1190	1122	9522	

表注：時間数は単位時間。1 単位時間は第 1~6 学年（小学校）40 分、第 7~9 学年（初級中学）は 45 分。
出典：教育部「義務教育課程設置実験方案」2001 年。

表 3：北京市の義務教育課程基準と配当時数（6-3 制用）

年次 週あたり時数 (コマ)		1	2	3	4	5	6	7	8	9	九年間の授業時数総計									
科目																				
品德・生活		2	2									661-694								
品德・社会				2	2	2	2													
思想品德								2	3	2-3										
歴史・ 社会	歴史							3	3	2	309	175	309 又は 315							
	地理							2	2	3		140								
科学				2	2	2	2					280								
科学	物理								2	3	445	169	725 又は 723							
	化学							4	4	5		99								
	生物							3	2			175								
言語・文学		8	8	6	6	6	6	5	5	5-6		1915-1948								
数学		4	4	4	4	4	5	5	5	5		1390								
外国語		2-3	2-3	3	3	3	3	4	4	4		972-1042								
体育		3-4	3-4	3	3	3	3					939-1009								
体育・健康								3	3	3										
芸術	音楽	4	2	4	2	4	2	4	2	2	1	2	1	2	1	2	1	976	488	976
	美術	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	488			
総合実 践活動	うち:労働技術	110						100			210			630						
	うち:情報技術	70						70			140									
	研究的学習 地域奉仕・社 会実践活動	140						140			280									
地方及 び学校 が定め る課程	うち:書写			1	1	1	1					140			795-1005					
	自主 配置	655-865																		
週あたり時数 (合計)		26	26	30	30	30	30	34	34	34		9522								

出典：北京市教育委員会「北京市実施教育『義務教育課程設置実験方案』的課程計画（試行）」、2004年。

エ）各教科等の目標、内容等の示し方

各教科の目標や内容等の基準である「課程標準」（又は教学大綱）は、「前言」「目標（及び内容）」「実施に当たっての意見（指導案の作成、評価の方法等）」から成る。

各教科の目標は、9年制義務教育の課程の全体に及ぶものでなければならず、教科ごとに全体目標が定められ、その下に、学年別の目標・内容が定められている。各教科の目標及び児童生徒が基本的に身につけるべき内容は、「知識と技能」「過程と方法」「意欲・態度と価値観」の3つに分けて示すことになっている（教育部「基礎教育課程改革要綱（試行）」2001年）。

例えば、「言語・文学」の場合、第1～第2学年、第3～第4学年、第5～第6学年、第7～第9学年の4段階に分けて、教科の目標と内容を「知識と技能」「過程と方法」「意欲態度と価値観」の3つの観点から示している。数学（算数）の場合、教科の目標を、第1段階（第1～第3学年）、第2段階（第4～第6学年）、第3段階（第7～第9学年）ごとに分けて「知識・技能」「数学的思考」「問題解決」「意欲態度と価値観」の4つの観点から示している。内容については、上記3段階ごとに具体的に「数と代数」「空間と図形」「統計と確率」「実践と総合応用」というテーマに分けて身につけるべき内容と実践例が示されている。

(5) 改訂の周期と最新の改訂年次

改訂の周期については、文化大革命の影響もあり、定期的な作業は行われていない。近年の改訂は、義務教育段階では 1993 年、2010 年、2011 年に行われている。2011 年の場合、各教科の内容のみ見直しが行われ、開設科目、時間配分に変更はみられない。高級中学（高校段階）では 1990 年、2003 年に改訂が行われている。

(6) 日本と比較とした特色

- 国が定めた教育課程の基準に基づき、各省・自治区・直轄市ごとに教育課程基準を設定できる。例えば、基準上、外国語は小学校 3 年から開始となっているが、北京市や上海市では 1 年から実施されている。省レベルの教育委員会は国が定める課程の実施計画と地方が定める課程を定め、教育部に報告する。
- 義務教育段階の区切りも、地域によって、6-3 制の場合と 5-4 制の場合がある。教育課程の基準は、従来、初級中学と高級中学の一貫した課程としてみなして編成されていたが、1992 年の基準から小学校と初級中学が 9 年制義務教育を連続する課程として一体的に捉えて教育課程が編成されるようになった。なお、上海市では高級中学までを一体とした教育課程編成がなされている。
- 新しい教育課程を全国実施するに当たっては、まず一部地域で先行的に実施し、その結果を踏まえて本格実施に移している。
- 各教科の授業時間の配当を割合で示し、地域や学校が現状に応じて弾力的に設定することができるようにしている。
- 地方や学校の特色を生かした教育課程編成づくりを推進している。教育課程を「国が定める課程」「地方が定める課程」「学校が定める課程」から成る 3 層構造とし、地方や学校に教育課程の編成権を認めている。基準では、国が定める課程は総時数の 80~84%、地方及び学校が定める課程は総時数の 16~20% とすること、としている。

(7) 近年の教育課程の基準にかかわる動き

上述のとおり、中国では教育課程の基準は国が定めており、これを省・自治区・直轄市が地域の実情に合わせ調整して実施できることになっている。しかし、全国同一の基準が多く地域で実施されてきた。運用面の画一性や基準自体の画一性が問題として指摘されてきたにもかかわらず、暗記中心の知識詰め込みによる教育が長年続いており、地域や児童・生徒の多様な要求に対応できていない状況が見られた。その背景には、過熱した受験競争の存在があった。

こうした受験対応型の教育を克服するために、教育部は 1990 年代後半より「資質教育(素質教育)」の実施を提唱している。資質教育とは、受け身、丸暗記といった学習の現状を反省し、創造力や実践能力など、子どもの持つ様々な資質を育て伸ばす教育のことである。1999 年に中国共産党中央と国務院（内閣）が開催した全国教育工作会議において、資質教育の全面的推進が国の教育改革の中心課題に据えられることになった。

教育部はこの資質教育の推進という方針のもと教育課程の改訂作業を進め、2001 年に新しい教育課程の基準（「義務教育課程設置実験方案」および「義務教育課程標準（実験稿）」）を公表した。「実験」の文字が付されているように、試行的に同基準を実施してきたが、この基準においても徳育の不徹底、学習内容の偏り、過重な学習負担、教科間、学年間の内

容の不十分な連携・接続等の課題がみられ、時代に即して教える内容をさらに見直す必要に迫られた。専門家、教師、児童生徒からの意見等を踏まえ改訂を行い、2011年末に各教科内容の基準の改訂版（義務教育課程標準（2011年版））を公表した。今回、全体の編成方針や開設科目・時間配分に関する基準の変更はなく、教科の目標や内容のみの改訂となっている。なお、教科内容の新基準は2012年秋から小学校1年生、中学校1年生より実施されている。

教科内容の新基準の発表に伴い、教科書の再編も行われている。新基準に則して採択された教科書には「教育部審定2012」の文字が印刷されている。「言語・文学」、「歴史」、「思想品德」の教科書については新基準の改訂作業の中で教科書の国定化を望む声があった。そのため、これらの教科書の再編作業が進まず、2012年秋時点で改訂前の教科内容の基準（実験稿）に基づいて編集された教科書が使用されている。

2 基準の改訂と普及について

（1）基準の改訂の手続き、方法

教育課程の基準は、大学や研究機関の専門家、学者、初等中等学校の教員などの意見を踏まえ、教育部が策定する。教育部は一部の師範大学内に「基礎教育課程研究センター」を設置し、教育課程研究を行わせている。現行の基準を制定には5年の歳月を要した。

2001年公表の教育課程の基準が発表される前までの経緯は以下のとおりである²。

- ・1996年7月～1997年末：教育部基礎教育司は6大学及び中央教育科学研究所の教育課程の研究者からなる組織をつくり、1993年実施の義務教育課程の実施状況の調査を実施。9つの省・市の児童生徒1万6,000人、校長、教員、各界の関係者等2,000人を対象に調査を実施。そのデータと資料が新しい教育課程改革の根拠に。
- ・1998年～：国際比較研究を実施、イギリス、アメリカ、カナダ、ドイツ、日本、オーストラリア、韓国、タイ等の教育課程改革の経験を調査。
- ・1998年～：上記二つの調査結果について、課程改革に関わる研究者と教員が検討を行い、教育課程改革に関する基本的な理念を提示。1998年より教育課程改革の指針「基礎教育課程改革指導綱要」起草。その後、討論会を開催し、修正を繰り返す。
- ・1999年～：教育部「21世紀に向けた教育振興行動計画」及び中国共産党中央・国务院「教育改革を深め、資質教育を全面的に推進する決定」発表。これらの文書において、2000年までに課程基準の素案作成や、創造性と実践能力の育成を中心とした編成方針を提示。
- ・2001年6月：最終的に教育部内党組織の審議を経て、教育部「基礎教育課程改革要綱（試行）」を公布。教育課程改革の方針決定。各教科内容の基準や教材等も改訂。

2011年末に公表された義務教育段階の教科内容の基準である「課程標準（2011年版）」の改訂の経緯は以下のとおりである³。

- ・2003・2007年：「課程標準（実験稿）」を先行実施していた実験区の学校長・教員・児童・生徒の約11.7万人に対して実態調査を実施。

- ・2007 年以後：「課程標準（実験稿）」の全面的改訂を開始。教育部は、改訂のために基礎教育課程教材工作指導チーム、基礎教育課程教材専門家諮問委員会、基礎教育課程専門家工作チームを編成し、約 170 人の専門家を選出して教科内容の改訂作業を実施。改訂作業では、現場の意見を聞くために、延べ 1,000 回に近い座談会を開催して教員からの聞き取り調査を実施。改訂案作成後、全国の省レベルの教育行政機関、高等教育機関の基礎教育課程研究センター、出版社等に対して改訂案についての意見募集を実施。同時に、全国人民代表大会代表や国務院内の機関等からの意見収集を実施。
- ・2011 年 12 月：教育部は義務教育段階の 19 の教科内容の基準（「課程標準（2011 年版）」⁴）を公表、配付。2012 年秋学期より実施。同時に教科書の改訂も実施。

（２）基準の普及の方法

中国では、教育課程の基準を全国実施する前に、一部地域で先行実施し、その様子を見ながら調整を行い、その後全国で実施する方法が採られている。現行の義務教育段階の教育課程の基準については、2001 年より一部地域（国レベルの実験区 38 の県・市）で試行後、2002 年に試行地域（2002 年に省レベルの実験区 500 の県・市）を拡大し、その結果を踏まえた上で 2005 年からは学年進行で全国実施されている。

新課程を試験的に実施する一方で、教育現場が新しい教育課程にスムーズに移行できるよう、教育部は 2007 年までにすべての教員が新課程の理念や内容を学ぶ研修を受けることとしている⁵。また、印刷物を配布して社会に対しても周知するようにしている。

3 教育課程の評価の方法

（１）学力調査

教育部の組織である「教育部基礎教育課程教材発展センター」は一部地域を対象に 2003 年より学力調査（呼称は「国家中小学学業質量監控項目」「中小学学業質量分析、反馈与指導系統項目」「学業質量分析測試」など）を実施している。同調査は、義務教育段階の第 3 学年と第 8 学年を対象に、筆記試験とアンケート調査を実施して行うもので、抽出調査である。筆記試験の科目は、第 3 学年が中国語と算数、第 8 学年が中国語、算数、英語、科学（総合）である。結果は地域、学校、個人にフィードバックされるとともに、国の政策立案や教育内容の改善のためのデータとして提供されている。

さらに教育部は、地域間における教育格差の是正、教育の質向上を目指し、「教育部基礎教育モニタリング調査センター」（教育部基礎教育質監測中心）を 2007 年に設置し、全国範囲でのモニタリング調査を開始している。主な調査内容は児童生徒の公民的資質、身体および健康水準、学業水準、芸術的素養、実践能力、教育環境についてである。5 年間の調査試行期間を経て、2012 年 5 月 30 日、271 地域、約 5,300 の小中学校を抽出し、数学と理科（科学）について全国で一斉の学力調査を実施した。義務教育段階の第 4 学年と第 8 学年の 21 万人が調査に参加した。

（２）教育課程の実施状況の調査

教育課程の実施状況の調査⁶については、教育課程の改善に向けて周期的に評価、分析を行うこととされている⁷。全国単位で行われているのではなく、地方ごとに教員や校長に対

してアンケートを行い、新課程を実施した結果や実施上の問題点などを調査している。

4 児童生徒の学習の評価

(1)(2) 基準設定の主体・基準設定の方法

国が全国共通に定める学習の評価の基準はない。地域や学校により異なる。

(3) 評価方法の種類

教科等の評価は目標準拠評価で行われる。

評価は等級法（4又は5段階）又は百点法（90～100点＝優秀、75～89点＝良好、60～74点＝合格、59点以下＝不合格）がある。評価は評語を組み合わせで行われることもある。

上海市では、小学校段階では等級による評価が、初級中学段階では等級法と百点法、評語を用いた評価を合わせることが重視されている。

評語による評価は教員だけで行われるのではなく、場合によっては、同級生、本人、保護者などの意見を踏まえて行われる。

(4) 評価の内容

各教科については、教育部「基礎教育課程改革要綱」（2001）及び義務教育課程標準（2001）で、「知識と技能」「過程と方法」「意欲・態度と価値観」の観点から教科の目標と内容が設定されている。

上海市における教科学習の評価については、教科ごとに「知識・技能」「過程・方法」「関心・態度および価値観」の視点から定められた目標と内容に基づき、児童生徒の「学業成績（教科の知識。原語は「学習成績」）」「学習態度（習慣・態度。原語は「学習表現」）」「学習能力（コミュニケーション能力、探究能力）」「実践能力（実験能力、操作能力、応用能力）」の観点から評価することといった規定がある⁸。観点は全教科共通であるが、一部の実技に関する教科では別の観点を特別に加えてもよいことになっている。「学業成績」については「知識・技能」に、「学習態度」については「関心・態度および価値観」に、「学習能力」および「実践能力」については「（学習の）過程・方法」に重きを置いて評価することになっている。

このほか、児童生徒の行動や性格の評価も行われている。行動や性格の評価については、児童生徒の総合的な資質を評価することを目的とした「総合素質評価」が近年導入されつつある。この評価には、「道徳性」「公民的資質」「学習能力」「コミュニケーション能力・協力能力」「体力・健康」「表現力」の6つの観点が設けられている。同評価は、評語と等級による評価でなされる。評語については、入学から卒業までの総合的な評価が記述され、等級評価については「A、B、C、不合格」の段階評価で行われる。総合素質評価の「学習能力」の評価は、教科学習の評価結果に基づいてなされる。なお、総合素質評価は、上級学校での入学者判定の材料として用いられる。

(5) 評価結果と課程の修了との関連

初級中学の卒業にあたっては、省、市・県などの地域ごとに共通卒業試験を実施（地域別の統一試験）。共通卒業試験と高級中学入学のための統一試験（地域別に実施）を兼ねて実施するところも少なくない。

受験のための過重な学習負担が児童生徒の創造力育成の妨げになっているとの指摘を受け、2005年に教育部は、一定地域ごとに実施されている初級中学卒業試験については試験科目数の削減や試験内容の難易度の引き下げを、また、省単位で実施されている高級中学入学試験については学業成績だけでなく初級中学在学時の品行など生徒の資質面の評価も重視することを、各地方に指導している。例えば、上海市（05年～）、山東省（08年～）などの地域では、初級中学の卒業試験を高級中学の入学試験と兼ねて行うようになっている。そのさい、在学時の学業成績や在学中の成績を加味した卒業試験が行われている。

（6）学習の記録の様式の設定主体

学習の記録の様式についての国の統一的な基準はない。地方・学校ごとに異なる。評価記録の保存期間についても学校により異なる。

（7）保護者への通知方法

保護者への通知方法として通知表がある。通知表は「学生手冊」「学業成績手冊」など呼び方は様々である。通知表の形式は、地方・学校ごとに異なる。

（8）近年の動き

上海市は2009年にOECD生徒の学習到達度調査（PISA）に初めて参加した。2012年度調査にも継続して参加する予定である。

5 その他

（1）就学前教育の扱い

就学前教育は、3歳から小学校入学までの幼児を対象に幼稚園で行われる。農村では小学校に幼児学級が付設されている場合もある。就学前教育は義務教育に含まれない。一般に3年制だが、2年制又は1年制の幼稚園もある。形態としては、終日幼児を預かる全日制のほか、半日制、定時制、1週間続けて預かる寄宿制などがある。農村では農繁期などの期限に限って開設される季節制の幼稚園もある。国は、幼稚園の普及のため、地方の行政機関が設置する以外に、企業、社会団体、個人が幼稚園を設置運営することを奨励している。

幼稚園は有償である。省・自治区・市又は地区（省の下の行政区画）の教育行政機関が関係機関と調整をして徴収費目及び基準額を定める。

（2）中央集権と地方分権の考え方

行政形態としては、中央集権的な体制を採り、中央政府が全国統一の政策、制度を制定している。しかし、広大な国土と約13億の人口を抱える中国は、経済、社会、文化的状況が各地方によって大きく異なる。そのため、中央が定めた政策や制度を画一的に施行することを求めるのではなく、地方の実情に合わせて実施することを認めている。

教育行政においても、中央政府が全国的な方針・政策、制度、基準を定めるが、これを各省・自治区・直轄市がそれぞれの事情に応じて運用している。とりわけ、初等中等教育の設置管理については、地方の責任とされ、地方の状況に応じた運営が求められている。

近年の動きとしては、権限をより下級の機関や学校に委譲する「分権化」の方向で改革が進められており、地方や学校の裁量権を拡大する傾向にある。ただし、原則を逸脱しないよう中央政府が地方を監督指導しており、原則的な面での中央の統制は維持されている。

（３）政権交代と教育の影響について

中央政府には教育を一元的に統括する機関として「教育部」が置かれている。政府内での教育部の位置づけは高く、中国共産党中央が長年掲げているスローガンである「科学技術と教育による国家振興（科教興国）」に示されるとおり、国家の発展戦略において教育は重要な位置を占めている。そのため、国家主席（国家元首）や国務院総理（首相）の交代においても、経済発展に貢献する人材の育成を担う教育を重視する態度に変化はみられない。

（日暮 トモ子）

【主要参考文献・資料】

- ・鐘啓泉ほか主編『為了中華民族的復興 為了每位学生的發展－「基礎教育課程改革綱要（試行）解説－』、華東師範大学出版社、2001年。
- ・教育部「基礎教育課程改革綱要（試行）」、2001年。
- ・教育部「義務教育課程設置実験方案」、2001年。
- ・教育部「關於印發義務教育語文等学科課程標準（2011年版）的通知」、2011年。
- ・文部科学省編『諸外国の行財政制度』ぎょうせい、平成12年。
- ・文部科学省編『諸外国の初等中等教育』ぎょうせい、平成14年。
- ・文部科学省編『諸外国の教育改革の動向』ぎょうせい、平成22年。

¹ 原語は「基礎教育課程改革綱要（試行）」である。本文中では訳語を用いる。

² 王湛「建立具有中国特色的基礎教育課程体系」教育部基礎教育司・英語課程標準研制組編『全日制義務教育 英語課程標準（実験稿）解説』、北京師範大学出版社、2002年、6頁。

³ 「教育部基礎教育課程教材專家工作委員会就印發義務教育課程標準（2011年版）答記者問」、2012年2月17日、教育部ウェブサイト（<http://www.moe.edu.cn/publicfiles/business/htmlfiles/moe/s271/201202/130063.html>）

⁴ 今回改訂された19の教科の課程標準は小学1年次から初級中学3年次までの教科に関わるもので、「品德・生活」、「品德・社会」、「思想品德」、「歴史」、「地理」、「歴史・社会」、「初級中学科学」、「物理」、「科学」、「生物」、「言語・文学」、「数学」、「英語」、「日本語」、「ロシア語」、「体育・健康」、「芸術」、「音楽」、「美術」である。日本語、ロシア語の課程標準はこれまで高級中学段階で作成されていたが、今回義務教育段階でも作成されることになった。なお、開設学年は初級中学第1学年が望ましいとされている。そのほか、小学校段階の「科学」（第3学年開始）についてはまだ正式な課程標準の発表がない。

⁵ 教育部「2003－2007年中小學教師全員培訓計畫」、2004年。

⁶ 上述のとおり、中国では、新しい教育基準を全国実施する前に、一部地域で先行実施し、微調整を行った後に全国で実施する方法が採られている。教育部の新課程実験区評価課題チーム（国家基礎教育課程実験区工作評価団）は、2001年制定の新しい教育課程の試行段階における状況を把握するために、同年12月と2003年3月、国家レベルの実験区

に対して2度調査（2001年は10実験区、2003年は12実験区）を実施している。2004年12月にも調査を実施しているが、実験区を対象としたものではない。調査は座談会の開催、実地調査、アンケート調査の手法で行われ、アンケートは教員や児童生徒に対して行っている。評価団はいくつかのチームから成り、1チームは7人程度で、メンバーはチーム長（教育庁の庁又は大学の学長）1人、教育部職員1人、師範大学基礎教育課程研究センター代表者2人、国家レベルの実験区の代表者2人及び随行記者1人という構成である。アンケートでは、「新課程改革の理念と目標が実現できているか」「児童生徒が主体的に授業に参加しているか」「児童生徒の学習評価をどのように行っているか（試験、日常的な学習態度等から選択）」などの項目がみられる。

⁷ 教育部「基礎教育課程改革要綱（試行）」2001年。

⁸ 上海市教育委員会（2006）「上海市初中学生学業評価工作方案（試行）」。上海市では、日常的な学習の評価記録を「成長記録冊」と呼んでいる。

台 湾

1 教育課程の基準の概要

(1) 教育課程の基準設定の主体

台湾では、就学前教育、義務教育（初等教育6年と前期中等教育3年）、後期中等教育（普通教育の高級中学と職業教育の高級職業学校に分岐）の全教育段階で、中央政府レベルの教育当局である教育部が教育課程の基準を設定している。

現状では、幼稚園段階の基準のみ「課程標準」の名称を残しているが、それ以上の教育段階では、2000年代の一連の改訂により、いずれも「課程綱要」の名称が用いられている。ここで、「標準」には“Frameworks”、「綱要」には“Guidelines”の訳語が当てられるが、後者の縛りは前者に比して緩やかであり、地方政府・学校・教師の裁量が拡大している。1990年代末から2000年代初頭の所謂「世紀を跨ぐ」カリキュラム改革以前は、国民小学（小学校）と国民中学（中学校）で、それぞれ別個に「課程標準」が制定されていたが、2001年度実施の『国民中小学九年一貫課程暫行綱要』に至って、小中学校の教育課程の基準が一貫化された（2003年改訂/04年度実施の版で「暫行」の二文字が外れ、正式版に移行）。また、後期中等教育段階でも、義務教育段階のカリキュラム改革を受け、「課程標準」から「課程綱要」への移行が行われた。

(2) 教育課程の基準に係わる法令

台湾には、日本の「学校教育法」に相当する包括的な教育法規が存在せず、「幼稚教育法」から「大学法」に至るまで、教育段階ごとに法律が定められている。「国民教育」と称する義務教育段階では、修業年限及び教育課程の設定主体は「国民教育法」が、授業日（数）、授業時数、教科等の構成、配当時数、各教科等の目標・内容は、『国民中小学九年一貫課程綱要』がそれぞれ規定している。

表1. 国民教育法における修業年限及び教育課程の設定主体に関する規定

第3条	<u>国民教育は6年間の国民小学教育と3年間の国民中学教育に分けられる。</u> 優秀な小学生については、その修業年限を短縮できるが、1年を限度とする。 国民（教育レベルの）補習教育は、国民小学及び国民中学に附設する国民補習学校が実施する。その規則は別に定める。
第8条	国民小学及び国民中学の <u>課程綱要は、教育部が常設するカリキュラム研究開発機関</u> が定める。

() 及び下線部は引用者による

(3) 教育課程の基準の性格

『国民中小学九年一貫課程綱要』は、「総綱」と「学習領域別課程綱要」の二つの部分によって構成される。総則にあたる「総綱」では、改訂の背景・基本理念・カリキュラムの目標・基本能力（core competence）・学習領域・実施上の要点が説明され、学習領域別の

課程綱要では、当該学習領域の基本理念・目標・段階別能力指標（competence indicators）・（当該学習領域の）段階別能力指標と（カリキュラム全体の）十大基本能力との関連性、実施上の要点が示される。なお、学習領域とは、「課程綱要」に至って導入された新概念であり、かつての細分化した教科を統合したものである。例えば、中学校段階では、従前の「認識台湾（台湾を知る）」、「公民と道徳」、「歴史」（中国史・世界史）、「地理」が「社会」学習領域の構成要素となっている。また、学習領域及び各種活動の中で横断的に取り組むべきものとして、「重大議題」が設定されている。2003年改訂／04年度実施版では六つ、08年改訂／11年度実施版では七つの議題が取り上げられている（ジェンダー平等教育、環境教育、情報教育、家政教育、人権教育、キャリア発展教育に、海洋教育が追加された）。

国と地方、学校の役割分担については、「総綱」の実施上の要点の項目で詳述されるが、かつての「課程標準」が高度な中央集権性を特徴としていたのに対し、「課程綱要」では、地方政府及び学校の権限が拡大している。

（４）教育課程の基準の範囲と内容

ア）基準のねらい

「総綱」では、まず改訂の背景が説明されるが、そこでは「国家発展のための必要性」と「社会の期待への対応」が「課程標準」→「課程綱要」のカリキュラム改革の主な要因であったと説明されている。「総則」はまた、国民教育段階の教育の理念とカリキュラムの目標を設定しているが、前者においては、「健全な人格、民主の素養、法治の観念、人文的修養、強健な心身と思考・判断・創造の能力を養成することにより、人々を国家意識と国際的視野を備えた現代的国民にすること」を教育の目的と定義づけ、人間的感情、統合の能力、民主の素養、本土・国際意識、生涯学習の能力という五つの側面を重視している。後者では、カリキュラムの目的として、以下の10項目が設定されている。

- (1) 自己の理解を増進し、個人の潜在能力を発展させる。
- (2) 鑑賞・表現・審美及び創作の能力を養成する。
- (3) キャリアプランニングと生涯学習の能力を高める。
- (4) 表現・コミュニケーションと分かち合いのための知識と能力を養成する。
- (5) 他者の尊重と社会への関心を発展させ、団結と協力を増進する。
- (6) 文化学習と国際理解を促進する。
- (7) 計画・組織・実践のための知識と能力を増進する。
- (8) 科学技術と情報を運用する能力。
- (9) 自ら進んで探索・研究する精神を呼び起こす。
- (10) 独立した思考と問題解決の能力を養成する。

イ）授業日、授業時数、1単位時間の規定

これらについては、「総綱」の実施上の要点の項目で定められている。授業日数は年間200日、2学期制で1学期は20週、週あたりの授業日は5日と決められている。1コマの時間数は小学校が40分、中学校が45分である。

第1から第9までの各学年における週あたりのコマ数は表2の通りであり、領域学習と柔軟的学習に分けられている。

表2. 国民教育段階の各学年におけるコマ数

学年 \ コマ数	総コマ数	領域学習のコマ数	柔軟的学習のコマ数
1	22-24	20	2-4
2	22-24	20	2-4
3	28-31	25	3-6
4	28-31	25	3-6
5	30-33	27	3-6
6	30-33	27	3-6
7	32-34	28	4-6
8	32-34	28	4-6
9	33-35	30	3-5

ウ) 教科等の種類と学年配置

上述のように『国民中小学九年一貫課程綱要』では、以前の「課程標準」の細分化した教科を統合し、言語・健康と体育・社会・芸術と人文・自然と生活の科学技術・数学・総合活動の七つの学習領域を設定している。また、上述のように、これらの学習領域に加え、領域横断的に取り組むべき重大議題が設定されている。

表3. 『国民中小学九年一貫課程綱要』における学習領域

学年 \ 学習領域	1	2	3	4	5	6	7	8	9
言語	本国の言語		本国の言語		本国の言語		本国の言語		
			英語				英語		
健康と体育	健康と体育		健康と体育		健康と体育		健康と体育		
数学	数学		数学		数学		数学		
社会	生活		社会		社会		社会		
芸術と人文			芸術と人文		芸術と人文		芸術と人文		
自然と生活の科学技術			自然と生活の科学技術		自然と生活の科学技術		自然と生活の科学技術		
総合活動	総合活動		総合活動		総合活動		総合活動		

表3に見られる通り、各学習領域は3から4の段階に分けられており、段階別に能力指標が設定されている（能力指標については次項で述べる）。

エ) 各教科等の目標、内容等の示し方

かつての「課程標準」は、教科書（当時は国定）の章節編成に至るまで細かく規定していたが、現在の「課程綱要」は、当該学習領域の理念と目標を提示するほかに、養うべき能力（competence）を段階別に指標（indicators）として示すに止めている。

「芸術と人文」学習領域を例にとると、「探索と表現」、「審美と理解」、「実践と応用」という3つの目標と関連づける形で、「1-1-1. 各種のメディアに触れ、豊富な想像力を喚起することによって、視角・聴覚・動きを用いた芸術活動に従事し、創作の喜びと満足感を感受する」、「3-4-9. 日常生活の中で芸術的表現を行い、芸術を鑑賞することへの興味と習慣を養う」等、49の指標が設定されている。指標の頭にある番号は、最初の数字が3つの目標のいずれに対応するか（1は「探索と表現」、3は「実践と応用」）、中央が当該能力を養うべき学習段階（「芸術と人文」は、表3の通り、小学1-2年の「生活」を含め4つの段階に分けられる）、最後が通し番号である。「芸術と人文」だけでなく、それぞれの学習領域で数十の能力指標が設定され、またそれらと「総綱」が規定する10項目の基本能力（core competence）との対応関係が指標として示されている。

（5）改訂の周期と最新の改訂年次

台湾では、1968年の教育改革によって義務教育が実質的に9年間となり、それを機に、『国民小学暫行課程標準』及び『国民中学暫行課程標準』が制定された。それまで、前期中等教育段階は初級中学と呼ばれ、その「課程標準」は『中学課程標準』の名称で、後期中等教育段階（高級中学）と一括で制定・改訂されてきたが、ここで小・中・高の課程の基準が分割された。

その後、『国民小学課程標準』は1975年と93年、『国民中学課程標準』は72年、83年、85年、94年に改訂されたが、民主化後の1990年代の一連の改訂（小学校93年、中学校94年、高校95年）は、その後のカリキュラム改革に大きな影響をあたえるものであった。

『国民中小学九年一貫課程暫行綱要』の制定に至る「世紀を跨ぐ」カリキュラム改革は、94年改訂『国民中学課程標準』の実施（97年9月）を待たずに動き出し、98年9月には「総綱」が公布されたのに続けて、学習領域別の「課程綱要」が発表され、2001年度から段階的に実施に移された。その後、上述のように04年度に暫定版から正式版に移行し、再び08年に改訂された版が11年度から実施されている。

（6）日本と比較した特色

まず、小中の基準が一貫化され、9年というスパンで課程の設計がなされている点が、最も大きな相違である。また、「課程綱要」においては、「能力（competence）」と「統整（integration）」が課程設計の中心思想となっており、全体／領域で養うべき能力が指標として示されている点が大きな特徴といえる。『国民中小学九年一貫課程綱要』が提示する基本能力は、「自己の理解と潜在能力の発展」、「鑑賞・表現・創造」、「キャリアプランニングと生涯学習」、「表現・コミュニケーション・分かち合い」、「尊重・配慮・団結協力」、「文化学習と国際理解」、「計画・組織・実践」、「運用・組織・実践」、「主体的な探索と研究」、「独立した思考と問題の解決」の10項目である。

（7）近年の教育課程の基準にかかわる動き

上述のように、2008年に改訂された『国民中小学九年一貫課程綱要』が2011年度から実施されている（改訂の経緯については、次項を参照）。初年度は、第1学年（小学校第1学年）及び第7学年（中学校第1学年）を実施対象とし、年度を追って上の学年に広がっていく。また、「社会」、「芸術と人文」、「自然と生活の科学技術」、「英語」の各学習領域は、2011年度をもって、第3学年から新課程に移行した。

2 基準の改訂と普及について

（1）基準の改訂の手続き、方法

2003年の正式版課程綱要の公布後、教育部は、04年1月に「国民中小学課程綱要審議委員会」及び「国民中小学課程綱要研究発展小組（ワーキンググループ）」という二段階の常設的カリキュラム研究開発機関を組織し、基準の改訂を漸進的に進める体制を整えた。2008年に完了した現行カリキュラムの改訂は、06年10月に緒に就いた。まず、上述の常設機関の下に「国民中小学課程綱要総綱、各学習領域、生活課程および重大議題研修小組」が設置され、学習領域別・議題別に検討された修正案が国民中小学課程綱要研究発展小組、国民中小学課程綱要審議委員会の審議に託され。その後、2007年10月には、各草案に関する議論を深め、審議の質の精緻化を図ることを目的として、国民中小学課程綱要審議委員会により、「国民中小学課程綱要総綱、各学習領域、生活課程および重大議題審議小組」が組織され、内容の妥当性についてさらなる議論が重ねられた。最終的に、2008年1月からの国民中小学課程綱要審議委員会全体会議での審議を経て、教育部が新綱要を公布した。

（2）基準の普及の方法

2004年に暫定版から正式版に移行する際には、前年の公布であったが、11年度実施の改訂版は08年に公布され、より多くの普及・準備期間が確保されることとなった。また、「課程標準」から「課程綱要」への切り替えに当たっては、全国134の学校で、新課程の試験実施が行われた¹。

3 教育課程の評価の方法

（1）教育課程の評価における中央／地方政府及び学校の役割

教育課程の評価については、『国民中小学九年一貫課程綱要』の「総綱」の実施上の要点の中で、中央政府、地方政府及び学校の責任が明確に規定されている（表4）。また、こうした責任分担の下で行われる課程の評価は、多様な方法でこれを行い、形成的（formative）評価と総括的（summative）評価の双方を重視すべきこと、課程評価の結果をカリキュラムの改善、教学の計画の選択、学習成果の向上、評価後の検討等に役立てるべきことが規定されている。

¹ 試験実施の要点、学校のリスト、計画については、教育部による『国民教育社群網』の http://teach.eje.edu.tw/9CC2/9cc_test.php を参照（アクセス日：2013年1月15日）。

表4. 教育課程評価における中央／地方政府及び学校の役割

中央政府	a. 課程評価のメカニズムを確立・実施し、課程改革とその推進のための関連措置の成果を評価することによって、将来の課程刷新の参考材料とする。 b. 各学習領域の能力指標を確立するとともに、地方及び学校のカリキュラムの実施成果を評価する。
地方政府	a. 学校が推進・実施するカリキュラムの問題点を定期的に把握し、改善のための対策を提示する。 b. 教学の評価を計画・実施し、教学の成果と質を保証する。 c. 学校が行う児童生徒の各領域の学習成果の評価を指導する。
学校	カリキュラムと教学の評価に責任を負うとともに、学習の評価を行う。

(2) 学力調査

台湾では、国際学力調査における成績が社会の関心事となる一方、『国民中小学九年一貫課程綱要』の実施と並行して、「台湾学生学習成就評量資料庫 (Taiwan Assessment of Student Achievement: TASA)」²という独自の学力調査システムの構築が進められてきた。目的は、学力の変化の趨勢を長期的に把握すること、課程及び教学の実施成果を評価することであり、教育部の指導の下で国家教育研究院籌備処が実施する。対象となる学年は、小学4年、6年、中学2年、高校（高級中学と高級職業学校）2年であり、国語・英語・数学・自然・社会の5科目の試験（正式試験の前年に予備試験を行う）を3年周期で行う。受験者は全国の学校からランダムに抽出され、5科目（小学4年生は国語・数学・自然の3科目）から2科目の試験を受ける。2008年に小学校の予備試験が行われたのを皮切りに、表5の要領で実施される見通しとなっている。

表5. TASA 実施スケジュール

年度 学年	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17
小4（国数自）	予	正		予	正		予	正		予
小6（5科目）										
中2（5科目）		予	正		予	正		予	正	
高2（5科目）			予	正		予	正		予	正
職2（5科目）										

（出典）<http://tasa.naer.edu.tw/labout-1.asp?id=1>（アクセス日：2011年2月17日）

※ 「予」は予備試験、「正」は正式試験を表す。

※ 「高2」は高級中学2年、「職2」は高級職業学校2年を表す。

² <http://tasa.naer.edu.tw/>

4 児童生徒の学習の評価

(1) 基準設定の主体

次項で詳述するように、中央レベルの教育当局である教育部が学習の評価の基準の設定主体となっている。

(2) 基準設定の方法

小中学生の学習の評価については、国民教育法第13条第1項の「学生の成績には評価を与える。その内容・方式・原則・処理及びその他の関連事項に関する準則は、教育部がこれを定める。直轄市、県（市）政府は準則に依拠して、学生の成績評価に関する補充規定を定める」という規定に基づき、教育部が「国民小学及国民中学学生成績評量準則（小中学生の成績評価に関する準則）」を定めている。

また、『国民中小学九年一貫課程綱要』の「総則」及び学習領域別の「課程綱要」でも、実施上の要点の項目で学習評価について説明している。「総則」では、学習の評価は上述の「国民小学及国民中学学生成績評量準則」に依拠すべきこと、中学校段階では「国民中学基本学力測驗（基本学力テスト）」を実施して学習の成果を量るとともに、その点数を高校入学の参考材料とすべきことが述べられている。学習領域別の「課程綱要」では、当該の学習領域における評価の留意点が詳細に説明されている。

(3) 評価方法の種類

児童生徒の学習の評価は、日本の通知表に当たる「成績通知単」に記載される。図1は、嘉義県が2011年1月に公開した「成績通知単」の参考書式（小学校中高学年用）だが、通常、このように学業成績、出欠席日数の記録、生活態度の評価等によって構成される。

学習の評価は学習領域ごとになされる。「準則」及び「課程綱要」では、学習評価は筆記試験のみによらず、多様な方法で行うべきことが強調されているが、最終的には、甲乙丙丁または100点満点の数値の形で示される。多くの場合は目的準拠評価であり、定期試験・小テスト・課題提出・平常点等の複数の項目から得点を算出するとともに、コメントを付するという方式が一般的である。

(4) 評価の内容

「国民小学及国民中学学生成績評量準則」第7条で、優：90点以上、甲：80-90点、乙：70-80点、丙：60-70点、丁：60点未満という基準が示されている。

(5) 評価の結果と課程の修了との関連

「国民小学及国民中学学生成績評量準則」第9条で、「小中学生が修学年限を満了し、成績が合格した場合は、学校が卒業証書を発行する」と規定されている。

(6) 学習の記録の様式の設定主体、保護者への通知方法

「国民小学及国民中学学生成績評量準則」第8条で、「小中学生の成績評価の記録は、各学期に最低1回は書面をもって保護者及び学生に通知される。その回数・方式・内容は、直轄市・県（市）が主管する教育行政機関がこれを定める」と規定されている。

図1. 嘉義県 2010 年度国民小学成績通単参考書式 (小学校中高学年用)

[県・市名][学校名][学年]〇〇年度××学期学生成績通知単

クラス：

氏名：

一、学習領域の成績

語文			数学	自然と生活の科学 技術	芸術と 人文	社会	健康と 体育	総合 活動	総合成績
国語	英語	郷土 言語							
語文総合成績									
各科の成績はすべて優甲乙丙丁の評価で表す(註. 灰色の部分に評価を記入)。説明： 「優」90点以上、「甲」80点以上90点未満、「乙」70点以上80点未満、「丙」60点以上70点未満、 「丁」60点未満。									
1. 日常の行為に関するコメント(団体活動、社会奉仕、校内外での優れた活動実績を含む)									
(註. 日常の行為、校内外での社会奉仕、団体活動、校内外での優れた活動の実績についての コメントを文章で記入する。)									
2. 具体的提案									
3. 出欠状況の記録									
出席す べき日数	出席日数	事故欠	[事故欠 の割合]	病欠	[病欠の 割合]	無断欠席	[無断欠席の 割合]		
4. 賞罰の記録									
大功： 割 小功： 割 嘉奨： 割 大過： 割 小過： 割 警告： 割 (註. 「大功」「小功」「嘉奨」は賞、「大過」「小過」「警告」は罰に当たる。)									

印

クラス担任	指導主任	教務主任	校長
保護者か ら	保護者 の印		

説明：

(出典) 嘉義県学務管理系統 (<http://sfs.cyc.edu.tw/>) 所載の参考書式のファイル (http://sfs.cyc.edu.tw/uploads/tadnews/file/nsn_23_4.sxw) に基づき筆者作成(アクセス日：2013年1月15日)。註記はいずれも引用者による。

5 最近の状況

上述のように、「課程綱要」では、以前の「課程標準」に比べ、地方及び学校の権限が

拡大している。「課程綱要」は最低基準であり、各地方政府は地域の特性、教育資源の量に応じて、独自の政策を展開している。例えば、『国民中小学九年一貫課程綱要』の規定では、小学校での英語は第3学年から開始となっているが、住民の要望が高く、教員の確保も可能な台北市では全学校で小学校第1学年から英語教育を行っている。

2008年の改訂は、正式版綱要の最初の改訂であったが、微調整を原則として、小幅かつ技術的な変更に止まった。2014年度には、1980年代以来の懸案であった九年国民教育の延長が実現し、十二年国民基本教育（ただし、後期中等教育段階の3年間は、就学義務を伴わない）がスタートを切ることになっている。十二年国民基本教育の新カリキュラムは、当初2019年の公布を計画していたが、社会からの強い要請を受けて、2016年に前倒しとなる見通しである³。十二年国民基本教育の実施をめぐることは、反対論・慎重論が根強く社会に存在し、政治的争点ともなっているため、新カリキュラムの制定も、一筋縄ではいかない難事業となりそうだ。

こうした状況を乗り切るため、政府は課程綱要の制定及び改訂を支える行政システムの強化を進めている。2011年3月には、2000年5月以来、籌備処（準備処）として運営を続けてきた国家教育研究院が正式に成立（国立編訳館、国立教育資料館と合併）⁴、2012年1月には、中央省庁の再編の結果、教育部国民教育司（国民教育の担当部局）が中等教育司、技術職業教育司、特殊教育小組等と合併し、国民及就学前教育署⁵に格上げされた。

（山崎 直也）

³ 「12年国教課綱105年提前公布」『中国時報』2012年9月3日付、A5面。十二年国民基本教育について詳しくは、教育部の特設サイト (<http://12basic.edu.tw/>) を参照のこと。

⁴ 国家教育研究院 <http://www.naer.edu.tw/>

⁵ 国民及就学前教育署 <http://www.tpde.edu.tw/>

韓 国

1 教育課程の基準の概要

(1) 教育課程の基準設定の主体

韓国における教育課程の基準は国（中央官庁である教育科学技術部）が定める。

(2) 教育課程の基準に係わる法令

韓国の教育基本法第9条の規定により、初等教育および中等教育に関する事項を定めた初・中等教育法（法律第11219号）の第23条第2項では、教育課程の基準と内容に関する基本的な事項の決定者が明示されている。

初・中等教育法の第23条は次のとおりである。

「第23条（教育課程等）

- ① 学校は教育課程を運用しなければならない。
- ② 教育科学技術部長官は、第1項の規定により教育課程の基準と内容に関する基本的な事項を定め、教育監は教育科学技術部長官が定めた教育課程の範囲内で地域の実情に応じた基準と内容を決めることができる。
- ③ 学校の教科は大統領令で定める。」

(3) 教育課程の基準の性格

韓国における現在の教育課程は、2009改訂教育課程であり、これは、初・中等教育法第23条第2項の規定に基づき、初等・中等教育の目的と教育目標を達成するために定められたものである。これにより、小学校、中学校において編成、運用される学校教育課程の共通性、一般的基準が示された。

この教育課程の性格は以下の5点にまとめられる。

- ① 国家レベルでの共通性と地域、学校、個人レベルでの多様性を同時に追求する教育課程である。
- ② 学習者の自律性と創意性を伸張する児童・生徒中心の教育課程である。
- ③ 教育庁と学校、教員、児童、生徒、保護者がともに実現する教育課程である。
- ④ 学校教育体制を教育課程中心のものに改善するための教育課程である。
- ⑤ 教育での課程と結果の質的水準を維持、管理するための教育課程である。

(4) 教育課程の基準の範囲と内容

ア) 基準とねらい

韓国の教育は、「弘益人間」という理念の下、すべての国民の人格を陶冶し、自主的な生活能力と民主的な市民としての資質を備えた人間を育成し、民主国家の発展と人類共栄という理想の実現に資することを目的としている。

この教育理念を基盤として、2009改訂教育課程は次のような人間像を追求している。

- A 全人的成長を基盤とし、その上で個性の発達と進路を開拓する人
- B 基礎能力を土台として、新しい発想と挑戦に創意性を発揮する人

- C 文化的素養と多元的価値についての理解の下に、品格ある生を営む人
- D 世界と疎通する市民として、思いやりと分かち合いの精神で共同体の発展に参与する人

以上のような人間像を実現するため、2009 改訂教育課程は、次のような方針で構成されている。

- ① 思いやりと分かち合いを実践する創意的な人材を育てるように教育課程を構成する。
- ② 小学校 1 学年から中学校 3 学年までの共通教育課程と、高等学校 1 学年から 3 学年までの選択教育課程を編成する。

このように、2009 改訂教育課程では、共通教育課程と選択教育課程の二元的構成方針が示された。これは、従前の教育課程における国民共通基本教育課程の期間を縮小し、選択中心教育課程の期間を拡大することで、高校教育課程の多様化と効率化を期するためである。

表 1 教育課程編制構造の改善

2007 年改訂教育課程	2009 改訂教育課程
*国民共通基本教育課程 :1-10 学年	*共通教育課程 :1-9 学年
*選択中心教育課程 :11-12 学年	*選択教育課程 :10-12 学年

- ③ 教育課程の編成・運営の硬直性を脱し、学年間の相互連携と協力を通じた教育課程の編成・運営に柔軟性を持たせるため、学年群を設定する。
具体的には、小学校から高校までの教育期間である 12 年を 5 つの学年群(1-2、3-4、5-6、7-9、10-12 学年)に分け、学年間の相互連携と協力を促そうとするものである。これにより、学校教育課程の編成と運営に柔軟性を持たせると同時に、効率化が期待される。
- ④ 共通教育課程の教科は、教育目的の近接性、学問探究のテーマまたは方法の近接性、生活様式との関連性などを考慮して教科群に再分類する。
これは、既存の 10 の国民共通基本教科を 7 つの共通教科群(国語、社会／道徳、数学、理科／実科、体育、芸術(音楽／美術)、英語)に分類し、教科教育課程運営の融通性と多様性の幅を拡大しようとするものである。
- ⑤ 選択教育課程では、基礎領域の学習強化と進路及び適性などを勘案した適正な学習が可能となるよう、4 つの教科領域に区分し、必修履修単位を提示する。
高校では、必修の教科目を提示せず、教科(群)別及び教科領域別の必修履修単位を提示した。
- ⑥ 学期あたりの履修科目数の縮小を通じた学習負担の適正化と意味ある学習活動が展開されるように集中履修を拡大する。
- ⑦ 既存の裁量活動と特別活動を統合し、思いやりと分かち合いを実践するための「創意的体験活動」を新設する。
- ⑧ 学校教育課程の評価・教科評価の改善や国レベルでの学業成就度評価の実施などを通じ、教育課程の質の維持・向上を図る管理体制を強化する。

韓国の各学校段階における教育課程の目標はそれぞれ以下のとおりである。

① 小学校の教育目標

小学校の教育は、児童の学習や日常生活に必要な基礎的な能力の習得と基本的な生活習慣を形成することに重点を置く。

- A 豊富な学習経験を通じて、体と心が健康にバランスよく育つようにし、様々な仕事の世界について基本的な理解をする。
- B 学習と生活の問題を認識し、それを解決するための基礎能力を養い、これを新たに体験することができる想像力を育てる。
- C 私たちの文化について理解し、文化を享有する正しい態度を養う。
- D 自分の経験や考えを多様に表現し、他者と共感して協同する態度を養う。

② 中学校の教育目標

中学校の教育は、小学校教育の成果をもとに、生徒の学習と日常生活に必要な基本的な能力を養い、多様な価値を受け入れ、尊重する民主市民の資質涵養に重点をおく。

- A 心身の健康と調和のとれた発達を追求し、様々な分野の経験と知識を身につけ、積極的に進路を探索する。
- B 学習と生活に必要な基礎能力と問題解決力を土台として創意的思考力を養う。
- C 自分を取り巻く世界についての経験をもとに、様々な文化や価値観についての理解を深める。
- D 多様なコミュニケーション能力を養い、民主市民としての資質と態度を備える。

③ 高校の教育目標

高校教育は、中学校教育の成果をもとに、生徒の適性と素質に合った進路を開拓する能力と世界市民としての資質を涵養することに重点を置く。

- A 成熟した自我意識をもとに、様々な分野の知識と技能を身につけて進路を開拓し、生涯学習の基本的な能力と態度を備える。
- B 学習と生活についての新しい理解と価値を創出することができる批判的、創造的思考力と態度を身に付ける。
- C 私たちの文化を享有し、様々な文化や価値観を受容できる資質と態度を備える。
- D 国家共同体の発展のために努力し、世界市民としての資質と態度を育てる。

イ) 授業日、授業時数、1単位時間の規定

① 小学校

小学校教育課程は、教科(群)と創意的体験活動で編成される。

- A 教科(群)は国語、社会／道徳、数学、科学／実科、体育、芸術(音楽／美術)、英語である。ただし、小学校1、2学年の教科は国語、数学、正しい生活、知恵がある生活、楽しい生活である。
- B 創意的体験活動は自律活動、クラブ活動、奉仕活動、進路活動である。

表2 小学校の時間配当基準

区分		1-2 学年	3-4 学年	5-6 学年
教科	国語	国語(448)	408	408

(群)	社会／道徳	数学(256)	272	272
	数学	正しい生活(128)	272	272
	科学／実科	知恵がある生活	204	340
	体育	(192)	204	204
	芸術(音楽／美術)	楽しい生活(384)	272	272
	英語		136	204
創意的体験活動		272	204	204
学年群別総授業時間数		1680	1972	2176

*この表では、1時間の授業は40分を原則としている。ただし、気候や季節、児童の発達程度、学習内容の性格等と学校の実情に応じて弾力的に編成・運営できる。

*学年群及び教科(群)別の時間配当は、年間34週を基準とした2年間の基準授業時数を示す。

*学年群別総授業時間数は最小授業時数を表している。

*実科の授業時間は5-6学年の科学／実科の授業時数にだけ含まれる。

② 中学校

中学校教育課程は、教科(群)と創意的体験活動で編成される。

A 教科(群)は、国語、社会(歴史含む)／道徳、数学、科学／技術・家政、体育、芸術(音楽／美術)、英語、選択である。選択は漢文、情報、環境、生活外国語、保健、進路と職業などの選択科目である。

B 創意的体験活動は、自律活動、クラブ活動、奉仕活動、進路活動である。

表3 中学校の時間配当基準

区分		1-3 学年
教科 (群)	国語	442
	社会(歴史含む)／道徳	510
	数学	374
	科学／技術・家政	646
	体育	272
	芸術(音楽/美術)	272
	英語	340
	選択	204
創意的体験活動		306
総授業時間数		3,366

*この表では、1時間の授業は45分を原則としている。ただし、気候と季節、生徒の発達程度、学習内容の性格等と学校実情に応じて弾力的に編成・運営できる。

*学年群及び教科(群)別の時間配当は、年間34週を基準とした3年間の基準授業時数を示す。

*総授業時間数は3年間の最少授業時数を表す。

③ 高校

高校教育課程は、教科(群)と創意的体験活動で編成される。

A 教科(群)は普通教科と専門教科とする。

*普通教科領域は、基礎、探究、体育・芸術、生活・教養で構成され、教科(群)は国語、数学、英語、社会(歴史／道徳を含む)、科学、体育、芸術(音楽／美術)、技術・家政／第2外国語／漢文／教養とする。

*専門教科は、農生命産業、工業、商業情報、水産・海運、家事・実業、科学、体育、芸術、外国語、国際に関する教科とする。

B 創意的体験活動は、自律活動、クラブ活動、奉仕活動、進路活動である。

表4 高校の単位配当基準

	教科領域	教科(群)	必須履修単位		学校自律課程	
			教科(群)	教科領域		
教科(群)	基礎	国語	15(10)	45 (30)	生徒の適性と進路 に応じた編成	
		数学	15(10)			
		英語	15(10)			
	探究	社会(歴史／道徳を含む)	15(10)	35 (20)		
		科学	15(10)			
	体育・ 芸術	体育	10(5)	20 (10)		
		芸術(音楽／美術)	10(5)			
	生活・ 教養	技術・家政／第2外国語／漢文／教養	16(12)	16 (12)		
	小計		116(72)			64
	創意的体験活動			24		
総履修単位			204			

*1単位は、50分を基準とする授業17回の履修。

*1時間の授業は50分を原則としている。ただし、気候と季節、生徒の発達程度、学習内容の性格等と学校実情に応じて弾力的に編成・運営できる。

*必須履修単位の教科(群)及び教科領域単位数は、該当教科(群)及び教科領域の最少履修単位を示す。

*必須履修単位の()内の数字は、専門教育を主とする学校や芸能など教育課程編成・運営に関する自律権の認定を受けた学校において履修することを勧奨する履修単位である。

*総履修単位数は、教科(群)と創意的体験活動の履修単位を合わせたもので、高校卒業に必要な最少履修単位を示す。

ウ) 教科等の種類と学年配置

教科等の種類と学年配置については、イ 授業日、授業時数、1単位時間の規定の内容で述べたとおり。

エ) 各教科等の目標、内容等の示し方

重要な教科科目(国語、数学、社会、科学)の目標(小・中学校の目標)は次のとおりである。

国語科目の小・中学校の目標:

国語活動と国語と文学を総体的に理解し、国語活動の脈絡を考慮して国語を正確かつ効果的に使用し、国語を愛して国語文化を享受しながら国語の創意的発展と国語文化創造に寄与できる能力と態度を育てる。

社会科目の小・中学校の目標:

社会現象に関する基礎的知識と能力はもちろん、地理、歴史及び諸社会科学の基本概念と原理を発見・探究する能力をつけ、我々の社会の特徴と世界の様々な姿を総合的に理解し、多様な情報を活用して現代社会の問題を創意的合理的に解決し、共同生活に自ら参加する能力を育てる。これをもとに、個人の発展はもちろん、社会、国家、人類の発展に寄与できる民主市民の資質を育てる。

数学科目の小・中学校の目標:

数学的概念、原理、法則を理解し、数学的に思考して意思疎通できる能力を養い、様々な現象と問題を数学的に考察することによって合理的、創意的に解決し、数学学習者として望ましい人性と態度を育てる。

科学科目の小・中学校の目標:

自然現象と事物について、興味と好奇心を持って探究し、科学の基本概念を理解するとともに、科学的思考力と創意的問題解決力を養って日常生活の問題を解決できる科学的素養を育てる。

オ) その他

2006年から月2回の週5日(月、火、水、木、金曜日)制が実施されるようになったが、2012年からは、全面的に週5日制が実施されることとなった。

(5) 改訂の周期と最新の改訂年次

韓国における教育課程の改訂の変遷は以下のとおりである。

① 教授要目の時期(1946-1954)

教授要目:児童・生徒が学習するコース、教師が児童・生徒に教える教授内容と主題または題目

*教育法(1949.12.31.)第1条:弘益人間の教育理念

② 第1次教育課程の時期(1954-1963)

教科中心教育課程:教科別目標と内容で構成

③ 第2次教育課程の時期(1963-1973)

生活(経験)中心教育課程:自主性、生産性、有用性、合理性、地域性の強調

④ 第3次教育課程の時期(1973-1981)

学問中心教育課程:知識の構造、基本概念と原理重視

⑤ 第4次教育課程の時期(1981-1987)

単一教育思潮と理論の支配からの脱皮:

*個人的、社会的、学問的適合性の調和

*教科、経験、学問中心教育思潮の均衡と調和

⑥ 第5次教育課程の時期(1987-1992)

弘益人間の理念の具現:健康な人、自主的な人、創造的な人、道徳的な人

⑦ 第6次教育課程の時期(1992-1997)

21世紀を主導する健康で自主的、創意的、道徳的な韓国人の育成

⑧ 第7次教育課程の時期(1997-2007)

*自律と創意をもとにした児童・生徒中心教育課程

*21世紀の世界化・情報化時代を主導する自律的、創意的な韓国人の育成

⑨ 2007年改訂教育課程の時期(2007-2009)

*第7次教育課程の基本的な考えと体制を維持

*重要な改訂内容:基本生活習慣形成と基礎教育の充実/裁量活動の活性化/学習負担の軽減と教科編制構造の漸進的拡大/教科学習内容の適正化/統合教科の堅持及び内実化

⑩ 2009改訂教育課程の時期(2009-現在)

現在の教育課程である。

(6) 日本と比較した特色

韓国の2009改訂教育課程では、創意的体験活動を新たに導入した。教科外の教育活動の本来の趣旨に適合に運営できるよう、細部領域を自律活動、クラブ活動、奉仕活動、進路活動とし、その運用時間も小・中学校では週当たり3時間以上、高校では週当たり4時間以上とした。基準授業時間数として提示した教科(群)とは異なり、最少時間数として提示することにより、授業時間数の増加は可能となる一方、減縮運用はできないようにしている。

表5 創意的体験活動の内容体系

領域	性格	活動
自律活動	学校は、児童・生徒中心の自律的活動を推進し、児童・生徒は、	*適応活動 *自治活動

	多様な教育活動に能動的に参加する。	*行事活動 *創意的特色活動など
クラブ活動	児童・生徒は、自発的に集団活動に参加して協同する態度を養い、各自の趣味と特技を伸張する。	*学術活動 *文化芸術活動 *スポーツ活動 *実習労作活動 *青少年団体活動など
奉仕活動	児童・生徒は、隣人や地域社会のため、思いやりと分かち合いの活動を実践し、自然環境を保存する。	*校内奉仕活動 *地域社会奉仕活動 *自然環境保護活動 *キャンーペン活動など
進路活動	児童・生徒は、自分の興味、特技、適性に合った自己啓発活動を通じて進路を探索し、設計する。	*自己理解活動 *進路情報探索活動 *進路計画活動 *進路体験活動など

(7) 近年の教育課程の基準にかかわる動向

世界化・国際化時代を迎え、知識競争が国家競争力を左右する状況では、初・中等教育課程はグローバルで創意的な人才の育成が可能な構造で改編される必要がある。そして、おびただしい量の知識を生み出し、その多くの知識が瞬く間に処理される知識情報化時代では、学習経験の量より質を強調する教育課程に転換される必要がある。

また、専門化し、変化する社会や教育を受ける人々の多様な要求を勘案して、単位学校の教育課程編成・運用に弾力性と自律性を付与することで、教育課程の多様化と特性化を誘導することが必要である。

2 基準の改訂と普及について

(1) 基準の改訂の手続き、方法

2009 改訂教育課程の手続き、方法は次のとおりである。

大統領の諮問機構である国家教育科学技術諮問会議の教育課程特別委員会は、二回の国家教育課程フォーラムと初・中等教育課程先進化改革方案研究をもとに、初・中等教育課程の未来適合性を引き上げるために未来型教育課程を構想し、「グローバル創意人」を学校教育が推究する人間像として設定した。未来型教育課程構想の主眼は、教育課程の適合性の引き上げ、教育課程の適正化、教育課程の多様化、教育課程の自律化、教育課程の責務性の強化とされた。これをもとに、初・中等教育課程の改訂が行なわれた。

(2) 基準の普及の方法

2009 改訂教育課程の適用時期は下表のとおりである。

表6 2009改訂教育課程の適用時期

学校級	適用年度			
	2013	2014	2015	2016
小学校	1・2 学年	3・4 学年	5・6 学年	-
中学校	1 学年	2 学年	3 学年	-
高校	-	1 学年	2 学年	3 学年

3 教育課程の評価の方法

この教育課程の円滑な編成・運営をするため、国家レベルでは次のような評価・支援を行なう。

- ① 市町村、都道府県の教育庁の教育課程支援活動と単位学校の教育課程編成・運営活動が相互有機的に成り立つよう、行政的財政的支援をする。
- ② この教育課程の質管理のため、国家レベルでは周期的に学業成就度評価、学校と教育機関の評価、教育課程編成・運営に関する評価を実施する。
 - *学業成就度を評価するため教科別、学年(群)別に評価を実施して、評価結果は教育課程の適切性確保とその改善に活用する。
 - *学校の教育課程編成・運営と教育庁の教育課程支援状況を把握するために、学校と教育庁に対する評価を周期的に実施する。
 - *教育課程編成・運営と支援体制の適切性、実効性を評価するための研究を遂行する。
- ③ 国家レベルでは、学校で教育課程の精神を具現した評価活動が円滑に行なわれるよう、多様な方案を講じて学校現場に提供しなければならない。
 - *教科別に評価基準を開発、普及して学校が教科教育課程の目標にかなう評価を実施できるようにする。
 - *教科別評価活動に活用できる多様な評価方法、手順、道具などを開発して学校に提供する。

4 児童生徒の学習の評価

学校は、学校教育課程の編成と運営の適合性、妥当性、有効性を自己評価し、問題点と改選点を抽出して、次年度の教育課程編成・運営に、その結果を反映する。

学校で実施する評価活動は、次のような事項を考慮して行なわれる。

(1) 基準設定の主体

初・中等教育法第23条により、教育課程における学習の評価は国すなわち、教育科学技術部が主体となって行なう。

(2) 基準設定の方法

- ① 学校は多様な評価ツールと方法で達成度を評価し、児童生徒の目標到達度を確認して、授業の質改善のための資料として活用する。
- ② 実験・実習の評価は、教科の性格を考慮し、合理的な細部評価基準を設けて実施する。
- ③ 情意的、機能的、創意的な面が特に重視される教科の評価は妥当な評定基準と尺度に基づいて実施する。

（３）評価方法の種類

教科の評価は、選択型の評価よりも、叙述型や論述型の評価および遂行評価の比重を増やして教科別の特性に適した評価を実施する。

（４）評価の内容

- ① 学校と教師は学校で教えた内容と機能の評価するようにする。児童生徒が学校で習う機会を与えられず、学校外の教育手段を通じて身に付けるしかない内容と機能は評価しないように注意する。
- ② 創意的体験活動の評価は、創意的体験活動の内容と特徴を勘案して、評価の主眼を学校で作成、活用する。

（５）評価の結果と課程終了との関連

評価は、すべての児童生徒が教育目標を首尾よく達成するための教育課程で実施する。

（金 東煜）

【引用・参考文献】

教育科学技術部、初・中等学校教育課程総論-2009 改訂教育課程-、教育科学技術部告示第 2009-41 号

教育科学技術部、初等学校教育課程解説-総論-、教育科学技術部告示第 2009-41 号

教育科学技術部、初等学校教育課程、教育科学技術部告示第 2011-361 号「別冊 2」

教育科学技術部、中学校教育課程、教育科学技術部告示第 2011-361 号「別冊 3」

教育科学技術部、高等学校教育課程、教育科学技術部告示第 2011-361 号「別冊 4」

研究のまとめ 早見表

国名	日本（小学校 中学校）
1 教育課程の基準の概要 (1) 教育課程の基準設定の主体（国、州、自治体等）	国が各学校において編成する教育課程の基準である学習指導要領等を設定。このほか、学校を設置する自治体の教育委員会が必要な規則を定めることが可能。
(2) 教育課程の基準に係わる法令 (どの内容を法律で決め、どの内容を行政機関の定める政令等で決めているか)	教育基本法で教育の目的・目標と義務教育の目的を、学校教育法で義務教育の目標及び各学校段階の目的・目標をそれぞれ規定。学校教育法施行規則（文部科学省令）で教科等の種類と標準授業時数を規定。 学習指導要領（文部科学省告示）で教育課程編成方針や配慮事項等、各教科等の目標や内容等を規定。
(3) 教育課程の基準の性格	各学校は、教育課程の編成・実施に当たり学習指導要領等に従わなければならない（法的拘束力がある）。 一方、学習指導要領に示す各教科等の目標や内容等は全体としては大綱的なものであるとして、学校の創意工夫が求められている。
(4) 教育課程の基準の範囲と内容	*小学校 2011 年度、中学校 2012 年度から実施の基準
授業日、授業時数、1 単位時間の規定 (代表的な小中学校)、週休日	授業日：週数で規定。年間 35 週以上（小学校第 1 学年のみ 3 4 週以上）。ただし、各教科等の特質に応じ効果的な場合には、特定の期間に行うことも可能。 授業時数：年間で規定。小学校（段階的に増える）小 1 で 850、小 6 で 980、中学校 1015。（いずれも単位時間。学校行事等を除く。） 1 単位時間の規定：各学校が設定。基準で定める標準授業時数の 1 単位時間は小学校 45 分、中学校 50 分であり、年間の総分数は確保することが必要。
教科等の種類	小学校（ア教科（国語，社会，算数，理科，生活，音楽，図画工作，家庭，体育），イ道徳，ウ外国語活動，エ総合的な学習の時間，オ特別活動。（私立小学校は宗教を加えることが可能。また，これをもって道徳にかえることが可能）。 中学校（ア教科（国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，技術・家庭，外国語）イ道徳，ウ総合的な学習の時間，エ特別活動。（これらのほか、選択教科の設定が可能。また、道徳の特例は、私立中学校も同様。）
(5) 改訂の周期と最新の改訂年次	学習指導要領は約 10 年ごとに改訂（法的規定なし）。最新の学習指導要領の改訂は 2008 年。2006 年の教育基本法の約 60 年ぶりの改正，2007 年の学校教育法の改正等を踏まえたもの。
(6) 日本と比較した特色	—
(7) 近年の教育課程の基準にかかわる動き	2008 年以前の改訂は、1977 年，1989 年，1998 年。 2000 年代に入り，子どもの学力低下を懸念する世論が強まる中，2003 年に発展的な学習を含めた確かな学力の育成を強調して学習指導要領の一部改訂。 その後，2005 年に文部科学大臣から中央教育審議会に対して基準の見直しについて検討要請があり，その審議を経て 2008 年に答申。同年，学習指導要領改訂。
2 基準の改訂と普及について (1) 基準の改訂の手続き、方法	社会の変化や教育課程実施の経験等を踏まえ、文部科学大臣が中央教育審議会に学習指導要領改善について審議要請。その審議を経て答申が出され，それを踏まえて文部科学省で学習指導要領を改訂。

(2) 基準の普及の方法	<p>文部科学大臣が公示。各県の教育委員会等に対する説明会の実施、パンフレットの配布等を通じて普及。</p> <p>実質的には検定教科書を通じて具体化。</p> <p>2008年の改訂では、全教員に学習指導要領を配布。</p>
<p>3 教育課程の評価の方法 (教育課程の基準の評価、教育課程の実施状況の評価の方法等)</p>	<p>教育課程の基準そのものの評価方法は定まっていない。中央教育審議会の審議の過程で諸調査を参考に検証。</p> <p>学校の教育課程については、学校評価を学校教育法に規定。一般的にはその中に含めて実施。</p> <p>教育課程の実施状況については、国が行う「教育課程実施状況調査」や「特定の課題に関する調査」、「全国学力・学習状況調査」等で把握。</p> <p>なお、児童生徒の学習状況の評価については、目標に準拠した評価を基本。</p>
<p>※児童生徒の学習の評価で去年調査以降、大きな変更があった内容がありましたらお書きください。</p>	<p>2010年、国立教育政策研究所により「評価規準の作成のための参考資料」が示された。</p>

国名	アメリカ合衆国
<p>1 教育課程の基準の概要 (1) 教育課程の基準設定の主体 (国、州、自治体等)</p>	<p>わが国のように法的拘束力を持つ国の教育課程(カリキュラム)基準はないが、ほぼすべての教科を対象として、特定の組織(学会、研究会、協議会、他)により法的拘束力を持たない全米基準が作られており、多くの場合、それらを参考に各州が教育課程基準やカリキュラムのフレームワークを策定している。現状では、多くの州において大綱的な教育課程基準が策定され、これらの州レベルの基準を基に各学校区ではさらに詳細な教育課程基準を策定しており、各学校への影響力は州レベルより強い。州、学校区、それに学校により教育課程基準の策定について受け止め方は様々であるが、近年、州の教育課程基準や教科内容の基準などを踏襲することが一般的になってきている。</p>
<p>(2) 教育課程の基準に係わる法令 (どの内容を法律で決め、どの内容を行政機関の定める政令等で決めているか)</p>	<p>ミシガン州では Michigan Curriculum Framework と呼ばれているが、州ごとに教育課程の基準が存在する。連邦政府レベルの法律が、Elementary and Secondary Education Act (ESEA) of 1965 (初等中等教育法)、No Child Left Behind Act of 2001 (落ちこぼれを作らない初等中等教育法)、Education Sciences Reform Act of 2002 (教育の科学的改革法)。</p>
<p>(3) 教育課程の基準の性格</p>	<p>多くの州のカリキュラムフレームワークや教育課程基準でわが国の総則にあたる内容が示されている。州によって、カリキュラムフレームワークと教育課程基準には違いが見られ、その取り扱いは異なっている。</p>
<p>(4) 教育課程の基準の範囲と内容 授業日、授業時数、1単位時間の規定 (代表的な小中学校)、週休日</p>	<p>最小授業日数は多くの州で決められており、概ね180日前後。1日当たり最低授業時間も多くの州で決められてはいるが、その内容は大きく異なる。CCSS0によると、概ね1日5時間以上、年間900時間以上の州は36州(2008年)。授業時数を規定していない州も、11州(2008年)。ミシガン州の場合は、州法によると、年間授業時数は、幼稚園が549時間、小学校以降が1098時間(2008年)。</p> <p>○ 各教科等の配当授業時数の規定の有無</p> <p>各教科等の詳細な配当授業時数の規定はないが、多くの州では、履修すべき主要教科は決められている。ワシントンDCでは、小学校の場合、英語、科学、社会、算数の4教科は必修教科であり、それぞれ授業時間配分について英語は1日に90分、算数は1日に60分、科学と社会は1日30～45分の授業を行うことが望ましいとするガイドラインがある。また、音楽、図画工作、体育は必修ではなく、各学校に裁量、概ね週に60分とされている(「学校の授業時間に関する国際比較調査」報告書(同研究会:平成15年3月)。また、年間最小授業日数180日から、第1～6学年の各学年で、国語270時間、社会135時間、算数180時間、科学135時間、音楽36時間、図画工作36時間、体育36時間を実施していることになる。学校によりコンピュータ等の授業もあり、実態は多様である。中等教育については単位制となっており、高校卒業までの最小履修単位数は決められているが、年間授業時数に関する規定はない。</p>
<p>(5) 改訂の周期と最新の改訂年次</p>	<p>決まった改訂の周期はない。すべての教科を同時に改訂することではなく、教科ごとに改訂を進めていくことが多い。時々の情勢により臨時に改訂することもあり、それらの情報はすみやかにホームページ上に掲載され、誰でもインターネットでアクセスできる。</p>

(6) 日本と比較した特色	<p>州ごとに教育課程基準が作成されていて、教科内容はそれぞれ異なる。教科内容の改訂に際しても教科別で全教科が一斉に改訂されるわけではない。</p> <p>ミシガン州のカリキュラムフレームワークにおいては、各学校区および学校のカリキュラム開発のための詳細な情報が提供されているが、拘束力はなく各学校の自主的な取り組みを優先。学校区の基準は、その規模にもよるが各学校のカリキュラム作成の場面である程度の影響力を持つ。ミシガン州でも NCLB 法により、州の統一試験や予算配分などの関係から、州の基準が各学校におけるカリキュラムの作成に徐々にではあるが影響を与えて始めている。こうした傾向は、ほぼすべての州で同様。</p>
(7) 近年の教育課程の基準にかかわる動き	<p>全米共通のスタンダードをつくる試みが進められている。全米知事会(NGA)と全米州教育長協議会(CCSSO)のリードによって、各州が採択可能な全米共通の英語と数学のスタンダードがすでに開発されている。2011年1月までに43州が共通スタンダードを採択することを決定している。</p>
<p>2 基準の改訂と普及について</p> <p>(1) 基準の改訂の手続き、方法</p>	<p>策定機関及び策定の手続きについては、詳細は定かではない。ミシガン州における1996年発行のミシガンカリキュラムフレームワーク(ミシガン州教育課程基準の枠組み)策定では、1993年にミシガン州政府と5つの州立大学が、連邦政府からの資金援助により英語、数学、科学、地理の内容基準作成に着手、ミシガン社会科協会が、州教育委員会の支援により地理を除く社会科の内容基準作成を開始。代表は定期的に会合を持ち、カリキュラムフレームワークのデザイン、各教科の委員会は教科内容の基準(コンテンツスタンダード)、ベンチマーク(到達度の尺度)、パフォーマンススタンダード(教科内容の基準、ベンチマークで示され、知識・能力をどれだけ習得したかを測る基準)の作成、カリキュラムフレームワークを作成。教科担当代表、保護者、会社関係者、州政府議会代表、教育者からなる共同運営委員会の査察を受け、最終的に完成。</p> <p>各学校区では、州のカリキュラムフレームワークを参考に、教育委員会の教科担当者、教員、大学の専門家、保護者代表、実業界・労働界の有識者(生徒の代表も加わることがある)などで構成する委員会、各教科の項目ごとの詳細な基準作りを行う。地元の住民からの意見も参考にする。</p>
(2) 基準の普及の方法	<p>各学校区に冊子とCDで配布するとともに、インターネットなどによってもアクセスできるようにしている。</p>
<p>3 教育課程の評価の方法</p> <p>(教育課程の基準の評価、教育課程の実施状況の評価の方法等)</p>	<p>カリキュラムフレームワークの評価については、州の統一テストが毎年行われ、その結果に基づいて問題点の分析などを実施。また、各学校区において策定された教育課程基準は、冊子として各学校に配布され、カリキュラムの評価のための標準テストなどによる評価システムなどがとられ、改訂に生かすことが指導されている。各学校段階においても、同様な評価システムがとられ、それぞれの基準の評価が定期的になされている。</p>

国名	イギリス
<p>1 教育課程の基準の概要 (1) 教育課程の基準設定の主体 (国、州、自治体等) (イングランドの例)</p>	<p>政府による財政支援を受ける維持学校 (Maintained schools) と、財政支援を受けない独立学校 (Independent schools) に大別される。維持学校の教育内容には、国の法律に基づき所管の大臣が設定するナショナル・カリキュラム、法律に根拠をもつが地方もしくは学校単位でその内容が決定される宗教教育、学校が独自に設定する教科という3つの区分がある。他にも教科外の教育活動、教科の教育を通じて児童生徒に身につけさせる必要のある内容が規定されている。各教科・科目について、大学や企業、各種職能団体の意向を反映した資格試験が歴史的に発展し、現在では国の定めた資格・単位枠組みの下での整理が進められている。独立学校はナショナル・カリキュラムに基づいて教育を行わなくてもよいが、その生徒は国家の規制の下で行われる試験を受験し、資格を取得して進学、就職する。ホーム・エデュケーションの場合も、1996年教育法第576条により、ナショナル・カリキュラムに従って教育を行う義務はない。</p>
<p>(2) 教育課程の基準に係わる法令 (どの内容を法律で決め、どの内容を行政機関の定める政令等で決めているか)</p>	<p>1996年教育法第5条は初等学校、中等学校、中間学校 (Middle schools) について、第6条は保育学校 (Nursery schools) と特別支援学校 (Special schools) について規定している。教育の基本的な目標は法律 (現在は2002年教育法第78条) に規定され、その法律に基づいて担当大臣が政令としてナショナル・カリキュラムを制定する義務を有している。ナショナル・カリキュラムは1988年教育改革法によって導入後、2002年教育法によってほぼ現在の姿になり、2008年9月からは新しい中等教育のカリキュラムが実施されている。現在の連立政権は2011年1月から初等・中等教育のカリキュラムの改訂作業を開始した。</p>
<p>(3) 教育課程の基準の性格</p>	<p>1988年以来性格が変化しているとの指摘がなされている。連立政権の下では最低基準であることが強調されてきている。教科の学習の到達度については詳しい規定がされていたが、連立政権により中心教科以外の教科については概要だけに改められようとしている。</p>
<p>(4) 教育課程の基準の範囲と内容</p>	<p>2002年教育法第78条にカリキュラムのねらいとして「(a) 学校および社会における児童生徒の精神的 (spiritual)、道徳的、文化的、知的 (mental)、身体的発達を促し、(b) 在学中の児童生徒をその後の人生における機会、責任、経験に向けて準備させる」と規定されている。</p>
<p>授業日、授業時数、1単位時間の規定 (代表的な小中学校)、 週休日</p>	<p>授業日数や学期の区分は地方当局の権限であった。ただ年間授業日数については1996年教育法第444条第6項cにより、児童生徒が出席すべき最低日数は200日と規定されている。土曜日、日曜日には授業は行われない。</p>
<p>(5) 改訂の周期と最新の改訂年次</p>	<p>1988年教育改革法によりナショナル・カリキュラムを導入後、1994年にレビューが行われ、初等・中等カリキュラムが改訂された。その後、1999年にカリキュラム2000と呼ばれる新しいカリキュラムが実施された。中等教育については2007年に改訂が行われ、2008年9月より実施に移されているが、教科によって実施の時期にずれがある。2010年5月に発足した連立政権は同年12月に発表した白書『教授の重要性』の中で新たな改訂の方向を打ち出し、2011年から初等・中等教育のカリキュラム改訂作業を開始している。ケンブリッジ大学のティム・オーツに委託して行ったレ</p>

	ビューでは、改訂の周期は少なくとも 10 年であるべきとしている。
(6) 日本と比較した特色	ナショナル・カリキュラムは学校カリキュラムの一部であることが連立政権の下で強調されている。公営学校以外ではナショナル・カリキュラムに基づいて教育を行うことは求められず、公営学校についても授業時間などの規定が設けられないなど、学校の自由な裁量が認められる一方で、教育の成果については厳しい評価が行われる。教科編成をめぐる考え方が異なり、日本の社会に相当する領域は、歴史、地理、市民性という 3 つの教科で教えられている。また家庭に相当する教科はなく、食物や衣料については技術に含まれている。さらに宗教がナショナル・カリキュラムの枠外で、必修の教科として教えられている。学校の提供する授業についてナショナル・カリキュラムの教科であっても、その通りに枠を設けず、分離したり、他の教科と合わせたりして合科的な授業を行うことも自由である。
(7) 近年の教育課程の基準にかかわる動き	教育課程及び資格制度の開発には 1997 年教育法によって設置された資格・カリキュラム機構 (QCA) がかわってきた。ところが 2007 年教育法によって従来は QCA の管轄であった試験制度の規制のための機能が、新たに設置された独立の機関である資格・試験規制官事務所 (Ofqual) に移され、残された機能のために資格・カリキュラム開発機関 (QCDA) が設置されることになった。しかし、政権交代により QCDA は廃止されることとなり、2012 年 3 月をもってその仕事を終えた。今後は教育課程の基準は大臣が関係諸団体との協議によって決定する方向に向かうものと考えられる。
2 基準の改訂と普及について (1) 基準の改訂の手続き、方法	担当大臣により有識者による作業集団が委託を受けてカリキュラムのレビューを行う。審議の過程で各方面からの意見を集める協議が行われるのが一般的である。最近では初等教育のカリキュラムをめぐる全国教育研究財団 (National Foundation for Educational Research: NFER) の所長であるジム・ローズを長とする委員会によりレビューがおこなわれた。しかし、連立政権の下でこのレビューの結果の実施は見送られ、2011 年 1 月から改めて初等・中等教育カリキュラムの改訂作業が進められている。改訂作業には教師、研究者、実業界の代表から構成される助言委員会と、専門家のパネルがかかわることになっている。
(2) 基準の普及の方法	カリキュラム 2000 の実施に当たっては移行措置が設けられていた。連立政権下でのカリキュラムの改訂作業においては、学校への 1 年間の周知期間が設けられている。各種の情報はインターネットで検索できる。
3 教育課程の評価の方法 (教育課程の基準の評価、教育課程の実施状況の評価の方法等)	ナショナル・カリキュラム・テストおよび外部試験の結果が個々の児童生徒の学習到達度の評価としてだけでなく、学校の教育活動の評価とされ、その結果が外部に発表される。各種試験の成績の発表後に担当大臣が談話を公表するのが恒例になっている。連立政権は 2011 年教育法第 20 条において「学校が国際的な調査に参加することの必要 (requirement)」を新たに定めた。これは国際的な学力調査の結果を教育改革の資料とするのに消極的であった前労働党政権とは違う新しい方向性を強調する措置として注目される。

国名	フランス
1 教育課程の基準の概要 (1) 教育課程の基準設定の主体 (国、州、自治体等)	授業時数表 (horaires) と学習指導要領 (programmes) からなる基準を国が設定している。特別自治体であるニューカレドニアなど一部の地域を除いては、地方政府 (地域圏 région、県 département、市町村 commune) に独自の教育課程の基準を設定する権限はない。
(2) 教育課程の基準に係わる法令 (どの内容を法律で決め、どの内容を行政機関の定める政令等で決めているか)	ア 学校種は、国会が法律で設定 イ 修業年限の設定主体は、幼稚園は国会が法律で、小学校から高等学校までは政府が政令で設定 ウ 教育課程の基準の設定主体は、幼稚園から高等学校までの基準は、国民教育省が省令で設定 エ 授業日 (数)、授業時数は、幼稚園から高等学校までの年間授業週数は国会が法律で、幼稚園と小学校の週当たりの授業時数と授業日数は政府が政令で設定
(3) 教育課程の基準の性格	法律 (教育法典第 L. 311-3 条) は、「学習指導要領は、各学習期において獲得させるべき基本的な知識及び身に付けさせるべき方法を、学習期ごとに定める。学習指導要領は、全国共通の枠組みを成し、教員は、その中で、各児童生徒の学習のリズムを考慮して教育を組織する。」と規定している。各地方においては、国の出先機関が学校の教育内容を監督しており、国が教育課程の基準の実施に直接責任を負っている。
(4) 教育課程の基準の範囲と内容	義務教育段階の教育課程の基準は、終了時点ですべての生徒に完全修得させるべき7項目からなる「共通基礎知識技能」に基づいて設定されている。「共通基礎知識技能」について、法律 (教育法典第 L. 122-1-1 条) は、「就学を成功裏に達成し、教育を継続し、人格及び職業に関わる将来を構築し以て社会生活に成功するために習得が不可欠な知識技能全体から成る共通基礎知識技能の獲得に必要な手段を、児童生徒に最低限保障しなければならない。」と定めている。
授業日、授業時数、1 単位時間の規定 (代表的な小中学校)、週休日	1 単位時間の規定はなく、1 時間は 60 分である。ただし、実際には各学校の裁量で授業時間は 55 分ないし 50 分で定められているものとみられる。
(5) 改訂の周期と最新の改訂年次	教育課程の基準は、概ね 5 年に 1 回改訂されている。小学校の授業時数表及び学習指導要領の最新の改訂年次は、2008 年である。中学校の授業時数表の最新の改訂年次は、第 1～3 学年が 2002 年、第 4 学年が 2004 年である。中学校の学習指導要領の最新の改訂年次は、教科により異なるが、必修教科の場合、フランス語、数学、歴史地理公民、生物地学、物理化学、技術、美術、音楽、体育の 2008 年が最新である。高等学校の授業時数表と学習指導要領の最新の改訂年次は、2010 年以降、コース毎に進められている。職業高等学校の授業時数表と学習指導要領の改訂は、2009 年以降、コース毎に進められている。
(6) 日本と比較した特色	①小学校から原級留置が行われており厳格な課程主義が採用されていること、②義務教育段階において「共通基礎知識技能」に基づいて教育課程の基準が設定されていること、③後期中等教育段階で普通科の中にも複数のコースがあること 等
(7) 近年の教育課程の基準	ア 2005 年学校基本計画法 (フィヨン法) により「共通基礎知識

<p>にかかわる動き</p>	<p>技能」の制度（後述）が設けられたのに伴い、小中学校の学習指導要領の全面改訂が進められている。</p> <p>イ 小学校では、従来、学校週5日制（月、火、木、金、土）のほか一部地域で学校週4日制（月、火、木、金）が行われていたが、2008年に週4日制へと統一された。これに伴い、週授業時数が26時間から24時間に削減。</p> <p>ウ 職業高等学校の修業年限が、2009年に2年又は4年から2年又は3年へと変更されたのに伴い、教育課程の基準の全面改訂が進められている。</p> <p>エ 高等学校においても、2010年以降、教育課程の基準の全面改訂が進められている。</p>
<p>2 基準の改訂と普及について</p> <p>(1) 基準の改訂の手続き、方法</p>	<p>教育課程の基準は、審議会の答申を受けて国民教育省が改訂する。すなわち、国民教育省は、教職員、父母、学生、高校生、地方公共団体、学校外教育団体、家族団体などの代表で構成する中央教育審議会 (Conseil supérieur de l'éducation) の答申 (avis) を受けて、授業時数表を定める省令と学習指導要領を定める省令をそれぞれ改正している。義務教育段階の教育課程の基準の改訂に当たっては、法律 (教育法典第 L. 122-1-1 条) に則って、大統領等が指名する 9 名の有識者で構成する教育高等審議会 (Haut Conseil de l'éducation) の答申を受けて政府が政令で定める「共通基礎知識技能 (socle commun de connaissances et de compétences)」が基準となる。「共通基礎知識技能」は、義務教育終了までにすべての生徒に完全習得を保障すべき教育内容を定めたものである。「共通基礎知識技能」においては、7 項目にわたって、義務教育終了時点ですべての生徒に完全修得させるべき内容が列挙されている。</p>
<p>(2) 基準の普及の方法</p>	<p>教育課程の基準を定める国民教育省令は、国民教育省官報 (Bulletin Officiel) で公布される。通常、移行措置期間はなく、省令は公布と同時に発効し、公布直後の新学年度から実施される。小中高等学校においては、学習指導要領に準拠した教科書を使用する義務はない。</p>
<p>3 教育課程の評価の方法 (教育課程の基準の評価、教育課程の実施状況の評価の方法等)</p>	<p>(1) 教育課程の基準の評価</p> <p>法律 (教育法典第 L. 122-1-1 条) には、「政府は、学習指導要領における共通基礎知識技能の考慮の在り方及び義務教育期間中における児童生徒の共通基礎知識技能習得に関する報告書を3年に1回、国会に提出する。」と定められている。2010年4月には、国会下院が独自に報告書を作成している。</p> <p>(2) 学力調査</p> <p>小学校2年生と小学校5年生を対象とするフランス語と数学の全国共通学力調査が毎年実施されている。対象学年のすべての児童が受験するが、成績集計は標本によって行われる。調査は、従来、小学校3年生と中学校1年生の初めに行われていたが、2008年度から現在の対象学年に変更された。</p>

国名	ドイツ（基礎学校及びギムナジウム）
1 教育課程の基準の概要 (1) 教育課程の基準設定の主体（国、州、自治体等）	16の州からなる連邦国家である。教育に関する事項はドイツ基本法第7条第1項により各州の事項とされている。
(2) 教育課程の基準に係わる法令	学習指導要領を策定するのは州文部省が編成主体となっている。実際には州教育研究所が関与・作成する場合が多い。
(3) 教育課程の基準の性格	ドイツ統一での基準はなく、州により多少の違いがある。 ベルリン市（都市州）基礎学校では、ブレーメン市、ブランデンブルク、メクレン・フォアポメルン州と共同で大綱学習指導要領を作成し、2004/05年度から使用。 学習指導要領に該当するものは、学校の教育活動のすべてを提示している訳ではない。ベルリン市の共通大綱学習指導要領は、示された能力（Kompetenz）が学校終了時点で獲得されなければならないものとして記載。
(4) 教育課程の基準の範囲と内容	ドイツ統一での基準はなく、州により多少の違いがある。 ベルリン市（都市州）基礎学校は、ブレーメン市、ブランデンブルク、メクレン・フォアポメルン州と共同で大綱学習指導要領を作成し、2004/05年度から使用している。 この大綱学習指導要領は、教育学的概念と各教科（ドイツ語、英語、フランス語、地理、歴史、芸術、算数、音楽、理科、政治教育、事実教授、スポーツ）で構成されている。ベルリン市では、この他に性教育についての指導書がある。なお、ベルリン市とブランデンブルク州は、基礎学校が6年間であり、その他の州よりも2年長くなっているため、教科数が増えている。 「教育学的概念」の部分は、はしがき、基礎学校の大綱学習指導要領の教育学的概念、文献、の3部から構成されている。中心となるのは「基礎学校の大綱学習指導要領の教育学的概念」である。内容は分類されていないが、教科の大綱学習指導要領の課題領域における目標は、観察可能な諸要求として証明されるべきであること、開かれた課題設定、基礎教育、学習の個別化、評価、知識技能、教授、行動コンピテンシー、事実コンピテンシー、方法コンピテンシー、社会コンピテンシー、個人コンピテンシー、成績、成績評価、学習戦略、ポートフォリオ、問題設定、教育スタンダード等のキーワードが挙げられている。
授業日、授業時数、1単位時間の規定 （代表的な小中学校）、 週休日	週当たりで授業時数が定められている。年間総授業時数では規定されていない。各州の文部省が週当たりの授業時数を定めている場合が多い。一般に年間時数では考えられていない。年間の授業を行う週は、一般に38週で考えられているが、複数学年を括りとして授業時数を規定する州が多い。 授業の単位時間は45分である。
教科等の種類（一例）	ノルトライン・ヴェストファーレン州の基礎学校 ドイツ語、事実教授、算数、促進授業、芸術、音楽 英語 宗教 スポーツ ノルトライン・ヴェストファーレン州のギムナジウム ドイツ語、社会（歴史 地理 政治/経済）、数学 理科（生物 化学 物理）、英語、第二外国語 芸術領域（芸術、音楽）、宗教、スポーツ 選択必修授業、中核時間、補足時間

(5) 改訂の周期と最新の改訂年次	とくに原則はない。上記ノルトライン・ヴェストファーレン州の基礎学校学習指導要領改訂では、前回告示されたのが1985年である。その後2003年に試行版が告示され、2008年の確定版学習指導要領が作成された。中等教育段階は教科により改訂時期が異なる。
(6) 日本と比較した特色	州毎に異なる規程が存在するドイツと日本を比較することは、難しい。しかし諸能力を明示した上で教育内容を定める傾向がみてとれる。ベルリン市の事例でいえば、諸能力（コンピテンシー）が提示され、その水準が設定され、それに対応した内容が提示されている。ベルリン市の提示した諸能力（コンピテンシー）は、全体を行動能力として示し、具体的には、①事実能力、②方法的能力、③社会的能力、④個人的能力に区分している。
(7) 近年の教育課程の基準にかかわる動き	ベルリン市の例にみられるように、各教科の内容を規定するのみならず、そこで獲得すべき能力を提示し、そのスタンダードを提示するような形式をとる州が増えてきている。これは2003年から2004年にかけて、常設各州文部大臣会議（KMK）において、ドイツ語、数学、外国語、理科のスタンダードが設定されたことと関連している。
2 基準の改訂と普及について (1) 基準の改訂の手続き、方法	学習指導要領を策定するのは州文部省が編成主体となっている。実際には州教育研究所が関与・作成する場合が多い。
(2) 基準の普及の方法	ノルトライン・ヴェストファーレン州基礎学校学習指導要領は、2003年に暫定案が公表された。2008年7月16日に官報に告示され、同年8月1日施行であった（授業の開始は8月11日）。移行措置に5年間かけたことになる。同州文部省は、同年7月18日付けで学校監督当局に通知を行っている。また、同州文部省は、同年にハンドブック「Kompetenzorientierung - Eine veraenderte Sichtweise auf das Lehren und Lernen in der Grundschule Handreichung」を作成し、関係機関等に周知している。これらはすべてホームページから入手することが可能である。
3 教育課程の評価の方法 (教育課程の基準の評価、教育課程の実施状況の評価の方法等)	<p>(1) ナショナルテストの導入 2001年の「PISA ショック」以降、幾つかの州が共同で比較調査を実施するようになってきている。具体的には、基礎学校における読解力テスト（通称「VERA」Vergleichsarbeiten）、その中等教育版等がある。</p> <p>(2) ナショナルテストの性格 こうした州毎のテスト、あるいは州共通のテストが導入された背景には、能力の検証がこれまで不十分であったことが考えられる。VERAの目的は、①学校や授業の改善、②現状を把握（スタンダードを確保し改善すること）、③専門性（診断の精度を把握し、改善すること）にある</p>

国名	フィンランド
1 教育課程の基準の概要 (1) 教育課程の基準設定の主体 (国、州、自治体等)	国が「基礎教育教育課程基準」を定める。これに基づき、自治体 (自治体連合) が地方レベルの教育課程基準を定めている。学校レベルの教育課程を定めているところもある。
(2) 教育課程の基準に係わる法令 (どの内容を法律で決め、どの内容を行政機関の定める政令等で決めているか)	義務教育の修業年限については、「基礎教育法」(Perusopetuslaki) 第9条において、9年間とすることが定められている。任意で受講可能な第10学年の「付加教育」(lisaopetus) についても、義務教育の範囲内とされている。 教育課程基準の設定主体は、国家教育委員会であることが、「基礎教育法」第14条第2項に記されている。
(3) 教育課程の基準の性格	教育課程について、その性格を明示した記述は見られない。国が定めた教育課程基準を満たしていれば、あとは自治体等が自由に決めることができ、事実上、「最低基準」。 教育課程については、大綱化が行われた1990年代当初は、独自のカリキュラムを編成している学校は都市部に限られ、自治体の教育課程についても、国が定めた教育課程基準に加筆する程度のもが多かった。年月を経て、自治体や学校が独自のカリキュラムを編成するスタイルが浸透してきている。
(4) 教育課程の基準の範囲と内容	ア 基準のねらい (理念など) 「基礎教育教育課程基準」は、国レベルの枠組みとして、また、基礎教育としての一貫性や、就学前教育や後期中等教育との接続を担保する枠組みとして編成されている。教育課程基準編成の基盤となるのは、「基礎教育における国家目標と授業時数に関する政令」が規定する国家目標と授業時数である。なお、2001年の同政令において国家教育目標は、「人として、社会の一員としての成長」「生きるために必要な知識と技能」「教育の機会均等の推進と生涯学習の基盤づくり」の3つの項目のもとに設定されている。
授業日、授業時数、1単位時間の規定 (代表的な小中学校)、 週休日	授業日：年間約190日(「基礎教育法」第23条) 授業時数：週当たりの最低授業時間数が「基礎教育法施行規則」(Perusopetusasetus) 第3条に定められている。これによると、週当たりの授業時間数は、1-2年生19時間、3年生22時間、4年生24時間、5-6年生25時間、7-8年生29時間、9年生30時間である。多くの自治体は、これよりも若干多い時間数を最低授業時間数としている。なお、本規定は次期改訂に向けた議論を経て2012年に修正されたものである。 1単位時間の最低基準は45分である(同第3条4項)。
(5) 改訂の周期と最新の改訂年次	最初に定められたのが1970年であり、その後、1985年、1994年、2004年に改訂され、概ね10年周期で改訂が行われている。なお、現行の教育課程基準は2004年に改訂されたものであり、次期改訂は2016年を予定している。
(6) 日本と比較した特色	学年区分ごとに規定された望ましい成果が、到達目標として、また、評価基準としての機能を担っている点が内容上の特色である。教科内容以外では、補習や家庭と学校の連携など子どもの学習支援体制や私学教育を含む特殊な教育方法について項目を設定して明記している点が特色として挙げられる。
(7) 近年の教育課程の基準にかかわる動き	次の教育課程編成に向け、その前提となる「基礎教育における国家目標と授業時数に関する政令」についての議論が2009年よりスタートしている。教育文化省の諮問を受け、招集された関係機関・団体等の代表から構成されるワーキング・グループは、教育

	<p>課程基準改訂の基盤となる授業時数や教育目標についてのみならず、基礎教育法の改正や義務教育制度全体の見直しも視野に入れた議論を行っており、それを踏まえた提言が、『2020年の基礎教育』（Perusopetus 2020）としてまとめられている。この中では、教育課程基準改訂の方向性として、①授業時数の増加（義務教育全体で400時間、7%程度の増加）、②義務教育における選択科目（特に、言語系教科）の増大、③義務教育段階における新教科「演劇」「倫理」の創設、の三点が打ち出されている。授業時数の増加は、地域間の平等を図ることを企図して提案されたものと説明。見解の違いもあって、野党からのみならず、政権与党内からも批判の声が寄せられており改革案の見直し行われた。結果、最終案では、科目についてはこれまでの伝統的な枠組み（教科）を踏まえる形となった。義務教育における選択科目の拡大など教育課程における柔軟性の拡大や総授業時間数の増加については財政的な問題などから見送られている。</p>
<p>2 基準の改訂と普及について (1) 基準の改訂の手続き、方法</p>	<p>中央レベルの教育行政機関である国家教育委員会が教育課程を策定。策定にあたっては、国家教育委員会が中心となる。実際の編成には、国家教育委員会のもとに置かれた作業部会と、教育課程班（27グループ）、地域ごとに組織された連携ネットワーク（29地域ネットワーク）が当たる（2004年改訂時）。研究者等専門家、現職教員、教育行政関係者らで構成。なお、作業部会と教育課程班における議論には、教科書出版社協会なども参加。</p>
<p>(2) 基準の普及の方法</p>	<p>基準の普及に際しては、移行措置期間が設定されている。現行カリキュラムの場合、2004年の公布の後、2006年から学年進行で導入している。また、一部の学校では、前倒して実施し、導入状況を見ながら評価を実施している。</p>
<p>3 教育課程の評価の方法 (教育課程の基準の評価、教育課程の実施状況の評価の方法等)</p>	<p>(1) 教育課程の基準の評価 1990年代以降、教育課程基準について評価を実施している。1994年の教育課程基準の事業評価は、英国のイースト・アングリア大学に委託して実施。結果は、国家教育委員会の報告書『フィンランドにおける包括的教育課程改革の独立評価』としてまとめられている。これを踏まえ教育課程を調整。 現行版（2004年）については、教育評価会議（Koulutuksen arviointineuvosto）を中心に、評価プロジェクトが行われている（2009-2010年）。教育課程システム及び授業時間配分を対象とし、教育課程基準に記された方針の実現度、教育課程の編成及び実施状況、関係機関者による評価などについて調査を実施、結果を踏まえ対応がなされる。</p> <p>(2) 教育課程の実施状況の評価の方法等 1994年のカリキュラムの大綱化を受け、1998年より全国学力調査を実施。調査方法は、学校単位の抽出調査。主たる対象は、第9学年の母語及び数学であり、概ね2年に一度実施。基本的には、教育課程実施状況の把握、政策評価・事業評価を目的として実施され、教育の機会均等の観点などから分析される。収集されたデータは、政策立案・事業計画、授業改善、カリキュラム改善等に利用。成績が児童生徒に通知されることや、評価に反映されること、進級・卒業認定等において考慮されることはない。 国が実施している学力調査のほか、自治体レベルで同種の調査を行っている場合もある。</p>

国名	オーストラリア
<p>1 教育課程の基準の概要 (1) 教育課程の基準設定の主体 (国、州、自治体等)</p>	<p>各州の学校教育課程基準は、州の政策・計画で示された目標に則って、主にカリキュラム開発、評価および資格付与を担う州政府組織（例えばビクトリア州では、ビクトリア州カリキュラム評価機関（Victorian Curriculum and Assessment Authority : VCAA）により開発・策定される。 現在開発中のナショナル・カリキュラム（「オーストラリアのカリキュラム」）は、連邦レベルの政府組織であるオーストラリア・カリキュラム評価報告機関（Australian Curriculum, Assessment and Reporting Authority : ACARA）が開発・実施の責任を担っている。</p>
<p>(2) 教育課程の基準に係わる法令 (どの内容を法律で決め、どの内容を行政機関の定める政令等で決めているか)</p>	<p>[ビクトリア州の場合] ア「教育訓練改革法 2006」により、VCAA の責任の下、州の教育課程基準を開発することを規定 イ「教育訓練改革規則 2007」により、各学校が教育機関としての登録に際する必須事項として、学校教育カリキュラムを開発し、その評価を行うべきことを規定 [ナショナル・カリキュラムについて] ウ「ACARA 設置法（Australian Curriculum, Assessment and Reporting Authority Act 2008）」で、ACARA の機能の一つとして、ナショナル・カリキュラムの開発・運用を明示</p>
<p>(3) 教育課程の基準の性格</p>	<p>ビクトリア州では、2005 年以降、各学校が学校教育カリキュラムを開発する際に、「ビクトリア州必須学習スタンダード (Victorian Essential Learning Standards : VELs)」に従うよう求めている。 VELs は、①ビクトリア州の保護者およびコミュニティに同州の教育の厳格なスタンダードを示すこと、②校長および教員が児童生徒にこれらのスタンダードを達成させる上で最善のプログラムを考えるよう責任を促すこと、という二つの役割を持つ。 2012 年には、ナショナル・カリキュラムへの移行に伴い、VELs に「オーストラリアのカリキュラム」を組み込んだ AusVELs が用意された。「オーストラリアのカリキュラム」も、VELs 同様、教員が何を教え、児童生徒が何を学び、それによりどのような成果を得ることが期待されているのかを示すことが目的とされる。</p>
<p>(4) 教育課程の基準の範囲と内容</p>	<p>AusVELs では就学前教育段階 (Foundation : F) から 10 年生までに学習すべき内容と各学年で達成すべきスタンダードが示されている。AusVELs は、「教科ごとの学習」のほか、「身体的・個人的・社会的学習」と「教科の枠を超えた学習」の三領域により構成される。「身体的・個人的・社会的学習」は、「オーストラリアのカリキュラム」の「汎用的能力」の育成に通ずるところがあり、国家教育指針で示された「学校教育が公正さと卓越性を促進し、すべてのオーストラリア人が成功した学習者、自信に満ちた創造的な個人、活動的で分別のある市民 (citizens) になる」ために重要だと考えられている。</p>
<p>授業日、授業時数、1 単位時間の規定 (代表的な小中学校)、 週休日</p>	<p>学期・就業日については、州立学校の場合、「教育訓練改革規則 2007」で、州教育大臣が定めると規定されている。就業日は、州教育省ホームページにて一年分が公開されている。また、「学校教育に関する政策・助言の手引き」には、1 週間の授業時数が少なくとも 25 時間なければならないと記されている。ただし、1 単位</p>

	時間についての規定は、明文化されていない。
(5) 改訂の周期と最新の改訂年次	各州における教育課程基準の改訂の周期は特に決まっていない。近年は、ナショナル・カリキュラムの導入等、連邦政府の政策動向の影響により改訂を促される傾向が強い。ビクトリア州の教育課程基準の最新の改訂年次は2005年（VELS 導入）、2007年（一部改訂）および2013年（AusVELS として改訂）である。
(6) 日本と比較した特色	①カリキュラム開発の主体があくまでも教員にあり教育課程基準が教員向け資料やモデル校での実践例、教員研修等とあわせて提供されていること、②近年ではその蓄積および活用を容易にするため電子媒体のみでの配信を行っていること、③教科の枠を超えて身に付けるべき「汎用的能力」の育成が重視されており、それを軸にも教育課程基準が構成し直せること
(7) 近年の教育課程の基準にかかわる動き	2008年から、ナショナル・カリキュラムの開発・実施が段階的に進められている。2013年には第一段階として、英語、算数・数学、歴史、科学の四教科が、一年間の試行期間を経て、各州で導入・実施される。その後、第二段階として地理、言語、芸術の三教科が、さらに第三段階として保健体育、シティズンシップ教育、経済とビジネス、科学技術および後期中等教育のカリキュラムが随時開発・導入される予定である。
2 基準の改訂と普及について (1) 基準の改訂の手続き、方法	各州における教育課程基準の改訂は、通常、教育大臣の要請を受け、主にカリキュラム開発、評価および資格付与を担う州政府組織の主導で行われる。ビクトリア州の場合、州教育大臣の委託により、VCAA が行うことと規定されている。また、改訂の手続きには一般的に、①現行カリキュラムの内容・実施状況等に関する調査、②教育専門家による協議、③幅広い関係者を含む協議、④新教育課程基準の試行および検証が含まれる。 「オーストラリアのカリキュラム」は、ACARA の主導の下、①カリキュラムの形成、②執筆、③実施のための準備、④評価および省察という段階を経る。形成・執筆段階では、専門家および各州関係者はもちろんのこと、学校や教員、児童生徒、保護者、コミュニティの構成員等との、幅広い協議（consultation）の場が用意される。
(2) 基準の普及の方法	実施および実施に際しての準備や支援の提供についての責任は、各州政府にある。通常は、教員研修、教材開発を経て、試行期間がとられた後、本格的な導入へと移行する。
3 教育課程の評価の方法 (教育課程の基準の評価、教育課程の実施状況の評価の方法等)	「オーストラリアのカリキュラム」の評価は、ACARA の理事会に提出される年報にて随時報告されることになっている。ACARA では今後、「オーストラリアのカリキュラム」について、各州がそれらの情報を集めやすいように、リサーチ・クエスチョンを含む評価のためのフレームワークを開発・提供する予定である。

国名(学校種)	シンガポール
1 教育課程の基準の概要 (1) 教育課程の基準設定の主体 (国、州、自治体等)	教育課程の基準となるシラバス (syllabus) は、国・教育省 (Ministry of Education) が策定・発行。教育省 WEB サイトで閲覧可能。1997 年に「学校区」 (school cluster) 制が導入、全国の小中学校、ジュニア・カレッジ、中央教育学院 (Centralised institute) は東西南北に各 7 区、計 28 の学校区に所属。教育省は「区教育長」 (Cluster Superintendent) を校長職経験者から任命し、政府立校 (Government School)、政府補助立校 (Government Aided School) の人事管理、予算運用、シラバスの履行や成績状況の監督・指導、使用する教科書・教材の決定、学校評価や教員評価、現職研修、教材や施設・設備等の共同管理・運用などの権限を与えている。
(2) 教育課程の基準に係わる法令 (どの内容を法律で決め、どの内容を行政機関の定める政令等で決めているか)	1957 年制定の「教育法」 (Education Act) で、教育行政、学校種や名称使用、学校経営、教員人事・管理、学校評価などに関する事項が定められており、教育大臣より任命された教育長官にこれらの許認可権が与えられている。直近の同法改正は 2009 年。2000 年には「義務教育法」が定められ、初等教育 6 年間で義務教育に位置づけられた。同法の成立にあたり、イスラーム宗教学校等の私立学校やホームスクーラーにも、言語教育、国民意識教育 (National Education) などの教育内容が課せられ、児童には一定水準以上の成績が求められている。直近の同法改正は 2001 年。
(3) 教育課程の基準の性格	政府立校 (初等・中等学校の約 7 割)、および政府補助立校は、シラバスの基準に従って教育課程を編成。1997 年に教育省は「教育到達目標」 (Desired Outcome of Education) を定め (直近の改正は 2009 年)、初等教育や前期・後期中等教育など教育段階ごとに到達目標を明示。各教科用シラバスは、各到達目標とともに、各教科の目的や改正のポイント、学年ごとの学習目標や教育内容、教授法、評価の方法などを詳説。中等教育段階以上ではその修了にあたって、「普通教育修了資格」 (GCE) の各レベル試験を受験し、進学先の要件基準をパスしなければならない。
(4) 教育課程の基準の範囲と内容	2010 年 3 月発表の「カリキュラム 2015」では教育到達目標とともに、21 世紀に求められるコンピテンシーとその養成に向けた教育課程のフレームワークを下記のように明示した。 ・中核的価値 (Core Values) …自他の尊重、責任感、誠実さ、思いやり、克服力、協調性 ・社会的・情動的コンピテンシー (Social and Emotional Competencies) …自己認知、自己管理、社会認知、関係形成、責任ある意志決定 ・21 世紀型コンピテンシー…市民的リテラシー・グローバル認識・文化越境技能、批判的・独創的思考力、情報コミュニケーション技能
授業日、授業時数、1 単位時間の規定 (代表的な小中学校)、 週休日	学期ごとの授業の開始日や終了日、祝祭日や長期休暇期などの学校暦は全国一律であり、教育省が決定し通知する。1 単位時間は、小学校は 30 分、中学校では 35-40 分。1 日の授業時数は原則 10 時限である。
(5) 改訂の周期と最新の改訂年次	改訂周期は教科によって異なるが、言語科目や数学、理科などの主要教科は概ね 5 年ごとに改訂されてきた。
(6) 日本と比較した特色	①小学校 5・6 年で言語科目が習熟度別コース、中学校は学力別クラスに分けられることから、同一学年や同一教科であっても、コースやクラスによって教育課程の水準や内容が異なる。 ②国家試験である初等教育段階の「小学校卒業試験」 (Primary School Leaving Examination: PSLE)、中等教育段階での GCE 試験を通じて、教育省が全ての児童・生徒の学力データを常時把握し、精度の高い学力動向分析を行っている。

	<p>③第1次（1997－2002）教育 ICT マスタープランの段階で、全ての学校で授業時間の30%でICTを利用するという目標を掲げ、現在では全国の学校、全ての教科でICTを利用した授業が普及。教育省のWEBサイトには検定済のネットワーク活用型のインタラクティブ教科書（“i-Text”）のリストも掲示。</p> <p>④社会科で自国の近現代史を学び、公民・道徳教育では愛国心を涵養する体験型・課題発見型の教育活動を展開。</p>
(7) 近年の教育課程の基準にかかわる動き	<p>以前、小学校では4年終了時に振り分け試験（英語、民族語、算数、理科の4教科）が行われ、5・6年は学力別に3つのクラス（EM1/EM2/EM3）に分かれていた。EM1とEM2の児童は英語、算数、理科は同じ内容を学ぶが、民族語ではEM1は上級、EM2が中級となり教科書も異なっていた。またEM3の児童は、英語は同じだが、民族語、算数、理科は生活実践的な基礎レベルの内容を学ぶ。2004年に教育省はEM1とEM2を統合し、08年にはEM3を廃止。振り分け試験も各校が独自に問題を策定して、実施時期も自由に設定して良いことになった。これ以降、各校では教科別に学習集団が構成（subject-based banding）され、5・6年児童は通常クラスに在籍したまま、教科ごとに標準や基礎の各コース（民族語には上級コースも用意）を選択・履修している。</p>
2 基準の改訂と普及について (1) 基準の改訂の手続き、方法	<p>教育省のカリキュラム計画・開発局や人間性開発局が中心となって策定する。また、カリキュラム政策室は国立教育学院（National Institute of Education: NIE）やシンガポール試験・評価局（Singapore Examinations and Assessment Board）と連携して調査・研究を進め、カリキュラムの見直しや中長期的なカリキュラム計画の立案を行う。新たな教育方針が決定される際には、現場教員や保護者、企業等の各種団体の代表者も加わった専門の審議会が設けられることが多い。</p>
(2) 基準の普及の方法	<p>審議会方式で検討される場合、校長や副校長、主任教諭などの教員へのインタビュー、保護者や関係団体との協議、各種の公開セミナーの開催、電話・新聞・雑誌・インターネットを用いたパブリック・オピニオンの募集などを重ね、また実験校（pilot school）での試行成果を踏まえて、新しいシラバスの指針を作成。</p>
3 教育課程の評価の方法 （教育課程の基準の評価、教育課程の実施状況の評価の方法等）	<p>ア．学力調査（ナショナル・テスト）</p> <p>①小学校卒業試験（PSLE）…全ての小学生が英語、民族母語、数学、理科の4教科を受験。</p> <p>②普通教育修了資格（GCE）試験…中等教育段階には、標準（Normal）、普通（Ordinary）、上級（Advanced）の各レベル別のGCE試験を準備。</p> <p>イ．教育課程の基準の評価</p> <p>2012年9月、教育省は2013年度で、学力別の学校群の公開を停止し、「学校表彰基本計画」（Masterplan of Awards: MoA）においても学業成績に関わる賞を廃止することを通達した。MoAについては、2014年から下記のように改められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教授・学習ベストプラクティス賞（Best Practice in Teaching and Learning） ・全人教育ベストプラクティス賞（Best Practice in Student All-Round Development） ・職能開発・福利厚生ベストプラクティス賞（Best Practice in Staff Development and Well Being） ・人間性・市民性教育ベストプラクティス賞（Best Practice in Character and Citizenship Education） ・パートナーシップ・ベストプラクティス賞（Best Practice in Partnership）

国 名 (学校種)	中 国
1 教育課程の基準の概要 (1) 教育課程の基準設定の主体 (国、州、自治体等)	教育課程の基準は国 (教育部) が策定している。これを基に、省・自治区・直轄市が地域内の基準を策定する。全体としての編成方針や開設科目・時間配分に関する基準を示す「教学計画」(1992年に「課程計画」に名称変更) と、各教科の目標や内容等の基準を示す「教学大綱」(2001年に「課程標準」に名称変更) からなる。
(2) 教育課程の基準に係わる法令 (どの内容を法律で決め、どの内容を行政機関の定める政令等で決めているか)	<p>ア 学校種、修業年限、教育課程の基準の設定主体 国务院教育行政部門 (教育部) は、教育制度、教育・学習内容、教育課程を確定し、試験制度を改革し、高級中学 (後期中等教育段階) の生徒募集方法を改善し、以て資質教育の実施を推進しなければならない。 (義務教育法第 35 条)</p> <p>イ 授業日 (数)、授業時数、教科等の構成・配当時数 国が定める「教学計画」又は「課程計画」において定められている。</p> <p>ウ 各教科等の目標・内容等 国が定める「教学大綱」又は「課程標準」において内容等が定められている。</p>
(3) 教育課程の基準の性格	教育課程の基準は学校が守るべき基本の方針・基準として示されている (国家教育委員会「義務教育法実施細則」第 20 条、1992 年)。教育課程の基準の目標・内容から、教育課程の基準には、国が児童生徒に身につけるべき基本的な知識や技能の基準が記されている。
(4) 教育課程の基準の範囲と内容	教育課程の基準は、教育課程の編成方針、教育内容、教育実践、教育評価の方法等で構成されている。その内容は、国民の資質向上のために、創造力と実践能力の育成に重点を置き、児童生徒の一人一人の心身の発達を促すとともに、生涯にわたって学習することができる力を身につけさせることを目標としている (2001 年 7 月「基礎教育課程改革要綱 (試行)」)。
授業日、授業時数、1 単位時間の規定 (代表的な小中学校)、週休日	<ul style="list-style-type: none"> ・1995 年から学校週 5 日制を実施。 ・年間授業期間 35 週、学校裁量 2 週、期末試験期間 2 週 (初級中学最終学年の第 2 学期は授業期間を 2 週減らし、試験期間を 2 週増やす)、休暇 13 週。1 年は 2 学期制。1 単位時間は、一般に、第 1～第 6 学年 (小学校) は 40 分、第 7～第 9 学年 (初級中学) は 45 分。北京市では、年間授業期間 35 週、1 単位時間 40～45 分。上海市では、年間授業期間 34 週、1 単位時間は、第 1～5 学年では 35 分、第 6～第 9 学年では 40 分。
(5) 改訂の周期と最新の改訂年次	<ul style="list-style-type: none"> ・文化大革命の影響もあり、定期的な作業は行われていない。 ・近年の改訂は、義務教育段階では 1993 年、2010 年、2011 年に行われている。2011 年の場合、各教科の内容のみ見直しが行われ、開設科目、時間配分に変更はみられない。高級中学 (高校段階) では 1990 年、2003 年に改訂が行われている。
(6) 日本と比較した特色	<ul style="list-style-type: none"> ・国が定めた教育課程の基準に基づき、各省・自治区・直轄市ごとに教育課程基準を設定できる。省レベルの教育委員会は国が定める課程の実施計画と地方が定める課程を定め、教育部に報告する。 ・義務教育段階の区切りも、地域によって異なる。

	<ul style="list-style-type: none"> 各教科の授業時間の配当を割合で示し、地域や学校が現状に応じて弾力的に設定することができるようにしている。
(7) 近年の教育課程の基準にかかわる動き	<ul style="list-style-type: none"> 過熱した受験競争の存在があり、受験対応型の教育を克服するために、教育部は1990年代後半より「資質教育（素質教育）」の実施を提唱。資質教育の推進という方針のもと、教育課程の基準の改訂作業が進められ、2001年に教育課程の基準（「義務教育課程設置実験方案」および「義務教育課程標準（実験稿）」）が発表された。同基準に対しては2007年より本格的に教科内容の見直しが行われ、2011年末に教科内容の新基準として「義務教育課程標準（2011年版）」が発表された。新基準は2012年秋から小学校1年、中学校1年生で実施されている。 教科内容の新基準の発表に伴い、教科書の再編も行われている。同基準に則して採択された教科書には「教育部審定2012」の文字が印刷されている。「言語・文学」、「歴史」、「思想品德」の教科書については新基準の改訂作業の中で教科書の国定化を望む声があった。そのため、これらの教科書の再編作業が進まず、2012年秋時点では旧い教科内容の基準（実験稿）に基づいて編集された教科書が使用されている。
2 基準の改訂と普及について	教育課程の基準は、大学や研究機関の専門家、学者、初等中等学校の教員などの意見を踏まえ、教育部が策定する。教育部は一部の師範大学内に「基礎教育課程研究センター」を設置し、教育課程研究を行わせている。
(1) 基準の改訂の手続き、方法	
(2) 基準の普及の方法	教育課程の基準を全国実施する前に、一部地域で先行実施し、その様子を見ながら調整を行い、その後全国で実施。新課程を試験的に実施する一方で、教育現場が新しい教育課程にスムーズに移行できるよう、教育部はすべての教員が新課程の理念や内容を学ぶ研修を実施。また、印刷物を配布して社会に対しても周知。
3 教育課程の評価の方法 （教育課程の基準の評価、教育課程の実施状況の評価の方法等）	<p>(1) 学力調査</p> <p>教育部の組織である「教育部基礎教育課程教材発展センター」は2003年より学力調査（呼称は「国家中小学学業質量監控項目」「中小学学業質量分析、反馈与指導系統項目」「学業質量分析測試」など）を一部地域対象に実施している。結果は地域、学校、個人にフィードバックされるとともに、国の政策立案や教育内容の改善のためのデータとして提供されている。</p> <p>さらに教育部は、地域間における教育格差の是正、教育の質向上を目指して「教育部基礎教育モニタリング調査センター」（教育部基礎教育質監測中心）を2007年に設置、全国でのモニタリング調査を開始している。主な調査内容は児童生徒の公民的資質、身体および健康水準、学業水準、芸術的素養、実践能力、教育環境についてである。2012年5月、全国から抽出された義務教育段階の第4学年と第8学年の21万人に対し、数学と理科（科学）について国内で初めて全国一斉の学業水準に関する調査を実施した。</p> <p>(2) 教育課程の実施状況の調査</p> <p>地方ごとに教員や校長に対してアンケートを行い、新課程を実施した結果や実施上の問題点などを周期的に評価、分析を行うこととされている。</p>

国 名 (学校種)	台 湾
1 教育課程の基準の概要 (1) 教育課程の基準設定の主体 (国、州、自治体等)	就学前教育、義務教育 (初等教育 6 年と前期中等教育 3 年)、後期中等教育 (普通教育の高級中学と職業教育の高級職業学校に分岐) の全段階で、中央政府レベルの教育当局である教育部が「課程綱要」と称する教育課程の基準を設定。
(2) 教育課程の基準に係わる法令 (どの内容を法律で決め、どの内容を行政機関の定める政令等で決めているか)	「幼稚教育法」、「国民教育法」、「高級中学法」、「職業学校法」、「大学法」と、教育段階ごとに法律が定められている。「国民教育」と称する義務教育段階では、修業年限及び教育課程の設定主体は「国民教育法」が、授業日 (数)、授業時数、教科等の構成、配当時数、各教科等の目標・内容は『国民中小学九年一貫課程綱要』がそれぞれ規定。
(3) 教育課程の基準の性格	『国民中小学九年一貫課程綱要』は、「総綱」と「学習領域別課程綱要」の二つの部分によって構成される。総則にあたる「総綱」では、改訂の背景・基本理念・カリキュラムの目標・基本能力 (core competence) ・学習領域・実施上の要点が説明され、学習領域別の課程綱要では、当該学習領域の基本理念・目標・段階別能力指標 (competence indicators) ・ (当該学習領域の) 段階別能力指標と (カリキュラム全体の) 十大基本能力との関連性、実施上の要点が示される。
(4) 教育課程の基準の範囲と内容	*2011 年度から実施の基準
授業日、授業時数、1 単位時間の規定 (代表的な小中学校)、週休日	「総綱」の実施上の要点の項目で定められている。授業日数は年間 200 日、2 学期制で 1 学期は 20 週、週あたりの授業日は 5 日と決められている。1 コマの時間数は小学校が 40 分、中学校が 45 分である。
教科等の種類	所謂「世紀を跨ぐ (跨世紀)」カリキュラム改革を経て、2001 年度に実施された『国民中小学九年一貫課程綱要』 (当時暫定版) に至って、従来の細分化した「教科」がより包括的な「学習領域」に再編された。学習領域は、語文、健康と体育、社会、芸術と人文、自然と生活の科学技術、数学、総合活動からなるが、小学校第 1-2 学年では、社会、芸術と人文、自然と生活の科学技術が生活の名称で統合的に教えられている。また、語文は、本国語文と英語により構成され、英語は小学校第 3 学年に開始する (第 1 学年開始の自治体もあり)。本国語文は、「国語」 (中学校では「国文」と呼ばれる標準中国語と「閩南語」「客家語」「原住民族語」の各エスニック・グループの言語に分けられる。
(5) 改訂の周期と最新の改訂年次	1968 年の教育改革によって義務教育が実質的に 9 年間となり、それを機に、『国民小学暫行課程標準』及び『国民中学暫行課程標準』が制定された。その後、『国民小学課程標準』は 1975 年と 93 年、『国民中学課程標準』は 72 年、83 年、85 年、94 年に改訂されたが、民主化後の 1990 年代の一連の改訂 (小学校 93 年、中学校 94 年、高校 95 年) は、その後のカリキュラム改革に大きな影響をあたえた。『国民中小学九年一貫課程暫行綱要』の制定に至る「世紀を跨ぐ」カリキュラム改革は、94 年改訂『国民中学課程標準』の実施 (97 年 9 月) を待たずに動き出し、98 年 9 月に「総綱」が公布されたのに続けて、学習領域別の「課程綱要」が発表され、2001 年度から段階的に実施に移された。その後、04 年度に暫定版から正式版に移行し、再び 08 年に改訂された版が 11 年度から実施さ

	れている。
(6) 日本と比較した特色	小中の基準が一貫化され、9年というスパンで課程の設計がなされている点が、最も大きな相違。また、「課程綱要」においては、「能力 (competence)」と「統整 (integration)」が課程設計の中心思想となっており、全体／領域で養うべき能力が指標として示されている点が大きな特徴といえる。『国民中小学九年一貫課程綱要』が提示する基本能力は、「自己の理解と潜在能力の発展」、「鑑賞・表現・創造」、「キャリアプランニングと生涯学習」、「表現・コミュニケーション・分かち合い」、「尊重・配慮・団結協力」、「文化学習と国際理解」、「計画・組織・実践」、「運用・組織・実践」、「主体的な探索と研究」、「独立した思考と問題の解決」の10項目。
(7) 近年の教育課程の基準にかかわる動き	2008年に改訂された『国民中小学九年一貫課程綱要』が2011年度から実施されている。
2 基準の改訂と普及について	学習領域別の研究・修正小組（ワーキンググループ）から議論を始め、段階的に全体を作り上げていくモデルとなっている。「国民中小学課程綱要審議委員会」、「国民中小学課程綱要研究発展小組」という二層の常設的課程改訂メカニズムにより、随時問題の発見を行うと同時に、課程の評価と研究、調整を行う。
(1) 基準の改訂の手続き、方法	
(2) 基準の普及の方法	2004年に暫定版から正式版に移行する際には、前年の公布であったが、11年度実施の改訂版は08年に公布され、より多くの普及・準備期間が確保されることとなった。また、旧「課程標準」から「課程綱要」への切り替えに当たっては、全国134の学校で、新課程の試験実施が行われた。
3 教育課程の評価の方法 （教育課程の基準の評価、教育課程の実施状況の評価の方法等）	<p>教育課程の評価については、『国民中小学九年一貫課程綱要』の「総綱」の実施上の要点の中で、中央政府、地方政府及び学校の責任が明確に規定されている</p> <p>責任分担の下で行われる課程の評価は、多様な方法で行い、形成的 (formative) 評価と総括的 (summative) 評価の双方を重視すべきこと、課程評価の結果をカリキュラムの改善、教学の計画の選択、学習成果の向上、評価後の検討等に役立てるべきことが規定されている。</p> <p>(2) 学力調査</p> <p>国際学力調査における成績が社会の関心事となる一方、『国民中小学九年一貫課程綱要』の実施と並行して、「台湾学生学習成就評量資料庫 (Taiwan Assessment of Student Achievement: TASA)」という独自の学力調査システムの構築が進められてきた。(国家教育研究院籌備処が実施) 対象となる学年は、小学4年、6年、中学2年、高校(高級中学と高級職業学校)2年であり、国語・英語・数学・自然・社会の5科目の試験(正式試験の前年に予備試験を行う)を3年周期で行う。受験者は全国の学校からランダムに抽出され、5科目(小学4年生は国語・数学・自然の3科目)から2科目の試験を受ける。2008年に小学校で予備試験が行われ、他学年でも実施され始めている。</p>

国名	韓国
1 教育課程の基準の概要 (1) 教育課程の基準設定の主体 (国、州、自治体等)	韓国における教育課程の基準は国（中央官庁である教育科学技術部）が定める。
(2) 教育課程の基準に係わる法令 (どの内容を法律で決め、どの内容を行政機関の定める政令等で決めているか)	韓国の教育基本法第9条の規定により、初等教育および中等教育に関する事項を定めた初・中等教育法（法律第11219号）の第23条第2項では、教育課程の基準と内容に関する基本的な事項の決定者が明示されている。
(3) 教育課程の基準の性格	2009改訂教育課程の性格は以下の5点にまとめられる。 ① 国家レベルでの共通性と地域、学校、個人レベルでの多様性を同時に追求する教育課程である。 ② 学習者の自律性と創意性を伸張する児童・生徒中心の教育課程である。 ③ 教育庁と学校、教員、児童、生徒、保護者がともに実現する教育課程である。 ④ 学校教育体制を教育課程中心のものに改善するための教育課程である。 ⑤ 教育での課程と結果の質的水準を維持、管理するための教育課程である。
(4) 教育課程の基準の範囲と内容	2009改訂教育課程は、次のような方針で構成されている。 ① 思いやりと分かち合いを実践する創意的な人材を育てるように教育課程を構成する。 ② 小学校1学年から中学校3学年までの共通教育課程と、高等学校1学年から3学年までの選択教育課程を編成する。
授業日、授業時数、1単位時間の規定 (代表的な小中学校)、 週休日	小学校では、1時間の授業は40分を原則とし、年間34週を基準とする。中学校では、1時間の授業は45分を原則とし、年間34週を基準とする。 2012年から全面的に週5日（月、火、水、木、金曜日）制が実施されている。
(5) 改訂の周期と最新の改訂年次	教育課程の改訂の周期は、第1次教育課程の時期(1954-1963)、第2次教育課程の時期(1963-1973)、第3次教育課程の時期(1973-1981)、第4次教育課程の時期(1981-1987)、第5次教育課程の時期(1987-1992)、第6次教育課程の時期(1992-1997)、第7次教育課程の時期(1997-2007)、2007年改訂教育課程の時期(2007-2009)、2009改訂教育課程の時期(2009-現在)である。
(6) 日本と比較した特色	2009改訂教育課程では創意的体験活動を新たに導入した。教科外の教育活動の本来の趣旨に適合に運営できるよう、細部領域を自律活動、クラブ活動、奉仕活動、進路活動である。
(7) 近年の教育課程の基準にかかわる動き	世界化・国際化時代を迎え、知識競争が国家競争力を左右する状況では、初・中等教育課程はグローバルで創意的な人才の育成

	<p>が可能な構造で改編される必要がある。そして、おびただしい量の知識を生み出し、その多くの知識が瞬く間に処理される知識情報化時代では、学習経験の量より質を強調する教育課程に転換される必要がある。</p> <p>また、専門化し、変化する社会や教育を受ける人々の多様な要求を勘案して、単位学校の教育課程編成・運用に弾力性と自律性を付与することで、教育課程の多様化と特性化を誘導することが必要である。</p>																								
<p>2 基準の改訂と普及について (1) 基準の改訂の手続き、方法</p>	<p>大統領の諮問機構である国家教育科学技術諮問会議の教育課程特別委員会は初・中等教育課程の未来適合性を引き上げるために未来型教育課程を構想し、「グローバル創意人」を学校教育が推究する人間像として設定した。未来型教育課程構想の主眼は、教育課程の適合性の引き上げ、教育課程の適正化、教育課程の多様化、教育課程の自律化、教育課程の責務性の強化とされた。これをもとに、初・中等教育課程の改訂が行なわれた。</p>																								
<p>(2) 基準の普及の方法</p>	<p>2009 改訂教育課程の適用時期は下表のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">2009 改訂教育課程の適用時期</p> <table border="1" data-bbox="564 862 1396 1097"> <thead> <tr> <th rowspan="2">学校級</th> <th colspan="4">適用年度</th> </tr> <tr> <th>2013</th> <th>2014</th> <th>2015</th> <th>2016</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>1・2 学年</td> <td>3・4 学年</td> <td>5・6 学年</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>1 学年</td> <td>2 学年</td> <td>3 学年</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>高校</td> <td>-</td> <td>1 学年</td> <td>2 学年</td> <td>3 学年</td> </tr> </tbody> </table>	学校級	適用年度				2013	2014	2015	2016	小学校	1・2 学年	3・4 学年	5・6 学年	-	中学校	1 学年	2 学年	3 学年	-	高校	-	1 学年	2 学年	3 学年
学校級	適用年度																								
	2013	2014	2015	2016																					
小学校	1・2 学年	3・4 学年	5・6 学年	-																					
中学校	1 学年	2 学年	3 学年	-																					
高校	-	1 学年	2 学年	3 学年																					
<p>3 教育課程の評価の方法 (教育課程の基準の評価、教育課程の実施状況の評価の方法等)</p>	<p>2009 改訂教育課程の円滑な編成・運営をするため、国家レベルでは次のような評価・支援を行なう。</p> <p>① 市町村、都道府県の教育庁の教育課程支援活動と単位学校の教育課程編成・運営活動が相互有機的に成り立つよう、行政的財政的支援をする。</p> <p>② この教育課程の質管理のため、国家レベルでは周期的に学業成就度評価、学校と教育機関の評価、教育課程編成・運営に関する評価を実施する。</p> <p>③ 国家レベルでは、学校で教育課程の精神を具現した評価活動が円滑に行なわれるよう、多様な方案を講じて学校現場に提供しなければならない。</p>																								

平成 24 年度 プロジェクト研究調査研究報告書

初等中等教育-019

教育課程の編成に関する基礎的研究

報告書 4

諸外国における教育課程の基準（改訂版）

－ 近年の動向を踏まえて －

平成 25 年（2013）3 月 発行

研究代表者 勝野 頼彦

（国立教育政策研究所 教育課程研究センター長）

発行者 国立教育政策研究所

住 所 〒100-8951 東京都千代田区霞が関 3-2-2
